

### 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

#### 第 1 号 (9月9日) (金曜日)

開 会	1 4
開 議	1 4
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 4
日程第 2 会期の決定	1 4
日程第 3 諸般の報告	1 4
日程第 4 行政報告	1 5
宮路市長報告	1 5
日程第 5 報告第 1 号平成 1 6 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
日程第 6 承認第 2 7 号専決処分につき承認を求めることについて	1 6
専決第 2 7 号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
益満総務企画部長	1 6
日程第 7 承認第 2 8 号専決処分につき承認を求めることについて	1 8
専決第 2 8 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 号)	1 8
宮路市長提案理由説明	1 8
日程第 8 議案第 2 1 号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に 関する協議について	1 9
宮路市長提案理由説明	1 9
日程第 9 議案第 2 2 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協議に ついて	1 9
日程第 1 0 議案第 2 3 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協 議について	1 9
日程第 1 1 議案第 2 4 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協 議について	1 9
宮路市長提案理由説明	2 0
日程第 1 2 議案第 2 5 号鹿児島県市町村交通災害共済組合格約の変更に関する協議について	

.....	2 1
日程第 1 3 議案第 2 6 号鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について .....	2 1
日程第 1 4 議案第 2 7 号鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について .....	2 1
日程第 1 5 議案第 2 8 号鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について .....	2 1
宮路市長提案理由説明 .....	2 1
日程第 1 6 議案第 2 9 号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について .....	2 2
日程第 1 7 議案第 3 0 号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について ...	2 2
日程第 1 8 議案第 3 1 号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について .....	2 2
日程第 1 9 議案第 3 2 号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について ...	2 2
日程第 2 0 議案第 3 3 号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について .....	2 2
日程第 2 1 議案第 3 4 号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について ...	2 2
宮路市長提案理由説明 .....	2 3
日程第 2 2 議案第 3 5 号鹿児島県広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び 同協議会規約の変更に関する協議について .....	2 4
日程第 2 3 議案第 3 6 号鹿児島県広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び 同協議会規約の変更に関する協議について .....	2 4
日程第 2 4 議案第 3 7 号鹿児島県広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び 同協議会規約の変更に関する協議について .....	2 4
宮路市長提案理由説明 .....	2 4
日程第 2 5 議案第 3 8 号西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組 合規約の変更に関する協議について .....	2 5
宮路市長提案理由説明 .....	2 5
樋渡市民福祉部長 .....	2 6
日程第 2 6 議案第 3 9 号薩南火葬場組合を解散するための協議について .....	2 6
日程第 2 7 議案第 4 0 号薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について .....	2 6
宮路市長提案理由説明 .....	2 7

日程第 28	議案第 41 号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について	27
日程第 29	議案第 42 号薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財産処分に関する協議について	27
	宮路市長提案理由説明	27
	樋渡市民福祉部長	28
日程第 30	議案第 43 号串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について	29
	宮路市長提案理由説明	29
	樋渡市民福祉部長	29
休 憩		30
日程第 31	議案第 44 号日置市長の給与の特例に関する条例の制定について	30
	宮路市長提案理由説明	30
	坂口ルリ子さん	30
	宮路市長	30
	坂口ルリ子さん	31
	宮路市長	32
	坂口ルリ子さん	32
	花木千鶴さん	32
	益満総務企画部長	33
	花木千鶴さん	33
	宮路市長	34
	花木千鶴さん	34
	宮路市長	34
	坂口洋之君	34
	池上総務課長	34
	坂口洋之君	34
	池上総務課長	34
	坂口洋之君	35
	池満 涉君	35
	宮路市長	36

東 孝志君	3 6
益満総務企画部長	3 6
東 孝志君	3 6
益満総務企画部長	3 6
東 孝志君	3 6
益満総務企画部長	3 6
佐藤彰矩君	3 6
宮路市長	3 6
佐藤彰矩君	3 7
宮路市長	3 7
佐藤彰矩君	3 7
宮路市長	3 7
日程第 3 2 議案第 4 5 号日置市交通安全対策会議条例の一部改正について	3 8
宮路市長提案理由説明	3 8
日程第 3 3 議案第 4 6 号日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について	
.....	3 8
宮路市長提案理由説明	3 8
益満総務企画部長	3 9
坂口ルリ子さん	3 9
益満総務企画部長	3 9
坂口ルリ子さん	4 0
益満総務企画部長	4 0
休 憩	4 0
日程第 3 4 議案第 4 7 号日置市公民館条例の一部改正について	4 0
日程第 3 5 議案第 4 8 号日置市伊集院文化会館条例の一部改正について	4 0
宮路市長提案理由説明	4 0
満尾教育次長	4 1
日程第 3 6 議案第 4 9 号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について	4 2
宮路市長提案理由説明	4 2
外園産業建設部長	4 2
日程第 3 7 議案第 5 0 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号)	4 2

日程第 3 8	議案第 5 1 号平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	……	4 2
日程第 3 9	議案第 5 2 号平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	……	4 2
日程第 4 0	議案第 5 3 号平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	…	4 2
日程第 4 1	議案第 5 4 号平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）	……	4 2
日程第 4 2	議案第 5 5 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	……	4 2
日程第 4 3	議案第 5 6 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	……	4 2
日程第 4 4	議案第 5 7 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）	……	4 3
	宮路市長提案理由説明	……	4 3
	田畑純二君	……	4 5
	樹土木建設課長	……	4 6
	外園産業建設部長	……	4 6
	池上総務課長	……	4 6
	田畑純二君	……	4 6
	外園産業建設部長	……	4 7
	佐藤彰矩君	……	4 7
	福田財政管財課長	……	4 7
	池上総務課長	……	4 8
	富迫企画課長	……	4 8
	外園産業建設部長	……	4 8
	満尾教育次長	……	4 9
	佐藤彰矩君	……	4 9
	池上総務課長	……	4 9
	福田財政管財課長	……	5 0
	外園産業建設部長	……	5 0
	佐藤彰矩君	……	5 0
	池上総務課長	……	5 0
	坂口ルリ子さん	……	5 0
	池上総務課長	……	5 1
	福田財政管財課長	……	5 1
	外園産業建設部長	……	5 1

満尾教育次長	5 1
坂口ルリ子さん	5 1
満尾教育次長	5 2
池上総務課長	5 2
池満 渉君	5 2
池上総務課長	5 2
池満 渉君	5 2
池上総務課長	5 2
谷口正行君	5 3
満尾教育次長	5 3
松尾公裕君	5 3
樋渡市民福祉部長	5 3
松尾公裕君	5 4
樋渡市民福祉部長	5 4
休 憩	5 4
日程第 4 5 認定第 1 号平成 1 6 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について	5 5
日程第 4 6 認定第 2 号平成 1 6 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
日程第 4 7 認定第 3 号平成 1 6 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
日程第 4 8 認定第 4 号平成 1 6 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
日程第 4 9 認定第 5 号平成 1 6 年度東市来町水道事業会計決算認定について	5 5
宮路市長提案理由説明	5 5
日程第 5 0 認定第 6 号平成 1 6 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について	5 6
日程第 5 1 認定第 7 号平成 1 6 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 6
日程第 5 2 認定第 8 号平成 1 6 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	5 6
日程第 5 3 認定第 9 号平成 1 6 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 6
日程第 5 4 認定第 1 0 号平成 1 6 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算	

	認定について .....	5 6
日程第 5 5	認定第 1 1 号平成 1 6 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 6
日程第 5 6	認定第 1 2 号平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計決算認定について .....	5 6
	宮路市長提案理由説明 .....	5 6
日程第 5 7	認定第 1 3 号平成 1 6 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について .....	5 6
日程第 5 8	認定第 1 4 号平成 1 6 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 6
日程第 5 9	認定第 1 5 号平成 1 6 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 6
日程第 6 0	認定第 1 6 号平成 1 6 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 1	認定第 1 7 号平成 1 6 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 2	認定第 1 8 号平成 1 6 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 3	認定第 1 9 号平成 1 6 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について .....	5 7
	宮路市長提案理由説明 .....	5 7
日程第 6 4	認定第 2 0 号平成 1 6 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 5	認定第 2 1 号平成 1 6 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 6	認定第 2 2 号平成 1 6 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 7	認定第 2 3 号平成 1 6 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 8	認定第 2 4 号平成 1 6 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 6 9	認定第 2 5 号平成 1 6 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7
日程第 7 0	認定第 2 6 号平成 1 6 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	5 7

日程第 7 1	認定第 2 7 号平成 1 6 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	5 8
	宮路市長提案理由説明 ……………	5 8
日程第 7 2	認定第 2 8 号平成 1 6 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について ……	5 8
	宮路市長提案理由説明 ……………	5 8
日程第 7 3	認定第 2 9 号平成 1 6 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について……………	5 8
	宮路市長提案理由説明 ……………	5 8
日程第 7 4	認定第 3 0 号平成 1 7 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 7 5	認定第 3 1 号平成 1 7 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 7 6	認定第 3 2 号平成 1 7 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 7 7	認定第 3 3 号平成 1 7 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 7 8	認定第 3 4 号平成 1 7 年度東市来町水道事業会計決算認定について ……	5 9
	宮路市長提案理由説明 ……………	5 9
日程第 7 9	認定第 3 5 号平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 8 0	認定第 3 6 号平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 8 1	認定第 3 7 号平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 8 2	認定第 3 8 号平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 8 3	認定第 3 9 号平成 1 7 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について ……	5 9
日程第 8 4	認定第 4 0 号平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について ……	6 0
日程第 8 5	認定第 4 1 号平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計決算認定について ……	6 0
	宮路市長提案理由説明 ……………	6 0
日程第 8 6	認定第 4 2 号平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について ……	6 0
日程第 8 7	認定第 4 3 号平成 1 7 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ	



	いて .....	6 0
日程第 8 8	認定第 4 4 号平成 1 7 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 0
日程第 8 9	認定第 4 5 号平成 1 7 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 0
日程第 9 0	認定第 4 6 号平成 1 7 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について .....	6 0
日程第 9 1	認定第 4 7 号平成 1 7 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認 定について .....	6 0
日程第 9 2	認定第 4 8 号平成 1 7 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について .....	6 0
	宮路市長提案理由説明 .....	6 1
日程第 9 3	認定第 4 9 号平成 1 7 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 4	認定第 5 0 号平成 1 7 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 5	認定第 5 1 号平成 1 7 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 6	認定第 5 2 号平成 1 7 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 7	認定第 5 3 号平成 1 7 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 8	認定第 5 4 号平成 1 7 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 9 9	認定第 5 5 号平成 1 7 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	6 1
日程第 1 0 0	認定第 5 6 号平成 1 7 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて .....	6 1
	宮路市長提案理由説明 .....	6 2
日程第 1 0 1	認定第 5 7 号平成 1 7 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について .....	6 2
	宮路市長提案理由説明 .....	6 2
日程第 1 0 2	請願第 2 号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書 .....	6 2
日程第 1 0 3	陳情第 3 号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書 .....	6 2

日程第104 陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書 .....	62
日程第105 陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書 .....	62
散 会 .....	62

第2号（9月20日）（火曜日）

開 議 .....	68
日程第1 一般質問 .....	68
花木千鶴さん .....	68
宮路市長 .....	69
田代教育長 .....	69
花木千鶴さん .....	72
田代教育長 .....	72
花木千鶴さん .....	72
田代教育長 .....	73
花木千鶴さん .....	73
田代教育長 .....	74
花木千鶴さん .....	74
田代教育長 .....	75
花木千鶴さん .....	75
田代教育長 .....	76
花木千鶴さん .....	77
田代教育長 .....	77
花木千鶴さん .....	77
田代教育長 .....	78
花木千鶴さん .....	79
宮路市長 .....	79
花木千鶴さん .....	79
宮路市長 .....	80
田代教育長 .....	80
休 憩 .....	81
出水賢太郎君 .....	81

宮路市長	8 3
出水賢太郎君	8 4
宮路市長	8 5
出水賢太郎君	8 5
宮路市長	8 6
出水賢太郎君	8 7
宮路市長	8 7
出水賢太郎君	8 7
宮路市長	8 8
出水賢太郎君	8 8
宮路市長	8 9
出水賢太郎君	9 0
宮路市長	9 0
出水賢太郎君	9 1
宮路市長	9 1
横山助役	9 1
休 憩	9 2
大園貴文君	9 2
宮路市長	9 4
大園貴文君	9 5
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 5
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 5
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 6
宮路市長	9 6
大園貴文君	9 6
宮路市長	9 6
大園貴文君	9 6
宮路市長	9 6
大園貴文君	9 6

	宮路市長	97
	大園貴文君	97
	宮路市長	97
	大園貴文君	97
	宮路市長	97
	大園貴文君	98
	宮路市長	98
	大園貴文君	98
	宮路市長	98
	大園貴文君	99
	宮路市長	99
	大園貴文君	99
	西園典子さん	99
休	憩	103
	宮路市長	103
	田代教育長	105
	西園典子さん	106
	宮路市長	106
	西園典子さん	106
	宮路市長	107
	西園典子さん	107
	宮路市長	107
	西園典子さん	108
	宮路市長	108
	西園典子さん	108
	宮路市長	109
	西園典子さん	109
	宮路市長	109
	西園典子さん	109
	宮路市長	110
	西園典子さん	110
	宮路市長	110

	西園典子さん	1 1 0
	宮路市長	1 1 1
	西園典子さん	1 1 1
	田代教育長	1 1 1
	西園典子さん	1 1 1
	田代教育長	1 1 2
	西園典子さん	1 1 2
	田代教育長	1 1 3
	満尾教育次長	1 1 3
	西園典子さん	1 1 3
	重水富夫君	1 1 4
休	憩	1 1 6
	宮路市長	1 1 6
	田代教育長	1 1 8
	重水富夫君	1 1 8
	宮路市長	1 1 9
	重水富夫君	1 2 0
	住吉東市来支所長	1 2 0
	重水富夫君	1 2 0
	住吉東市来支所長	1 2 0
	重水富夫君	1 2 0
	宮路市長	1 2 1
	重水富夫君	1 2 2
	宮路市長	1 2 2
	重水富夫君	1 2 2
	宮路市長	1 2 3
	重水富夫君	1 2 4
	梶 康博君	1 2 4
	宮路市長	1 2 4
	梶 康博君	1 2 5
	宮路市長	1 2 6
	梶 康博君	1 2 6

外園産業建設部長	1 2 7
梶 康博君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
梶 康博君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
満尾教育次長	1 2 8
散 会	1 2 8

---

第3号（9月21日）（水曜日）

開 議	1 3 2
日程第1 一般質問	1 3 2
成田 浩君	1 3 2
宮路市長	1 3 2
成田 浩君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
成田 浩君	1 3 4
宮路市長	1 3 5
成田 浩君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
成田 浩君	1 3 5
宮路市長	1 3 6
成田 浩君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
成田 浩君	1 3 6
宮路市長	1 3 7
成田 浩君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
成田 浩君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
池満 渉君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
池満 渉君	1 4 1

	宮路市長	1 4 2
	池満 渉君	1 4 2
	宮路市長	1 4 2
	池満 渉君	1 4 2
	宮路市長	1 4 3
	池満 渉君	1 4 3
	宮路市長	1 4 4
	池満 渉君	1 4 4
休	憩	1 4 5
	宮路市長	1 4 5
	池満 渉君	1 4 5
	池上総務課長	1 4 6
	池満 渉君	1 4 6
	池上総務課長	1 4 6
	池満 渉君	1 4 6
	池上総務課長	1 4 6
	池満 渉君	1 4 6
	福田財政管財課長	1 4 6
	池満 渉君	1 4 6
	宮路市長	1 4 7
	池満 渉君	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	池満 渉君	1 4 7
	益満総務企画部長	1 4 8
	池満 渉君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	池満 渉君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	池満 渉君	1 4 9
	宮路市長	1 5 0
	下御領昭博君	1 5 0
	宮路市長	1 5 1

休 憩 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 3
下御領昭博君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 3
下御領昭博君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 4
下御領昭博君 .....	1 5 4
宮路市長 .....	1 5 4
下御領昭博君 .....	1 5 4
田畑純二君 .....	1 5 4
宮路市長 .....	1 6 1
田畑純二君 .....	1 6 3
宮路市長 .....	1 6 3
田畑純二君 .....	1 6 4
宮路市長 .....	1 6 4
田畑純二君 .....	1 6 4
宮路市長 .....	1 6 4
田畑純二君 .....	1 6 4
宮路市長 .....	1 6 4
田畑純二君 .....	1 6 4
宮路市長 .....	1 6 4
田畑純二君 .....	1 6 5
宮路市長 .....	1 6 5
田畑純二君 .....	1 6 5
宮路市長 .....	1 6 5
田畑純二君 .....	1 6 6
宮路市長 .....	1 6 6



	田畑純二君 .....	1 6 6
	宮路市長 .....	1 6 7
	田畑純二君 .....	1 6 7
	宮路市長 .....	1 6 7
	田畑純二君 .....	1 6 8
	宮路市長 .....	1 6 8
	田畑純二君 .....	1 6 8
	宮路市長 .....	1 6 8
	田畑純二君 .....	1 6 8
	宮路市長 .....	1 6 9
休	憩 .....	1 6 9
	松尾公裕君 .....	1 6 9
	宮路市長 .....	1 7 0
	松尾公裕君 .....	1 7 1
	宮路市長 .....	1 7 2
	松尾公裕君 .....	1 7 2
	宮路市長 .....	1 7 2
	松尾公裕君 .....	1 7 2
	宮路市長 .....	1 7 3
	松尾公裕君 .....	1 7 3
	宮路市長 .....	1 7 3
	松尾公裕君 .....	1 7 4
	宮路市長 .....	1 7 4
	松尾公裕君 .....	1 7 4
	宮路市長 .....	1 7 4
	松尾公裕君 .....	1 7 5
	宮路市長 .....	1 7 5
	松尾公裕君 .....	1 7 5
	宮路市長 .....	1 7 5
	松尾公裕君 .....	1 7 6
	宮路市長 .....	1 7 6
	松尾公裕君 .....	1 7 6

宮路市長	1 7 6
松尾公裕君	1 7 6
谷口正行君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
谷口正行君	1 7 8
宮路市長	1 7 9
谷口正行君	1 7 9
宮路市長	1 8 0
谷口正行君	1 8 0
益満総務企画部長	1 8 0
谷口正行君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
谷口正行君	1 8 1
益満総務企画部長	1 8 1
谷口正行君	1 8 2
益満総務企画部長	1 8 3
谷口正行君	1 8 3
益満総務企画部長	1 8 3
谷口正行君	1 8 3
宮路市長	1 8 4
谷口正行君	1 8 4
散 会	1 8 4

---

第4号（9月22日）（木曜日）

開 議	1 8 8
日程第1 一般質問	1 8 8
坂口洋之君	1 8 8
宮路市長	1 8 9
田代教育長	1 9 1
坂口洋之君	1 9 1
宮路市長	1 9 2
坂口洋之君	1 9 2

宮路市長	1 9 2
坂口洋之君	1 9 2
宮路市長	1 9 2
坂口洋之君	1 9 2
宮路市長	1 9 3
坂口洋之君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
坂口洋之君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
坂口洋之君	1 9 4
宮路市長	1 9 5
坂口洋之君	1 9 5
宮路市長	1 9 6
坂口洋之君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
坂口洋之君	1 9 7
宮路市長	1 9 7
坂口洋之君	1 9 7
宮路市長	1 9 8
中島 昭君	1 9 8
宮路市長	1 9 9
中島 昭君	2 0 0
宮路市長	2 0 0
中島 昭君	2 0 0
宮路市長	2 0 0
中島 昭君	2 0 0
宮路市長	2 0 1
中島 昭君	2 0 1
宮路市長	2 0 1
中島 昭君	2 0 1
宮路市長	2 0 1
中島 昭君	2 0 2

休 憩 .....	2 0 3
宮路市長 .....	2 0 3
中島 昭君 .....	2 0 3
宮路市長 .....	2 0 3
中島 昭君 .....	2 0 3
田代教育長 .....	2 0 4
中島 昭君 .....	2 0 5
田代教育長 .....	2 0 5
中島 昭君 .....	2 0 5
宮路市長 .....	2 0 6
中島 昭君 .....	2 0 6
宮路市長 .....	2 0 6
中島 昭君 .....	2 0 6
宮路市長 .....	2 0 6
中島 昭君 .....	2 0 6
宮路市長 .....	2 0 7
休 憩 .....	2 0 7
西峯尚平君 .....	2 0 8
宮路市長 .....	2 0 8
外園産業建設部長 .....	2 1 0
西峯尚平君 .....	2 1 0
外園産業建設部長 .....	2 1 0
西峯尚平君 .....	2 1 0
外園産業建設部長 .....	2 1 0
西峯尚平君 .....	2 1 1
宮路市長 .....	2 1 1
西峯尚平君 .....	2 1 1
宮路市長 .....	2 1 1
西峯尚平君 .....	2 1 1
坂口ルリ子さん .....	2 1 1
宮路市長 .....	2 1 4
田代教育長 .....	2 1 5

坂口ルリ子さん	2 1 5
宮路市長	2 1 5
坂口ルリ子さん	2 1 5
宮路市長	2 1 6
坂口ルリ子さん	2 1 6
田代教育長	2 1 6
坂口ルリ子さん	2 1 6
田代教育長	2 1 7
坂口ルリ子さん	2 1 7
宮路市長	2 1 8
坂口ルリ子さん	2 1 8
宮路市長	2 1 8
坂口ルリ子さん	2 1 9
宮路市長	2 1 9
坂口ルリ子さん	2 1 9
宮路市長	2 1 9
坂口ルリ子さん	2 2 0
満尾教育次長	2 2 0
坂口ルリ子さん	2 2 0
宮路市長	2 2 0
休 憩	2 2 0
地頭所貞視君	2 2 0
宮路市長	2 2 2
地頭所貞視君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
長野瑛や子さん	2 2 4
宮路市長	2 2 7
田代教育長	2 3 0
長野瑛や子さん	2 3 0
宮路市長	2 3 1
長野瑛や子さん	2 3 1
宮路市長	2 3 1

長野瑛や子さん	2 3 1
宮路市長	2 3 2
長野瑛や子さん	2 3 2
池上総務課長	2 3 3
長野瑛や子さん	2 3 3
宮路市長	2 3 3
長野瑛や子さん	2 3 3
宮路市長	2 3 3
長野瑛や子さん	2 3 3
宮路市長	2 3 4
長野瑛や子さん	2 3 4
宮路市長	2 3 5
長野瑛や子さん	2 3 5
宮路市長	2 3 5
長野瑛や子さん	2 3 6
宮路市長	2 3 6
長野瑛や子さん	2 3 6
外園産業建設部長	2 3 6
長野瑛や子さん	2 3 6
樹土木建設課長	2 3 6
長野瑛や子さん	2 3 6
宮路市長	2 3 7
長野瑛や子さん	2 3 7
散 会	2 3 8

---

第5号（9月28日）（水曜日）

開 議	2 4 5
日程第1 議案第47号日置市公民館条例の一部改正について	2 4 5
日程第2 議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正について	2 4 5
田畑教育文化常任委員長報告	2 4 5
日程第3 議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について	2 4 7

松尾産業建設常任委員長報告	247
日程第4 議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算(第2号)	248
田丸総務企画常任副委員長報告	248
長野環境福祉常任委員長報告	250
松尾産業建設常任委員長報告	252
田畑教育文化常任委員長報告	253
坂口ルリ子さん	257
田丸総務企画常任副委員長	257
坂口ルリ子さん	257
田丸総務企画常任副委員長	257
坂口ルリ子さん	257
松尾産業建設常任委員長	257
坂口ルリ子さん	258
池満 渉君	259
休 憩	260
日程第5 議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	260
長野環境福祉常任委員長報告	260
日程第6 議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	261
長野環境福祉常任委員長報告	261
日程第7 議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	262
松尾産業建設常任委員長	262
日程第8 議案第54号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	262
田丸総務企画常任副委員長報告	263
日程第9 議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	263
田丸総務企画常任副委員長報告	263
日程第10 議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	265
松尾産業建設常任委員長報告	265
日程第11 議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	265
松尾産業建設常任委員長報告	265
休 憩	266

日程第 1 2	認定第 1 号平成 1 6 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 3	認定第 2 号平成 1 6 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 4	認定第 3 号平成 1 6 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 5	認定第 4 号平成 1 6 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 6	認定第 5 号平成 1 6 年度東市来町水道事業会計決算認定について	2 6 6
日程第 1 7	認定第 6 号平成 1 6 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 8	認定第 7 号平成 1 6 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 1 9	認定第 8 号平成 1 6 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 2 0	認定第 9 号平成 1 6 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 2 1	認定第 1 0 号平成 1 6 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 6
日程第 2 2	認定第 1 1 号平成 1 6 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 3	認定第 1 2 号平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計決算認定について	2 6 7
日程第 2 4	認定第 1 3 号平成 1 6 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 5	認定第 1 4 号平成 1 6 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 6	認定第 1 5 号平成 1 6 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 7	認定第 1 6 号平成 1 6 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 8	認定第 1 7 号平成 1 6 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 2 9	認定第 1 8 号平成 1 6 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 7
日程第 3 0	認定第 1 9 号平成 1 6 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について	



.....	2 6 7
日程第 3 1 認定第 2 0 号平成 1 6 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 7
日程第 3 2 認定第 2 1 号平成 1 6 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 3 認定第 2 2 号平成 1 6 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 4 認定第 2 3 号平成 1 6 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 5 認定第 2 4 号平成 1 6 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 6 認定第 2 5 号平成 1 6 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 7 認定第 2 6 号平成 1 6 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定につ て .....	2 6 7
日程第 3 8 認定第 2 7 号平成 1 6 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて .....	2 6 7
日程第 3 9 認定第 2 8 号平成 1 6 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について ...	2 6 7
日程第 4 0 認定第 2 9 号平成 1 6 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定につ いて .....	2 6 7
日程第 4 1 認定第 3 0 号平成 1 7 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 7
日程第 4 2 認定第 3 1 号平成 1 7 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について .....	2 6 8
日程第 4 3 認定第 3 2 号平成 1 7 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて .....	2 6 8
日程第 4 4 認定第 3 3 号平成 1 7 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特 別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 4 5 認定第 3 4 号平成 1 7 年度東市来町水道事業会計決算認定について .....	2 6 8
日程第 4 6 認定第 3 5 号平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 4 7 認定第 3 6 号平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて .....	2 6 8
日程第 4 8 認定第 3 7 号平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定に ついて .....	2 6 8

日程第 4 9	認定第 3 8 号平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 0	認定第 3 9 号平成 1 7 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 1	認定第 4 0 号平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 2	認定第 4 1 号平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 3	認定第 4 2 号平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 4	認定第 4 3 号平成 1 7 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 5	認定第 4 4 号平成 1 7 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 6	認定第 4 5 号平成 1 7 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 7	認定第 4 6 号平成 1 7 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 8	認定第 4 7 号平成 1 7 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 5 9	認定第 4 8 号平成 1 7 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について .....	2 6 8
日程第 6 0	認定第 4 9 号平成 1 7 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 6 1	認定第 5 0 号平成 1 7 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 6 2	認定第 5 1 号平成 1 7 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 8
日程第 6 3	認定第 5 2 号平成 1 7 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 9
日程第 6 4	認定第 5 3 号平成 1 7 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 9
日程第 6 5	認定第 5 4 号平成 1 7 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	2 6 9
日程第 6 6	認定第 5 5 号平成 1 7 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	

て .....	2 6 9
日程第 6 7 認定第 5 6 号平成 1 7 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて .....	2 6 9
日程第 6 8 認定第 5 7 号平成 1 7 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について ...	2 6 9
休 憩 .....	2 7 0
日程第 6 9 議案第 5 8 号上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について .....	2 7 0
宮路市長提案理由説明 .....	2 7 0
満尾教育次長 .....	2 7 0
田畑純二君 .....	2 7 1
満尾教育次長 .....	2 7 1
田畑純二君 .....	2 7 1
満尾教育次長 .....	2 7 1
重水富夫君 .....	2 7 1
宮路市長 .....	2 7 2
福田財政管財課長 .....	2 7 2
重水富夫君 .....	2 7 2
宮路市長 .....	2 7 2
西園典子さん .....	2 7 2
満尾教育次長 .....	2 7 2
西園典子さん .....	2 7 2
福田財政管財課長 .....	2 7 3
西園典子さん .....	2 7 3
満尾教育次長 .....	2 7 3
谷口正行君 .....	2 7 3
福田財政管財課長 .....	2 7 3
谷口正行君 .....	2 7 3
宮路市長 .....	2 7 4
谷口正行君 .....	2 7 4
宮路市長 .....	2 7 4
佐藤彰矩君 .....	2 7 5
満尾教育次長 .....	2 7 5
佐藤彰矩君 .....	2 7 5

宮路市長	275
福田財政管財課長	275
満尾教育次長	275
佐藤彰矩君	275
福田財政管財課長	275
佐藤彰矩君	276
福田財政管財課長	276
梶 康博君	276
満尾教育次長	276

日程第70 議案第59号まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドーム新築工事請負契約の締

結について	277
宮路市長	277
満尾教育次長	277
池満 渉君	277
福田財政管財課長	278
池満 渉君	278
宮路市長	278
池満 渉君	279
満尾教育次長	279
田畑純二君	279
宮路市長	279
福田財政管財課長	280
満尾教育次長	280
松尾公裕君	280
福田財政管財課長	280
松尾公裕君	280
宮路市長	280
佐藤彰矩君	280
宮路市長	281
佐藤彰矩君	281
宮路市長	281
福田財政管財課長	281

日程第71	議案第60号日置広域連合を解散するための協議について	282
日程第72	議案第61号日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議について	282
	宮路市長提案理由説明	282
	馬場福祉課長	282
	田畑純二君	283
	馬場福祉課長	283
	田畑純二君	283
	馬場福祉課長	283
	田畑純二君	283
日程第73	議案第62号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について	284
	宮路市長提案理由説明	284
休 憩		284
日程第74	議案第63号平成17年度日置市一般会計補正予算(第3号)	284
	宮路市長提案理由説明	284
	佐藤彰矩君	285
	外園産業建設部長	285
	佐藤彰矩君	285
	外園産業建設部長	285
	佐藤彰矩君	285
	外園産業建設部長	285
	外園産業建設部長	286
日程第75	請願第1号福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書	286
	長野環境福祉常任委員長報告	286
日程第76	請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書	287
	田畑教育文化常任委員長報告	287
日程第77	陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書	288
	松尾産業建設常任委員長報告	288
日程第78	陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間 の農道を市道に認定の陳情書	288
	松尾産業建設常任委員長報告	289
	梶 康博君	289
	田代吉勝君	289

日程第 7 9	陳情第 5 号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書	2 9 0
	田丸総務企画常任副委員長報告	2 9 0
日程第 8 0	意見書案第 3 号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書	2 9 1
	田畑教育文化常任委員長報告	2 9 1
日程第 8 1	意見書案第 4 号甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書	2 9 2
	松尾産業建設常任委員長報告	2 9 2
日程第 8 2	意見書案第 5 号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	2 9 3
	花木議会運営委員長趣旨説明	2 9 3
日程第 8 3	決議第 1 号公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案	2 9 4
	池満 渉君趣旨説明	2 9 4
休 憩		2 9 5
日程第 8 4	閉会中の継続調査申し出について	2 9 5
日程第 8 5	所管事務調査結果報告について	2 9 5
閉 会		2 9 5

---

平成17年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
9月 9日	金	本 会 議	議案上程、総括質疑（決算除く）、表決、委員会付託
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	衆議院議員総選挙投票日
9月12日	月	休 会	
9月13日	火	委 員 会	総務企画、環境福祉
9月14日	水	委 員 会	産業建設、教育文化
9月15日	木	休 会	
9月16日	金	休 会	
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	敬老の日
9月20日	火	本 会 議	一般質問
9月21日	水	本 会 議	一般質問
9月22日	木	本 会 議	一般質問
9月23日	金	休 会	秋分の日
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	休 会	
9月27日	火	休 会	
9月28日	水	本 会 議	決算認定議案質疑及び付託、付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第21号	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
議案第22号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
議案第23号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿

- 児島縣市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
- 議案第24号 鹿兒島縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
- 議案第25号 鹿兒島縣市町村交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 議案第26号 鹿兒島縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 議案第27号 鹿兒島縣市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
- 議案第28号 鹿兒島縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 議案第29号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村消防補償等組合理約の変更に関する協議について
- 議案第30号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
- 議案第31号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村消防補償等組合理約の変更に関する協議について
- 議案第32号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
- 議案第33号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿兒島縣市町村消防補償等組合理約の変更に関する協議について
- 議案第34号 鹿兒島縣市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
- 議案第35号 鹿兒島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 議案第36号 鹿兒島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 議案第37号 鹿兒島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 議案第38号 西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組合理約の変更に関する協議について
- 議案第39号 薩南火葬場組合を解散するための協議について
- 議案第40号 薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第41号 薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合理約の変更に関する協議について
- 議案第42号 薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第43号 串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野



- 市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について
- 議案第44号 日置市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第45号 日置市交通安全対策会議条例の一部改正について
- 議案第46号 日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について
- 議案第47号 日置市公民館条例の一部改正について
- 議案第48号 日置市伊集院文化会館条例の一部改正について
- 議案第49号 団体営農業用河川工作物応急対策事業油尾地区の事業申請に関する協議について
- 議案第50号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
- 議案第59号 まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドーム新築工事請負契約の締結について
- 議案第60号 日置広域連合を解散するための協議について
- 議案第61号 日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第62号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 議案第63号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
- 承認第27号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第28号 専決処分につき承認を求めることについて
- 専決第27号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 専決第28号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 5号 平成16年度東市来町水道事業会計決算認定について
- 認定第 6号 平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について
- 認定第13号 平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第16号 平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第17号 平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第18号 平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第19号 平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第20号 平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第21号 平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第22号 平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第23号 平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第24号 平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第25号 平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第26号 平成16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第27号 平成16年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第28号 平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 認定第29号 平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について
- 認定第30号 平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第31号 平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第32号 平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第33号 平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第34号 平成17年度東市来町水道事業会計決算認定について
- 認定第35号 平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第36号 平成17年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第37号 平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第38号 平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第39号 平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第40号 平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第41号 平成17年度伊集院町水道事業会計決算認定について
- 認定第42号 平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第43号 平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第44号 平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第45号 平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第46号 平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第47号 平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第48号 平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第49号 平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第50号 平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第51号 平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第52号 平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第53号 平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第54号 平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第55号 平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第56号 平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第57号 平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 請願第1号 福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書
- 請願第2号 義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書
- 陳情第3号 甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書
- 陳情第4号 伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間農道を市道に認定の陳情書
- 陳情第5号 下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書
- 意見書案第3号 義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書
- 意見書案第4号 甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書
- 意見書案第5号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書
- 決議第1号 公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案



第 1 号 ( 9 月 9 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
日程第 6	承認第27号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第27号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款について
日程第 7	承認第28号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第28号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第21号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
日程第 9	議案第22号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更に関する協議について
日程第 10	議案第23号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更に関する協議について
日程第 11	議案第24号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更に関する協議について
日程第 12	議案第25号 鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更に関する協議について
日程第 13	議案第26号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更に関する協議について
日程第 14	議案第27号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
日程第 15	議案第28号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同規約の変更に関する協議について
日程第 16	議案第29号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更に関する協議について
日程第 17	議案第30号 鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
日程第 18	議案第31号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更に関する協議について

- 日程第 19 議案第 32 号 鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
- 日程第 20 議案第 33 号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 21 議案第 34 号 鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について
- 日程第 22 議案第 35 号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 23 議案第 36 号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 24 議案第 37 号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 25 議案第 38 号 西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 26 議案第 39 号 薩南火葬場組合を解散するための協議について
- 日程第 27 議案第 40 号 薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 28 議案第 41 号 薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 29 議案第 42 号 薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 30 議案第 43 号 串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 31 議案第 44 号 日置市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 45 号 日置市交通安全対策会議条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 46 号 日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 47 号 日置市公民館条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 48 号 日置市伊集院文化会館条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 49 号 団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について
- 日程第 37 議案第 50 号 平成 17 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 51 号 平成 17 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 39 議案第 52 号 平成 17 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 40 議案第 53 号 平成 17 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 41 議案第 54 号 平成 17 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）



- 日程第 4 2 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正  
予算 (第 1 号)
- 日程第 4 3 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 4 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 5 認定第 1 号 平成 1 6 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 6 認定第 2 号 平成 1 6 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 7 認定第 3 号 平成 1 6 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 8 認定第 4 号 平成 1 6 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳  
入歳出決算認定について
- 日程第 4 9 認定第 5 号 平成 1 6 年度東市来町水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 0 認定第 6 号 平成 1 6 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 1 認定第 7 号 平成 1 6 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 2 認定第 8 号 平成 1 6 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 3 認定第 9 号 平成 1 6 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 4 認定第 1 0 号 平成 1 6 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 5 5 認定第 1 1 号 平成 1 6 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 6 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 7 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 8 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 9 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 0 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 1 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第 6 2 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第 6 3 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 6 4 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 5 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 6 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 7 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 8 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 69 認定第 25 号 平成 16 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 70 認定第 26 号 平成 16 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 71 認定第 27 号 平成 16 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 72 認定第 28 号 平成 16 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 日程第 73 認定第 29 号 平成 16 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について
- 日程第 74 認定第 30 号 平成 17 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 75 認定第 31 号 平成 17 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 76 認定第 32 号 平成 17 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 77 認定第 33 号 平成 17 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 78 認定第 34 号 平成 17 年度東市来町水道事業会計決算認定について
- 日程第 79 認定第 35 号 平成 17 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 80 認定第 36 号 平成 17 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 81 認定第 37 号 平成 17 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 82 認定第 38 号 平成 17 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 83 認定第 39 号 平成 17 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 84 認定第 40 号 平成 17 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 85 認定第 41 号 平成 17 年度伊集院町水道事業会計決算認定について
- 日程第 86 認定第 42 号 平成 17 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 87 認定第 43 号 平成 17 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 88 認定第 44 号 平成 17 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 89 認定第 45 号 平成 17 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 90 認定第 46 号 平成 17 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 91 認定第 47 号 平成 17 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 92 認定第 48 号 平成 17 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 93 認定第 49 号 平成 17 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 94 認定第 50 号 平成 17 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 95 認定第 51 号 平成 17 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 96 認定第 52 号 平成 17 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 97 認定第 53 号 平成 17 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 98 認定第 54 号 平成 17 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 99 認定第 55 号 平成 17 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 100 認定第 56 号 平成 17 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 101 認定第 57 号 平成 17 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 日程第 102 請願第 2 号 義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書
- 日程第 103 陳情第 3 号 甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書
- 日程第 104 陳情第 4 号 伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の中の農道を市道に認定の陳情書
- 日程第 105 陳情第 5 号 下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書

本会議（9月9日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君
財政管財課長	福田秀一君	企画課長	富迫克彦君

福祉課長 馬場 恵三郎 君  
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君  
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時02分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成17年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、坂口洋之君、花木千鶴さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの20日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの20日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、監査結果の報告であります。6月及び7月の例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

次に、8月9日、加世田市議会議場において、平成17年第2回薩南衛生処理組合議会臨時会が開催されましたので、その概要を報告します。

今回の臨時会は、日置市との構成から組合議会議長、副議長の選挙、専決処分の承認、条例の一部改正、監査委員の選任等でありましたが、議長は選挙の結果、加世田市議会議長の井料求氏が、副議長は日置市議会議長の私宇田栄が選任されました。

専決処分は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更で、市町村合併の関係から、これを承認するとともに、同組合広告式条例の一部を改正する条例についても、本市との関係から、原案どおり可決いたしました。

監査委員の選任は、組合議会議員から金峰町議会議長の国分寺政徳氏を、識見から大浦町収入役神前和義氏を選任しました。

次に、8月30日に日置市議会議場において、平成17年第2回日置広域連合議会定例会が開催されましたので、その概要を報告します。

今回の定例会は、市来町の合併に伴い、日置広域連合を解散することから、予算減額議案、市来町の脱退、市来、串木野市の加入等に伴う鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約変更議案、平成16年度の一般会計及び介護保険事業特別会計に係る歳入歳出決算認定議案が提案され、それぞれ可決承認しました。

平成17年度一般会計補正予算（第1号）では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,367万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,242万8,000円としました。

また、平成17年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26億6,339万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億

7,050万9,000円としました。

決算認定については、一般会計は歳入総額8,998万7,799円、歳出総額は8,827万7,596円、歳入歳出差し引き額は171万203円で、財政調整基金の年度末現在高は1,129万4,846円であります。

介護保険事業特別会計は、歳入総額53億9,216万2,037円、歳出総額52億137万1,445円、歳入歳出の差し引き残額は1億9,079万592円で、介護保険給付準備基金へ6,322万3,958円を積み立て、基金の年度末現在高は5,815万958円であります。

以上、ご報告します。資料は事務局に保管してありますので、必要な方はごらんをいただきます。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### △日程第4 行政報告

##### ○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

##### ○市長（宮路高光君）

主な行政報告について、報告を申し上げます。

先般、9月5日から9月6日にかけて県本土を直撃した台風14号につきまして、2日間の降雨量が東市来地域で227.5ミリ、伊集院地域で312.5ミリ、日吉地域で340ミリ、吹上地域で474ミリでありました。最大瞬間風速につきましては、日置地区消防組合の観測地点で38.8メートルとなっております。幸い人的被害は生じておりませんが、避難所への避難者数は日置市全体で219世帯334名でありました。

また、公共施設等の被害状況は、吹上浜運

動公園体育館の入口ドア及び投球練習場シーートの破損により110万円の被害となっております。そのほか一般の被害状況では、住家の一部損壊4棟、床上浸水9棟、非住家被害3棟、がけ崩れ86カ所となっております。

農作物被害では2,000万円、農業施設災害1億8,600万円、土木災害で9,700万円、林務災害430万円となっております。

また、今回の災害の追加補正については最終本会議に提案していく予定であります。

被災状況全般につきましては、報告を別紙にお届けしてありますので、お目直しをお願いいたします。

次に、7月28日に、日置市行政嘱託員に対しまして行政全般にわたる説明会を実施いたしました。

次に、8月8日に、日置市地域審議会合同会を開催し、まちづくり計画の概要や、これを基本に策定される日置市総合計画の策定方針や策定スケジュールなどを委員に説明いたしました。今後は地域ごとに審議会を開催され、市総合計画に掲げる地域の進むべき方向性や地域の声を反映させていくこととなります。

次に、職員の汚職事件及び委託業者のESB情報媒体紛失に係る懲戒審査委員会を8月18日に開催しました。

汚職事件に係る処分といたしまして、9月1日付で、平成15年度当時職員の監督的立場にありました土木課課長補佐を1カ月減給として追加処分しました。また、情報媒体紛失に係る関係職員の処分としまして、管理者2人を減給処分及び課長補佐、係長を同付で訓告処分といたしました。

次に、8月28日に伊集院地域におきまして総合防災訓練を実施し、地震及び豪雨時の情報伝達訓練、住民の避難誘導訓練、土砂災害救出訓練及び炊飯支援訓練を行い、あわせ

て防災意識の高揚を図りました。

次に、8月29日に吹上町芋野地区における産業廃棄物の撤去現場を幹部職員で状況確認を行いました。また、同日、募集しておりました日置市行政改革推進委員会の公募員3名を書類審査により決定いたしました。

以下、主要な行政施策については報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第1号平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第5、報告第1号平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第1号は、平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてであります。

去る7月26日、理事会が開催され、平成16年度鹿児島県市町村土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

別紙の決算書が届いておりますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成16年度鹿児島県市

町村土地開発公社決算の報告についてを終わります。

---

△日程第6 承認第27号専決処分につき承認を求めることについて  
専決第27号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第6、承認第27号専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第27号は専決処分につき承認を求めることについてであります。

公有地の拡大の推進に係る法律第14条第2項の規定に基づき、早急に県知事への許可を受ける必要が生じたため、地方自治法第179条第2項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

それでは、承認第27号につきまして補足して説明を申し上げます。

承認第27号につきましては、提案理由のとおり、8月2日付で専決させていただきましたので、別紙により説明いたしますが、別紙をお開きいただきます。

鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款でございまして、公社の定款の一部を次のように変更するものでございます。

第23条第2項中、1億8,368万8,700円、これを1億4,044万



7,300円に改める。これは基本財産の額でございます。

別表（１）設立団体名及び出資額中、十島村、山川町、穎娃町、開聞町、笠沙町、大浦町、坊津町、知覧町、川辺町、市来町、金峰町、野田町、高尾野町、東町。金額は省略いたしますが、これを十島村、穎娃町、知覧町、川辺町、東町に、この部分につきましては指宿市、南さつま市、いちき串木野市、出水市関係の合併に伴います関係町に係るものでございます。

次のページをお開きいただきます。蒲生町、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、湧水町、輝北町、松山町、有明町、大崎町、串良町、東串良町、吾平町、錦江町。金額は省略いたします。これを蒲生町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町に、合計の額の1億4,168万8,700円を合計9,844万7,300円に改めるものでございます。この部分につきましては、霧島市、鹿屋市、志布志市関係の合併関係町の脱退に係るものでございます。

附則といたしまして、この定款は鹿児島県知事の許可のあった日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる変更は、当該各号に定める日から適用する。こういうこととございまして、第1号で、市来町の脱退に伴う第23条第2項中の基本財産の額及び別表（１）設立団体名及び出資額中の変更は、平成17年10月11日から適用する。いちき串木野市発足日から適用するものでございます。

（２）といたしまして、笠沙町、大浦町、坊津町、金峰町、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町の脱退に伴います23条第2項中の基本財産の額及び別表（１）設立団体名及び出資額中の変更は、これも平成17年11月7日から適用するものでございまして、これにつきましては南さつ

ま市、霧島市の関係分でございます。

（３）といたしまして、山川町、開聞町、松山町、有明町、輝北町、串良町、吾平町の脱退に伴う第23条第2項中の基本財産の額及び別表（１）設立団体名及び出資額中の変更は、平成18年1月1日から適用するものでございまして、これにつきましては指宿市、志布志市、鹿屋市に係るものでございます。

（４）といたしまして、野田町、高尾野町の脱退に伴う第23条第2項中の基本財産の額及び別表（１）設立団体名及び出資額中の変更は、平成18年3月13日から適用するものでございまして、これにつきましては、野田町、高尾野町が出水市と合併ということで、適用するものでございます。

なお、今後さらに長島町が東町と長島町ということで3月20日、奄美市が名瀬市住用村、笠利町が合併します。これが3月20日。この2件が今後残されております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第27号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第27号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件については承認することに決定しました。

---

△日程第7 承認第28号専決処分につき承認を求めることについて  
専決第28号平成17年度  
日置市一般会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第7、承認第28号専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第28号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

衆議院議員選挙費について、早急に予算措置を行う必要が生じたため地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ236億6,509万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、2款2項選挙費の衆議院議員選挙費の1節報酬費の委員等報酬313万4,000円、3節職員手当等の一般職員時間外勤務手当1,940万1,000円、7節賃金の筆耕賃金134万円、一般賃金の1万5,000円、8節報償

費の謝金2万3,000円、9節旅費の費用弁償1万5,000円、普通旅費の1,000円、11節需用費の消耗品353万9,000円、印刷製本費の49万円、12節役務費の通信運搬費160万9,000円、手数料の19万8,000円、13節委託料のそのほかの委託料184万1,000円、14節使用料及び賃借料の46万8,000円、18節備品購入費362万円の追加を計上いたしました。

これに見合う財源といたしまして、15款県支出金の総務費県委託金衆議院議員選挙費委託金3,569万4,000円を追加計上し補正財源としました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第28号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第28号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件については承認することに決定しました。

---

△日程第8 議案第21号鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第21号鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第21号は、鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

平成17年7月1日の廃置分合により、鹿児島市町村自治会館管理組合から曾於郡大隅町、財部町、末吉町を脱退させ、曾於市を加入させ、また肝属郡内之浦町及び高山町を脱退させ、肝付町を加入させることに伴い、組合を構成する地方公共団体の数の減少により、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいので、提案するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第22号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第10 議案第23号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第11 議案第24号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第22号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第10、議案第23号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合

を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第11、議案第24号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までは、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第22号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第23号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第24号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。

まず、議案第22号は、平成17年10月11日の廃置分合により、当組合から日置郡市来町を脱退させ、いちき串木野市を加入させるに伴う組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第23号は、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を脱退させ、霧島市を加入させ、また川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町及び日置

郡金峰町を脱退させ、南さつま市を加入させることに伴い、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第24号は、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、同組合から曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び吾平町を脱退させ、鹿屋市を加入させ、また揖宿郡山川町及び開聞町を脱退させ指宿市を加入させ、また曾於郡松山町、志布志町及び有明町を脱退させ、志布志市を加入させることに伴い、同組合規約を変更することについて、以上それぞれ地方自治法の規定により協議したいので提案するものであります。

別紙内容につきましてお目通しいたゞき、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの3件については原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第25号鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

△日程第13 議案第26号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

△日程第14 議案第27号鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について

△日程第15 議案第28号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第25号鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、日程第13、議案第26号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、日程第14、議案第27号鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について、日程第15、議案第28号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、以上4件を一括議題とします。

お諮りします。議案第25号から議案第28号までは、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、4件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第25号は、鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、議案第26号は、鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、議案第27号は、鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について、議案第28号は、鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議についてであります。

まず、議案第25号は、平成17年10月11日の廃置分合により、同組合から日置郡市来町を脱退させ、いちき串木野市を加入させることに伴い、同組合の規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第26号は、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町、日置郡金峰町、始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町を脱退させることに伴い、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第27号は、議案第26号に係る構成市町村の脱退に伴い、同組

合の財産処分について協議するものであります。

続きまして、議案第28号は、平成18年1月1日の廃置分合により、同組合から肝属郡吾平町、曾於郡輝北町及び肝属郡串良町を脱退させ、鹿屋市を加入させ、また揖宿郡山川町及び開聞町を脱退させ指宿市を加入させ、また曾於郡松山町、志布志町及び有明町を脱退させ、志布志市を加入させることに伴い、同組合規約を変更することにより、以上それぞれ地方自治法の規定により協議したいので提案するものであります。

別紙内容につきましてはお目通しをいただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第25号から議案第28号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第28号までの4件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号から議案第28号までの4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第28号までの4件については原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第29号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第17 議案第30号鹿児島市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について

△日程第18 議案第31号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第19 議案第32号鹿児島市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について

△日程第20 議案第33号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第21 議案第34号鹿児島市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第29号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第17、議案第30号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について、日程第18、議案第31号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第19、議案第32号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について、日程第20、議案第33号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第21、議案第34号鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について、以上6件を一括議題とします。

お諮りします。議案第29号から議案第34号までは、当局からの説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。それでは、6件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第29号は、鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第30号は、鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議について、議案第31号は、鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第32号は、鹿児島県市町村消防補償等組

合の財産処分に関する協議について、議案第33号は、鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第34号は、鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分に関する協議についてであります。

まず、議案第29号は、平成17年10月11日の廃置分合により、同組合から日置郡市来町を脱退させることに伴い、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第30号は、平成17年10月11日の廃置分合により、日置郡市来町を脱退させることに伴い、同組合の財産処分について協議するものであります。

続きまして、議案第31号は、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町、日置郡金峰町、始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町を脱退させることに伴い、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第32号は、平成17年11月7日の廃置分合により、同組合から川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町、日置郡金峰町、始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町を脱退させることに伴い、同組合の財産処分について協議するものであります。

続きまして、議案第33号は、平成18年1月1日の廃置分合により、同組合から曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び吾平町を脱退させ、また揖宿郡山川町及び開聞町を脱退させ、指宿市を加入させ、また曾於郡松山町、志布志町及び有明町を脱退させ、志布志市を加入させることに伴い、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第34号は、平成18年

1月1日の廃置分合により、同組合から曾於郡輝北町、肝属郡申良町及び吾平町を脱退させることに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、それぞれ地方自治法の規定により提案するものであります。

別紙内容につきましてはお目通しいたゞき、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第29号から議案第34号までの6件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第34号までの6件については委員会付託を省略することに決定します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号から議案第34号までの6件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第34号までの6件については原案のとおり可決されました。

---

△日程第22 議案第35号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける

普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について

△日程第23 議案第36号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の変更に関する協議について

△日程第24 議案第37号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第22、議案第35号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について、日程第23、議案第36号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の変更に関する協議について、日程第24、議案第37号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。議案第35号から議案第37号までは、当局からの説明を受け、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）



議案第35号は、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議について、議案第36号は、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の変更に関する協議について、議案第37号は、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の変更に関する協議についてであります。

まず、議案第35号は、串木野市及び日置郡市来町の廃置分合により、平成17年10月11日から同協議会を脱退することについて協議するものであります。

続きまして、議案第36号は、同じく、串木野市及び日置郡市来町の廃置分合により、同協議会へのいちき串木野市を加入することについて協議するものであります。

続きまして、議案第37号は、始良郡溝辺町の廃置分合により、霧島市となることに伴い、同協議会から脱退することについて協議するものであります。

別紙内容につきましてはお目通しをいただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第35号から議案第37号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号から議案第37号までの3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号までの3件については原案のとおり可決されました。

---

△日程第25 議案第38号西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、議案第38号西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第38号は、西薩火葬場組合を構成する地方公共団体の数の減少及び西薩火葬場組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成17年10月11日の廃置分合に伴い、同組合から串木野市及び日置郡市来町を脱退させ、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

議案第38号につきまして補足説明を申し上げます。

本議案は、串木野市と市来町が平成17年10月11日に合併しいちき串木野市となることに伴いまして、串木野市及び市来町を西薩火葬場組合から脱退させ、いちき串木野市を加入させることに伴い、同組合規約の変更を協議するものでございます。

第2条は組織について規定するもので、市町を市に、串木野市、市来町をいちき串木野市に改めるものでございます。

第4条は、事務所の位置について規定するもので、町役場を削るものでございます。

第5条は、議会の組織及び議員の選挙について規定するもので、議員の定数を10人から8人にし、そのうちいちき串木野市の議員の定数を6人から4人に改めるものなどでございます。

第8条は、執行機関について規定するもので、助役の数を2人から1人に改めるものでございます。

第12条は、経費の支弁方法について規定するもので、第3項で均等割の負担については合併前の旧町区分に応じ、日置市といちき串木野市がそれぞれ負担することに改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成17年10月11日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省

略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第38号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

---

△日程第26 議案第39号薩南火葬場組合を解散するための協議について

△日程第27 議案第40号薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第26、議案第39号薩南火葬場組合を解散するための協議について、日程第27、議案第40号薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上2件を一括議題とします。

お諮りします。議案第39号及び議案第40号について、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。それでは、2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第39号は、薩南火葬場組合の解散について、議案第40号は、薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分についてであります。

まず、議案第39号は、薩南衛生処理組合と薩南火葬場組合の統合により、平成17年11月7日から薩南火葬場組合を解散させることに伴い協議するものであります。

続きまして、議案第40号は、薩南火葬場組合の解散に伴う財産処分について協議するものであります。

内容につきましては別紙にお目通しいただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第39号及び議案第40号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号及び議案第40号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号及び議案第40号の2件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号及び議案第40号の2件については原案のとおり可決されました。

△日程第28 議案第41号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について

△日程第29 議案第42号薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第41号薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について、日程第29、議案第42号薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財産処分に関する協議について、以上2件を一括議題とします。

お諮りします。議案第41号及び議案第42号について、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第41号は、薩南衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について、議案第42号は、薩南衛生処理組合の共同処理事務変更に伴う財

産処分についてであります。

まず、議案第41号は、平成17年11月7日から、加世田市、川辺郡笠沙町、大浦町、坊津町及び日置郡金峰町を廃し、その区域をもって南さつま市を設置することにあわせて共同処理をする事務を変更するため、同組合規約を変更することについて協議するものであります。

続きまして、議案第42号は、同じく同組合の共同処理事務からごみ処理関係の事務を削除することに伴い、同組合の財産処分について協議するため、それぞれ地方自治法の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をよろしく願いいたします。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

まず、議案第41号について補足説明を申し上げます。

合併により南さつま市がされることに伴いまして、薩南衛生処理組合と薩南火葬場組合が統合されることにより、薩南衛生処理組合となることから、同組合規則の変更について協議するものでございます。

第2条は、組合を組織する地方公共団体について規定するものでございます。

第3条は、共同処理する事務について規定するもので、ごみ処理に関する事務を削除し、火葬場に関する事務を加えたものでございます。

第5条は、組合議会の組織及び議員の選挙の方法について規定するもので、組合議会の議員の定数を12人から9人とするものでございます。

第16条は、経費支弁方法について規定するもので、負担金はこれまで組合議会において定めた基準により、各市町に分布していたものをし尿処理については前年度搬入に比例して分布する方法に、また火葬については国

勢調査人口に比例して分布することにするものでございます。

附則第1項は、規約の施行期日を平成17年11月7日とすること。経費支弁方法に関する規定は、平成18年4月1日から適用することを規定し、第2項では薩南火葬場組合の事務を承継することを規定するものでございます。

次に、議案第42号についてでございますが、財産の内訳につきましては別紙記載のとおりでございます。

なお、これらはすべて南さつま市に帰属させるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第41号及び議案第42号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号及び議案第42号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の2件については原案のとおり可決されました。

---

△日程第30 議案第43号串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に  
関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第30、議案第43号串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に  
関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は、串木野市・市来町・日置市衛生処理組合を構成する地方公共団体の数の減少及び串木野市・市来町・日置市衛生処理組合規約の変更に  
関する協議についてであります。

平成17年10月11日の廃置分合に伴い、同組合から串木野市及び日置郡市来町を脱退させ、いちき串木野市を加入させることに伴い、同組合規約を変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により協議したので、提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第43号について補足説明を申し上げます。

合併によりいちき串木野市が設置されるこ

とに伴いまして、串木野市・市来町・日置市衛生処理組合から脱退させ、いちき串木野市を加入させることに伴い、同組合規約の変更を協議するものでございます。題名から第4条まで、また第6条及び第10条から第13条までは字句を改めるものでございます。

第5条は、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法について規定するもので、議員の定数を12人から8人に、市町の区分でこれまで串木野市、市来町それぞれ4人ずつであったものをいちき串木野市の議員の定数を4人に改めるものでございます。

第9条は、執行機関について規定するもので助役の数を2人から1人に改めるものでございます。

第14条は経費の支弁方法について規定するもので、第4項の追加規定は、均等割の負担については合併前の旧町区分に応じ、日置市といちき串木野市がそれぞれ負担することになります。

なお、分担金の割合は、均等割が30%、実績割が70%と、従前と変わっております。

附則といたしまして、この規約は平成17年10月11日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時16分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第31 議案第44号日置市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第31、議案第44号日置市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第44号は、日置市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

職員の贈収賄事件並びに委託業者による情報紛失事件という不祥事に対して、市民の信頼を損ないご迷惑をおかけしたことを深くおわびいたします。とともに、市長として監督責任を重く受けとめ、監督が行き届かなかっ

たみずからの立場を正すため、平成17年10月分から8カ月間における市長の給料月額を同条例の第2条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に100分の70を乗じて得た額とする条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

6月議会で2割カット1カ月という案をこの議会で議決したわけですが、それは正解であったと私は今も思っております。それが3割、8カ月、適当であるかどうか判断しかねるんですが、4点について質問をいたします。

まず、この談合問題はもう終結したのか。これが1点。

2点目、3割カット、8カ月の根拠ですね。だれがどこでどんなふうに、こんなに決めたのか。

3番目、10年来こんな談合が続いたと、新聞ニュースによればですね。これは私たちの納めた税金がむだに使われた。そのトータルは私は億に上がるだろうと思います。そんなことを考えたことがあるか。どれぐらいの、高い入札でしたわけですから、どれぐらいになるものか。

4番目、メモリー紛失の原因となった三菱の39歳のエリート社員ちゅうんですか、向こうがそう言いましたので。その社員は市の当局とその本人と直接会ったことがあるのか、その4点だけ質問いたします。

○市長（宮路高光君）

この談合問題につきましては、もう司法の手におきまして、裁判の方も完結しておりますので、これは終結したということでござい

ます。

3割カット8カ月ということでございますけど、この金額につきましては私の道義的な責任という中で決定をさせていただきました。だれがしたとかということでございますけど、これはもうみずから自分の考えの中でやったということでご理解いただきたいと思っております。

また、三菱につきましては、当本人とは私は会っておりません。社長、部長、そういう方々とはお会いいたしました。（「もう一つ抜けたよ。住民に与えた損害」と呼ぶ者あり）金額につきましては算定はできませんけど、それぞれの私どもも予定額を掲げまして、それぞれの入札件数におきましてその額は算定できませんけれども、今後におきまして特に再発防止ということで、今後十分入札制度の制度を改めていかなければならないというふうに感じております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

終結したと言われましたけれども、私は10社を何社か回ってみました。まだ持っていかれた書類は帰ってこない。まだ調査が続いているというようなことを耳にしましたので、完全に終結ではないと私は思っております。

それから、個人みずから3割カット8カ月を決められたといいますが、まあ3割カット8カ月は業者の8カ月指名停止の8カ月に合わせたのかなと思ったりするわけですが、自分1人でこんなのを決められた。弁護士とかなんか相談、やっぱり独断でいったらいけないと思うんですね、何でも。そういうことを思いますが、自分1人で決めると。

それから、住民に――町民に与えた損害は算定できないようなことをおっしゃいますけれども、私は億の単位で住民は被害をこうむっていると思うんです。そうでしょう。入札を低い方に入札、上にそろえて談合してした

わけですから。こんなことは何か調べてしてほしいというか、市民の要求です。

私が今言っているのは私個人ではありません。もう坂口さん、言うやん、言うやんちいうような声がいっぱい私の後ろにはありますので、住民の代表として言ってるわけですが、何か算定してほしい。これがあれです。

それから、メモリーのその本人が、こないだ全協でもその本人はこけ来て謝らんとなどというような意見もたしか出ました。市の当局が、本人が出てこない。どういふなめ方か。三菱という会社は。ほーら、上んしが三菱からもろうちよっと、ほらと、そんな声も市民は言っております。だから、ここ辺は襟を正さないと、市当局、何か起こると、また起こると。三菱に決めるのにも難儀したはずなのに、そんなメモリー紛失が起こっても、当の本人ですか、名前はわからん、39歳ちゅうのを私はインプットするんですが、その個人が日置市庁まで出てこない。三菱は覆い隠そうとしているんじゃないか。市当局なめられているんじゃないかというような声もいっぱいあります。私は本当に残念だと思います。

ほかの旧町の方はわかりませんが、これはもう再び起こらないようにというのはこの間も言いました。この間も同じことだったんですが、衛自連の袋のことで町の職員が諭旨免職になっております。だから、市長はもう少し監督ちゅうんですか、ほんとに管理能力があるんだろうかというような声まで聞きます。これだけ連続新聞に載れば辞職問題だよと。3割カットぐらい軽いものよと、5割でもないんじゃないよというような声を聞きます。だけど、私はこの3割に賛成しますよ。だけどね、今後を考えた場合に、本当に襟を正さないと、市長は。住民の信用を失った。これには信用という言葉がありましたかね。ただ住民に迷惑をかけたと。あ、信頼を失ったとありますね。ほんとに信頼を失っていると。

市民の声はいっぱいあります。

それで、まあこれはプライバシーで、私は昔同じ村で学校にいたあれもありますけどね、ちょっと飲ん方を減らして、飲ん方がうえち、ちっとは勉強せんかいち、おはんしか言わんならんと、言えっちいうことを後ろから言われておりますので、本当に勉強する、市長、のん方も体を壊したら大変ですよ。心配します。だから、そこ辺を正さないとまた起こると私は思います。

あのね、市職員の中にはギャンブル好きの人が何人もいると私に電話をかけてきます。先生、あん人は土日はパチンコ屋へつかちよるとか、マージャンやなんやと。だから、そりゃプライバシーのことで言えない面もありましょうけれども、そんなこんな不祥事につながっていくので、そんなところは注意し、市長も職員も襟を正して勤務していかないと、今小泉が公務員を減らせ公務員を減らせて言ってるでしょう。そういったところまで影響が来るわけです、地方公務員まで。信用を得て、首長の長たるものは管理能力、監督能力を発揮して、まあ若い市長だからというようなことは通らないと思います。質問にまだ算定するその算定額はできないと言いましたけれども、大体概算として私は億の単位で町民は被害をこうむっていると思いますが、そんなことを思いませんか。あ、終結してない。

#### ○市長（宮路高光君）

今、業者の書類が返ってきているかきてないかということでございますけれども、私はそこはもう実態は把握しておりませんが、裁判上の中におきますこの事件におきましては裁判の中で完結ができ、判決が下されておりますので、終結したというふうに思っております。

この損害の算定でございますけど、それぞれの物件によりましてその落札率というのがそれぞれ違いますし、それが妥当なのかどう

なのか、私どもはやはりそこあたりははかり知れない部分がございますので、幾ら損害を与えたとかいうことは算定しにくいというふうに感じております。

また、今後、今おっしゃいましたとおり、やはり職員の監督、そういうものにつきましては、自分自身も襟を正しながら、それぞれの生活、私生活を含めた中でやっていきたいというふうに感じております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

裁判が終わったからこれで終結というんじゃないです。刑事面かなんかにおけることはそれは裁判で決まったでしょうけれども、まだその他が調査中らしいですよ。町から引き上げていった書類やらなんやらも返ってこないんじゃないですか。業者から持っていった書類も返ってきてないというところを見ると、まだジ・エンドではないということを私は言いたいと思います。

それから、とにかく被害は算定できないとおっしゃいますけれども、私は伊集院町民は大事な税金を、被害を受けた。億の単位で受けたということを、想定と言えおかしですが、住民はそんなふうに思っております。だから、どこでもしちよい談合だけど、たまたま伊集院がばれたのよねと言いますけれども、それでは済まない。やはりそれがばれたのは5月10日ということが問題、市長選前ですよ。市議選前ですよ。市会——町会、私たちもおはんとんも、議会もぼえもんじゃち私も批判されました。済みませんねと言いましたけれども、ほんと今後こんなことがないように気をつけないといけないんじゃないかと思って、この提案された44号に反対ではありません。質問と要請を申し上げて終わりたいと思います。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○6番（花木千鶴さん）



6月の時点で20%の1カ月というのがなされたわけですが、その時点でも、先ほど質問にもありましたように、市長は終結したとおっしゃいました。しかし、その後、この事件についての談合の問題も出てきたり、そして情報紛失という問題も出てきたりする流れの中で、この20%の1カ月というのを、ご自身で30%の8カ月と決めたと。そして、特定の根拠になるものはなかったという説明であります。やはりみずからの責任をこのような大変な問題が生じて責任をとろうというときに、何らかのこれまでいろんな前例といいますか、いろんなことを参考にして自身の責任はお決めになる方が妥当なんだろうと思いますが、どこにも相談もなく、みずからが決めただと言われることには、はいそうですかとはなかなか言いにくいところがあるなあという、これは印象ですがそのように受けとめているところではあります。そういったことはきちとなされるべきだろうと思うんですね。

それと、市長がその責任を何カ月分、何十%を何カ月で、お金に置きかえてその責任をとるということが本当の責任なのかどうかということも考えなければならないと思うんです。一つ金額で示すことが一つの責任の取り方ではありますが、最も重要なのはその後の問題であります。それで、行政改革大綱もつくっていったいろんなことをするということではあります。まずこの事件について内部調査について、本会議での報告がありませんので、ここに至るまでどのような内部調査があったのかを報告してください。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

今申されましたとおり、内部で調査もいたしました。まず、職員の汚職に関する件につきましては、入札改善委員会を設けまして、これは財政管財課の方で事務局として主にしておるわけですが、この中では業者

からの聞き取り調査、それから内部における検討委員会、改善委員会を、改善する方向はどうすべきかということ等をしてきましたし、その中でも、この前の議会の中でもお示ししたとおり、予定価格については事前公表ということで、当分の間の試行をさせていただいてるところでございます。

それから、談合につきましては、10社を改善委員会の中で呼びまして、事実確認をいたしました。そこで、そういう事実はないという結論を一つ一つの業者の方からはいただいているところでございます。

それから、USBの容疑につきましても情報関係の管理委員会を持ちまして、再発防止についていろいろと検討させていただきまして、データのコピーをする場合の——職員がコピーする場合については要管理者でありますそれぞれの主管課長の責任のもとにやるとか、いろいろ再発防止について検討しているところでございます。

そのほか職員の公務員としてのあるべき姿ということで、職員研修も外部から呼んでいたしましたし、今後もそういうことで、職員には研修を重ねていくということでございます。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

全協の席で執行の方からも幾らか内部調査をしたというふうなことだったんですが、本会議の中できちんと報告を、できれば市長が事前に説明しておくとうよかったかと思うのですが、そういったことはどのような調査をしたのか、そして今後に向けてどうしていくのかというのはきちんと明らかにこういう場面でしていただきたいと思うわけです。

情報管理委員会とかいろんなことをしていくというのは、今説明があったわけですが、新聞の中では、非常に内部的な体質があったということを書かれているわけです。

それで先ほどのような質問になるのでしょうか。私どもの方にも多くの住民の皆さんからの意見が寄せられます。

そこで市長、その辺のところ大変不名誉なことを行政責任者として自分の所管する行政が言われたわけですがけれども、その点について市長はどのようにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほど提案の中で申し上げましたとおり、大変市民の皆様方の信頼を損なったということは、最高責任者として大変重く受けとめております。今後、この入札関係、また談合問題に関しまして、特に今回補正の方でもお願いしておりますけど、外部委託委員会というのを設置いたしまして、この制度上がどうかということも今後とも検証していかなきゃならないし、さっきも申し上げましたとおり、また職員の研修ということで絶えずこのような公務員としてのあるべき姿ということで研修もやっていかなきゃならないというふうに考えております。

**○6番（花木千鶴さん）**

質問に答えてはいただけていない部分があるかなと思うんですが、外部委託をしていくとかいろんなのはこんなことがなくてもこれからの行政のあり様としては一つの方向性なので、今回のことを踏まえてというふうには思えません。

ただ、私が伺いたいのは、大変あのように新聞記事で言われて、行政体質があると言われれば大変なことです。そのために幾らか——管理はしていくということではあります。新聞社に対して、このまま、不名誉なことを言われたまま放置できるのかどうかということです。これは全協のときでも多くの議員の中からも出たかと思うんです。そのことを謝罪をさせろとかということまで出たわけですが、そのことについて市長はどう考えているのかということをお尋ねしていますので、

最後にお答えください。

**○市長（宮路高光君）**

新聞社の記事につきましても、それぞれ司法を含めた中におきます判決の内容におきまして新聞社としての立場の報道であったというふうに認識しておりますし、私どもは私の中で、内部委員会の中で職員の調査をしたと、そのような見解でご理解していただきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○5番（坂口洋之君）**

1点だけお伺いしたいと思います。

今回の汚職の問題、多くの市民の方が失望を与えたのではないかなと思っております。市役所の取引の業者がお中元、お歳暮時期にいろんな担当職員とか担当課長などにお歳暮とかお中元、そういったものを送る場合が出てくると思っています。そういった場合、個人が判断して、受け取る受け取らないの判断するのか、市としてそういうのを一切受け取られない、そういった条例や規定があるのか、そういったのがあるのかお伺いしたいと思います。

**○総務課長（池上吉治君）**

こういった事件を受けまして、日置市では倫理規程をつくりました。それには、当然そういったお中元、お歳暮等を受け取ってはならないということを規定してございます。

**○5番（坂口洋之君）**

倫理規程について、もう少し中身をお伺いしたいと思います。

**○総務課長（池上吉治君）**

倫理規程につきましては、日置市以外のほかの市町村の倫理規程等も参考にいたしまして、一般的には今申し上げましたようなそういった関係をする業者等とのいわゆるつき合いの仕方といいますか、接し方、そういったものを一般的に倫理規程として内容を含めて

ございますが、本市の場合は、一応ほかの他市町村の倫理規程を参考にして、さらに例外的なものを除く形でといいますか、いわゆる内容的にはかなり厳しい内容で倫理規程を策定をいたしました。

もちろん関係業者との会合への出席の仕方、あるいは今申されましたそういった贈呈物の拒否、それと、会合に限らず例えば遊行的なもの、例えばゴルフへの参加、そうしたものをかなり、そういった業者等とは接してはならないという形で規定をいたしておるわけでございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

行政と業者の癒着、まさに昔から、それこそ江戸時代からそういった問題が指摘されております。今後そういった汚職の問題を防止するためにも、業者と行政のモラルの問題について十分検討して、職員等に十分周知徹底していただきたいと思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

回答は要らないですか。要望。回答は要らないんですか。質疑ですので、質疑で終わっていただきたいと思うんですが。いいですか。——ほかに質疑はありませんか。

#### ○16番（池満 渉君）

今、議員の方々から話がありましたような内容かもしれませんが、実は市長の監督責任ということで100分の70ということが出されておりますが、もっと監督者として、当然そうでしょうが、やっぱり職員全体の気持の持ち方というのがこの機会にしっかりととならなければ、今回のことはただ市長が責任をとったというような形だけに終わるんじゃないかという気がいたします。問題はもっともっと根深いところにあるような気がいたします。

先ほども話がありますけれども、この談合の問題やいろいろなことを調べる捜査官の中で、伊集院の土木関係の職員は腐り切ってい

るということを話した捜査官もあったというふうに聞いております。また、この伊集院ではありませんけれども、日置市内の業者、業者丸抱えで担当の職員が旅行をしているというような話も、うわさもございますが、そういったいろんな意味で、やっぱり少し欠如——モラルが欠如しているんだろうという気がいたします。

そして、山下被告、裁判がございましたけれども、裁判長が、あなたはほかにだれかをかばっておりませんかということを再三聞いたというような話でございます。山下被告は、私1人のことでございますというふうに答弁をしたらしいですが、やっぱり官民の癒着があったんじゃないかと。官民そろってというようなことが新聞に書かれたのは、そこに捜査員の方々の内容、裁判官が感じた内容をすると、やっぱり職員のモラルというのが非常に足りなかったんじゃないかという気がしております。

USBメモリーの紛失事件につきましても、その事故後、つい最近、電算室のかぎをかける対策を行いましたかというような話の中で、まだやっておりませんということでありますが、とにかくかぎをかけるというのは基本でございますので、そういったようなことをすぐにやる、まさに議会もなめられているんじゃないかというような気さえておりますが、しっかりとこの市長の監督責任をとるといって今回の条例の提出に合わせて、職員も本当にいい機会でございますので、生まれ変わったんだと、新しい市になったんだということで、しっかりと肝に銘じていただきたい。

そのことを市長、ぜひ、今話がありましたけれども、もう一度職員の方々に対する市長としての、公務員としてのモラルの高揚といいますか、いいまちをつくるんだ、いい職員をつくるんだということでの決意を改めて一言お聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ほんとに5月1日に日置市が合併いたしました、当初におきましてほんとにこういう事件を起こしたことにつきまして、大変心苦しい、また大変責任を持っております。今ご指摘がございましたとおり、今回の事件を教訓に、600名の職員がほんとに町民の、市民の公僕である、こういう姿となるよう、私どもも監督者といたしましてもこのことを記憶に銘じ、部下の指導をしていかなきゃならないというふうに感じております。

特に公務員たるものが今の現況の中におきまして、地域に、あるいは地域の皆様方のおかげで自分たちは職員であると。またいろんな地域の行事を含め積極的に出ていく。基本的にボランティアを含め、そういう率先した気持ができるよう、ほんとに意識改革をやっていかなきゃならない。

また、職員におきます今後におきますいろいろと改革はやっていかなければならないというふうに感じておりますので、今ご指摘がございましたことを胸にとめながら、職員ともども市民に対する名誉挽回で頑張っていかなきゃならんというふうに意を強くしているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（東 孝志君）

総務部長に1点だけお伺いいたします。

管理職手当というのはどういう手当になるのか質問いたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

管理職手当というのは、もうご存じのとおりだと思いますが、業務を遂行する上で部下を、もちろん部下も監督指導する立場にあるわけでございますので、それを含めて業務を管理していくという手当でございます。

○19番（東 孝志君）

そしたら今回の不祥事とかいろんなことが

起こったことは、課長の管理が思うようにいかなかったということですか。これはどうですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

結果的には管理が徹底しなかったということも言えるのではないかと思います。

○19番（東 孝志君）

そしたら、その課長ですね、管理職手当というのはもう要らないんじゃないですか。そういう不行き届きの監督だったら、その課長を下げるかその手当を削るか、何か厳しい措置はできないんですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど、けさ方、市長の行政報告のとおりでございまして、管理監督者としての責任を問うということで懲戒委員会にかけまして、当時、15年の土木課の課長補佐、それからUSBメモリー事件にかかわる管理者の減給、それから係長補佐の戒告処分ということは先ほど長が発表したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

市長にお尋ねいたしますけれども、今回で2回目の変更ということになります。最初が一応本会議で否決された問題、そしてまた2回目が前回全員協議会の中で20%という形で指示されました。そしてまたきょう30%という形で指示が——提案がなされているわけでございますけれども、この変更に対しての今までの経緯に対する市長の心境についてまずお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

3回目の中であるということでございますけれども、その都度議会の方にいろいろとご提案する中において、議会の方から大変いろいろと厳しい声が、生の声が私の心の中に届きまして、そのことで全協でお話ししたこと

におきましてはまだ手ぬるいんじゃないかなというご意見もございました。今回、最終的にこの30%というふうに提案させていただきたいというふうに思っております。

**○27番（佐藤彰矩君）**

このような経緯を市民が見た場合、市長として責任の取り方が何かあやふや、無責任な感じに受け取れる可能性があるんじゃないかという気がいたします。やっぱり市長としては一貫性を持った責任ある姿勢というものが市民にとっては非常に頼もしく、リーダーとしてのリーダーシップの取り方じゃないかという気がするんです。ころころ、何言われたからその都度変えるというような、このような姿勢が、市民から見た場合どのような形で受け取られるかということが非常に危惧されるような問題ではないかというような気がいたしますけれども、その辺についての市長のお考えをお示し願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

政策上、いろんな問題につきましてはそれぞれの信念でいきますけれども、今回の私の減給につきましては算定の根拠というものは、いろいろと算定の方法がないという中で起きまして、私はそれぞれ議会の皆様方の意見をお聞きした中で決めていかなければ、そういうふうにさっきもこの算定の基礎があったのかということもお聞きしておりますけれども、それぞれの議会の皆様方にある程度考え方をお話を申し上げ、そのご意見を聞いていかなければ最終的にこれだけの額ということで変更したということでございまして、ちょうど今ころころ変わるということでございますけど、ほかの施策とかいろんな問題はございますけれども、この減給についての決定につきましては議会のそういうご意見というのにも尊重させていただくというふうに考えております。

**○27番（佐藤彰矩君）**

最初の判定、判断が甘かったというような形にとられても仕方のないような感じになるうかと思えます。今後におきましては、最初の時点からそのような判断をころころ変えるようなことのないような、市長としての判断を今後はあらゆる面において発揮していただくようお願いしたいと思いますけれども。

それから職員の問題でございましてけれども、先般、全員協議会の中で、職員の事情聴取の中で、新聞に載ったような事実はなかったというような説明がございました。新聞に載ったような事実はなかったというような調書をとったということでございましてけれども、あ のときに一応新聞社に対する確認というものを注文をしておきましたけれども、その後新聞に対する報道のあの記事に対する裏といいますか責任、そういうものをとられたのか。そしてまた、どのような結果になったのか、再度お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

全協の中でお話がございましたので、私の方も新聞社の記者の方にもいろいろとそのことはお尋ねいたしましたけれども、記者の中におきましてそれぞれ司法の中におきますそのいろいろな見解の中で、新聞社としてあのような記事を書いたという報告をいただきましたので、それぞれ見解の中でそれぞれ書くことにつきまして私どもの方も異議は申し上げるようなことではないと。私どもは私どもでそれぞれ調査をしたと、そのような形の中で理解をしていただきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省

略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

---

△日程第32 議案第45号日置市交通安全対策会議条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議案第45号日置市交通安全対策会議条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第45号は、日置市交通安全対策会議条例の一部改正であります。

日本道路公団の民営化により、本公団名が西日本高速道路株式会社として変更になることに伴い、同条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

別紙内容につきましては、お目通しいただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

---

△日程第33 議案第46号日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第33、議案第46号日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、日置市半島振興対策実施

地域工業開発促進条例の一部改正についてであります。

半島振興法の一部改正に伴い所要の改正を行うため、日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

それでは、議案第46号について補足して説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、半島振興法という上位法が4月1日付で施行されました。それに伴う条例改正でございます。

別紙をお開きください。日置市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部を次のように改正する。まず、題名中の工業を産業に改めるものでございます。その前にもう一つ、日置市につきましては、過疎地域産業開発促進条例というのがございます。これにつきましては旧伊集院町を除く3町の関係でございます。今回の半年振興法に関する地域につきましては、旧伊集院町のみということでございます。そういうことで、過疎地域につきましては既に産業開発というもう字句は訂正されております。今回はそういうことで、伊集院地域の分ということでとらえていただければありがたいと思います。それを受けまして、題名中の工業を産業に改めるものでございます。

第1条中、工場を工場もしくは旅館に、工業を産業に改めるということでございまして、今回主な改正につきましては、工場の次に旅館を入れると。旅館が対象となったということでお含みおきいただきたいと思っております。

第2条中、第4号を5号として、同条第3号中、工場を工場もしくは旅館に改め、同

号を同条第4号として同条第2号中、工場の増設を増設に、既設の工場を既設の工場または旅館に改め、目的での次に、当該工場もしくは旅館を加え、当該工場を当該工場もしくは旅館に、工場を工場または旅館に改めて、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の号を。加える。これが主でございまして、第2号で旅館、旅館業（下宿営業を除く）の用に供する設備を有する施設という1号が挿入されることとございます。

そういうことでございまして、以下、第1条で説明いたしましたけれども、工場を工場もしくは旅館に改め、工業を産業に字句訂正をとというのが以下に書いてある内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ちなみに、現在、伊集院町には旅館業を営んでいらっしゃる方が1軒ということでございます。今後新設または増設する場合には、この条例が適用されるということでございます。以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

黙っておってもよかったんですが、これが通ったときがどなたどこにどんな影響が起るのか。何か税が上がるとか、どんなあれなんだろう。旅館、旅館というのが出てきます。

**○総務企画部長（益満昭人君）**

半島振興対策の地域の産業開発促進条例というのは、今度工場とか旅館を新設または増設する場合には、固定資産税の不均一課税ということで、3年間標準税率の初年度が10%、2年度が25%、第3年度が半額ということで、減免を受けられるという制度でございます。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

そしたら、今からつくる人には関係あって、今まであった伊集院に1軒と、そんなのにも何か影響があるんですか、これが変わったら、改正されたら。改悪じゃないの、改正ですか。

○議長（宇田 栄君） ちょっと待ってくださいね。チャイムが終わってから。

○総務企画部長（益満昭人君）

ちょっと先ほど若干説明したと思いますが、今後工場の新設とか設備の増設とか、新しくつくるとか、そういうものでございまして、旅館につきましては今1軒営業しておりますが、この方が増設される場合はもちろん対象となるということでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案に

ついては原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第34 議案第47号日置市公民館条例の一部改正について

△日程第35 議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、議案第47号日置市公民館条例の一部改正について、日程第35、議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第47号は、日置市公民館設置条例の一部改正についてであります。

東市来中央公民館の新築移転に伴い、所要の改正を行い、あわせて施設使用料の統一を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

続きまして、議案第48号は、日置市伊集院文化会館条例の一部改正についてであります。

東市来文化交流センターの新築開館に伴い、所要の改正を行い、あわせて伊集院文化会館施設使用料等の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては教育次長に説明させま



すので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○教育次長（満尾利親君）**

それでは、ただいま議題となりました議案第47号日置市公民館条例の一部改正、第48号の日置市伊集院文化会館条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回、新設されました東市来文化交流センターは、公民館施設と文化施設をあわせ持つ併設館ということでございます。したがって、その設置を公民館条例と文化施設の条例にうたい込むものでございまして、あわせて市内の各公民館の施設の使用料について、料金を統一するものでございます。

それでは、議案第47号でございすけれども、日置市の公民館条例の一部改正でございすが、これは別紙のところに書いてありますように、東市来中央公民館の位置を東市来町長里184番地から東市来町長里3253番地3に改めまして、同表の日置市吹上中央公民館の次の項に日置市長里地区公民館を加えるものでございます。

なお、別表2から後の使用料につきましては、今回、大きく4つのことで変わっておりますので説明申し上げます。

まず、別表2の各公民館の表題のところに1から8までの番号を振りました。次に、2のところ東市来中央公民館の施設の利用料金を設定したものでございます。それから3番目には、これまで使用時間の区分を、多いところではたくさんしておりましたけれども、6項目ぐらいしておりましたが、これを3段階に統一して、文言を統一したということでございます。そして、今回使用料金とあわせて暖房料金等の市内の統一を図ったということでございます。

それでは、次に議案第48号ですけれども、第48号について、日置市伊集院文化会館条例の一部改正でございす。

東市来の文化交流センターの新設で市内に

2つの文化施設ができました。したがって、題名を伊集院文化会館条例から日置市文化施設条例に改めたものでございます。

別紙のところに、日置市伊集院文化会館条例の一部を改正する条例ということで、第1条中、伊集院文化会館を日置市文化会館施設に、文化会館を日置市文化施設に改めるものであります。

そして、第2条中、文化会館を文化施設に改めまして、同条の表に次を加えるものでございまして、日置市東市来文化交流センター、日置市東市来町長里3253番地の3を加えて、3条から6条までの規定は、文化会館を文化施設に改めると。

それから、第7条中の別表を別表第1、別表第2に改めるものであります。

それから、10条中、第10条及び第12条から第14条までの規定中、文化会館を文化施設に改めるものであります。

さらに、別表を次のように改めて、別表を別表第1とするものでございます。

今説明いたしましたように、この伊集院の文化会館を日置市文化会館として、別表2で東市来文化交流センターの施設料等を（発言する者あり）——日置市伊集院文化会館が別表第1、新しく設置されます別表2が日置市の東市来文化交流センターの使用料等でございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑は一括質疑とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号及び議案第48号は、教育文化常任委員会に付託します。

△日程第36 議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第36、議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号は、団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議についてであります。

平成18年度新規採択希望に伴う団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区において、別紙概要表のとおり事業申請を行うことに伴い、土地改良法第96条の2第1項の規定により協議したいので提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

それでは、議案第49号について補足説明いたします。

土地改良法は、農業生産の基盤整備及び開発を図り、農業の生産性の向上などに資することを目的としておりますが、その第96条の2で、市町村が土地改良事業を行う場合、あらかじめ市町村議会の議決を経て県知事に協議、同意を得ることになっております。今回、団体営農業用河川工作物応急対策事業——これは井堰のことですが、油田尾地区の事業申請をするため提案するものであります。

別紙に事業内容を掲載してありますとおり、伊集院地域の上神殿の油田尾地区にあります固定井堰を洪水時の災害防止や営農の効率化

を図るため可動堰に改良するものであります。この井堰の受益面積は13.9ヘクタール、受益戸数は48戸、概算事業費約8,000万円で、平成18年度採択希望申請するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第37 議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）

△日程第38 議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第39 議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第40 議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第41 議案第54号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第42 議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第43 議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特

別会計補正予算（第1号）

△日程第44 議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第37、議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）、日程第38、議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第39、議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、日程第40、議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第41、議案第54号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）、日程第42、議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、日程第43、議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第44、議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第50号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,697万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億206万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の特徴としましては、国庫補助事業等の新規採択及び追加配分による予算措置のほか、地方特例交付金、普通交付税、減税補てん債等の交付決定による予算補正をいたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付

金、普通交付税、所得譲与税、自動車重量譲与税の交付見込みによる減額を計上いたしました。

国庫支出金では、まちづくり交付金、道整備交付金の追加配分により増額したほか、区画整理事業の追加配分や補助金の減額をした結果、8,251万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、農業費県補助金の事業費確定による減額や土地区画整理事業県補助金の減額により2,919万円を減額計上しました。

財産収入では、建物貸し付け収入、一般住宅貸し付け収入の520万1,000円を減額計上いたしました。

寄附金では、青少年育成のための指定寄附金として100万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のために財政調整基金繰入金を919万2,000円を減額計上いたしました。

雑入では、歳計余剰金、長寿社会づくりソフト事業交付金等の増額により837万3,000円の増額計上しました。

起債では、農林水産業債の県営広域農道整備事業債、土木債の一般単独事業、市道整備事業債、教育債の一般単独事業、臨時財政対策債、先行減税の補てん措置としての減税補てん債の増額により6億2,630万円を増額計上しました。

次に、歳出の主なものは、議会費では人件費の減額及び産休、育児休業による臨時職員の賃金の増額など97万9,000円を減額計上しました。

総務費では、行政嘱託員報酬、国土利用計画作成の委託料、過誤納返戻金、還付加算金など7,633万6,000円を増額計上いたしました。

民生費では、人件費の減額や母子家庭自立支援給付金事業、保育所管理運営費の賃金、

ゆすいん福祉センターの施設維持などの所要額を措置し、2,078万円を減額計上いたしました。

衛生費では、人件費の減額及び水道会計の工事負担金、補助金の増額など2,678万1,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、県営かんがい排水事業、県営広域農道事業負担金、農道等施設整備事業など今後の執行状況を勘案した上で所要額の1億2,711万1,000円を増額いたしました。

商工費では、人件費を299万1,000円減額計上いたしました。

土木費では、まちづくり交付金事業、道整備交付金事業、土地区画整理事業などの追加配分により1億4,007万6,000円を増額計上いたしました。

消防費では、消防施設費の防火水槽工事費の増額、災害対策費の防災行政無線保守点検委託料の減額など124万1,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小中学校の施設維持費、集会施設建設補助金、文化会館、体育館等の施設維持費の増額、まちづくり交付金の追加配分により4,441万9,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の災害復旧応急措置費180万円を増額計上いたしました。

なお、今回の補正は国県補助事業などの追加配分と施設の維持補修費に配分し、追加の補正をいたしました。

次に、議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億564万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、療養給付費等負担金、保険準備基金繰入金を増額計上いたしました。歳出の主なものは委託料、老人保健医療拠出金及び老人保健事務費拠出金の負担金、療養給付費交付金返納金、国庫支出金精算返納金の増額等8,385万3,000円を増額計上しました。

次に、議案第52号は、平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ793万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,110万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、施設介護サービス収入を減額計上いたしました。歳出の主なものは人件費の減額、カバーライト返納金の増額など793万9,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第53号は、平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,332万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、一般会計繰入金、基金繰入金を減額計上いたしました。歳出の主なものでは、人件費の減額、負担金の増額など129万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第54号は、平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億

8,448万円とするものであります。

まず、歳入では、物品売上収入を追加計上し、歳出では人件費を追加計上いたしました。

次に、議案第55号は、平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,947万8,000円とするものであります。

まず、歳入では、利用収入を減額計上し、歳出では人件費を減額計上いたしました。

次に、議案第56号は、平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ3億2,202万円とするものであります。

歳出では、人件費を273万6,000円減額し、予備費を273万6,000円増額計上いたしました。

次に、議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算では、収入、支出それぞれ33万7,000円を減額し、予算の総額を4億7,002万1,000円と決めました。

収入の主なものは、営業外収益の一般会計補助金29万4,000円の減額で、簡易水道事業債利息分であります。支出は、営業費用の職員人件費の減額であります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから総括質疑を行います。

まず、議案第50号について質疑ありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は、一般会計補正予算について、私の所属する教育文化常任委員会以外の常任委員会に付託される予定の案件について、6点ほど質疑いたします。

まず、補正予算に関する説明書44ページ、道路維持費、消耗品費4万円、施設維持修繕料100万円となっております。これは説明資料によりますと、路肩復旧、舗装、側溝修繕等とのことですが、それで、場所はどこどこで、何を基準として今回これで補正予算で認めたのか。

というのは、ほかにも要望箇所があったはずですが、なぜこの分のみ今回補正で計上したのか、まずそれをお答えください。まずそれが第1点。

それから45ページ、道路新設改良費委託料4,665万円、これは説明資料によりますと一般道路整備費事業800万円、これは美山インターチェンジ取り付け道路に伴う補正、まちづくり交付金事業200万円、事業増に伴う補正、道路交付金事業3,665万円、新規事業に伴う補正と説明書にあります。

この中で、まちづくり交付金事業と道路交付金事業はどこの分であるか。その内容を説明してください。

それから、節15の工事請負費2,300万円、説明資料によりますと、まちづくり交付金事業で事業増に伴う補正とありますが、どこの分か、具体的に詳しく説明をお願いします。

それから、その下の46ページ、土地区画整理費、節15、工事請負費、単独事業596万5,000円、説明資料によりますと、補助事業46万円は補助事業費確定による補正、単独事業596万5,000円は補償金との組み替えとのことですが、どこの分で、その内容はどうかなど、わかりやすく具体的に説明してください。

それから47ページ、土地区画整理費、22節補償金1,437万4,000円、説明資料によりますと、補助事業費確定及び工事請負費との組み替えとのことですが、どこの分か、その内容もわかりやすく説明してください。

最後6番目、50ページ、消防施設費、節15の工事請負費536万円、補助事業、説明資料によりますと、防火水槽付帯工事による補正、工事見込み額2,186万円とあります。しかし、よく意味がわかりませんので、わかりやすく説明してください。

以上6点、よろしく説明をお願いいたします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

ただいまの件についてお答えいたします。

施設維持修繕料、これは東市来地域から出されておまして、中山田、美山、それから神之川等々の路肩保守、それから舗装、側溝等の整備ということでございます。

それから、13節委託料の4,665万円、これにつきましては、美山の関係と、それからまちづくり交付金で整備いたします事業の追加ということになりましたが、2路線分でございます。新宮線と新宮朝日ヶ丘線、この2路線でございます。

それから道整備交付金、これは新規に内示があったものでございます。3路線、伊集院地域——先ほどの伊集院地域でございます。3路線で下谷口恋之原線、それから市来四郎園線、宮脇線、この3路線でございます。

それから、工事請負費でございます。これも伊集院地域になりますけれども、補助事業という——交付金事業ですけれども、2路線ということで、先ほどの新宮線と新宮朝日ヶ丘、この2路線ということでございます。

以上でございます。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

2目の土地区画整理費の15節工事請負費

642万5,000円の補正増になっておりますが、補助事業費の確定によりまして、伊集院地域の徳重地域と東市来の駅前地域のこの補助事業による増額分でございますが、単独事業につきましては東市来地域の596万5,000円、これは補償金から組み替えをしておるといところでございます。

それから、説明資料でいきますと次の26ページの22節の補償補てん及び賠償金1,437万4,000円でございますが、これについても先ほどの工事請負費との組み替えの補償金分でございます。補助事業費確定による分でございます。

以上です。

#### ○総務課長（池上吉治君）

消防施設費の15節工事請負費536万円の追加でございますが、これにつきましては、東市来地域におきます防火水槽を当初で3基計画をいたしておりました。3基で1,650万円を予定して予算計上いたしておりましたけれども、実際に設計を上げた段階で通行どめをし、迂回路等の設置が必要になったり、防火水槽設置にかかわる、それに付随しました工事費等の増額が見込まれて、その3基の総体工事費不足分536万円を今回追加計上いたしました。

以上です。

#### ○13番（田畑純二君）

今説明を受けたわけですが、まず私が最初に質疑いたしましたこの道路維持に100万円あるということで、施設修繕料が東市来の3カ所だということだったんですけれども、ほかの、東市来に限らずほかの地域からもそういう要望があったと思うんですけれども、今回なぜこの100万円だけで、東市来の3カ所だけに限ったのか。先ほどちょっと質疑したんですけれども、それに対する回答がないので、そこら辺を説明してください。もう一回お願いします。

### ○産業建設部長（外園昭実君）

今回の補正につきましては、災害にかかわる分でございますが、東市来の3地域と言われましたが、2地域のみでございまして、他の関係につきましても各地域から要求はありましたけれども、それについては当初予算に計上するべきというような内容でございますが、補正措置が認められなかったということでございます。

### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

### ○27番（佐藤彰矩君）

本年度の予算につきましては、旧4町の持ち寄りということで予算が当初組まれているわけでございますけれども、今回補正ということでございます。そこで、細かく申し上げますと、所得譲与税、自動車重量税、そしてまた地方交付税等が1億9,600万円減額とそれぞれなっているわけでございますけれども、この減額の今度旧町ごとの積算ができてこのようになったのか。

それと、一応見込みということで説明があったわけでございますけれども、見込み違いだったのか、その辺についての見解をお尋ね、まず申し上げます。

それから、歳出の方でございますけれども、23ページ、これは説明書でございます。13節の委託料の中で、顧問弁護士事務所委託の30万円について説明を求めます。

それからもう一点、24ページ、8節の報償費でございますけれども、入札の監視員についての報償費というのが出ておりますけれども、この件についての説明。

それから25ページから26ページ、企画費の方でございます。11節から19節まで、関連がありそうなのでまとめて説明を求めます。

それから45ページ、道路新設改良費の中で、道整備交付金事業が新規に記されている

ようですが、この事業についての内容の説明を求めます。

それから58ページ、15節工事の請負金が出ておるんですけども、この事業内容についての説明を求めます。

### ○財政管財課長（福田秀一君）

まず、歳入の方でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、こういったものの減額の理由でございますけれども、まず所得譲与税につきましては、国庫負担金等の一般財源化に対する税源移譲の見込みでございますが、いずれも額の確定によるものでございます。

それから、地方特例交付金も、これも一応額が確定したということで計上いたしております。

歳入につきましては、いずれも額の確定によるものでございますが、地方交付税の減額の理由でございますけれども、これは平成15年度に行われました先行減税分の関係でございますが、新幹線の償却資産の関係が今回基準財政収入額に算入されまして、若干——その影響が大きくて若干減額になりましたけれども、その分はまた逆に減税補てん債で補てんをされております。この財源につきましては100%地方交付税でまた返ってきますので、その分が減税補てん債に振りかわったというふうに考えていただきたいと思っております。

それから、歳出の方でございますが、入札等監視委員会の関係でございます。これにつきましては今回10万円をお願いしておりますけれども、この入札等監視委員会（発言する者あり）入札等監視委員会の関係でございますが、ここの目的といたしましては、市が発注した公共工事及び業務委託等につきまして、入札参加資格の設定の理由とか、経緯及び競争入札に係る指名の理由及び経緯、こういったものについて審議を行ってもらって、意見の具申勧告をしてもらうということでご

ございます。

それから、競争入札及び随意契約におけるその手続に係る苦情処理、こういったものを行うということで一応設置を考えております。

委員会のメンバーでございますけれども、これはこれからの作業になりますけれども、一応学識経験を有する方と住民の代表の方も一応考えております。

以上でございます。

#### ○総務課長（池上吉治君）

説明資料23ページ、一般管理費の13節委託料370万6,000円の補正でございますが、この主なものといたしましては、職員の健康診断がこれまでの予算措置では旧4町それぞれ独自のやり方でやっておりましたものを、今回全職員統一しまして健康診断を実施するというので、その不足分311万4,000円を計上いたしました。

そのほかの経費といたしましては、自治会文書配布委託料、これらの不足見込み額、これは日置支所分が見込まれておりませんでしたので、これを追加計上、そういった関係で370万6,000円を計上いたしました。

（発言する者あり）

その中で1項目、今回新たに入れておりますが、日置市顧問弁護事務委託、これにつきましては、従来は町村会の方へ委託して、いろいろな問題等の相談業務もやってもらっておりましたけれども、いろいろ専門的にいろいろな問題が出てまいりましたときに、あらかじめ顧問弁護士と事務委託を行ったその方に相談をできるような形に持っていきたいということで、今回事務委託費として30万円を計上いたしております。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

それでは、私の方から企画費に関しますご質問にお答えをさせていただきます。

資料の方で役務費以降、委託料、使用料、工事請負費、公有財産、備品購入、負担金補

助及び交付金等々ございますが、まず補正予算の説明資料の方に合併準備経費等不用額の増とか減とかいう表記でお示しをさせていただきます。

これにつきましては、これまで準備を進めてまいりました合併準備に関します不用額等の整理をしながら、広域連合消防組合の今後の合併に向けた準備に要する経費を精算して今回所要額をさせていただきました。

それから、後工事請負費の関係では、今申し上げました合併準備の関係が含まれておりますが、工事請負費の単独事業の中で日吉地域の工業地区の移動通信施設整備事業、これを一括1,000万円工事請負費の方で計上しておりましたが、今後用地取得が必要になる見込みが生じたので、100万円減額して公有財産購入費の方に100万円計上させていただきましたところ です。

それから、委託料につきましては、国土利用計画法に基づく日置市の国土利用計画策定業務、これを今年度と来年度2カ年かけて進めていきたいと考えておりますが、それに関する所要の経費、それと合併準備関係の不用額等の整理をいたしまして、増額計上させていただいております。

それから、負担金補助の関係につきましては、合併準備関係の不用額の減と吹上地域の10月8日に予定されております山神の饗宴というイベントがございますが、それに対する助成でございます。これについては、雑入の方で歳入を見込んでございまして、それを実行委員会の方に補助をするということでございます。

以上です。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

道整備交付金についてのお尋ねでございましたが、国の新たな支援措置ということで、正式名称は、地域再生基盤強化交付金と呼ばれておりますが、これにつきましては、この道



整備交付金につきましては、日置市と県と合同の事業によりまして地域再生計画を樹立いたしまして、平成17年度から21年度までの5年間、道整備をしようということで、全体事業費で43億8,000万円程度の事業費になっております。

内訳としましては、市道が伊集院地域の下谷口恋之原線、それから市来四郎園線、それから宮脇線、この3路線と吹上地域の林道駒田線、それから県が実施しております伊集院から金峰までの南部広域農道の事業費、これをひっくるめた形で事業を17年度から進めようということをごさいますして、国の50%の交付金をいただいて事業を進めようという内容の事業でございます。終わります。

#### ○教育次長（満尾利親君）

それでは、58ページですけれども、体育施設費の15節の工事請負費の4,000万円でございますが、これにつきましては、現在伊集院地域の総合運動公園の整備を行っておりますまちづくり交付金による健康増進施設を整備いたしておりますが、その整備事業費の交付決定が多くなされたものでございまして、今回、多目的広場及びサッカー場の防球ネット代の工事費として計上をしたものであります。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

まず、歳入の方から申し上げます。

課長の方から説明がございましたけれども、額が確定したということでございますけれども、例えば地方交付税1億9,600万円の減額ですけれども、これが最終的な額の確定になるのか、まだ今年度は大分残された月日もありますけれども、この中で再度このような改定というものがないのか、まずその辺についての確認をしておきたいと思っております。

それから、歳出の方でございますけれども、23ページの13節の委託料の中で、顧問弁護士の事務所の委託、これは毎年町村の方の

協会の方に保険料として支払いはしているんですけれども、今回特別に30万円という金額をされているわけでございますけど、30万円の金額の積算を、どういう形で30万円を決められたのか、再度お尋ねをいたします。

それから、24ページの報償費の方でございます。入札の監視員、これは大いに日置市におきましては今後大きな問題であろうかと理解しているわけでございますけれども、5人に2回だけが10万円という予算でございますけれども、このような形で納得するような一応監視の問題ができるのか、その辺についてもっと違った角度でこの監視というものはするべきじゃないかという気もいたしますので、再度この件についてお尋ねをいたします。

それから、45ページの道路新設の道整備交付金事業、新規事業でございますけれども、17年から21年まで5年間で43億円という、50%の補助事業となりますと、非常に本市にとりましては大きい事業でなろうかなという形がいたします。事務当局のご努力に対しては敬意を表するところでございますけれども、今後、今こうして表面に出てきたわけでございますけれども、今後内容等の計画ができておれば、また議会の方にも、同僚議員の皆さんにもこの事業の内容についての資料の配付を早急をお願いをして、これはしておきたいと思っております。

それから、58ページのこの工事費の内訳でございますけれども、ネットとかいろいろ今示されましたけれども、聞くところによりますと、今回入札があったというような、情報も聞いているんですけれども、その辺についてのいきさつについての説明もあえてよければお尋ねしたいと思っております。

#### ○総務課長（池上吉治君）

顧問弁護士への事務委託料30万円の根拠

ということでございますが、特に積算根拠はございません。他市町の実績を一応参考にいたしまして、その中で最も低い金額で一応計上いたしました。まだ、あと委託先についても今後検討をしていく予定でございます。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

普通交付税の件でございますが、特別な追加配分がない限りこの額で確定ということでございます。

それから、入札の審査委員会の件でございますが、今年度は残された期間が10月以降五、六カ月ということになりますので、ことしはとりあえず2回を予定して計上いたしております。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

道整備交付金事業については、全体で43億円事業と申しましたが、そのうちの南部広域農道、吹上地域の方が32億円を要するという事業で、残りが11億円程度を市の事業ということになりまして、南部広域農道については市の負担はその11%です。詳しい内容についてはまた資料を配付いたします。

**○27番（佐藤彰矩君）**

最後にもう一点、実は、今この顧問弁護士の問題でございますけれども、30万円の金額の積算はないという説明でございました。一応これは相手もまだわからない。そしてただ予算を組んだだけというような説明になるのでしょうか。何かその辺についてはちょっとあやふやなところがあるようではございますけれども、再度この件について確かなご答弁をお願いしたいと思います。

**○総務課長（池上吉治君）**

先ほど申し上げましたように、まだその委託先は決まっておりませんが、ただこれまで町村会を通じていろいろ相談を申し上げてきた弁護士の中からお願いをしていきたいと考えております。その金額につきましてもま

だそういった打診もしておりません。ただ、先ほど言いましたように、他団体の状況等の中で一応30万円という予定をいたしております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

5点ほどあります。

1点——私はこの説明資料の方で聞きます。8ページに太平洋戦争云々というのがあります。ことしは終戦60周年、第二次世界大戦で死んだアジア人は2,000万人、日本が310万人と言われております。私は、各町に戦死者がどれぐらいいるものか実態を踏まえていませんが、当局が踏まえていたら。そしてこの太平洋戦争云々というこの10万円を説明してください。

次、今佐藤議員も言いました入札監視委員が5人、この5人をどうして選ぶのか。お金のことは今回答がありました。どんなふうにして選ぶのか。

今度は19ページ、県営防災ダム1億1,970万円と、これだけ書いてあってわかりませんので、説明をお願いします。

4番目、猪鹿倉と下神殿自治公民館の建設に、私も猪鹿倉の建設委員をしておりますが、ここに900万円って出てきております。2で割ったら450万円ずつかなどうかなというので、来年の3月まで公民館を作れば補助が400万円、壊すのに100万円、猪鹿倉は500万円もらう予定になっておりますが、下神殿の方が400万円なんではないでしょうか。そこを聞きたい。（発言する者あり）おかしくないよ。

34ページ、それぞれ合併して市になったのに、市民運動会とそれぞれまた地域で運動会をするのかということ、ことしだけなのか。そして、伊集院地区運動会に予算も組んであるわけですが、そこら辺の市民運動会とそれ

ぞれの地域の運動会との関連を質問いたします。

**○総務課長（池上吉治君）**

私の方では、戦没者、戦死者の数については把握はいたしておりません。

この負担金につきましては、こういった犠牲者の慰霊のための事業を行うこの協会へ賛同できましたので、その協会へ加入をし、負担金が10万円ということで予算化したものでございます。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

入札等監視委員会のメンバーの選定方法でございますが、一応学識を有する方、住民代表の方というのは先ほど申し上げましたけれども、この住民代表の方の選定方法とかについては今後検討していきたいというふうに考えております。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

19ページの防災ダムの事業負担金、本年度1億1,970万円の事業に対しまして市の負担が0.05ということで598万5,000円ですが、これについては、吹上地域にあります吹上のダム——永吉ダムですね。永吉ダムの事業内容は管理システムの改修とかゲート補修とか、局舎の補修、いろいろな事業があるわけですが、今年度事業費分の0.05の負担金を組んであるということでございます。

**○教育次長（満尾利親君）**

33ページの負担金及び補助金のことでございますが、伊集院地域におきます集会施設の建設の予定がございます猪鹿倉地区と下神殿地区の集会施設でございますが、金額は猪鹿倉地区が500万円、下神殿地区が400万円ということでございます。

それから、次の34ページの保健体育費の市民運動会のことでございますが、平成17年度は4地域とも名称は体育祭とかあるいは体育大会とかなっておりますけれども、

運動会とかなっていますが、4地域とも10月の9日にそれぞれの地域でそういったような体育大会、体育祭、運動会を開催をいたす計画でございます。

なお、今後のことにつきましては、現在体育協会の統一等もございまして、今鋭意統一する方向で今進めているという状況でございます。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

太平洋戦争の戦没者の数を調べてない。今からでもいいですから、日本人は310万、アジアで2,000万というのに日置市の戦争、60年前戦争犠牲者がどれぐらいいたのか、調べている市町村もあるんじゃないかと思えます。私も今までしなかったことを悔いているわけですが、やはり60年の何かこう節目というんですか、節目でこんなのも調べてほしい。そしてそこに10万円、どんな協会だろうと、宗教団体かなにかと思ったりするんですが、どんな協会ができていて、そんなところに10万円も寄付する自体、どんなことに使われるのか、ちょっと調べてほしい。おかしいと思えます。

そして、次の監視員の選び方ですが、やはり人数は多いのか少ないのかわかりませんが、こんな談合の入札が話題になっている日置市ですから、ほんとに監視能力のあるち言えばおかしいですが、ちっとやかましい人を選ばないと、なあなあでいくような人を選んでも何もならないと。10万円捨てるようなものじゃないかと思えます。

次、永吉ダムのことです。ダムの反対はむだですから、むだなことにお金を使わないように、どれぐらい永吉ダムが進んでいるのか、私も実際知りませんが、そういうところを全国各地に本当にむだなダムができたり、むだ遣いがあるようですので、してほしいと思えます。

それから、猪鹿倉と下神殿のことはよくわ

かりました。私のところは500万円もらえ  
ると思っていたら500万円でしたので、安  
心したところです。

それから、市民運動会のことですが、平成  
17年に4地区でもやって、また市民運動会  
も別にあるとが、ことしはもう4地区だけの  
運動会なのか、そこ辺です。

**○教育次長（満尾利親君）**

今の市民運動会のことですが、平成  
17年度は4地区の運動会ということで、  
市民としての統一した運動会はないとい  
うことでございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。まだあるん  
ですか。（発言する者あり）そういう質疑を  
されなかったもんだから。

**○総務課長（池上吉治君）**

調べられる範囲で一応調べてまいりたい  
と思います。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○16番（池満 渉君）**

1つだけでございます。新市の給与制度に  
統一をしたというふうに書かれてございま  
すが、歳出の総務費、総務管理費、この一  
般管理費の部分が1億1,900万円補正で  
増となっております。その内容は一般職の  
共済組合負担金が1億400万円計上され  
ておりますが、ずっと見てみますと、すべ  
ての項の共済組合の負担金が減額をされ  
て、一括で振り替えというような形になっ  
ているようですが、そのわけは何なんでし  
ょうか。なぜこうなったんでしょうか。

**○総務課長（池上吉治君）**

説明書の23ページ、一般管理費の共済費  
の中で、一般職共済組合負担金が1億  
402万4,000円の増となっております  
が、これはいわゆる年金に関係します長  
期給付に係る費用の一部でございますけ  
れども、

この中で職員の毎月の給料に伴う共済組  
合負担金についてはそれぞれその給与を計  
上した費目の方に共済費として出ており  
ます。これまでは全額そういった形で各  
費目に振り分けられて計上いたしており  
ましたが、その共済組合負担金の中で追  
加費用と申しまして、その月々の給与額  
に伴うものでない一括年分として共済組  
合の方に納める分につきましては、今回  
各費目に振り分けられておりましたもの  
をここの費目に統一したと、いわゆる組  
み替えたということでございます。

**○16番（池満 渉君）**

わかりました。この共済組合の負担金  
というのは、いわゆる今ありましたように  
給与、給料に係るものでございます。先  
ほど言いましたけれども、新市の給与制  
度に統一したということですが、これま  
での旧4町の給与水準からして、新しい  
この新市の職員の給与の水準は、減額  
もございすけれども、一言、下がった  
のか。下がったんだろうという気はいた  
しますが、これまでの4つの町の一番低  
いところに合わせたのかあるいは中ほど  
に合わせて、下がった職員もあれば上  
がった職員もあるというような状態なの  
か、そこを説明をいただきたい。

**○総務課長（池上吉治君）**

日置市におきます給与でございますが、  
給与条例の表にありますように、それぞ  
れ部制を敷いた関係で、旧4町では8級  
制であったところを日置市では9級制  
にしたわけでございます。しかしながら、  
それぞれの旧町におきます給与の格付  
あるいは旧級の格付といいますか、そ  
れに現級と変わらないところに移行を  
してまいりましたので、相対的には変  
わっていないと。そう大幅な下がった  
あるいは上がったというのはないとい  
うふうに理解をいたしております。

**○議長（宇田 栄君）**

いいですね。池満君、また、所管  
ですので、

委員会で詳しくは質問してください。

ほかに質疑ありませんか。

**○25番（谷口正行君）**

ちょっと1つだけお聞きをいたします。

説明資料の31ページ、資料では50……、審議資料でいいですね。この学校管理費の中の負担金、負担金補助及び交付金とありますけれども、これは通常は教育振興費じゃないのかなと。今度はこの下の教育振興費の中でまた負担金補助及び交付金が出てきておりますけれども、これはどう考えてもちょっとどうなのかなと。4町のやり方がこうなっちゃったからこうなったのか、何か理由があるんですか。ちょっとそれをお聞きいたします。

**○教育次長（満尾利親君）**

31ページの負担金補助及び交付金でございますが、そこに示してありますように、今回中学校の九州大会あるいは全国大会に出場した補助金を出したわけではありますが、これにつきましては学校管理費で計上した部分と、その下の教育振興費で計上した部分とあったわけではありますが、これまで伊集院地域においては学校管理費の方でこの負担金を計上しておいて、日吉地域においては教育振興費の方で予算を計上しておいたために、それぞれ伊集院地域、日吉地域の方の予算を計上をしたということでございまして、これは本来は統一すべきだったというふうに私も思っているわけですが、今後はいずれにしても教育振興費が適当だと判断をされますので、そういう方向で統一して予算計上をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

**○21番（松尾公裕君）**

2点だけお伺いをいたします。

老人保健の拠出金ことでございますけれども、これがやはり国保会計には大変大きなウェートを示すわけでありましてけれども、今まで旧町の時代からしますと随分下がっているなど、相対的にはそう思うわけでありましてけれども、これが制度改正があったやに聞いているわけでございますけれども、しかしながらそこら辺が少しわからない部分がありますが、今後のいわゆる見通しですね、がこの推移でいくものかどうか、その点を伺っておきたいと思っております。

それともう一つ、基金のことでございましてけれども、医療費の3カ月分の基金は蓄積すべきだと、こうなって、条例にもなっているわけでありましてけれども、そうしますと、非常にまだうちの場合はこの基金が、今の合併時で3億4,600万円という基金であります。今回のこの基金の投入もしておりますし、今後の見通しというのが非常に厳しいかなと思っております。その中で今度今決算がありますけれども、決算による追加とかそういうことは今後ないのかどうか、基金がこのような状況では基金積み立ては下り坂になるのではないかなと思っております。そこら辺を伺っておきたいと思っております。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

老人拠出金の今後の見通しといいますか、そういうご質問だったと思うんですが、今の現在では拠出金についてはちょっと把握はしておりませんが、国民健康保険の医療費につきましては、前年度からしますと、4月分でございますけれども、前年度比97%ぐらいの医療費で推移をしておりますので、大体この拠出金についてもそのような数値になっていくのではとないかと。これは私の今のまだ推計ですが、そういった

形になるのかなと思っております。

それから、基金につきましては今おっしゃるとおり、条例では3カ月分になるまで積み立てなさいというふうに条例なっておりますけれども、いろいろと私どもはそういった形で積み立てれば一番いいんですけれども、やはり被保険者の方々の税金とかやはり上がってくることもありますので、積み立てるだけに回すということはちょっとできないのかなと。今後医療費の推計と推移とを見ながら、またこういった基金の積み立てはというのは考えていかなければいけないのかなあと思っているところでございます。

**○21番（松尾公裕君）**

大方わかったのでありますけれども、医療費が97%で推移しているということでありますが、このいわゆる老人保健の拠出金については、近年制度改正があったやに聞いておりますが、それぐらいうんと前、2年ほど前からしますと、前は30%ぐらいがこの拠出金の方であったわけでありますが、ところが現在は20%ちょっとというような感じでありまして、これは制度改正があったやに聞いておりますが、そこはどうでしょうか。

それと、基金のことでありまして、いわゆる今決算のときでございますけれども、この決算をした後、決算額の、いわゆる決算の剰余金、これの5%程度は積み立てるべきであるということになっておりますが、その見通しについてはあるのかということでありまして。

**○市民福祉部長（樋渡健郎君）**

老人拠出金の制度改正につきましては、今私まだあったかどうかというのを実際把握しておりませんので、またその辺は後もって議員の方に、調べましてお伝えしようと思っております。

あと基金の決算の積み立ての5%積み立て

るべきではないかということでございますが、先ほども申しましたように、やはり医療費の推移等見ながら、その決算の剰余金等の額等も見ながら、やはりそういったのは考えていかなければいけないのではないかと思っておりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時25分といたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時27分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

次に、議案第53号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第54号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

次に、議案第55号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

次に、議案第56号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

ここでお知らせをしたいと思います。お手元にある補正予算のこの説明書の中で、

111 ページ、57 の議案のところで、補正  
予定額というのが千円の単位がちょっと印刷  
漏れで漏れておりますので。111 ページで  
す。科目第1 款から既定、補正予定額、入り  
の方のマイナス337 円、43 円、294 円  
となっておりますけれども、単位の千円が抜  
けておりますので、そういう申し出がありま  
したので、訂正方をよろしく願いいたしま  
す。よろしいでしょうか。——よろしいです  
か。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に、議案第57 号について質疑あ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第  
50 号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第54 号及び議案第55 号は総務企画  
常任委員会に、議案第51 号及び議案第  
52 号は環境福祉常任委員会に、議案第  
53 号、議案第56 号及び議案第57 号は産  
業建設常任委員会に付託します。

日程第45、認定第1 号から日程第101、  
認定第57 号までは平成16 年度及び平成  
17 年度決算認定議案であります。ここで  
議事の進め方についてお諮りします。

市長から提案理由の説明を受け、各認定議  
案に対する総括質疑は9月28 日に行うこと  
にしたいと思っております。これにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

△日程第45 認定第1 号平成16 年度  
東市来町一般会計歳入歳  
出決算認定について

△日程第46 認定第2 号平成16 年度  
東市来町国民健康保険事

業特別会計歳入歳出決算  
認定について

△日程第47 認定第3 号平成16 年度  
東市来町老人保健医療特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第48 認定第4 号平成16 年度  
東市来町国民保養セン  
ター及び老人休養ホーム  
事業特別会計歳入歳出決  
算認定について

△日程第49 認定第5 号平成16 年度  
東市来町水道事業会計決  
算認定について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第45、認定第1 号平成16 年度東市  
来町一般会計歳入歳出決算認定について、日  
程第46、認定第2 号平成16 年度東市来町  
国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について、日程第47、認定第3 号平成  
16 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入  
歳出決算認定について、日程第48、認定第  
4 号平成16 年度東市来町国民保養センター  
及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決  
算認定について、日程第49、認定第5 号平  
成16 年度東市来町水道事業会計決算認定に  
ついて、以上5 件を一括議題とします。

5 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

認定第1 号から認定第5 号は、平成16 年  
度東市来町一般会計及び特別会計並びに水道  
事業会計決算の認定であります。

地方自治法第233 条第1 項の規定により、  
平成16 年度一般会計、国民健康保険事業特  
別会計、老人保健医療特別会計、国民保養セ  
ンター及び老人休養ホーム事業特別会計、水  
道事業会計に係る各決算書の提出があり、同  
条第2 項の規定により監査委員の審査を完了

した上での監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第50 認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第51 認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第52 認定第8号平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第53 認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第54 認定第10号平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第55 認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第56 認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について

**○議長（宇田 栄君）**

次に、日程第50、認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第51、認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第52、認定第8号平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳

入歳出決算認定について、日程第53、認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第54、認定第10号平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第55、認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第56、認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

認定第6号から認定第12号は、平成16年度伊集院町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成16年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、飲料水供給施設特別会計、公共下水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計に係る各決算書の提出があり、同条第2項の規定による監査委員の審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第57 認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第58 認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第59 認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定



について

△日程第60 認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第61 認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第62 認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第63 認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第57、認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第58、認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第59、認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第60、認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第61、認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第62、認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第63、認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第13号から認定第19号は、平成

16年度日吉町一般会計及び特別会計並びに病院事業会計決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成16年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、簡易水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、特別養護老人ホーム事業特別会計、国民健康保険病院事業会計に係る各決算書の提出があり、同条第2条の規定による監査委員審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

△日程第64 認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第65 認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第66 認定第22号平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第67 認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第68 認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第69 認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第70 認定第26号平成16年度吹上町国民宿舎事業特

別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第71 認定第27号平成16年  
度吹上町農業集落排水事  
業特別会計歳入歳出決算  
認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第64、認定第20号平成  
16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて、日程第65、認定第21号平成  
16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳  
出決算認定について、日程第66、認定第  
22号平成16年度吹上町老人保健医療特別  
会計歳入歳出決算認定について、日程第67、  
認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事  
業特別会計歳入歳出決算認定について、日程  
第68、認定第24号平成16年度吹上町温  
泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て、日程第69、認定第25号平成16年度  
吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認  
定について、日程第70、認定第26号平成  
16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳  
出決算認定について、日程第71、認定第  
27号平成16年度吹上町農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認定について、以上  
8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第20号から認定第27号は、平成  
16年度吹上町一般会計及び特別会計決算の  
認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、  
平成16年度一般会計、国民健康保険特別会  
計、老人保健医療特別会計、簡易水道事業特  
別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事  
業特別会計、国民宿舎事業特別会計、農業集  
落排水事業特別会計に係る各決算書の提出が  
あり、同条第2条の規定による監査委員の審

査を完了しましたので、監査意見書、主要施  
策の成果報告書を添えて議会の認定に付する  
ものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げま  
す。

△日程第72 認定第28号平成16年  
度日置地区塵芥処理組合  
歳入歳出決算認定につい  
て

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第72、認定第28号平成  
16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算  
認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第28号は、平成16年度日置地区塵  
芥処理組合歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第1項の規定により、  
平成16年度日置地区塵芥処理組合決算書の  
提出があり、同条第2項の規定による監査委  
員の審査が完了しましたので、監査意見書、  
主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に  
付するものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

△日程第73 認定第29号平成16年  
度日置地区視聴覚教育協  
議会歳入歳出決算認定に  
ついて

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第73、認定第29号平成  
16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出  
決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第29号は、平成16年度日置地区視

聴覚教育協議会歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了しましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

---

△日程第74 認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第75 認定第31号平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第76 認定第32号平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第77 認定第33号平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第78 認定第34号平成17年度東市来町水道事業会計決算認定について

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、日程第74、認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第75、認定第31号平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第76、認定第32号平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第77、認定第33号平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第

78、認定第34号平成17年度東市来町水道事業会計決算認定について、以上5件を一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

認定第30号から認定第34号は、平成17年度東市来町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成17年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、水道事業会計に係る各決算書の提出があり、同条第2項の規定による監査委員審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

---

△日程第79 認定第35号平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第80 認定第36号平成17年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第81 認定第37号平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第82 認定第38号平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第83 認定第39号平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 4 認定第 4 0 号平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 5 認定第 4 1 号平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第 7 9、認定第 3 5 号平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 0、認定第 3 6 号平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 1、認定第 3 7 号平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 2、認定第 3 8 号平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 3、認定第 3 9 号平成 1 7 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 4、認定第 4 0 号平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 5、認定第 4 1 号平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計決算認定について、以上 7 件を一括議題とします。

7 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第 3 5 から認定第 4 1 号は、平成 1 7 年度伊集院町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算の認定であります。

地方自治法第 2 3 3 条第 1 項の規定により、平成 1 7 年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、飲料水供給施設特別会計、公共下水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計に係る各決算書の提出があり、同条第 2 項の規定による監査委員審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添

えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

△日程第 8 6 認定第 4 2 号平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 7 認定第 4 3 号平成 1 7 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 8 認定第 4 4 号平成 1 7 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 9 認定第 4 5 号平成 1 7 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 9 0 認定第 4 6 号平成 1 7 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 9 1 認定第 4 7 号平成 1 7 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 9 2 認定第 4 8 号平成 1 7 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第 8 6、認定第 4 2 号平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 7、認定第 4 3 号平成 1 7 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 8、認定第 4 4 号平成 1 7 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第

89、認定第45号平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第90、認定第46号平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第91、認定第47号平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第92、認定第48号平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

認定第42号から認定第48号は、平成17年度日吉町一般会計及び特別会計並びに病院事業会計決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成17年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、簡易水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、特別養護老人ホーム事業特別会計、国民健康保険病院事業会計に係る各決算書の提出があり、同条第2項の規定による監査委員審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

△日程第93 認定第49号平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第94 認定第50号平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第95 認定第51号平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第96 認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第97 認定第53号平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第98 認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第99 認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第100 認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第93、認定第49号平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第94、認定第50号平成17年度吹上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第95、認定第51号平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第96、認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第97、認定第53号、平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第98、認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第99、認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第100、認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上8件を一

括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第49号から認定第56号は、平成17年度吹上町一般会計及び特別会計決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成17年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、簡易水道事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、農業集落排水事業特別会計に係る各決算書の提出があり、同条第2項の規定による監査委員の審査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第101 認定第57号平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第101、認定第57号平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第57号は、平成17年度日置地区塵芥処理組合決算の認定であります。

地方自治法第233条第1項の規定により、平成17年度の日置地区塵芥処理組合決算書の提出があり、同条第2項の規定による監査委員の監査を完了しましたので、監査意見書、主要施策の成果報告書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第102 請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第102、請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書を議題とします。

請願第2号は、教育文化常任委員会に付託します。

---

△日程第103 陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書

△日程第104 陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書

△日程第105 陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第103、陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書、日程第104、陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書、日程第105、陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書、以上3件を一括議題とします。

陳情第3号及び陳情第4号は産業建設常任委員会に、陳情第5号は総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。9月

20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時54分散会





第 2 号 ( 9 月 2 0 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（6番、1番、10番、14番、22番、17番）
-------	-----------------------------

本会議（9月20日）（火曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君

財政管財課長 福田 秀一 君  
福祉課長 馬場 恵三郎 君  
教育総務課長 坂上 安男 君

企画課長 富迫 克彦 君  
土木建設課長 樹 治美 君  
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。花木千鶴さん。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました特別支援教育について質問をいたします。

現在、国の教育改革の中で、これまでの特殊教育を特別支援教育へ転換しようという動きがあります。このことは、まだ法制化はされていませんが、文部科学省は既に特殊教育課を特別支援教育課に変更いたしました。

そもそもこの改革は、文部科学省が21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議を設置し、この協力者会議が2001年「21世紀の特殊教育のあり方について 一人一人のニーズに応じた特別な支援のあり方」を公表したところから始まりました。この中では、盲・聾・養護学校や特殊学級に就学する子供たちが増加していることを上げ、「特殊教育の制度が整備されてきた。これまで障害の種類や程度に応じた手厚い教育を行うための学校、学級の整備に努めてきた。しかし、今後は障害のある児童・生徒の視点に立って、一人一人のニーズを把握し、必要な支援を図る必要がある」と述べています。また、これまで何の教育的な手立てもなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等の子供たちの存在とその対応の必要性も明記されました。

2003年3月、特殊教育から特別支援教育制度への構築を打ち出したのが、調査研究協力者会議の最終報告「今後の特別支援教育のあり方について」であります。この最終報告は、「障害のある児童・生徒の教育の基盤整備については、数量的な面ではおおむねナショナルミニマムは達成された」として、今後は「厳しい財政事情などを踏まえ、既存の特殊教育のための人的、物的資源の配分のあり方を見直し、地域、公共団体においては、地域の状況などに対応して具体的な条件整備の必要性などについて検討する」としています。そして、「通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の子供たちを加えること」、「盲・聾・養護学校を地域の実情に応じて柔軟に対応できる特別支援学校の制度に改める」、「従来の特殊学級と通級指導教室を特別支援教室に一本化する」となっています。

その後、これらを具体的に法制化するため、さきの協力者会議を中教審の中の特別支援教育特別委員会に引き継ぎ、2004年、中教審の中間報告が発表されました。この中間報告の中でも、これまでの路線に変わりはなく、具体的な法の中身は見えていないまま、各自治体任せの記述が多く見られます。特殊学級や特別支援教室の制度改革もあいまいなままとなっています。

ここで確認しておきたいのは、この改革は、これまで特殊教育が培ってきたノウハウ、資源を通常の学級の教育課題に生かしていくという動きがあるということです。現在、最終報告の取りまとめの段階と推察されますが、発表される中身をきちんと見ていかなければなりません。

一方、法制化は整っていないにもかかわらず、国や地方の教育行政にはさまざまな動きがあります。文部科学省は、2003年から2004年度、全国の都道府県教委に特別支

援教育推進体制モデル事業というのを委嘱いたしました。2004年1月に「小学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を公表いたしました。これを受けて、鹿児島県では、2003年度、鹿児島市の幾つかの小・中学校でモデル事業をスタートし、2004年度、鹿児島市のすべての小・中学校でモデル事業を実施しました。そして本年度は、地方へ拡大し、この日置市も推進体制モデル事業の指定を受けているところでもあります。

この数年間、県教委や報道機関、学校関係、保護者等によって、特別支援教育の研究会やモデル事業の報告会、講演会、学習会等、多数開催されてまいりました。その中で、財政的な裏づけがないこと、専門家が不足していること、加配が必要なのに配分されていないこと、特殊学級の存続等、さまざまな課題が出されています。

先月、熊本市で文部科学省の特別支援教育課特殊教育調査官の話を聞く機会がありましたが、「制度内では、もう始まっていると言えるでしょう」という発言でありました。法は整っていないにもかかわらず、実際は進んでいます。そして、多くの問題が指摘され、今後どうなっていくか、どうするのか、学校現場は大変混乱しています。そして、地方自治体はどうするのが問われています。

さて、この改革によって地域の小・中学校はどうなるのでしょうか。このような動向を踏まえ、本市の教育行政としてどのような認識を持ち、小・中学校の課題や展望を考えておられるのか、具体的な対応と施策について以下の質問をいたします。

1、本市における特殊学級の設置状況と課題について、2、LD、ADHD等の児童・生徒の実態把握や支援体制について、3、健全児、障害児、発達障害児の児童・生徒やそ

の保護者への相互理解に向けて、どのような取り組みがなされているのか、4、個別の支援計画は、乳幼児期から青年期以降まで、福祉、医療、労働等の機関との連携協力を組織的に取り組むこととなっているが、本市の状況はどうか、5、個別の支援計画を通じて取り組まれる実践は、今日の青少年健全育成の課題にも貢献できると思うが、市長、教育長の見解を伺うものです。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことが市町村の責務であると規定されました。

青少年健全育成の観点から、障害のある子供を一生涯にわたって支援していくことが必要であり、一人一人のニーズを把握して、障害に応じた細かな指導を行うよう、個別支援計画は必要であると考えます。

発達障害の症状の発見後、できるだけ早い時期に発達支援を行うことが特に重要であることから、適切な支援を行うために、教育、福祉、医療等の関係機関と連携したネットワークづくりにより、乳幼児期の支援、学校教育における支援、就労の支援を行い、障害者の自立及び社会参加等の生活全般にわたる支援を行っていきたいと考えております。

詳細については、教育長の方に答弁をさせます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

花木議員のご質問にお答えいたしますが、まず本市における特殊学級の設置状況と課題についてということですが、特殊学級の設置校は、小学校で7校、中学校で4校の計11校であります。

まず、知的障害特殊学級ですけれども、小

学校で7校7学級、中学校3校3学級、合計で10校10学級でございます。次に、情緒障害特殊学級が小学校2校2学級ございます。そのほか、ことばの教室が伊集院小学校に開設されております。これは、自校の伊集院小学校の子供が15人、それから他校から通級してくる子供が15人おります。

次に、課題についてですけれども、まず個々の子供のニーズに合わせた教育支援のために、特殊学級の入級に対する保護者の理解が得られにくいので、それを深めることが一つの課題です。2点目は、肢体不自由児に対する学校施設のバリアフリー化を検討していくことです。3つ目は、特殊学級未設置校における障害児の就学についての支援体制をどう構築していくかということです。4点目は、幼児に関する情報収集の円滑化を図り、教育相談をより充実していくことです。5点目は、特殊教育から新しい——先ほどご説明がありましたとおり——特別支援教育への移行に伴う具体的な取り組みを推進していくことなどです。

2つ目のご質問ですが、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒の実態把握や支援体制についてですが、まず本市のLDやADHD等の児童・生徒の実態把握につきましては、全体としてまだまとめておりませんが、本年度中には把握するように計画をいたしております。これらに対する支援体制につきましては、日置教育事務所管内の学校は、本年度より県の特別支援教育推進地区の指定を受けまして、研修や体制づくりが今始まったばかりであります。これからというところでございます。

現在は、特別支援教育を推進するために、市内の27小・中学校では特別支援教育コーディネーターを任命するとともに、8月には研修会を実施し、着実に推進されてきつつあると思っております。校内における特別支援

教育のための校内委員会は、まだそれぞれの学校で設置するまでには至っておりませんが、これまで組織されております校内就学指導委員会の機能を生かす形で対応していきたいと考えております。

LD、ADHD等の教育的支援について、将来的には特別支援教室の構想に向かうと思われませんが、現在のところは特殊学級との連携や指導法の研究、実践を充実していくことが必要だと考えております。

3つ目のご質問の健常児、障害児、発達障害の児童・生徒やその保護者への相互理解に向けて、どのような取り組みをなされているかということですが、このような新しい障害児教育としての特別支援教育の導入は、学校教育はもとより社会における意識の大きな変革をもたらすものと認識をいたしております。

児童・生徒への理解については、学校教育全体の中で、人権同和教育、生徒指導、道徳教育等を通じて、また障害を持った子供たちの交流活動を通して、豊かな心を持った人づくりを目指した教育の推進に努めています。保護者等の理解につきましては、PTA総会や日曜参観、PTA研修、学校便り等を通して、新しい特別支援教育について啓発を図り、理解を深めてもらうよう努めてまいりたいと思っております。

個々の対象の保護者に対しましては、就学にかかわる教育相談を通して、その子のニーズに合った教育的措置について、専門性もあわせて話し合いを深める努力をしております。

また、特殊学級を中心とした育成会の支援も大切であると考えておりますが、伊集院地域においては全世帯が育成会員になって支援をしてくださっております。今後、日置市の障害児育成会としての組織も検討していく必要があると考えております。

子供を中心とした活動として、伊集院地域



の設置校5校で宿泊学習をしたり、夏休みに市内の施設を見学したりする活動も行っております。また、日置市内の特殊学級生と県立の串木野養護学校や南薩養護学校の児童・生徒との交歓会なども行っております。

また、ことしの10月25日には、第53回鹿児島県特別支援教育研究大会日置大会が串木野養護学校を会場に中心として実施をされます。分科会の親の会でも、お互いに理解を深め合う場になると思われま

す。4番目のご質問ですが、個別の支援計画は、乳幼児期から青年期以降まで、福祉、医療、労働等の機関との連携、協力を組織的に取り組むことになっているが、本市の状況はどうかというご質問についてであります。

学校教育の場においては、健常児、障害児を有する児童・生徒にかかわらず、個々の子供の実態に沿って教育を進めております。特に、障害児においては、個々のニーズに合わせて、社会自立を目標に、可能な限りその能力を伸ばすよう、細かい支援計画を作成することが大事であります。これらの支援計画作成に当たっては、先ほどもお答えしましたとおり、将来を見通したものにするために、関係機関との連携を十分に深めていかなければならないと考えております。

また、福祉、医療、労働等を含めた特別支援連携協議会の設置も、今後の検討課題であると考えております。県の方には、昨年度、この協議会ができたと聞いておりますが、日置教育事務所の管内においては、本年度、この協議会を設置するという話を聞いております。このように協議会設置も視野に入れながら、次のような連携をまず推進していきたいと考えております。

肢体不自由児や病虚弱児などについては、医療との連携を図って、学校としてさらに支援が充実できるように努めてまいります。就学指導や進学については、保護者との連携の

もとに、それぞれの障害の種類や程度及び適正やニーズに合わせて進学先や進路の選択ができるよう、企業、地域人材等との協力を得ながら進めていきたいと考えております。幼児の早期治療や教育相談の支援策として、市の福祉課あるいは幼児教育の場、幼稚園とか保育園、これらとの連携もさらに深めてまいりたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、特別支援教育の推進、充実のために、次のように取り組んでおります。市障害児指導委員会を新しく市の組織を設置いたしました。今後、この運営の充実を図ってまいります。6月に妙円寺保育園内の療育クラブの公開療育への参加を市内の各小学校に呼びかけて、参加をしていただきました。

次に、日置市教育委員会でも、先般8月30日——夏休みですが——には、現在ご指摘のように最重要課題とされております特別支援教育について、日置市内全小・中学校の教職員を対象にいたしまして、「特別支援教育の現状と今後のあり方」と題して県教育委員会から講師を招いて教育講演会も実施をいたしました。計302名の職員が参加し、研修を深めたところでございます。

9月15日には、市内の小・中学校の教職員33名、幼稚園、保育園の職員が一同に会して日置市の障害児指導研究会を開催し、研修を深めたところであります。各養護学校への体験入学や実体験の学習の場として、障害児の理解を深めてもらうよう、各学校へ案内も出しております。

ご質問の5番目の個別の支援計画を通じて取り組まれる実践は、今日の青少年健全育成の問題にも貢献できるのではないかとのご意見についてであります。すべての子供に対して個別の支援計画を作成し取り組むことは、個に応じた教育を進めていくことであり、極めて重要なことであると考えております。

今後、各学校では実践化に向けての取り組みを進めてまいります。

これまででも、生徒指導上問題のある子供の事例研究を各学校で進め、全職員の問題として具体的な指導ができるよう、共通理解を図って取り組んできたところでございます。

本市における実践ですが、そのほか、文部科学省の補助事業を受けまして、スクーリングサポート事業も実施をしております。不登校児童・生徒を対象にした適応指導教室を伊集院地域活性化センター内に開設し、ふれあい教室と名づけております。現在、6名の児童・生徒が学習をしております。

今後、個別の支援計画を推進していくために、また人的な配置や物的環境の整備など、財政上のことを伴うものでありますので、総合的に組織的に研究、検討をしていく必要があると考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。では、特殊学級に関する問題からお尋ねをいたします。

ただいま実態については、教育長の方から学級の設置状況についてはお話がありました。それで、その課題の中に、学級が必要とする場合に設置されていないところがあったときにどうするかということが問題になるっていうことがありました。

私も、ちょっと下調べをいたしました、1点は、やっぱりまさに教育長がおっしゃったように、校内に特殊学級を希望している児童・生徒がいて、学級がないために通常の学級に在籍しているとか、本人や家族の希望は特殊学級であったけれども、ないために養護学校に就学したというケースがあるのかどうかという実態について一つ、もう一つは、日吉の吉利小と日置小に学級が設置されていると思うのですが、中学校にはございません。この場合に、希望すれば設置できるのかどうか、その辺の見通しについて、まずはお尋ね

をいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

1点目のご質問ですが、今のところ、学級がないために特殊学級に入れなくて困っているとかということは、私のところでは聞いておりません。ただ、最初の課題の1番目で申し上げましたけれども、なかなか特殊学級への入級に対する保護者の方の理解がなかなか得られにくいという問題はあるんですが、職員ともども、校長を中心として話し合いを進めているところです。

2点目ですが、ないところに、もし希望があれば学級ができるのかということですが、はっきりここでできる、できないとは申し上げられませんが、一般的に対象の児童が2名いれば大体できると思います。ただ、1名の場合にできるかどうかは、定数との絡みが県の方がありますので、はっきりは申し上げられませんが、当然いるということ、できないということではありません。できる可能性がかなりあります。2名おれば大体設置ができるというふうに踏まえております。

以上です。

#### ○6番（花木千鶴さん）

もう1点、今の答弁についてはまたあれですが、もう一つ伺っておきたいと思います。その入級に理解が得られないということにもかかわると思うのですが、本市の特殊学級の状況を見てもみますと、小学校3年生以下がないという実情があるんじゃないでしょうか。それが、なぜ小学校3年以下がないのかというところを、どのように教育委員会として考えておられるのか。やはり先ほどの入級の理解が得られないということにあるのか。

私は、もう一つ、今回の特別支援教育に移行するときに、南日本新聞にも大変大きく載りました。共生、共学のこれまでにいろんな意見を持って推進していこうとする考え方の人

がありました。障害児教育は差別教育だという前提に立って、すべての子供が同じ教室で教育を受けることが平等教育の原点なんだという考え方もあったことから、この特別支援教育が通常学級にいる障害を持っている子供たちを対象にするという考え方に立って、すべての子供が通常の学級でともに教育を受けべきという、こういう考え方が広がったことがあります。そのために、近年、ちょうどこの3年ぐらいの間の動きでありますので、この3年生以下がないのはそのためなのかなあと推察してみたりもするのですが、委員会としてはこの辺のところをどのように考えておられますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

第1点の3年生以下の子供がなかなか入っていないというようなことをおっしゃいましたが、私も、実はここに参りまして——多分伊集院地域なのかなと思っているんですが、そういうふうに3年生以下の子供がなかなか入っていないという現実を目の当たりにいたしました。なぜなのかということまでは踏まえておりませんが、何とかついていけないのではないかと考えて、低学年は見守っているという現状だろうと想像しておりますが、それではいけないと私自身は思っております。

そのために、先ほどもお話をちょっと申し上げましたが、幼稚園、幼児の療育の様子を各学校に見に行くように通知を出したのもそのためでございます、早くから個に応じた指導をするのが本来の個別的な指導だと思っておりますので、できることなら、はっきり保護者の方が入れたいということであれば、当然早く入れて早く個別で指導した方がいいわけですので、今後はそのあたりももう少し考えていきたいなと思っております。

第2点目ですけれども、花木議員のお話では、すべての子供を普通学級でという構想の

話もありましたけれども、まだまだこの特別支援教育につきましては、国の方もはっきりした方向性を打ち出していないところだと思います。

したがって、現在私がとらえている範囲では、これまでの特殊学級というんですか、各学校にありますこの特殊学級をすべてそのまま残すかどうかはわかりませんが、やはり子供の中には重度の障害を持った子供が、普通学級へ行けなくて、やはり個々に教育を受けなければならない子供もいるのではないかなと思います。したがって、そういう子供に対しては、そういうこれまでのような特殊学級もあり、そして普通学級でできる子供については、特別支援教室という形で教室に通ったり学級に行ったり、いろんな子供をそんな形で教育していくという方向に流れていくのではないかなと、そんなふうに私自身はとらえております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

まず一つ、通常の学級の中で障害を持った子供たちが新しく吸収されていくというふうに私は思っているわけではなくて、そういう考え方が随分広がってきているということをお尋ねしたわけです。

もう一つは、これまでの特殊学級を存続させるのかどうかという問題。国の方向がはっきり定まっていなかったことではありましたが、これまでの——先ほど長々と私は国の流れを報告したわけですが、本当にこの今ある特殊学級を存続させていくのかどうかというのは、非常にその方向にあるような文章がつづられているにもかかわらず、はっきりしたことが出てこないというのが本当のところではないでしょうか。ですから、特殊学級に在籍している保護者たちが全国的な組織をつくって文科省に抗議をしているという状況が生まれています。これは、大変に大き

な動きになっているわけですが、ただいま教育長が答弁されたように、特殊学級に在籍するという一つの教育的ニーズがあるということ踏まえなければならないと思うんです。

ですから、通常の学級にこれまで在籍していたLD、ADHD、高機能の子供たちというのは、何も最近入ったのではなくて、これまででもずうっと普通の学級にいて、手のかかる子供、動き回る子供、言うことを聞かない子供、そして、そんな子供がふえれば学級崩壊になったと言われて、真っ先に対象に挙げられた子供たちです。その子供たちをきちんと整理して、新しい教育の制度をつくってこうという動きなはずなんです。で、特殊学級にこれまで在籍していた子供たちのそのニーズというのは、このままやっぱり一つのニーズとして存続していただきたいという願いがあるわけです。

そこで、特殊学級を設置する設置主体は市町村です。財政的なことがかかってくると非常にあれでしょうけれども、国はそこを明確にしていけないのであれば、市町村として、この辺の学級を存続することについて明確な——先ほど教育長は、特殊学級は一つのニーズと言われました。その辺のところ、そこを、一番権限を持っておられる教育長はどのように本市の学級存続について、もう一度お聞かせ願えませんでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどは質問をちょっと取り違えたようですが、お話がございましたとおり、これまでLD、ADHD等で学級で放置されていた子供たちがそういう支援を受けられる、あるいはいろんな子供たちが普通学級で授業を受けられるようになるということは、大変いいことだと思います。

お話がありましたように、この審議の経過の中では、これまでさまざまなことがありまして、私も2年前に学校現場におりましたけ

れども、当初、この支援教育が始まる時には、何か特殊学級はもうなくなってしまふんだと、そこにいる先生たちがこのすべての子供たちを対象としてしていくんだというようなニュアンスも多くて、大変心配をしたこともありました。

しかし、今お話がありますように、何年か経過していくうちに、さまざまな方々の努力で、何とか今のところは——私は先ほど予測を申し上げましたが、やはりこれまでのような特殊学級でなければ対応できない子供も、障害の重い子供もおりますので、できるだけそういう一番いい形で教育を受けることが大事だと思いますので、まだ国の動向がはっきり決まっておられませんけれども、そうなるように、私どももまた教育委員会のサイドからも、県を通じてお願い等は申し上げていきたいと思っております。

なお、またLD等の子供については、先ほども特別支援教室というのができる構想でありましたけれども、これも本当に人をそこに人的な配置をしてくれるのかどうか。これも、当初も大変疑問でありましたけれども、まだ現在もはっきり言ひまして人が配置されるかどうかはまだ疑問の段階だと思いますが、ぜひ——このように特別支援教育ということで新しい制度が変わって、一人一人の子供に対応できる教育をとということで文科省の方が出した教育の新しい方向ですので、これまでの特殊学級の教育をなくするという事じゃなくして存続しながら、そしてまたさらにその他の子供にも個別的な支援ができるような教育を進めていきたいと思っておりますので、予算の件がございますので、できるかできないかは申し上げられませんが、そのようになるように私どものサイドでも話は通していきたいと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

財政的な問題が今出されたわけですが、財

政のことを言ってしまうと物事は先には進んではいけないわけです。でも、財政なくしてはやれないというのも一方であります。先ほどから言っていますように、このことはもう後退することは多分ないだろうと、教育長もきっと予測されておられるはずです。で、お金がない。先ほどの問題点の中でもありましたが、財政がない。先生が配置されない。でも、この制度が進んでいくとすればどうするのかという問題を私は質問しているつもりなんです。

教育の根本的な問題というのは、本当にやるのか、やらないのかということから始まるんじゃないでしょうか。お金があるから必ずしも達成されるわけではないし、お金がなければ教育ができないということでもないはずで、まさに教育は人をつくるし、そして、ない中で人をつくっていくのが、人が人を教育していくってということじゃないだろうかと思っているんです。

ですから、大変に、この支援教育に移行することは、財政が一番問題になっています。理想論だと言います。言っている中身は大変いいことだというけれど、金がないとみんな言います。だけれども後退できないのであれば、どうしてやっていくかの英知を本当に、まさに市町村がやらなければならないと問われているんじゃないでしょうか。そういうつもりで私は質問をしているところです。

特殊学級の質問は最後にしようと思うのですが、特殊学級の先生は専門職でなくてもいいとなっています。俗に言う特殊教育の免許を持っていなくても、普通教室の先生でも特殊学級の先生はできることになっています。普通学級の先生と同じだということですよ。

障害を持っている子供たちが担任の先生と色々な話をしようと思うときに、その障害者教育に対して特別な専門的な知識もない先生に、障害を持った親は色々なことで悩ん

でいますから相談をいたします。しかし、その先生となかなかうまく先に話が進まない、いろんな思いが通じ合わないということがあります。すると、保護者は校長先生のところに相談に行きます。校長先生がまたその知識を持っておられるかという、親の納得のいくようなアドバイスができないという、トラブルが起きることがたくさん現実にはあります。さて、先生、こういったときには、保護者はだれに相談に行けばいいのでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

特殊学級の専門家でない担任が子供を担当しているときに、なかなか子供の状況等が理解してもらえないと。また、校長も理解を示してくれないとおっしゃれば、行くところはなくなると思うんですけれども、校長たる者はすべてに通じているものと私は思っておりますので、それなりのご相談に対する回答はできるのではないかなあと思っておりますが。

私ども、いろいろトラブルが起きたときに、まず担任の先生にお話をしてくださいと。担任に話ができないときは、校長先生か教頭先生にしてくださいと。もしも、それでもどうにもならないときには、教育委員会に来てくださいと話をしているところですけれども、私、先ほど申し上げましたように、校長はすべてに通じて理解しているものと思っておりますので、ぜひ相談をしていただきたいと。なお、足りない面がございましたら、どうぞ私どもの方にも、教育委員会の方にも来ていただいてお話をしていただければ、また違った形での対応もできるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○6番（花木千鶴さん）

今の教育長の答弁は、精いっぱいのご答弁であろうと私も思います。これまでだったら、これ以上のことは申し上げたくないのですが、この支援教育では、学校現場でやらなければならないと突きつけられていて、今実際にそ

のことをどうするのかと言われていたから聞いている質問なんです。

これまでの教育現場の中では、それぞれの専門性でそれぞれがやっていくというふうになっていましたけれども、モデル事業が本市にはやってきてますし、そのことを文科省に報告しなければならぬんじゃないでしょうか。県教委に報告してですね。それで最終的な法に結びつけるというふうに段取りはなっているはずなんです。本当にどうするかということが問われているので、校長先生がそれに答えるはずだということで本当に終わっていいのだろうか、私は思っています。

このことは、後の質問にもつないでいきますので、これで終わろうと思いますけれども、この部分は、では、今度新たに対象にされた通常学級に在籍している子供たち、先ほど実態調査はまだ出ていないけれども、本年度中にやるということでありました。このような専門的な先生方がいらっしやらない中で、今研修会も進められているところですが、実態把握が本当にできる人材が各学校に1人でもいらっしやいますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

お答えする前に、先ほどからお話がございますように、日置地区内の小・中学校については、今年度一応指定を受けまして、今取り組みを始めたところがございます。したがって、各学校にまず教育支援組織の校内委員会というのを設けなければならない。その校内委員会を設けまして、その中にコーディネーター役を1人決めなければなりません。

このコーディネーター役は既に決めておきまして、これの研修会は4月から以降、既に実施をしております。したがって、このコーディネーター役がいろんなところと調整を図って、校内の取りまとめもしたりしていくわけなんです、この校内の委員会の中で、先ほどご指摘がありましたようなLDとかAD

HDの子供が自分たちの学校にどれぐらいいるのかを、ここである程度調べていかなければなりません。したがって、簡単に、ちょっと行動があれおかしいから、これはLDじゃないかなと、そんなふう決められる問題ではございません。

はっきり言いまして、この校内委員会の中でもし仮に実態調査をしたら、このような形になると思います。まず、各学級の担当が、まず項目があると思います。LDの子供については、こんな行動様式がありますよと。その幾つかの行動様式に当てはまるかどうかを担当が全部チェックしていくと思います。10とか20とか項目がありまして、で、それに当てはめてチェックして、仮に、仮の話ですが、10を超えたときには、ちょっと細かく調べる必要がありますよとか。そうして担当があるチェックリストをもとにチェックしたものを持ち寄って、この校内委員会でいろいろ検討していくことになると思います。

ご指摘のように、校内委員会は、そんなに専門的な職員は、はっきり言っていないと申し上げた方が一般的にはいいと思います。そのために、串木野養護学校とかあるいは鹿児島県の県立の養護学校がございますが、そこがこの校内委員会の指導をする巡回相談員の役目をするようになっておりますので、私どもがそういうデータをもって集約してきたものを、今度はその巡回指導員の方に見ていただきます。あるいは、親御さんの了解があれば実際の子供の様子を見ていただいて、そして大体そうかもしれないぞと、そういう場合に、今度は県の専門家チームというのがおりますので、これはもうまさしく大学の先生とか心理のそういう方々ですので、そういうデータをそこに持って行って、最終的には決めていくようなものだと思っております。

したがって、各学校で簡単に、これは何だ、こうだということではできないので、したがっ

て、そういう組織的な調査を継続して、段階的に上げていくことが必要なものですから、そういう意味で、今年度中にはしますが、今まだしてはないとお答えしたところでございます。

以上です。

#### ○6番（花木千鶴さん）

今の教育長の話をついても、本当にこのことが現場で大変なことだと推察されます。現場の先生は大変だろうと思います。校長先生なんかは特に苦勞しておられるだろうと思います。実態を把握しろ、そういった子供たちの教育をきちんとせよと言われながら、そこに専門職がない。そして、一人一人のニーズを拾い上げて、教育をどうするのかと迫られる。それが校内でなかなかできていないことにジレンマを感じながら、困っておられるだろうと思います。

そして、養護学校がその巡回相談に応じることになっていますが、きょうは養護学校の問題をどうこうする場ではありませんけれども、私は養護学校の保護者であります。同じように養護学校も巡回相談に応じる職員の配置がされているわけではありません。にもかかわらず、どれほど多くの学校を引き受けていることでしょうか、養護学校が。これがこの教育改革の現実であります。

で、コーディネーターの話が今出てまいりました。専門職はいないけれども、大変コーディネーターの先生はご苦勞されているだろうと思いますが、コーディネーターの先生は、大体どんな先生がされているんでしょう。私は、中学校では比較的あいている先生、それとか主任の先生とか、学級担を持っておられない先生とかにもお願いしているケースがあるとか、一つは、特殊学級が設置されている場合には、特殊学級の担任の先生にお願いしているとかっていうケースを聞くわけですが、その辺のところでは、大体どういった先生方

が中心になっておられるのか、お聞かせください。

#### ○教育長（田代宗夫君）

本市内のそのコーディネーターがどの職務を負っている者がやっているかどうか、私まだちょっと分析はしておりませんが、一般的には養護学級の、2学級あれば、主任をしているとか、そういう少しはそういう特殊教育あるいは支援教育についてのことが理解できる者であり、あるいは対外的にも、学校内をまとめたり、あるいは対外的にもそういう調整ができるような者をしたと思ってはるんですけども、具体的に市内の状況は、今のところ持ち合わせておりません。

#### ○6番（花木千鶴さん）

このコーディネーターの先生が特殊学級の担任の場合があるというのがありました。特殊学級というのは、固定の学級です。担任がいて、その学級の子供がいるという学級です。ですから、自分の先生、自分の学級の子供という関係は、普通の学級の場合と同じなわけですね。

しかし、コーディネーターをやれと言われてれば、自分の学級があるのに、よその学級の子供の面倒を見なければならないという流れなんです。その子供の――先ほどからありましたように――これまでの状況、今何がその子に起きているのか、そしてどういう教育をしなければならないかというプログラムを特殊学級の先生がしなければならないと、こうなるわけですね。特殊学級の子供の立場にしてみれば、自分の学級の担任の先生のはずなのに、よその学級の子供の面倒を見る。

よその学級の子供が何人ぐらいいるんだろうか。これは、LD、ADHD、そして高機能の子供たちは、6.4%ぐらいいると言われています。40人学級に二、三人いるというわけですね。そうすると、校内の学級数掛けると、二、三人となると、1けたではありません。

その子供を特殊学級の担任の先生がプログラムづくりまで、支援体制まで面倒見るとするのは、大変問題があるのではないかと思うので、指摘しておきたいと思うんです。

それと、もう一つ、このコーディネーターの先生は、この特別支援教育が地域の学校の中で、全部の先生でやらなければならないという校内の支援体制のはずなんです。その先生方の情報や知識の共有化のために努力をしなければならないというのも、この先生の仕事になってるはずなんです。

この辺のところを本当にどんなふうにしてやっていくのかというのに、私は、問題があり、そして本気でこの辺をどうやっていくのかを取り組んでいかなければ大変なことになると。文科省が言っているうたい文句だけで、もう現場は、雑多な事務がおりにきて、何をしたいかわからない。報告書ばかり。もう、国のうたい文句だけで事が終わってしまうと。先生たちは、どの子も見ることができない。その作業に追われているだけという現実があるんじゃないでしょうか。その辺のところをきちんと進めていただきたいと、お願いをしたいと思います。

それから、次の質問になるわけですが、先ほど、いろんなこれまで保護者の人たち、PTA、学校便り等でも進めているということですが、この新しく対象となりましたLD、ADHD、高機能の子供たちは、通常学級に在籍しているだけあって、大変能力の高い子供たちが多いわけです。

LDっていう障害はどういった障害かと先日市長からも質問がありましたけれども、特に算数の繰り上がりがわからないとか、特徴的なんですね。わからないということが、引き算がわからないとか、ほかのことは何でもできるのに、なぜかそれだけができないという、学習障害と言われている子供たちです。また、多動性欠損の子供たちは、注意が散漫

で、長い時間席に座って同じ話を聞くことができないというだけのことなんです。それは、親のしつけの問題でもない、脳のそういった機能障害なんだと言われているわけです。

その辺のところをどう理解してもらおうかという取り組みなので、先ほど学級便りとか学校便り、PTA総会でも啓発をするということですが、もっと踏み込んで、担任の先生が学級PTAの中でとか、もっと教材の中に取り入れて、何らかの形で取り組んでいくとか、そういった人権教育、同和教育というレベルでないことをぜひやっていただきたいと思うのですが、教育長の先ほどの話では、これまでいろんな人権教育、啓蒙、啓発というレベルで終わっていたように思うんです。本当にみんなに協力してもらわなければならない。

文科省は、ここら辺のところを社会に1人でも多くの人材が、貢献できる人材が出てくることを願って取り組むんだと言っています。取りこぼしてしまうと社会に役に立たない子供になってしまうかもしれない。しかし、理解と支援があれば、社会に大いに貢献できる子供たちなんだという位置づけだと思うんです。そこら辺のところ、もう少し1歩踏み込んだ教育長の意見を伺えないでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私どもも、まだ実際のところは、いろんな方々への周知徹底という面では、現段階ではそんなにたくさんはしてないと思っておりま。支援教育の方向がある程度こう出てまいりましたので、今年度からそういう取り組みもいたしておりますので、今ご指摘のようにいろんな文書を通してでもですけれども、実際に校長なり教頭なり担当なりがこの子供たちの様子についてあるいはその指導について概略説明したり、そういうことは大いにやっていく必要があると私は思っております。

そのために、夏休みの8月の30日には全



職員を対象にしてこの教育に取り組んだのも、とにかくまず初めは我が小・中学校の全職員がこのことに理解を深めないことには、一般への周知徹底はおろか、できないのではないかと思ったからでありますので、できるだけそれぞれの地域の方々等にも徹底できるような方向を今後も考え、また学校にも指導してまいりたいと考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

では、最後の質問に、4番目と5番目は抱き合わせた形でありますので、移りたいと思います。

市長にお尋ねしたいんですが、教育の具体的な中身につきましては教育長サイドのことだと思うんですけども、本市の教育っていいですか、本市が目指す教育像っていいんですか、どんな子供を本市はつくっていききたいと思っているのか。そういった、人によってはスローガンと言ったりしますが、本市はどういった子供像っていいんですか、そういうものをつくりたいと市長はお考えですか。その辺をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

大変難しいご質問でございますけど、特に子供たちに思うことは、心身の心と体、これが本当に強い子供たち、そういう子供たちがたくさんできるような、そういう私は基本的に考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

私が今あえて市長にお尋ねしたのは、やっぱり教育っていいのは、目標、目指すべき子供像、そういうのが明確に示されないと、どうやって育てていけばいいのかわからないんじゃないでしょうか。保護者であったり、地域の人であったり、担任であったり、子供を取り巻く大人はいっぱいいます。そして今、多様な価値観があるとみんな言われています。個性を大事にしようと言われていて、一体、

私たち大人は子供をどんなふう育てていきたいのかっていうのが、完全にぼやけてしまってるんじゃないかと私は思うんです。

ただ、一つのスローガンを掲げて、こんな子供をつくりたいという。市長が心と体の強い子供をつくりたいと、このことを掲げれば、何か同じ2人の子供ができるということではありませんよね。だれもが共有できる、一つのねらいなんじゃないでしょうか。私は、そのためにあえて市長にこの言葉を伺いたかったのです。市長が本市の教育は心と体の強い子供をつくりたいんだというそのことを掲げられて、じゃあ学校現場は、この先ほどからある課題をどう整理して、どう具体的に組み立てていくのかというふうに整理をしていけば、非常にさっきから出ているいろんな課題は整理されやすい。そして、それぞれの立場の人が一つの方向に向かって形をつくっていきやすいんじゃないかと思うんです。

いろんな教育の問題が今いろいろ言われ、いろんな方法論があると言われ、先生たちも本当に方法論や制度がいっぱい出てくる中で振り回されています。そういった振り回されている中で、保護者はやっぱりどれを聞けばいいのかわからないというのが、これが教育の現実だと私は思うんです。そして最後は、親のしつけが悪いと言われるんです。私は今の保護者に問題がないとは思いませんが、親だって教育の素人なんですから、学校にやっぱりお願いしたいと思っていいんじゃないだろうかと。だから、学校に相談に行くと。だけれども、いろんな先生がいろんなことを言い、どう対処すればいいのかわからないという、この親の迷いを学校は引き受けていただくべきだと私は思うんです。

私は、この質問は障害児教育を焦点にしたつもりではないんです。ただ、先ほどからあるように、学校現場でどうするのかというのが突きつけられている。障害児学級だけでは

ありません。通常の学級の問題を学校全体でみんなで取り組みと言われているわけですよ。それができるのかどうかということが問われている。ただ、私はこの質問をあえていたしました。本当に、障害児教育という一つの切り口でしかありませんけれども、本当に私たち大人はやるのか、やらないのか、それを私は問われているので、本当にこのことをやり切っていただきたいと思って質問をしているんです。

先ほど教育長の方から、県の教育事務所の方で連携協議会をつくっていくということでありました。是非ですね、私は、担任の先生の専門性のこととか、いろんなことを言いました。人材育成が大事です。人をつくるためには、人を育てる人材が何より大事です。学校の担任の先生、教頭先生、校長先生をご指導していただいて、その資質を高めていただけるのは、教育長以外にはないんじゃないでしょうか。ぜひ教育長のその辺の本気を伺いたい。

そして、本市の教育を徹底して結果を出していくんだと。一つの先ほど市長が言われた目標を掲げて、みんなで一致団結して、その方向に向かって本市の教育を高めていくんだと、そういう意気込みを市長から伺いたい。もう、保護者はそういう言葉を待っているし、私は土壌は整っていると思うんです。もう、求めてやまない状況なんだと思うんです。ぜひ、その辺のところで市長は、私が最後に質問に出しています、その協力社会を——いろんな地域にある青少年健全育成会議だ、やれ何とか会議だというのがいっぱいありました。特殊教育の育成会もあります。そんなものを淘汰して、本当に底上げしていく、本物の組織をつくっていくぐらいの意気込みが市長に欲しいなと思っていますところですよ。

市長と教育長、その2点について答弁を求め、私の質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

花木議員のそれぞれの思いを聞かせていただき、特にこの教育という中におきまして、これは今から先を含め、大変大きな課題といえますか、この原点になれば、この教育のあり方、戦後戦前を通じた大変大きな論議になるというふうに私は認識しております。

特に、私ども日置市におきます教育のあり方、基本的に連携といえますか、それぞれいつも言われております地域、学校現場、家庭、こういう連携ということがございますけど、実際どのような具体的にやっていくのか。このことにつきまして、さっきも教育長の話がございましたとおり、今までもそれぞれ青少年育成協議会とかいろいろ、いろんな協議会はございました。これをまた総括する中におきまして、やはり連携していかなければ、1人の人をつくるには皆さん方の、また市民みんなの力でなっていかなきゃならないというふうに考えておりますので、その連携の協議会等は直ちにつくって、今後それぞれのまた課題というのは、ここにまたたくさん山積しておると思いますので、その山積の課題を含めながら、検討してやっていきたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどから、本当に子供を教える立場にあります学校、そして最後は一人一人の教職員の資質向上の問題につながってくるものと思います。おっしゃるとおり、最終的には、一人一人の職員がそれぞれの持っているものを十分に生かせる、あるいは指導できる資質の向上が、資質がなければならぬわけですので、今後も努めてまいります。各学校におきましても、研究テーマを掲げて研修したり、あるいは研究条項になったりしております。

また、せんだっては日置地区内でも、新聞に載りましたけれども、体育の授業のあり方について自主団体グループが研修会をやって

おりますよというのが、二、三日前でしたか、載っておりましたが、そういう各教科、いろんなもろもろの自主研究団体等の育成も本当に大事なことだと思っております。校内の研修会、自主研修会あるいは市の研修会、就学指導にかかわるものは、もうかなりこれまで、4月から、今回もやってまいりましたが、そういう市が行う研修会も含めながら、またさらには校長、教頭に関しましては、年間、市の研修会も3回ないし5回は開くように予定しておりますので、その中を通して、これまでも努めてまいりましたけれども、花木議員の思いも、もちろん私ども教育に携わる者の一番大事な教員の資質の向上でございますので、またさらに校長、教頭を通して、また教育委員会としても、資質向上には一層努めてまいります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

お知らせをしておきます。畠中議員が体調不良のため欠席するということですので、よろしく願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。出水賢太郎君。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。議員になりまして初めての質問を行うことに当たり、まずは若輩者の私をこの議員の職に導いてくださいました市民の皆様方に、まずは厚く御礼申し上げます。若さゆえに至らぬ点もございますが、これから一生懸命勉強してまいりますので、どうかご指導のほどよろしく願い

申し上げます。

さて、議長からの発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。今回は、2点の事項について質問いたします。

まずは、1点目の質問事項、鹿児島市との交通アクセスについてでございます。

宮路市長は、施政方針におきまして「鹿児島市に隣接する地理的条件や発達する交通網を生かした新たな産業の誘致、育成に向けた取り組みを進める」というふうにされております。我が日置市にとりまして、人口60万人の県都鹿児島市と隣接をしているということは、最大の利点でございます。今後、産業の誘致、育成と同時に、鹿児島市のベッドタウン化をより一層進めることで、本市の人口増に図ることもできる大きな可能性を秘めているのではないかと考えております。

しかしながら、施政方針で「鹿児島市に隣接し、発達する交通網を生かす」とございしますが、現在の鹿児島市と日置市をつなぐ道路網の整備は、産業の誘致やベッドタウン化に対応できるものであるか疑問でございます。鹿児島市と日置市を結ぶ道路のうち、主要道路でございます国道3号線、それから県道鹿児島東市来線、同じく徳重横井鹿児島線、谷山伊作線、そして永吉入佐鹿児島線などは、これまで随時整備改良を行われてきましたが、今でも道幅が狭く、カーブも多い、走りにくい道路が一部残っております。

また、これらの道路は、日置市内で順調に走行ができません、鹿児島市内に入れば大きな渋滞に巻き込まれ、そして目的地に到着するのにかなりの時間的ロスが生じている現状があります。例えば、南九州西回り自動車道、こちらは武岡トンネルで渋滞し、高速道路としての時間的な有効性というものは全くございません。この最たる例でございます。これは、皆様もご承知のとおりかと思われま

す。

産業の育成、そして人口の増加、いずれの政策も交通のアクセスが悪いと成り立ちません。交通における時間の価値と利便性は、都市政策の根幹をなすものでございます。つまり、走りやすい道路、そして使いやすい道路、この整備が大切ではないかと思えます。そこで、鹿児島市と隣接する地理的優位性を生かし、県都との交通アクセスの充実を図り、利便性を向上させることが、日置市の発展のかぎになると思われます。そこで、国や県に対しての取り組み、全体的な交通網をどう整備していくのか、市当局の具体的な方策を伺います。

2点目でございます。2点目の質問事項は、高校の再編問題についてであります。

鹿児島県教育委員会は、2年前の平成15年10月、かごしま活力ある高校づくり計画を策定し、平成16年度から22年度までに県立高校82校を65校程度に減らすということを発表されました。

このかごしま活力ある高校づくり計画は、4つの柱から成り立っております。

まず、その1、特色ある高校づくり、これは県下12学区にそれぞれ総合学科、もしくは総合選択性の高校を設置するものであります。その2、学校規模の適正化、1学級40人として、1学年を4から8学級に適正化するものであります。その3、通学区域の見直し、県下12学区は当面維持すると、当初県教委はしてございましたけれども、平成17年度より全面見直しの検討に入っております。これは、主に学区外の通学5%の枠が10%に拡大されるというものでございます。その4、再編整備の推進、再編整備対象の高校は、1学年3学級以下の高校で、平成16年度時点で27校が該当しております。

この計画の結果、平成15年度には川辺学区で笠沙高校が募集停止、それから平成

16年度には、薩摩学区で宮之城と宮之城農業高校が統廃合され薩摩中央高校が開校、出水学区では長島、阿久根、阿久根農業の3校が統廃合され鶴翔高校が誕生しました。また、今年度平成17年度は、徳之島と徳之島農業、それから種子島と種子島実業高校の統廃合が決定され、先般校名と場所などが決まった次第でございます。

それから、県教委は、先月の8月の31日、今度は平成18年度、19年度の計画を発表しました。内容は、平成18年度が始良地域、栗野工業高校と牧園高校、川薩地域が入来商業と樋脇高校、その次の平成19年度が種子島の中種子高校と南種子高校、それぞれそれぞれを統廃合する方針を固め、対象校の地元の首長や学校関係者に提示をされた次第でございます。

この県教委の計画に基づきますと、1学年3学級以下の再編基準に該当する高校が日置学区内にも3校ございます。吹上高校、市来農芸高校、それから串木野高校の3校でございます。特に、吹上高校は地元日置市の高校でございます。また、市来農芸と串木野の両校も、本市内から通学する生徒が多数おります。もし、この3校が再編、統廃合されれば、日置市内の子供たちの教育の受け皿、減ってしまいます。また、生徒1人、約年間に100万円の経済効果もあり、地元で高校がなくなれば、日置市に社会的、そして経済的に大きな影響を与える可能性がございます。

県教委は、高校再編を推し進める要因として少子化を上げておりますが、逆に少人数教育は、より細やかな教育、指導ができて、また地域の特性を生かした充実した教育ができるメリットもございます。そのメリットを十分に発揮するためには、地域と学校の連携が大事になってまいります。学校は人材育成の場でございます。そして地域の宝であります。

日置市にとって宝であるこの高校が統廃合されることは、市の損失につながります。そうならないためにも、市を挙げての対策が必要ではないでしょうか。

横山助役は、旧吹上町長在職中、再編対象校の地元首長でつくる高校再編関係市町村長かごしま県連絡会の発起人をされていらっしゃる。また、新市発足後は、宮路市長がその会の連絡会の副会長を務めていらっしゃる。市当局も、この高校再編問題について大きな関心を持たれ、そして取り組みをされるものと考えておりますが、その件につきまして市当局の考えを伺います。

以上、2つの質問事項につきまして、この1問目総括いたしまして、最初の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の鹿児島市との交通アクセスについてというご質問でございました。

道路網の整備は、生活の安定と利便性の向上を図り、地域の浮揚にとって重要な条件であります。日置市は、鹿児島市と隣接し、南九州西回り自動車道、国道3号線、また主要地方道の幹線があり、他地域よりも条件的には立地条件の位置にあると言えます。

しかし、各路線を見ますと、南九州西回り自動車道も武岡トンネル等の停滞、また主要地方道の未整備区間も残っている現状であります。今後とも、南九州西回り自動車道鹿児島道路建設促進協力会を通じまして、鹿児島東西幹線道路の早期完成、また主要道路につきましても、それぞれの各関係機関に呼びかけをしていきたいと思っております。

また、国道3号線の現状でございますけど、下神殿地域の一部区間で生徒の通学路の安全確保のため、歩道拡幅要望を平成16年度に学校とPTAで国道事務所にしておりました。その成果がございまして、今、一部、井出元

バス停近くの箇所を現在改良をやっているところでございます。また、新幹線陸橋付近につきましても歩道の狭い部分もございまして、今後働きかけていきたいというふうに感じております。全般的に、国道3号線につきましても、ほかの部分につきましてももうある程度の整備済みであるというふうに認識しておるところでございます。

また、県道鹿児島東市来線でございますけど、特に池田中付近におきまして未改良区が約1キロございまして、平成17年度末で600メートル完了し、残りにつきましても年次的に整備を進めていくということでございます。

また、徳重横井鹿児島線、犬迫工区1キロ、仮屋工区1.1キロの区間を現在年次的に整備中でございます。また、横井交差点の整備も今現在進行中でありまして。特に、本市と関係ございます横井交差点からチェスト館までの約1.2キロ区間、また犬迫から小野間の早馬峠付近までにつきましても、現在調査中でございます。このことにつきましても、先ほど整備計画をしている区間が終わり次第着手するというところでございます。

また、谷山伊作線におきましても、麓地区を整備中ございまして、今年度中に完了するというふうにお聞きしております。

ほかの部分につきましても、市としてもそれぞれの各関係機関に要望を申し上げ、早く完成するよう努めてまいりたいと思っております。

また、鹿児島市におきます市道の中におきまして、特に横井農協から武岡団地の——これ市道でございますけど、本市におきましてもこの道路、特に鹿児島市に通勤する方々が大変多く通る場所でございますので、今までにおきましても鹿児島市の方に改良の要望を担当レベルの中できちっとお伝えしてございます。今、鹿児島市の方におきましても、

特に交差点から塵芥の処理場のあの区間につきまして整備をするということでございますので、その状況を見ながら、次のまた塵芥処理場からの整備はなさっていくというふうにお聞きしております。

今後におきまして、私ども日置市、大変鹿児島市に隣接する、大変地理的な条件の市でございますので、特に交通アクセスを含め、鹿児島市との連絡協議会、こういうものを今後設立して、道路だけでなくほかの部署におきましても、市との連携というのを今後図っていききたいと、さように考えております。

引き続きまして、学校再編問題につきまして、かごしま活力ある高校づくり計画によりまして、平成16年度から22年までの7年間に公立学校82校を65校程度に再編するというのを県教委が打ち出しております。内容につきましては、議員の方がおっしゃったとおりでございます。日置市の吹上高校もこの再編対象校になっております。

特に本市におきます吹上高校、旧吹上町におきましても、この存続のためにそれぞれの市としての援助もやっておったというふうにお聞きしております。特に3学級の充足率、これが一番今大事なことはないかなというふうに感じております。先般、私も吹上高校の運動会にも出会させていただき、そこにおきます地元の校長、またPTA会長、そういう方々からもご要望をいただきました。今まで旧吹上町が取り組んでおったことにつきましてはきちっとやらしていただき、また次の再編がある中におきましても、早く協議会を立ち上げまして、この吹上高校を存続する形の中で県の方にもご要望申し上げていきたいと、さように考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それでは、通告に従いまして、2番目の国道3号線の整備の現状ですけれども、先ほど

市長の方から下神殿地区の整備についてお話がございました。私は、今回この3号線につきましては、鹿児島市とのアクセスということで質問をさせていただいておりまして、伊集院地域内ではなく伊集院地域から出た後、鹿児島市内の整備のことをお聞きしたいと思っております。

それで、国道3号線の渋滞、それから交差点の通りにくさというのが、河頭地域、下伊敷などで見られます。例えば、日置市で産業を新たに誘致するにしても、大型車両がスムーズに通行できたり、それから営業の営業車両が時間を気にせずに日置市と鹿児島市の間を行き来できると、そういう形でないとなかなかその企業誘致とかいうものも進まないと思うんですけれども、その中で国道3号線は、新上橋から下伊敷の間で平日約1日5万台、武岡トンネルの出入り口が平日1日で約3万5,000台という車両が通行しているということでございます。

それで、鹿児島市に入ってから渋滞による渋滞損失額というのが数字がございます。国道3号線の平田橋交差点で年間約28億円、下伊敷交差点で年間8億円、武岡トンネルの出口の建部神社前で年間約23億円という数字が出てまして、この数字は、渋滞によっておくれた時間、それから交通量、平均の乗車人数から1時間当たりの被害者、渋滞の被害者の数を出して、それに平均的な仕事についての就業者の時給をもとに時間価値を掛けてはじき出したものということになっておりますが、この数字、少なからず我が日置市にも影響が出てるのではないかなと。何億円っていう数字はわかりませんが、それで影響が出ていると私は解釈しております。

つきましては、この鹿児島市内の国道3号線の渋滞の解消を図るための整備の現状、それから今後の計画についてお伺いをいたします。

## ○市長（宮路高光君）

国道3号線の渋滞解消ということでございまして、特に基本的にこの国道の渋滞解消を一番大きなバイパスに設けたのが、この南九州西回り道路だというふうに思っております。これには、国費の直轄で整備をしているというふうに思っております。

さっきもご指摘ございましたとおり、この西回り道路におきます一番大きなネックは、武岡トンネルであったというふうに思っております。私どももこの沿線におきます鹿児島市、今は日置市——前は市来まででございましたけど、この両町におきまして、この道路建設促進協力会というものを、一応開通はいたしましたけど、これを存続するというふうに申し合わせをしておるところでございませぬ。

この武岡トンネルの鹿児島東西幹線の道路計画というのがございまして、その進捗状況、これを十分押さえながら、またそれぞれのところに要望していく。本年度から本格的にこの道路整備が始まりまして、新たに1本のトンネルを掘り、建部の付近から暫定的に、この東西幹線の中におきましても、建部付近からの暫定的な線で解消するというところでございますので、基本的には建部付近からの暫定道路が約五、六年かかるということでございましたので、私どもも早くこのことを解消していかなければ。

そうすることにおいて、特に国道3号線におきます通過、これが緩和されてくるというふうに思っておりますし、また3号線の解消におきまして、小山田谷山線、特に横断といえますか、国道3号線におきまして、小山田からチェスト館の前を通りまして松元の方に出ております。こういう整備というのも、この10カ年の中におきましてある程度の計画的に整備がされたというふうに認識をしております。

おっしゃいましたとおり、今、伊敷、新上橋、その付近におきましては、やはりまだ交通の、朝夕の交通の停滞というのはございませぬけど、それにかわりますそれぞれの幹線道路が、また迂回路ができていけば、そこあたりも十分に配慮できるというふうに思っております。特に本市にとって一番幹線の大きい考え方としては、この武岡トンネルの解消。今は有料でございまして、いろいろとこの問題が——今、市来、鹿児島、松元を通りまして、この区間は有料になっておりまして、そのまた串木野から市来まで無料、また隈之城まで来年開通いたしますけど、これも無料ということで、私どももこの協力会におきまして、この区間の無料ではありませんけど、低料金にできる今後陳情もしていかなきゃならない。これは、恐らくこの武岡トンネルが解消しなければ大変難しいという考え方を持っておりまして、そういう側面の中から、端的に時間的なコスト、時間短縮という、そういう方向の中で進んでいきたいというふうに考えています。

## ○1番（出水賢太郎君）

次に、県道の整備の現状と今後の計画についてお伺いします。

まず、鹿児島市のベットタウン化を推進する上で、やはり先ほど市長がおっしゃったように時間短縮と、いかに通勤がしやすいかということが一番の問題になってくるかと思えます。私も、鹿児島市の方に学校にも通っておりますし、会社にも通勤しております。つつじヶ丘団地から私が勤めていた鹿児島市の中心部まで、大体朝ですと四、五十分、お昼ですと30分、それぐらいの時間がかかっておりました。

日置市内、特に伊集院地域、ベットタウン化が進んでいますが、その鹿児島市の会社に勤めてる方がこちらに家を建てると、土地を買うとなったときに、一番ネックになるのは

やっぱり通勤時間、それから道路が走りやすいかどうかなんです。始良、それから加治木、喜入、周辺部も同じようなことだと思っております。そこで、日置市として、これから地理的優位性を生かすためには、この通勤時間が解消、短縮されるというのが一番大事なことだと思っております。

日置市内、例えば横井線なんかは、武岡まで行くのに大体30分ぐらいかかりますが、チェスト館まではスムーズに走っていただけます。で、横井の農協から先になると、ちょっとこうカーブになって走りづらくなって、武岡の団地の入り口で渋滞につかまるといような形で、そういう——また3号線でもそうです。小山田の交差点で渋滞に引っかかると。塚田の交差点で渋滞に引っかかると。花野団地の入り口の交差点で渋滞に引っかかり、はたまた今度は伊敷団地の入り口の交差点でまた渋滞に引っかかると。もう、これが毎日続くわけです。

そうなる、やはりなかなか、じゃあ伊集院に家をつくるのよそうかなとかいう方もいらっしゃるかもしれません。そういうみすみす、いい条件でありながら、そういう方々を見逃してるふうに私は思えてなりません。

その中で県道というのは、やはりその中で国道にかわるバイパス的要素も含まれてくると思います。特に、永吉入佐鹿兒島線、松元の春山付近から谷山におりる道路、これはもう完全にバイパス化されてますし、そしてスムーズに通行できると。鹿兒島東市来線、これは、先ほど申されたように池田高校の付近がまだ未改良の区間がございますけれども、その後武岡トンネルに入る道路の入り口、鹿兒島西インター、ここら辺の渋滞と、それから田上の新川沿いの道幅がかなり狭くて、バスとの離合、非常にしずらいと。それから、谷山伊作線に関しては、西谷山の方の鹿兒島南高校の前、あちらでかなりの渋滞が朝夕起

こっています。

やはりそういう面で、渋滞の解消というのは国道だけではなくて県道も必要かと思うんですが、そういう形の整備状況などの具体的な計画をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁申し上げたとおりでございます。特に鹿兒島東市来線につきましては、池田中学校付近ということでございます。

日置市につきましては、こういう大きな県道の幹線といいますか、鹿兒島東市来線、また徳重横井鹿兒島線、谷山伊作線という、南北に長い中におきまして、大変それぞれの地域に住んでいる場所によって、それぞれの県道の主要道路を使って鹿兒島市に入っていくということでございまして、今、私どもも、やはりきちっと私ども日置市管内におきます県道の整備というのを最優先して、伊集院土木事務所の方に整備の要請、また予算確保ということで今までも要望してまいりましたけど、今後ともやっていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、鹿兒島市におきます県道、これはやはり道路ですので、それぞれの連携といいますか、連結して整備をしていかなければならないということになるというふうに思っておりますので、鹿兒島市との連絡協議会というのを早く立ち上げたいというふうに思っております。その中におきまして、鹿兒島市におきます県道の促進というのを鹿兒島市として県の方にご要望していただくと。

また、それぞれの波及効果、どういう効果が出てくるのかわかりませんが、鹿兒島市との連携というのを今後十分最優先し、特にこの道路整備につきましては連携していかなければ、私どもの市だけの整備だけでは、それぞれの市民の皆様方の利便性にはかなわないというふうに考えておりますので、今後鹿



児島市と十分連携をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

次に、4番目の横井農協から武岡方面の鹿児島市道の道路改良につきまして質問いたします。

先ほども市長がおっしゃいましたように、その協議会ですね、鹿児島市との連絡協議会を設置されるということで、大いに期待したいところでございます。

ただ、この武岡方面の道路は、非常にカーブも多く、道幅も狭いと。女性のドライバーとか、大型ダンプがすれ違ったときに離合するのが怖いとか、そういう声も多々聞かれます。それから、やはりこの道路は、妙円寺参りのメイン道路でもあります。

で、 Chest 館までは、皆さんもご存じのとおり、歩きたくなる事業ということで道路も整備されましたが、やはり鹿児島市道のこちらの武岡方面の道路に関しては、どうしてもこの我々日置市の方がなかなか口も出せないような状況だと思うんです。鹿児島市の管轄ですから。ただ、こういう形でこれまで、例えば旧伊集院町において、その道路改良につきまして鹿児島市にどういった陳情とか要望を取り組まれてきたのか。これまでのまじ経緯の方をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、お話申し上げましたとおり、特に鹿児島市におきます道路部長さんにも、私を含めまして市の方にもご要望させていただきました。特に、私ども、歩きたくなる道を含めたこの妙円寺参りという一つの大きなイベントをしておった中におきまして、やはり鹿児島市におきます整備、今までにもそれぞれ鹿児島市の市道におきましては、この妙円寺参りの期間におきましては、鹿児島市の方が清掃といいますか、木の伐採等を含めた中で、きちっと今鹿児島市の方でやってもらっており

ます。

そのような中を含めまして、改良につきましてもそれぞれの部分改良、そこの中におきましても全体的な改良というのは難しゅうございましたけど、部分的な改良というのを何箇所かやっていたいただきましたし、また特に西駅の裏口からといいますか、あの通り、樟南高校、あの部分につきましても、今まで水上坂という大変急配な道路がございましたので、これを解消してほしいという、一つ私どもの方からも市の方に要望を申し上げ、今あのような道路ができて、また2期工事が次に来るということでございます。

そのようにして私ども、日置市に住んでいらっしゃる皆様方が、鹿児島市の市道を含めた中で、全体的に鹿児島市に行く方が多うございますので、こういう部分につきましては十分配慮をしながら、市と連絡をし、先ほども申し上げましたけど、今まで旧伊集院町におきましても、そういう鹿児島市との連絡協議会というのは立ち上げておりませんで、これは広域圏といいますか、広域協議会というのはございましたけど、これはほかの市町村も入っておりましたので、今後この2市で一つの協議会をつくって、今お話のとおり、この道路整備を含め、また環境問題、また教育問題、いろんな関係がございますので、今後早くそういう立ち上げをし、それぞれの部局の中で具体的な詰めをしていくよう、年1回そのような協議会をするということで、市長の方には私の方からこのことについてはもう申し出をしておるところで、まだ具体的な設立の日というのはなっておりませんが、早目にやっていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

鹿児島市の森市長も昨年の11月に市長になったばかり、それからこの日置市もことしの5月に発足したばかりと、どちらも新しい

行政のスタイルということでやっていかなければなりませんので、この協議会につきましては、また積極的に推進の方を進めていただきたいと思います。

それでは、高校再編問題について、2番目のマニフェストですね、伊藤知事のマニフェストについて、それから県教委の方針について伺います。

まず、伊藤知事が昨年7月の知事選の際に「いとうの基本改革（99項目）」というマニフェストを出されております。その中で「県と市町村は対等・協力の関係」と宣言しております。その中の97項目で高校再編問題について言及してあります。「高校再編問題など市町村と県との間の重要課題については、基礎自治体である市町村の立場を尊重しつつ、率直かつ十分な協議を行いながら解決を目指します」というふうになっております。

しかしながら、一連の高校再編の動き、県教委の方針を見ていますと、まず県教委は結論ありきというような形で地元協議を進めて、見切り発車をしているようなところが見られます。特に、種子島、北種子島地域の協議に関しては、たった四、五カ月、それもちょうど西之表の市長選挙が告示された中でそういう協議をして、市長不在のときにそういう形で協議を強引に進めたといういきさつもございます。この統廃合に対して、地元の市町村の声を反映する地元協議会、そして先ほど申しました伊藤知事のマニフェスト、これは本当に形骸化しているのではないかなと思われまます。

このマニフェストに対して、それから県教委のこういう動きに対して、市当局はどのような見解でおられるのか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

マニフェストの中にございますとおり、知事の方も市町村の立場を尊重しつつ協議をするというふうになっております。

私ども、さきにもございますとおり、吹上高校、基本的には今の対象校にはなっておりますけど、基本的には20年以降だというふうに思っております。今、18年、19年というのはきちっとしておりますので、この20年、21年、22年度まで、どう県の方が方針出すのかわかりませんが、まだ期間もございますので、私ども地元としては、今からも絶えずこのことにつきましては、県または教育委員会の方にもきちっとした要望というのはやっていきたいと。

先ほども申しあげましたけど、私どもは今、自分たちが今のこの現実でできるのは、やはり吹上高校におきます充足率、これが一番、私、大事だと。3学級、これが倍率的にも1.0、1.2、こういうことになることが、やはり自分たちの義務もきちっとこれだけしておりますよと、こういうアピールをするために、今後におきましても吹上地区の皆様、また日置市内におきます小・中校長含めましてやっていきたいと。

そういうことが、私どもが、後、県がどういう方針を立てるかわかりませんが、やはり吹上高校の3学級の今の充足率をきちっと——おかげさまで、本年度を含めましたこの四、五年の間、大変旧吹上町の努力のたまもので、充足率もある程度十分であるんじゃないかなと思っておりますけど、これを18年、19年、20年度、このことにおきましても充足率が十分できるような、市としてもある程度の学校に対する、今まで旧吹上町がとってきた助成等は行っていくべきなことじゃないかなというふうに考えております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

3番目の対象校に再編の打診があった場合ということで書いてるんですけども、その前に、今吹上高校の件を市長おっしゃいましたけれども、日置学区内には市来農芸並びに

串木野高校、これも再編の対象校になっております。この3つを一緒に考えていかなければいけないと思うんです。

どういうことかといいますと、3学級充足率がたとえあったとしても、例えばほかの学校も3学級、2学級という形でなっていれば、それを抱き合わせてしようと、2校ねらい撃ちというような形で県教委はやってくる場合もあります。例えば、大口と伊佐農林の場合は、大口高校が4学級、伊佐農林高校が2学級、それで4足す2で6で、2割れば3だというような形で、一つまとめちゃおうとかいうような形も出てくる場合があります。

それから、串木野高校の動きに関してですけれども、串木野の田端市長がこういうことを以前おっしゃってます。串木野高校が今2学級、伊集院高校が7学級と、アンバランスじゃないかと。こういう高校再編の問題を打ち出すのであれば、こういう地域のバランスというものも考えてやってほしいと。そういう中で、3学級もちろん充足させるというのが一番大事なことなんですけれども、とばかりを来る場合もあるんです。例えば、串木野高校がこのまま2学級になってしまい、市来農芸と統廃合するとかなった場合に、吹上高校をどうするのか。伊集院と吹上高校の兼ね合いをどうするのかというような形で、地域バランスをとる意味で県教委が何らかの方針を打ち出してくる可能性もなきにしもあらずということでございます。

これは、先ほどもおっしゃいましたように平成20年度以降の動きになってくるかと思いますが、その中で、今までの徳之島、種子島、それから宮之城、阿久根地域、協議会できましたが、県の方針が決まってから協議会を開いて、短い時間の間で決まっちゃったと。で、地元の声が反映されなかったと。今回は、平成20年度まで時間もございまして、ですから、その地元の中で、日置市の中で、

吹上高校だけではなくて市来農芸、串木野通ってる方、たくさんいらっしゃいますし、OB、たくさんいらっしゃいます。この議員の中にも市来農芸の卒業生の方もいらっしゃいます。そういう中で、地元の学校をどう残していくのか、そして市来農芸と串木野とどう連携をとっていくのか。これは日置学区の問題です。日置市の問題ではありません。そういう中で、もし打診があったりとかした場合は準備として、地元協議会を設置するべきではないかと思うんですが、そのときにどういうふうにして地元協議を進めていくのか、それから準備をどういうふうにしていくのか。なければなかったでいいことなんです。ただ、準備だけはしっかりとしていかなければならないのではないかと考えております。その辺のところを市長にお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この学校再編につきましては、市町村の段階でその協議会もつくっております。

お話の通り、この学区につきまして串木野、市来農芸、吹上とございまして、基本的にその地域もどこの場所にそれが再編されるのか。一番、それぞれ再編される中におきまして、そこに地元に残る学校であれば、それぞれみんなさほどそれは、残るところはそんなにいろいろと文句は出てこないと思いますけど、その場所がどこの位置に——この3つを含めまして、私、吹上の方でも、吹上高校にこの3つを持って行って、特に市来農芸の方を無視するときに、吹上にすれば、吹上の方々はさほどそういう思いはしないのかなど。県としても、どこにそれを、どの学校を重点的にしていくのか、私どももそこは今十分わからない状況でございますけど、先ほどお話のとおり、この3つの連携というのは、きちっと今後やっていかなきゃならないと。

特に、伊集院高校を含めた中の普通高校、今後この学区制の——さっきも当初でござい

ましたように、この学区制の問題、この見直し。今、それぞれの見直しの中におきまして10%まで拡大されましたけど、県教委の話の中に、この学区制の問題につきましては、市町村合併が終わった後において、学区制の問題について、市町村合併が来年の3月まで終わりますので、その後にそれぞれ学区制の、この10%じゃなく、全体の見直しもするということでございますので、私どもはやはりそこあたりも、今後、19年度以降を含めた中で、きちっと見守りながら、また県の方に要望すべきことはきちっとしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

その中で一番大事になってくるのが、県教委の方針がどういうふうに決めていくのか、そういう情報収集、それから市としてそういう関係機関に陳情、要望をしていくことというのが非常に大事になってくると思います。その中で、県教委、それから県議会へのアプローチということで、4番目、書いているんですが。

高校再編の先駆的な例として、岩手県の高校再編というのがよく取り上げられております。ここは、協議期間が1年以上とっている。それで、鹿児島では、地域と協議を行うわけですが、結論ありきで、例えば1年前とか半年前とかにぼんと案を持ってきて、地元で協議してくださいと。で、5カ月、6カ月で決めちゃいましょうというような形になっているんですが、数合わせが先行というような、こういう感じがするんですが、岩手の場合は1年以上協議をし、そして地域の声を聞いて、原案を2度も修正してるんです。その上、岩手県の増田知事は、地域との議論がまだできていないと、議論をもっとして合意形成に結びつけてほしいと県教委に注文をつけると、本当に地域の声を大事にしている、そういう行政をされていらっしゃる。

そこで、決定的に鹿児島と岩手の差が出ているのが、県議会の動きでございます。岩手の県議会は、高校再編問題について決議書を出してございまして、地域住民の合意が得られるまでは見切り発車をしないというように知事や県教委に一定のブレーキをかけております。鹿児島はどうかといいますと、鹿児島県議会はまだそういうような動きが出ておりません。これだけ鹿児島県民、そしてこれから子供たちにかかわる大きな問題でありながら、動きがないということで、県教委主導の計画が進められているのが現状でございます。

そこで、高校再編計画に対して県教委に、例えば地元の合意形成を努力する、意見を聞く、それから再編の検討期間を確保する、協議項目の明確化を進める。もうひとつ、先ほども市長がおっしゃいましたように、計画がわからないですね。次、どこの高校がどういうふうになるのか、見えてきません。ですから、そういう全体像を公開していく。そして、先ほど伊藤知事のマニフェストでございましたが、公約の履行を進めるということをして市として要望していく必要があるのではないか。そして、県教委に情報をとったり、要望していく、そういう協議会等の地元の思いを伝える手段が必要かと思いますが、それをどういうふうに進めていくのか、今後どういうふうアプローチを進めていくのか、当局の具体的な見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、市町村でつくっておる協議会もございまして、今お話のとおり期間の問題とか、いろんなさきにもお話のとおりございましたので、十分期間をとるよう、今後この市町村の協議会におきましても、要望を県教委、議会の方にも私は出すべきだというふうに感じておりますので、十分そこあたりはまた協議会の中で――地元の協議会ではございませんけど、これは地元だけでできることじゃござ

いませんので、ほかの市町村もまだございませんので、そういう方々と協議を重ねながら、県教委、また県議会、また当局の方にもご要望を出すような形になればやっていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

最後の質問にいたします。

高校再編問題について、日置市の中で具体的に、吹上高校の例えば協議会。吹上の方ではされてるかもしれませんが、例えば市来農芸、串木野も含めた協議会。市来農芸、串木野に関しては、いちき串木野市が今度発足しますが、そちらの方で協議会をつくられると思いますが、その中で例えばこの日置市の意見を取り入れてもらうとか。それから、吹上の方でつくられる協議会ではどのように具体的に準備——例えば県教委の情報をとっていくにしても、例えば勉強会をするにしても、どういったメンバーで、どういった形でやっていくのかをお伺いいたしまして、最後の質問とさせていただきます。

#### ○市長（宮路高光君）

具体的に吹上の方で取り組んできたのは、助役がおりますので、助役の方に、その活性化委員会等つくっておりますので、私は、基本的にこれを継承しながら、今後日置市の中でやっていきたいと思っておりますので、具体的な構成のメンバーにつきましては、今吹上の方でやっておることにつきまして助役の方に答弁させます。

#### ○助役（横山宏志君）

旧吹上町時代の状況について少しだけ、それではお話をさせていただきたいと思えます。

高校再編のための地元協議会というきちんとした名称としては組織をしておりませんでした。対応といたしましては、吹上高校の活性化協議会というのを吹上町の方で平成9年に設置をしまして、いろいろと高校のことにつきまして支援等を行ってきたわけですけれ

ども、当面は、その活性化協議会の中でこの高校再編問題についていろいろな対応等について協議をしていくということで、私の時代ではそういう形で進めてきておりました。

そして、県の打診というのがいつ出てくるかというようなこと等を考えながら、この吹上町で対応していた協議会をいつちょっと大きくしていくかということ等につきましては、隣接の金峰町、それから旧日吉町、この方々の中学校のPTAですとか、それから吹上高校の卒業生、OBの方々あるいは吹上高校のPTAの役員の経験者とかOB、こういう方々やそれぞれの旧町の町長さんあるいは議会の議長さん、それから文教に関する議員さんたち、こういう方々をお願いをして、吹上高校の再編問題、具体的に県等から、打診があった場合は、もうそういう形で動こうということを考えておりましたけれども、そこまでの話し合いは、日吉町、金峰町のそれぞれ教育委員会の方までは、そういう動きをしたということが伝えておりましたが、具体的には1回もまだ3町での取り組みというのはやりませんでした。そういう状況でございます。

それで、日置市に引き継いだ後はということになりますけれども、本当に3校、対象校があるわけございまして、今後これは2市の中に含まれる高校ということになってまいりますので、県に対する形での地区協議会、こういうものをどういうふうにして立ち上げるかというのは、今しばらくやはり検討する必要があるんじゃないかというようなふうに思います。そういうことで、今具体的にということは申し上げられませんが、本庁の協議等を通じまして、またどういう形での地区協議会が立ち上げられるのかということ等については、今後十分調整をしながら進めていくべきことではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時15分といたします。

午後0時09分休憩

---

午後1時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、大園貴文君の質問を許可します。大園貴文君。

〔10番大園貴文君登壇〕

○10番（大園貴文君）

私は、さきに通告いたしました日置市の活性化策について、市長にお尋ねいたします。

日置市が発足し、はや4カ月半が過ぎました。行政の中では、総合支所方式による組織の再編が行われましたが、少子・高齢化の時代がさらに加速する地方の我が日置市においては、環境、福祉といった部分では、まだまだ課の増設や人的補充も必要かと思われま

す。そんな中、市長選で公約として訴えられた「歴史や自然を生かした、ふれあい豊かな都市づくりを目指します」を具体的に今後進め、実現していく政策として提案をいたします。

1つ目は、地域内運行バスの存続と低料金で走る日置市周遊バスの創設で福祉の充実を図り、市民参加交流から地場産業や観光へつなぎ、活力ある日置市へ進めていくことについて申し上げます。

現在、日置市の中では、旧東市来町、日吉町、吹上町それぞれバス未運行地域について、だれもが利用できる地域内コミュニティーバスが利用料100円で運行されております。そのうち小学生、中学生、障害者の利用料は、証明書を提示すると無料となっております。

各地域の運行状況と16年度の利用状況について申し上げます。

東市来地域では、中型車バスで、尾木場か

ら湯之元線は火曜日、木曜日、土曜日、上市来湯之元線では水曜日、金曜日、土曜日、それぞれ1日1往復となっています。

次に、日吉地域では、スクールバスを兼ねているため、月曜から土曜の運行を大型バスで行われております。路線については、田平から日吉支所、並松十字路から日吉支所については、朝のみの運行となっております。また、市民病院から松山、日吉支所から田平の2路線については、昼と夕方となっております。

次に、吹上地域では、祝祭日を除く平日に2路線ずつ4日置きに運行され、各路線1日2回、中型バスで運行されております。路線については、吹上中之里線、平鹿倉湯之元線、永吉小野線、平鹿倉和田線、日添田之尻線、藤元野首線、花田宮内線、坊野田尻線の8路線で、山間部の多い地域が広く分布しているためとのことです。いずれも吹上支所、病院、砂丘荘、ゆーふるを経由いたしております。

なお、3町の16年度の利用状況は、東市来地域で7,681人、日吉地域で1万1,084人、吹上地域で7,625人、合計2万6,390人となります。合併後、利用料金が100円になって、さらに10%増となっているとのことでした。

そのほか、伊集院地域で運行されているゆすいん号は、ゆすいん入浴者のみに限定された無料バスですが、ことしの1月から3月の利用者は4,144人となっております。

また、利用者の声は、1つ目、低料金で支所と公共施設に行けて、大変助かっている。2つ目、免許は持っているものの、高齢により運転ができなくなったが、バスの利用ができてありがたい。3つ目、山間部に親と住んでいるが、子供たちは通学バスがあるから、大変助かっている。そのほか、バスの大きさについて、今後検討課題とは思いますが、道路幅や利用に合わせ考えたら経費も削減でき

るのではないか。また、せっかく日置市となったのだから、地域バスに合わせ4町を結ぶ低料金のバスがあれば、これまでの交流の少なかった地域との交流やイベントにも参加が容易になり、それぞれの地域性も理解され、楽しみもふえるといった貴重な意見がありました。

私は、現行の地域内を走るバスの設置目的は、利用者の数や声を聞いても、路線バス未運行地域の高齢者や障害者等の住民の足として必要不可欠なものと思います。これからの新しい日置市をつくっていくために、3町だけでなく日置市の一体的な取り組みが必要かと思えます。そして、伊集院地域にも交通網の不便な地域もあるかと思えます。

来年度の事業策定の時期に地域内バスの調査を細かく実施し、同時に沖縄で走るモノレールのゆいレールみたいに、日置市を結ぶ、低料金で走る市周遊バスを設置することで、だれもが参加できる社会基盤が交通網の整備により確立され、市民の交流から文化の始まり、さらには地場産業の発展へとつなげていくべきと思いますが、市長はどのように考えられますか。

次に、環境問題について、市長の見解をお聞きします。

環境といえば、産廃問題と今は切り離して考えられない時代となっております。行政としても、廃棄物を管理、監督する責任において、一般廃棄物の家庭系ごみ、し尿処理については、市町村が一般廃棄物処理計画をつくり、この計画に従って収集、運搬し、処分する。また、産業廃棄物については、都道府県が産業廃棄物処理計画をつくり、適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることとなっております。その中に、鹿児島県でも、このような産業廃棄物ガイドブックというものが、今現在一般に流れております。

その中で、爆発性、毒性、感染性、そのほ

か人の健康、または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものは特別管理産業廃棄物といい、焼却、溶融、中和、固化するなど無害化して埋立処分するか遮断型処分場で処分するとなっておりますが、全国各地で不法投棄、不法埋立をめぐり、行政を絡め、業者、住民との間でトラブルが発生し、住民生活に不安をさらされ、問題になっております。

本市の中でも2つの大きな課題があると思えます。

一つは、旧吹上町の時代から問題になっている芋野にある産業廃棄物処理場の跡地に競売で購入した同種の業者が、土地建物と一緒に施設の許可、営業許可も取得されていることに、焼却灰は搬出されたものの、その搬出された底の方には問題の物がまだあるといわれているのに、またぞろ再開の話があるとか、また近くにある滝之平安定型処分場も再開しようとのことで、地区民から不安の声が出始めております。

そのほか地区内には、弦掛安定型処分場からは、有害な物質がドラム缶に詰められ、掘り起こした場所からでも56本、そのほか医療で使われる指サック等を不法に投棄された事実があり、隣地の山にまで埋め立てられていることの実があります。掘り起こす前までは県も業者も否定していたが、実態を前にすると、指導するとか、知らないとか、臭いものにはふたをし、逃げて、今でもそのままとなっております。私が今申し上げるまでもないことですが、安定型処分場に5品目以外のものが入っており、正直申し上げて信用なりません。

このような県、業者の態度に、これまで旧吹上町では、行政、議会、住民それぞれ幾度となく、このような県に対し陳情、要請をしてまいりました。また、14年9月、町では、埋立地のすぐ下の方にある野首第2水源池は、

直ちに水の供給を停止し、住民の不安を解決するために、ほかの水源池からの供給に切りかえています。

しかし、県は、これらの3カ所の近くで水質を検査したところ異常ないとか、継続的に検査しているとか、何の進展もないままに、今回購入された業者より業の許可申請があれば、法的手続をされれば継続事業されるという、全く住民の声を無視したもので、県の対応は本当にそれでいいのか。そして、憲法で守られなければならない生命、財産は、だれが守ってくれるのか。市長は、新市建設の中に環境に優しい推進プロジェクトがあるように、豊かな自然環境を守り、安全で安心できるまちづくりを進めるために、どのように住民を守り、早急な具体的な対策をされるのか、お聞きします。

2つ目は、し尿処理についてですが、日置市の中では、現在東市来町は串木野・市来・日置市衛生処理組合に加入し、吹上町は薩南衛生処理組合に加入し、処理対応されているが、伊集院地域については浄化槽汚泥、日吉地域についてはし尿と浄化槽汚泥を海洋投棄している。これが禁止される平成19年1月末までに処理について整備等を検討しなければならないわけですが、時間的にも1年4カ月足らずとの状況です。検討についての進捗状況をお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の活性化についてというご質問でございます。

日置市では、高齢者等の交通弱者の方々の移動手段を確保するため、コミュニティーバス、町単路線バスを日吉、吹上、東市来の3地域で運行していますが、これは合併協議会の中でも日置市に引き継ぐことが確認されておりますので、現在そのままの形で運行さ

れております。

また、伊集院地域においては、合併後に日置市で検討することになっておりました。そこで伊集院地域については、現行の民間路線バスの運行経路やゆすいんの運行経路、運行方法などを含めて、路線を検討しているところでございます。

その上で、それぞれの地域の路線を有機的に接続し、市内全域を周遊できるような路線についても検討してまいりたいと考えております。この路線については、市内各地で開催されるイベント等、市民が自由に参加できるよう運行方法を工夫してまいりたいと思っております。

それと、旧吹上町で実施されている鹿児島中央駅を発着とする観光バスの活用策も市内全域に広げてまいりたいと考えているところで、今後関係機関とも協議を行い、できるだけ早い時期に実施ができるよう、やっていきたいと考えております。

2番目の産廃問題についてでございます。

新市における環境施策は、日置市まちづくり計画の中で「吹上浜の環境保全に一体的に取り組むとともに、ごみの減量化、リサイクル、新エネルギー設備等の導入、環境学習拠点施設づくりを推進し、環境に優しいまちづくりを進めます」とあるように、新市建設の根幹となる事業の一つに上げており、重要課題の一つと認識しております。

今、旧吹上町におきますそれぞれのことにつきまして話ございまして、特に弦掛処分場につきましては、今住民と業者が係争中であり、住民からの要望に対しましても、その動向を見守りながら、県への働きかけを促していきたいと思っております。

また、滝之平処分場のことにつきましても、栄和産業が引き受けておるといふふうにお聞きしてございまして、このことにつきましては、栄和産業の方が県の方にそれぞれ話を持って



いっているところをごさいます、私ども市におきまして、やはり今後住民の皆様方の安心、安全を守っていく、そのようなことは考えておるところをごさいます、特にこのことにつきましても、町村会の顧問弁護士にも相談をしておるところをごさいます。今後、県がこのことにつきましてもどのような対応をするのか、見守っていかなければならないというふうに思っておるところをごさいます、本市におきまして、地域住民との話を業者が十分やっていくようお願いはしたところをごさいます。地域住民との話し合いの中におきますことにつきましても、本市としてもその対応をやっていきたいというふうに考えております。

2番目のし尿の問題でございすけど、し尿につきましても、19年の1月までで海上投棄ができなくなるということをごさいます、今ご指摘のとおり、旧吹上町、旧東市来町につきましても、それぞれの組合で処理をしているということになっております。

特に、南薩の処理場組合におきまして、今後改良といいますか、またそのような改良していかなきゃならないということもお聞きしておりまして、私ども本日置市におきましても、改築したときにおきまして一応旧日吉町、旧伊集院町の分につきましても処理をお願いしているところでもございす。ですけど、期間的に大変、この来年まで1年半ぐらいしかないという期間でございすので、加世田の処理組合におきましても、大変その時期までは間に合いそうにもないというふうに考えております。

そのような中におきまして、旧伊集院町におきます公共下水道事業がございすので、一時的にこの公共下水道におきます投入といいますか、こういうものを考えて、一時的に処理をしていかなければならないというふうに考えておるところをごさいます。

以上で終わります。

○10番（大園貴文君）

市長にお尋ねします。

今回、一般質問するということで通知をしてあったわけなんですけど、市長は現地をまず3カ所見られたか、見られなかったか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

この弦掛、芋野のことですか、その場所ですか。

○10番（大園貴文君）

はい、3カ所です。

○市長（宮路高光君）

この3カ所につきましても、現地の方に行って確認をさせていただきました。

○10番（大園貴文君）

現地を見られて、どういった感想を持たれたのか、認識をされたのか。そして、その中で住民との話し合いをされたのか、されないのか。なぜそういった声が出てくるのか、されたか、されてないか。その2点についてお聞きします。

○市長（宮路高光君）

芋野処分場でございすけど、ここにつきましても、業者の方が灰を運んでいる、その状況は見させていただきました。まだ施設等も残っておるといってございまして、最終的な処分した状況も見させていただきました。芋野の地域におきます跡地利用、このことにつきましても、何も伺っていないということをごさいます。

滝之平の処分場につきましても、安定型ということで、中には入りませんでしたけど、まだこれは今からの新設の部分であるというふうにお聞きしておるところをごさいます。

弦掛の場所でございますけど、大変畑のそばの中におきまして、そういう処分場がなされて積まれておった。もう、ある程度竹やぶになっておりました。こういう部分につきま

しては、畑をつくっている方々等、大変こういう環境的に難しい場所であったのかなという、そういう感じをしております、住民との話し合い、これは今はしていませんけど、吹上支所の課長の方がそれぞれの区長さんたちとそれぞれどのようにしていけばいいかという話をしているという、そういう報告を受けているところでございます。

**○10番（大園貴文君）**

現地を見られたということなのですが、こちらに写真がありますが、現場の方は整地をされて、砂利を入れて、盛り土がされてあると思いますが、この盛り土は何ですか。現場をどういった観点から住民からの声があつて、問題になっているのか。やはりその辺は、市長みずからが——課長レベルじゃなくて——10年以上も係争しているこの問題から真正面から取り組んで、やはり現場を見るべきだと思います。

そして、今言われた中で滝之平につきましては、10メートルほどの擁壁を打ってあつて、そこはもういっぱいになってるはずです。その下までおりていくのには、普通の格好ではとてもじゃない、行けない、そういった場所になっております。そしてまた、そこに働いていらっしゃる運転手の方々が、ここにも捨てたと、5品目以外のものを捨てたということをおっしゃられます。

やはりそういった現場確認をしっかりと認識し、そして市民の声を吸い上げるのが市長の役目かと思いますが、どう思いますか。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃるとおりであるというふうに思っております。私も、その芋野の場所につきましては、県のそれぞれの確認もされたということもお聞きしております、私もその中におきまして、どこまで掘り起こして運んだのか、その確認はしてありませんでしたけど、今から今後、やはり住民の皆様方のご意見と

いうのを私みずからもお聞きしたいというふうに感じておまして、また滝之平の中につきましても、さくを越えたところぐらいしか行っておりません。その下まで行っておりませんので、まだ今回下の現場まで見させていただきたいというふうに思っております。

**○10番（大園貴文君）**

市長は、弦掛のごみにつきましても、新聞、またこちらにいらっしゃる助役の旧横山町長もいらっしゃるわけですから、その辺はしっかりと聞きになって対応されるべきかと考えております。

その中に農地を含む土地が、個人の土地まで埋め立てられているわけです。その個人の財産の問題について、市長は市民のためにどういった対応をしてくれようと考えておりますか。

**○市長（宮路高光君）**

これは、弦掛の場所でございますか。

**○10番（大園貴文君）**

はい。

**○市長（宮路高光君）**

これは、ちょっと私の方もまだ住民の皆様方と業者の方が係争中というふうにお聞きしております、これをまだ裁判の行方がわからないということでもございましたので、私は見守っていくという答弁をさせていただいたところでございます。

**○10番（大園貴文君）**

係争中と不法投棄は別の問題でございます。係争中は、その場所をめぐって個人の地権者が裁判するわけなんです、5品目以外のものが捨てられてあるということは間違いのないわけで、これに対して県にしっかりと対応させていくべきが市長の役目じゃないかと思っております。

そこには、こちらに県のガイドブックなんです、「責任と信頼に基づく快適な生活環境の確保を目指して」とつくっております。

そして、前任者の許可に対して、前任者の許可に対してですよ。「許可を出した後に、維持管理計画に従わない適切な維持管理を行わなかった場合、許可の取り消しの処分をする」というのをここに明記されているんです。

現実には、安定5品目以外のものが捨てられている現状は間違いないわけです。そして地権者が、隣地にある地権者が困っているのも間違いないんです。そうでしょう。その中で市長は、市民の代表として県に対して——もちろん県が許可を出すかもしれません。しかし、財産や生命を守るために何を市長としてしていくのか、そこをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、私も日置市に来て4カ月でございまして、これは今まで旧吹上町におきまして大変いろいろと論争してたことで、議員もそのときの議員であった。今、私を大変責めますけど、私、自分自身も、今からそういうものをきちっとして、県の方にも確認していきたいというふうに感じております。

そのような5品目、違法であった、そういうものをするということはよくないということは認識をしております。今、私ども報告を受けたのは、係争中であった。これは、それぞれ5品目以外が出てきたと、これも事実であるというふうにお聞きをしておりますので、今後、許可につきましては、これはきちっと県の方が許可を出し、対応するべきなことであるというふうに思っておりますので、今後この問題につきましても、私は県の方に伺いはしていきたいと思っておりますけど、今議員の方がおっしゃりますとおおり、まだ大変な係争中の中での判断もいただかなければ、どうこうと言えない部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

今、市長の方から答弁をいただきましたが、

この弦掛の方から掘り起こされたドラム缶が伊集院のどこかに保管されてると、一時保管されてるという記事が載っております。その伊集院の場所はどこか、お聞きいたしたいと思います。伊集院にそういったものを保管できる場所があるのか、お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

ちょっと初耳で、私もそのことは、伊集院のどこで保管してあったかというのは、お聞きしたことはありません。

#### ○10番（大園貴文君）

非常に、産業廃棄物、また一般廃棄物、私も調べてはいるんですけども、ただ、その中に、固有名詞がいいのか悪いのか、その辺も考えないといけない部分もあるでしょうし、また今から地域が発展すれば、産業廃棄物というのは必ず出てくるものだと思います。

まだ、この芋野地区におきましては、処分委託として福岡の方から下水道で、それからあちこちの契約がなされたものが積み込まれています。水俣のところからも運び込まれている契約書もあります。やはりそういったところで処分できないものが、この安定型や中間処理や最終処分の中に不法に放置されているということは、市を挙げてしっかりと見守りながら、こういった問題になってからでは非常に難しいかと思えます。

ただ、市長としてやはり県に、業について、業の再開については、前任者の許可が出されているわけなんですけれども、県の監督ができなかったという部分については、市長としてしっかりと県に強く抗議し、そしてそのことが明確になるまで、なってから次の段階に進めていくことが妥当かと思えますが、市長の考えはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことは、旧吹上町におきましても今までそのような状況で、当局の方が県の方にやっておるといふふうにお聞きしております。

このことにつきましては、特に県が、さっきも申し上げましたとおり、許可をするのか、しないのか、これを法的に拒めるのか、そういうものがまだ一つ残されているというふう  
に思っておるところでございます。

特に私ども日置市としては、この日置市環境保全条例、この中におきまして、公害防止協定、こういうものをきちっと結んだ中で、その処理等を含めた中はやらなければならない。私どもは、住民が迷惑かけられない、迷惑をかけちゃいけない、そういうことによって行政として対応すべきなことございまして、この許可とかそういうものにつきましては、県が最終的にはいたしますけど、私どもは県の方には要望はやっていきたいというふうには考えております。

#### ○10番（大園貴文君）

要望をやっていくということで、その現場につきましては、また一緒に同行しながらでも見ていただきたいと思います。

その中で、業の再開について、昭和57年9月24日、知事に対して旧吹上町長は、申請者、株式会社環境美化センター、久保正信氏の産業廃棄物埋立処分場の林地開発行為に対する意見書を提出されております。その意見の概要の中に、当該申請にかかわる事業と周辺地域における住民の生活及び産業活動との関係のところ、「地域住民代表及び周辺森林所有者の同意を得ており、生活への支障はないと思われる」とあります。なお、その同意書は、平成元年11月13日に自治会戸数7戸の代表のものでございます。

当時の意見書、同意書を今の現実に照らしてみると、県に対し市民の生命、財産を守るために強く抗議し、県の管理、監督できなかったことに強く抗議し、徹底した調査、処理が終わるまで事業の再開を停止していくことを県に要望すべきであると思っておりますが、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

57年、平成元年、もうその書類も私もまだ見たこともございませんので、そこあたりの書類も見ながら対応していきたいと思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

そういった形で真正面から市長が取り組んでいただければ、今後安心して住民の皆さんも生活できるんじゃないかと考えております。

それから、先ほどの市の周遊バスの件でございますが、福岡の方でも、市の周遊バスに身体障害者用の、バスの前の方にマークがつきまして、身体障害者も乗れるバス。そして、昇降口、乗ったりおりたりするところの昇降口のところが低床になっております。その辺も含めて、今後の検討の課題の中に、18年度から進めていくのか、その辺をしっかりと聞きしたいと思っておりますが、まずそのバスの形状、そして乗りおり、利用の人たちの声を十分聞いていただきたいと思います。その辺はどのように。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁の中で、18年度、それぞれの今までしてきたことを継続してやっていくという答弁をさせていただきました。まだ、そのバスの大きさとか、またその内容、それぞれの路線でいろいろ違うというふうには感じております。このことにつきましても、路線の拡大を含めまして、本年度中に十分検討をさせていただきたいというふうに感じております。

それぞれの弱者の皆様方が利用できる、そういうバスも全部走らされるのか。また、基本的にはある程度の財政的といいますか、やはりそこも出てくるのかなというふうに感じております。そこあたりの料金、今100円という料金の中でやっておりますけど、さっき話ございましたとおり、この地域間を結ぶ中におきましては、100円でいいのかどう

か。旧町におきましてはそれとして、そこあたりの区間を越えたときの料金体系とか、いろいろと細かい形の中で協議をしていかなければならないというふうに感じておるところでございます。特に地域再生推進のためのプログラムの中におきまして、地域、利用者でつくり上げる地域交通と、この中におきまして十分陸運局とも協議をしていかなければならないし、またこれをそれぞれ委託してくれる業者、こういう方々ともそれぞれ見積書をいただきながら十分協議をし、基本的には今の路線以上の確保した中で整備をやりたいというふうに感じております。

#### ○10番（大園貴文君）

今、前向きに取り組んでいただけるという答弁をいただきました。その中で、今は鹿児島交通、林田交通が主になって運送業をやっておりますが、できれば地元の業者も、その条件に見合うところがあれば、そういった人たちも対象に入れていただきながら、地域の活性化をしていただきたいと、いくべきであると考えております。

そしてまた、最後に、今後取り組まなければならない環境という問題を見ますと、新市の建設の中に専門の環境対策課を設置して、地域の行政嘱託員との連携を図りながら進めていき、職員の削減も大事なことです。日置市に必要な環境福祉の部分については必要不可欠で、検討すべきであると思いますが、市長はどのように考えますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今後、それぞれの組織の再編、このこともやらなきゃならない。今、基本的に総合支所方式をとっております。その中で対応しておりますけど、次の中におきまして組織再編をする中、この総合方式をいつまでするのか。そこあたりの時期の問題もございまして、そういう中におきましては、本庁でそれぞれの課を扱う場合につきましては、細分化した中

でやっていかなきゃならない。これは、何年後にこの総合支所方式を排除するのか、今後十分協議をしながら、その組織再編を含め、またそれぞれの細分化した課の再編、そのようなものが出てくるというふうに思っております。

#### ○10番（大園貴文君）

最後になりますが、環境というこの部分につきましては、市長も感じてられるように、そういった部分はやはり本庁だけじゃない。支所の細かいところまで目配りをしないといけない。そういったところにも配慮を考えて、今後の組織の再編、そしてまたそういった動向を見据えながら今後進めていくことを私は考えております。

これで私の一般質問を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、14番、西園典子さんの質問を許可します。西園典子さん。

〔14番西園典子さん登壇〕

#### ○14番（西園典子さん）

昨日は敬老の日でした。私も、集落の敬老会にお手伝いに行きました。お年寄りの皆さんと楽しいひとときを過ごしながら、1年1年、新しいメンバーがふえたり、また去年まで姿が見えていた方々の姿が消えていたり、いろいろな思いをいたしました。元気な方、歩くのにも人の支えを必要とする方々、お1人、お1人が地域で、家庭で、また施設でお幸せに暮らしてほしいと心より願うきょうでございました。

今回は、そうした介護保険の問題、子育て支援、アスベスト、この3点について一般質問させていただきます。

高齢者を社会全体で支えようとして始まった介護保険であります。5年後の見直しのおきと同時に大きく様変わりしようとしております。制度の浸透が心配されていた当初の思いとは裏腹に、利用者も300万人を超え

るといふ想像以上の伸びや医療費が経済成長を上回るペースで上昇を続けているということ、またこれから一層進むと予測される高齢・少子に対する懸念が大きな改正へと拍車をかけていると思われまふ。

改正介護保険法の主な改正ポイントは、1、介護予防サービスの創設、2、地域包括支援センターの新設によるケアマネジメントの実施と各種相談窓口設置、3、在宅と施設間の利用者負担公平化のため、施設居住費、食費を保険対象から除き、原則自己負担制を導入、4、通所中心のショートステイなどを組み合わせた小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などの地域密着型サービスの創設、5、サービスの質向上のため、事業者の情報開示を徹底、業者指定6年、ケアマネジャーの資格5年の更新制導入と研修の義務化などでありまふ。

来年4月からの介護予防では、認定区分のうち要支援と要介護1の部分が必要支援1と2に変わり、今より1区分ふえて、要支援1、2と要介護1から5の7区分となります。

また、地域ケア、サービスの質の確保、人材育成、これらは、認知症の高齢者が共同生活するグループホームや泊まったり通ったり居住もできる小規模多機能型介護など利用者を地域住民に限ったり、市町村は、保険者として、必要によってはサービス料を決定するなど指揮権限を持つ、適正運営能力が要求されてまいりまふ。

来月より、他の改正に先立ちまして、施設入居者の自己負担を原則として、食費、居住費は介護保険から外されまふ。在宅サービスを受けている人は家賃や食費を自分で負担しているのに、施設に入っている人だけ保険から面倒を見るのは不公平、自分のことは自分ですべきとの考えから生じたものでもありまふ。

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護

療養型医療施設や介護のデイサービスなど、原則施設と利用者との契約、住民税非課税世帯を年金80万円までの低所得者対策などもありまふが、施設利用者は平均月約3万円の負担増が見込まれたりしてまいりまふ。年収150万円までの方には、介護保険料、利用料、健康保険料、医療費など必要な費用が払えなくなる方も出る可能性もあるとも言われてまいりまふ。

1番、そこでお尋ねいたします。

従来、施設から在宅へと言われていたことが現実問題となって、利用者にとってはサービスを受けることはお金がかかるということになります。今回の改正は、制度の持続性を高め、在宅との不公平性を減らそうとの趣旨でありまふが、それができる人、できない人、家族などの家庭環境も含めて複雑な思いがありまふ。安心して老後を迎えたい、介護を受けなければならなくなっても安心して生きていきたい、そんな多くのお年寄りの願いを支えようと始まった介護保険でありまふ。本市ではどのような影響があると予測して、どのように考えてまいるか、お尋ねいたします。

2番、地域包括支援センターについてでありまふ。

改正介護保険法におきまして、地域住民の保健医療向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的に、猶予期間を設けてはまいりまふが、来年4月、センターを誕生させねばならないというところでありまふ。

センターでは、筋力向上トレーニングなど新しい介護予防事業のマネジメント、介護保険料のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談や支援、虐待防止や早期発見などの権利擁護、ケアマネジャーなどへの支援など、地域において一体的に実施する中核拠点として設置されるものとしてまいりまふ。また、設置は、中立、公正、効率の観点から、地域における高齢者全般を視野に入れること

を目的に、市町村が責任主体となるとしております。

本市では、どのように進めていかれる予定でしょうか。また、設置場所についてはどのような構想をお持ちでしょうか、伺います。

3番、地域包括支援センターでは、行政、保健所、医療、児童相談所などとの連携をとった多様な支援展開、また介護予防給付事業、長期継続的ケアマネジメントができるよう、ケアチームの連携などのさまざまな要求が求められております。そのために、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを置かねばならないとしております。そうした役割を果たせるような人材確保は可能でしょうか。また、財源はどのようになるのでしょうか、伺います。

4番、この事業は、運営協議会を市町村ごとに設置することとなっております。専門家や行政だけでなく、地域住民やNPO、ボランティアなどの地域のネットワークづくり、センターの運営支援や評価、中立性や公正さの確保や人材支援など、重要な役割を担おうとしております。メンバーをどのように人選なさるおつもりでしょうか。

5番、要介護1の方の一部が要支援の方になられると、要支援の介護予防の方に移られる方があると思いますが、どのくらいの方が対象となりますか。また、影響があるかをお尋ねいたします。

次に、子育て支援であります。

私は、長い間、高齢と少子はセットで考えるべきものと思ってまいりました。お年寄りを守るためにも、子育てを守らなければならないと。少子が進むから、高齢が一層深刻な問題になるのだと。そのようにわかり切った課題になかなか真剣に目が向けられないまま、別々に浮上し、特に長く子育てには十分な目が行き届かなかったように感じてきましたが、その結果が今日であると。特殊出生率

1.29となり、既に人口減が始まっております。多方面からの分析と具体的な支援こそが早急に求められていると思っております。

1番、本市においても、次世代育成支援対策法に基づく行動計画などを作成し、その理解と仕事と子育ての両立支援をより図ろうとしております。職員のアンケートなどや子育て中の親の意見などが上げられておりましたが、その結果をどう見られますでしょうか。また、どのような状態であってほしいと期待なさいますでしょうか。また、今後どのように進めていくおつもりかをお伺いいたします。

2番、一般事業所に関しましては、従業員301人以上を雇用する事業主は、同様な次世代育成のための行動計画を策定し、県労働局へ届け出、家庭と仕事の両立支援を図らねばならないとされております。それにあわせて、中小の事業所においても、働きやすい環境というイメージアップにもつながるとして、少しずつではありますが関心が高まりつつあるように思われます。

一方、非正規労働者やパート化が進む現状では、労働者間の格差や正規職員の長時間労働などが新たな課題として、子供を生み育てやすい環境づくりに足を引っ張っているとも言えましょう。

本市において、一般事業所や住民の状況をどのように把握して、認識しておいででしょうか。また、啓発などはどのようにお考えになり、進めていかれるかをお伺いいたします。

3番、子供が病気あるいは病気の回復期に保護者にかわり子供の世話をするのが、病児保育、病後児保育と言われます。子供は、健康なときはもちろん、病気の時は一層、身体的、精神的、社会的にもトータルケアが必要とされます。乳幼児健康支援サービス事業、乳幼児一時預かり事業などがありますが、特に最近では、働く母親がなかなか長期にわたって休みをとれにくいというときに、病後児保

育は、保育園に通っている子供が病気をしたときなど、回復期ではあっても保育園の集団生活には適さない場合に、一時預かりをして、保護者の就労の継続性と子供の病後の世話をする役割があります。

本市では、伊集院の東保育園でされておいてですが、パートでも看護師、介護士、または養護の免許のある方が保育園においでであるということは、大変心強いものがあります。1カ所と言わず、もう少しそうした方面の拡充は望めないものでしょうか、お尋ねいたします。

4番、学童保育、児童クラブは、働く女性がふえたり核家族がふえる中、学校から帰った後の放課後や休みのとき、子供たちの生活を守ることと親が働くことへの両立支援の役割があります。就学前は、保育園でさまざまな援助を受けながら、親も子も安心して過ごすことができるようになりました。しかし、小学校に入学した途端、帰りの早い低学年を持つ親は、子供を家庭に1人置きっ放しにせねばならないという悩みにぶつかります。そこを解決し、子供を守るとともに、違うクラス、学年の子供たちが共に生活をし、いろいろなことを学んで、放課後の貴重な時間を過ごす、大切な役割があります。まさに、親子を守ると同時に生活を守るという役割もあります。

しかし、学校は教育委員会、学童保育は福祉という縦割り行政のはざまにあって、必ずしも子供の立場に立って、本当にうまく運営されているのかと悩まされることがあり、その充実を心より望むものでもあります。本市の現状をどのように認識しておいででしょうか。また、どのように充実していこうとお考えかをお伺いいたします。

3番、アスベスト対策についてであります。

昭和62年、アスベスト（石綿）——あるいは石綿と言われますが、子供たちの生活現

場である学校や公衆施設において多く使われているとして、世間を騒がせた記憶があります。しかし、いつの間にか、その結果も十分に私たちも理解しないまま立ち消えになってしまい、心の底にあれはどうなったのだろうという懸念がうっすらとはありながら、世間から忘れ去られていたように思います。そして、ことし6月、大阪のメーカーが健康被害として公表して以来、再び大きな社会問題になってしまいました。

厚生労働調査によりますと、1995年から2003年までのアスベストによる死者数は全国で6,060人、鹿児島県81人と言われ、患者数はわからないという新聞報道がありました。しかし、今でも42工場が生産を続け、在庫のものは販売がなされ、全面使用禁止になるのは2008年と言われます。工場周辺住民なども含め、今後40年間で10万人の男性死亡者が出るだろうと予測しておりますが、実際は飛散曝露労働者総数は数百万人、環境での国民全体への影響ははかり知れないという大変深刻な問題であり、2050年ぐらいまでは続くことは確実と言われます。

アスベストは、天然の繊維性珪酸塩鉱物の総称で、0.02ミクロンほどの直径髪の毛の5000分の1ほどの小さな繊維が綿状にあるため、さまざまな形に加工しやすく、吸音性、防音、吸着性、耐熱、断熱、耐火、電気絶縁、酸アルカリにも強いという便利さゆえに、私たちの身の回りにもたくさん存在し、役立ってきました。最盛期には3,000種類のアスベスト製品があって、我が国が世界の生産の1割を占めたこともありました。

戦前は、主に造船所、発電、蒸気機関関連で使用されて、大阪、神奈川、横須賀、長崎などで1970年ごろ被害者が続出しました。戦争で一時輸入がなくなりましたが、1950年、60年、またパブルの



1990年ごろという時期にピークを迎えて、建築スレート、車のブレーキ、防音、断熱など幅広く使用されて今日に至っております。

1972年、国際労働機関（ILO）や世界保健機構（WHO）が発がん性指摘で政府はその危険性を知っていたにもかかわらず、一般住民への影響は少ないと評価。各諸外国はいち早く措置をとったり、裁判ざたになったりしまして、1980年代に激減をしました。しかし、日本は、海外の騒動を横目に、90年代後半までかなりたくさん使い続けました。

1987年、学校校舎に使用が見つかり、問題になりました。しかし、文部省の通達の対象は3商品で、おまけに十分な知識のない職員に調査をさせ、設置者から申請があれば大規模改造事業の補助対象工事として優先的に採択はしていましたが、学校に任せたといい状況と聞いております。吹きつけアスベストの除去、封じ込め、表化処置の対象という形だけで、多くの製品や民間の建物の吹きつけ石綿の問題なども残され、アスベストは使用禁止でなく管理して使うという国の姿勢が、またも薬害エイズなど多くの公害問題と同様、命や健康に対する判断が非常に遅いという結果を招いてしまったとしか言えません。

病気の種類は、悪性中皮腫、石綿肺がん、石綿肺、胸膜肥厚斑などがあります。特徴は、初めてアスベストを吸ってから平均40年前後の潜伏期間があって、途中で調べてもわからないということ、また石綿肺はおおむね10年以上アスベストにさらされた人が発症しますが、中皮腫の場合、短期、少量でも発症が見られるという問題があります。

さて、建物の耐用年数、鉄鋼系45年、コンクリート系65年と言われております。セメントなどとの決着剤とともに使われている建物の建てかえ時期になってきております。吹きつけアスベストの排出量推定によります

と、2020年がピーク、特に90年以前の建物には気をつけろと言われてます。私の家の中や周りを見回しますと、特に火を使う台所の天井、レンジ周り、壁紙の奥の壁板、隣の倉庫のスレート波板など、疑わしきものに私も囲まれまして、いかに封じ込めて仲よくアスベストと共存できるかと悩んでいるところです。

将来ある子供たちの安全、安心のために真剣に考え、取り組めるものは取り組む必要を感じます。学校や公共施設などの状況を伺います。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時25分といたします。

午後2時16分休憩

---

午後2時27分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の介護保険改正についてご質問でございます。

今回の施設費用の見直しは、同じ介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公正になるよう、介護保険の保険給付の内容を介護に要する費用に重点化し、居住や食事に要する費用を保険給付の対象外とするものです。

現在、日置市の被保険者で介護保険3施設の施設入所者が、平成17年6月利用分、約510名おり、介護老人福祉施設の多床室と比較すると、現在の第1段階の40名は自己負担額にほとんど差は生じません。現在の2段階該当者で新第2段階に該当する300名については、月額3,300円程度の減額となり、新3段階の75名については、月額1万4,000円程度の自己負担額の増

額となり、新4段階以上の95名については、2万7,600円程度の自己負担額の増額となります。

なお、保険給付費全体の影響は、全国ベースで5%程度の減額となる見込みですが、日置市においては、低所得者に対する特定入所者介護サービス費の支給が新たに創設されたことから、介護給付費全体に対する影響はほとんどないと思われます。

地域包括支援センターの設置については、人口規模、業務量、運営財源や専門職員の人材確保の状況に配慮し、最も効率的、効果的にセンターの機能が発揮できるよう整備できるように、現在検討中でございます。本市には、基幹型在宅介護支援センターもないことから、この機能の充実も図りながら、当面1カ所を設置する方向で検討しているところでございます。

場所、時期については、市来の合併で10月から介護保険業務が直轄になるなど、体制の面や制度上で2年間の施行延期も可能なことから、担当職員でプロジェクトチームをつくり、十分検討しながら設置に向けて進めていく予定でございます。

包括支援センターの人員の体制については、3分野に大別される包括的支援事業を適切に実施するために、保健師または経験のある看護師、2番目が社会福祉士、3番目に主任介護支援専門員の3職種を置くことが原則となっておりますが、保健師及び主任介護支援専門員については職員で対応可能ですが、社会福祉士は職員では対応できないため、一定の経過措置により、業務経験等も加味し、それに準ずる専門資格者でも可能とされているので、この方向で対応していきたいと考えております。

運営財源については、予防事業、地域包括支援事業の経費が見込まれますが、介護保険給付費の3%をめぐりに政令で定められている

ことから、給付費、まあ16年度実績で約33億円ぐらいでございますので、その3%で1億1,000万円程度の見込みとなります。運営協議会は、地域包括支援センターの円滑な実施、センターの中立性公平性を確保する観点から介護保険サービスの事業者、医師、介護支援専門委員等の職能団体、サービス利用者、被保険者代表及び地域における権利擁護、相談事業を担う関係者等を中心に公正な目で選定していきたいと思っております。人員としては約20人前後と見込んでおります。

介護保険給付の予防給付については、要支援の全部と要介護1の7割から8割が予防給付の対象となる見込みであり、7月末現在、要支援651名と要介護1の845名の8割、676名、約1,300人程度になると思われれます。

また、地域支援事業における介護予防については、高齢者の5%が対象となる予定であり、日置市の高齢者約1万4,000人の5%、700名程度が対象となる見込みですが、現在老人保健事業で取り組んでいる事業のどの部分が地域支援事業に移行するのか、今月末の全国課長会議で示される予定であります。

子育て支援についてでございます。

家庭や地域の子育ての力の低下や子供をめぐる環境の変化に対応するため、国において平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村及び県、一般事業主、特定事業主に対して次世代育成支援行動計画の策定を義務づけました。そこで、平成16年度において、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、旧町において子育て支援計画を策定したところであります。

日置市においては、旧町の子育て支援行動計画は、日置市の地域ごとの子育て支援計画と位置づけ、日置市子育て支援計画をしてい

るところでございます。この計画は、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援するというところでありまして、地域における子育て支援サービス、母性と乳幼児の健康の確保と増進など、具体的な施策が盛り込まれ平成17年4月から計画に基づいて、次世代を担う子供がたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていくよう、子育て支援施策を着実に推進しているところで、今後の方針や成果の指標を設定し、その効果を期待されるものと考えます。

具体的な事業推進については、児童健全育成、母子保健、育児事業、乳幼児医療費助成など計画に基づき積極的に取り組んでいきたいと考えております。

少子化の原因として、仕事と子育ての両立に対する負担感が指摘されていますが、仕事と子育ての両立支援を進めるためにそれぞれの企業においても、男性を含めたすべての人が職業生活と家庭生活のバランスのとれた多様な方向の実現に向けて、働き方を見直していくなどの取り組みが必要であります。

このような中、301名以上の労働者を雇用する事業主は、平成17年4月以降速やかに行動計画を策定したことを届けなければならないとなっています。県内の事業所は鹿児島労働局に提出することになっていますが、平成17年9月現在、110社のうち102社が届けている状況でございます。

日置市内の301名以上の事業所は鹿児島松下電子、協栄等ございまして、もう計画が策定済みでございます。

また、病気回復期における医療機関に入院の必要のない児童で、保護者が勤務の都合で家庭で育児を行なうことが困難な児童を、児童福祉施設で保育する乳幼児健康支援一時預かり事業を伊集院地域で1カ所実施しているところでございます。平成16年度末の県内の状況は、7市町村8カ所で、社会福祉法人

の施設や小児科医療等の病院で実施されているところでございます。旧伊集院町における平成16年度の実績は、延べ136人が利用して269万2,000円程度支出しております。ほかの地域について、今後実態等を把握しながら拡大につきましては検討していきたいというふうに考えております。

学童保育は、市内14カ所で368人の児童が利用しているところです。学童クラブの内訳といたしまして、伊集院地域4クラブ115人、東市来地域4クラブ60人、日吉地域1クラブ42名、吹上地域5クラブ151人となっています。旧町の子育て支援計画において、アンケート調査をもとに学童保育の21年度目標を設定しております。目標値は、伊集院地域4クラブ126人、東市来地域4クラブ60人、日吉地域1クラブ41人、吹上地域5クラブ163人、計14カ所390人を見込んでいるところでございます。

アスベスト対策については、学校関係でございますので、教育長の方に答弁をさせます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

アスベスト対策についてですけれども、日置市内の学校公共施設の状況と対策はどうかということですが、鹿児島県教育委員会学校施設課によりますと、1987年、昭和62年ですが、その調査で吹きつけアスベストを使用していた学校が20校、小学校8校、中学校4校、高校7校、特殊教育1校で粉じんの飛散を防ぐため建材で覆う措置が取られているということでございます。

今回、日置市内の学校、公共施設については、8月に現地調査をしましたところ、数カ所の施設で疑わしい箇所が見受けられました。この箇所につきましては、環境汚染にならないよう早急に試料を採取して、専門のアスベスト分析機関に分析を依頼するよう計画をい

たしているところであります。

#### ○14番（西園典子さん）

長い時間を1回目の質問に費やしてしまいましたが、本当に今からまた重点的にもお答えをいただきたいと思えます。

1番の問題についてであります。介護保険についてでございますが、介護保険の10月からの自己負担の分でございます。広域連合の資料で16年度予測の中に入っていた中で、食費、施設の食費という形で3,610万円ほど、これが施設の食費にあたるものではなかろうかというふうに思っております。そしてまた、介護費としては住居費などがそれぞれの施設からの徴収というふうに入っているのではなかろうかというふうに感じておりますが、これらはこの10月の改正によりましてすべて利用者が食費、また住居費として介護の方ではなくて、直接施設の方に払うという形になると思えます。そうした場合に、施設の方が必ずしもそういうふうに取りにくいのではなかろうかという思いもあったりいたしますが、そうしたときに質の低下というものがあったりしないか、またそれだけのことを利用者が負担が上がるということが非常に厳しいということではなかろうかということが、払いにくいということが出てくるのではないかと懸念がございますが、その辺のところをどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか、お願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、今回所得の区分によってそれぞれ居住費、食事の負担が違ふということがございます。特に、さっきも申し上げましたとおり、非課税世帯、その非課税世帯の中で年金の80万円以下、この方々につきましては以前より安くなっている。まあ、基本的に年金を200万円程度もらう人は多くなっている。基本的には1人200万円年金があれば、月額負担約8万

円から9万円に上がりますので、本人が一人の年金の中では恐らく足りるんじゃないかなという考え方を持っております、今回は介護保険の維持を今後の中央部の伸びを含めた中で、長く介護保険を維持していくための施策であるというふうなことでございますので、このことにつきましては施設にも十分説明をしながら、また入所者の保護者を含め、方々にも十分説明していきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

質の低下のことに關しては、心配なことに關してはお答えがなかったですが、これはそこはもう市長としてはあり得ないというふうにお考えでしょうか。1点がそれ。

それから、もう一つお答えいただきたいことが、確かに年金80万円まではそういうふうでマイナスになったりしていただきます。しかし、150万円、80万円から266万円、第3段階、そこは先ほども1万3,000円ほどの増というふうにお答えがあったようでございます。また、4段階は課税の方々、それは2万7,000円幾らというふうにおっしゃったようでございますが、そういう中で特に第3段階の中で、150万円以内の方、そういう方にとっては大変厳しいものではなかろうかと、介護保険料、利用料、それから健康保険料、医療などさまざまな経費を払いながら、そういうことをするのは厳しいものではなかろうかということに關しては、仕方がないという思いでいらっしゃるでしょうか。

特に、鹿児島県は高齢者の単身、また夫婦世帯ってというのが、割合が日本一というふう先週新聞に載っておりました。そういう中で、どうしても家庭だけで、地域だけでは暮せないという方が、施設に入らなければいけないという方もあると思えます。そうした中で、またこの日置市におきましては、高齢少

子が非常に高齢化率が高い状態でありながら、お年寄りだけの、本当にそういうお年寄りが多い地域、そういう中で果たして自宅介護等だけで、そうした不平等ということを念頭に、まず最初におきながらそういうふうでいいものかどうなのかということをお大変心配しておりますが、いかがでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

質の低下ということでございますけど、これはそれぞれの施設、これは監査もございまして、いろいろと指定の取消、いろいろと問題が起これば、今回の中におきましてそういう施設にも厳しい処罰が科されるといふうに感じております。また、今お話のとおり第2段階を2つに分けまして、まあ若干の対象者の人数ですか、対象者の人数は私ども日置市におきましては減になる方々が300名程度おるといふうにございまして、若干二、三割の方は高くなるというふうには思っております。

先ほどのとおり、この介護保険を維持するためにそれぞれ居宅にいる方々の負担と、まあ基本的に施設に入っている方の中におきまして、今まで介護保険、約40万円ぐらい1人かかるというふうにお聞きしております。また、施設にいない自宅の場合は同じ介護サービスを使うには約15万円程度ということをお聞きしてございまして、基本的にはやはりある程度の収入があられる方は、それなりに出していたかなければならないのかなど。

また、このことが給付費が、これは給付費を抑制するために行なうこととございまして、給付費が上がらないということは、今度は保険料をそれだけ少なく済むと、給付費が上がっていくには保険料に連動いたしますので、それでは保険料が上がっていく。今、今回の介護保険は予防を含めた中で、居住と食事を入れた部分につきましては、介護保険の給付

費を抑えるために行なったということで私は理解してございまして、皆様方にもご理解をいただかなければならないとうふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

市長のおっしゃることはよくわかります。大変今の医療費、介護費、医療費の増加によってこういうふうにならざるを得なかったという現状があるということ、仕方がないことだとは思いますが、そういう現状であるという、そういう人たちもいるということをややはり頭に入れた上で、私たちはこの介護保険にも本当に地域でどう助けていったらいいかということ、こうして進めていくべきではなかろうかというふうに思います。

次に、包括支援センターのことについてでございます。包括支援センターのことは今から進めていかれるというような、2年間プロジェクトチームをつくってしていくというふうにございました。お答えでございました。包括支援センターは、やはりこの介護予防というものの形でしていくということとございまして、この筋力アップとかいろいろと介護予防の中で新予防給付と連携していく形でございますが、筋力アップ、栄養改善、それから口腔機能の向上とか、いろいろな仕事が任されてくるという形になるようでございます。そういうことを、マネジメントするということに関しまして、先ほど専門性ということをお聞きしたわけでございますが、この人材としては可能であるというふうなお答えでございましたが、これは筋力アップ、また口腔機能の向上など、その専門性においてどなたが、だれが、保健師がするのでしょうか、その辺の専門性というところをお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、18年度から介護保険の中におきまして、この予防というのが出てまいりまして、

今までもそれぞれの旧町村におきまして、この介護予防につきましては取り組みをしているというふうに認識しております。特に、筋肉トレーニングにつきましては、それぞれの専門的な理学療養士を含めまして、それぞれの施設でもございまして、この日置市内におきまして、専門的な方がいらっしゃいます。そういう方々にも事業の内容によって、それぞれ委託をしたりやっていくというふうに思っております、この包括支援センターというのは、総括いたしまして今後介護保険計画をつくる中において中立的な立場でそれぞれの事業計画を組んだりするセンターであるというふうに理解していただければよろしいし、また事業をするのはまた別のところでそれぞれの委託をしたりいろいろやっていく、そういう考えの中で今後介護保険を進めていく、そういう理解していただきたいと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

事業を進めていくのは、またほかのところにも委託なども含めてということですが、そういうことの委託などのことなど公平で公正な形でなければいけないという形で運営協議会が開かれる、置かれるというのではなからうかと思えます。今までのこの介護保険がこうして本当に膨れ上がったということの理由の一つに、いろいろな事業を事業者任せにしまったと、保険者は市町村であってもそういうところに任せにしまったという反省から、市町村が中心になってこれは進めていくべきだという考えが根本にあるように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には介護保険におきます審査会がございまして、この調査、この介護におきます最初の調査、こういう物事を委託をしておいたということですが、またケアマネジャー、その人におきます計画をつくるの

を委託をしておいた。こういうもろもろが今後行政の中で責任でやっていくということですが、それそれぞれの事業につきましては、委託をしても私は差し支えない、そういう調査とかそういう計画、こういうものは法的な機関の中でやるべきであると、そのように考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

それでは、今のお答えによりまして包括的には、全体的には市町村、日置市が責任を持ち、細かい事業はまた委託することもあり得ると、そういうふうに解釈してもよろしいということですが、わかりました。

それから、場所についてでございます。先ほどのご返事の中では、まだ今からプロジェクトとして組んで、今から検討していくというふうな解釈に私はお聞きいたしたところですが、やはりこれは3万人に1カ所は置くようにというような指示でございます。まあ、5万3,000人というふうに言ったら、最低1カ所か2カ所かを置かないといけないというふうになるようでございます。そうした場合に、私こうして考えますときに、やはり最初は1カ所置かなければいけないというときに、考えるときに、どうしてもこれは高齢化率の高いところ、またそれがその地域のお年寄りの、地域の密着型として地域のお年寄りが多いところで、またそこを支えられるような場所、またそしてそういう設備がいろいろなものがあるところ、というふうに考えましたときに日吉の、具体的に申し上げましたら日吉の保健センターとか、福祉センターとか、病院とか1カ所に非常にまとまったところがございまして、ああいうところにそういうものができてきちんとした形でしたら、あの近辺を含めて全体的な発展にもつながるのではなからうかというふうに思ったりいたしますが、その点はいかが、ご検討はなさらないかどうかをお聞きしたいと思いま

す。

**○市長（宮路高光君）**

このセンターと書いてありますので、場所という考え方でいらっしゃるようでございますけど、このセンターの意味というのは人なんです。さっき言ったように、保健師、それと社会福祉士、それとケアマネジャー、この3人がセットです、これはもう場所じゃなくてどこの位置でもよろしいんです。このセンターと書いてある中において、この場所を考えてしまう、センターの考え方というのが、そういうセットを、3人セットをあちこちで、さっき言いました3万人に1人ぐらいのセットでしょうということでございますので、まあ今後事業的なのは今それぞれに旧町で取り組んでいけばいいというふうに思っております。今後やはり介護保険におきましてはこの包括センターを含めまして、地域空間のそれぞれの整備事業、さっき議員の言いましたように多機能の整備とか、補助事業等もございまして、それを総括する人でございまして、そのような理解をしていただきたいというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

場所を考える必要がなければ、よりそういうものがあるそういう場所もいいのではないかという発想もございまして、これは検討の余地としていただけたらと思います。

それから、要介護1とか、そういう方々が介護予防事業の方で要支援というふうの1、2というふうに変わったりとすることがあるという形になると思いますが、そういう要介護の1を受けていた方々の中で、やはりどちらかと言えば、生活支援というものを望んでいたという方々いらっしゃると思います。そうした人たちが要介護予防となりましたら、先ほど申し上げました筋力アップとかそういうような、いろいろなそういう事業になさるということでございますね。

そういうふうになったときに、それよりもぎりぎりにやっぱり、そういうことよりも生活を助けていただきたいよという人たちもいらっしゃるかもしれない。そういうときに、そういうふうにもうまく移ることができるのかどうか、やはりそっちよりも介護予防という形よりも、今までの生活支援の方がいいんだけどというような方がいらっしゃったときには、どのような対応の仕方があるのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、介護1の方々の予防等、今までの支援の中でどうするかということでございまして、特にこの介護予防、ホームヘルパーをお使いになる中において、もうホームヘルパーが何でもつくってあげる。今後のこの介護予防を含めた中におきましては、一緒につくろうと、そうすることでその方々の機能をいろいろと補充するといえますか、そういう考え方でございまして、基本的にはその一人一人におきます、ケアマネジャーにおきます計画をつくりまして、その時点におきましてその選択をしていかなければならないというふうに考えております。

**○14番（西園典子さん）**

この介護予防の軽度者に対するサービス提供のあり方の見直しというところにおきまして、基本的な考え方といたしまして、具体的には新予防給付の対象者として、次のようなものは考えてはいけないということが載っております。先ほどのお答えはよくわかりました。次のことでございます。

介護予防認定の、軽度者の認定方法につきまして、疾病や外傷などによって心身の状態が安定していない状態、また認知機能や思考、感情などの障害によって十分な説明を行ってもなお新予防給付の利用にかかわる適切な理解が困難である状態、そういうような方は介護予防の方はちょっと向かないというふう

になっておりますが、介護予防のこの中にグループホームが含まれて、地域密着型としてグループホームが入り込んでいるようでございます。これは、こういうのには該当しないのではなかろうかと思ったりいたします。

また、グループホームの点数制、点数でいきましたときに、グループホームがあちこち今つくられておりますが、特養入所とグループホーム入居の比較というふうで考えてみたときに、要介護1というふうにしたときに、グループホームでは夜間体制のときは867単位、特養個室では601単位という1.44倍になるという計算になります。

こうしたときに、これは財政難グループホームがどんどんふえていきますが、これでは市町村では介護保険にとって厳しい状態になるのではないかという予測が出ておりますが、この点はいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回18年度から市町村にこの指定の権限が移ります。そういう中におきまして、市の中におきます全体的な給付がどれだけ入るのか、そういうものを加味しながら今回は、今までは県がこの指定をしておりましたので、私ども市の方ではその権利がなく、あちこちにグループホーム等ができましたけど、今回におきましては18年度から市の中で指定ができますので、そこあたりのたくさんできるようなことは抑制しながらまた、それぞれの事業者を含めた中のバランスを考えて市が指定をいたしますので、その配置につきましては計画に基づいてやっていけるというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

わかりました。次に、子育て支援に移りたいと思います。

子育て支援につきまして、市長、アンケートをせっかくつくられて職員の方々がさまざま意見を書いていらっしゃるのをお読み

になってくださいましたでしょうか。

そして、それを読まれてどんなふうにご考えられたのかなというふうに感じたりいたしますが、それをどのように生かしていける、こういうところはこんなふうに生かそうという案がもしありましたらお答えいただけたらと思います。お読みになられましたかどうかを、まずよろしく。

#### ○市長（宮路高光君）

一応数的なそれぞれ住民の皆様方が望んでいるもの、特に乳幼児医療を含めたそういうものを望んでおったように思いますし、また保育料、こういうものに大変大きな関心があったというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

私も、これをずっと読ませていただきましたけれども、やはり少子化の現状を十分に理解して、仕事ができやすいように代替職員の配置などもしていただきたいという声が結構あるんですね、この行革の時代にはなかなか厳しいと市長はおっしゃるかもしれませんが、職員の確保だと、確保によっていろんな休暇なども取りやすいというような声がたくさんございました。また、子育ては女性の仕事という古い概念は外しましょうということなど、いろいろとご意見がございましたので、また十分に、また後もって読んでいただきたいと思います。率直な意見でございますので、ぜひ生かしていただかないと次世代育成は難しいというふうに感じて、思っておりますのでぜひよろしく願いいたします。

また、地域においてはそれぞれ事業所とか地域におきましては、生の女性や親の方々の意見をぜひ聞いていただきたいのをお願いします。なかなか少子化、なぜ少子化になったという、そうしたときに率直にお母さん方のご意見を聞いていただくのが一番手っ取り早いと。若いお父様方のご意見も聞いていただくのが手っ取り早いというふうに思います



ので、ぜひそこを取り組んでいただきたいと思います。

次に、急ぎますので、保育園の病後児保育のことは、やはり大切なことであるというふうで、今後とも広げていくような形でしていきたいというふうにお答えがあったように思いますが、そういうふうに解釈して、検討して実情に合わせてしていきたいというふうにお答えがあったように思います。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

それから、学童保育、まあ児童クラブともいいますが、それにつきましてはやはり補助金の対象などで人数が少なくなったら、子供たちは希望者がいてもやめざるを得ないと、そういうところ。また、実際に学童保育は、するところがあってもなかなか場所に事欠いていて、どうしても子供たちが伸び伸びと放課後の貴重な時間を過ごす、親が帰ってくるまでの貴重な時間を、また異年齢でのいろんな生活をする、その何時間かのその時間を過ごすのに不適切というか、なかなか厳しいそういう状況であるという学童保育の現状もあつたりいたしますが、そういうことに関しまして、また市長にはぜひお力もかしていただけたらなと思ったりいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、西園議員がご指摘しているのは恐らく東市来の学童クラブをお指しにしているというふうにお考えしております。特に、湯田小学校に学童保育をしていた部分がございます、17年度から学級数がふえた関係の中におきまして、今まで使っておりましたプレハブが使用できなくなったということで、そういう現状をお聞きしております。このことにつきましては、18年度湯田小学校にある敷地の中におきましてですね、この学童保育ができるよう今から配慮をしていきたいと、さように考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

前向きなお答えをいただきまして、大変うれしく存じ上げております。感謝を、ありがとうございますと申し上げるべきでございますか、そういう思いでございます。今後とも、そのお気持ちで子供を大切にするという気持ちを大切にしながらしていただきたいと思いますので、今のお言葉を忘れないでおきたいと思っております。

アスベストについてでございます。

この問題は、非常に国の問題も含めまして、大変な問題になっているというふうに思っております。これは先ほどのお答えにありましたが、数カ所があったということでしたかね。ありました。市内に10校ほどあったと。いやいや違った、これは、数カ所、そして建材で、昭和62年のときはまた建材で覆ったと、そしてまた8月に調査をして数カ所が見つかったので、その試料を専門家に送ったというお答えであったように思います。その検査の結果はまだきてないのでしょうか。いかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどは、まだ検査に送ったというんじやなくして、その数カ所で疑いしいところが見受けられましたので、それを採取しまして専門のアスベストの分析機関に分析を依頼するように今、計画をしていますというふうにお答えいたしましたので、まだ結果についてはわかっておりません。今からです。

#### ○14番（西園典子さん）

まだ、今計画段階であるというふうに解釈いたします。

計画段階であるということはなかなかちょっと、もうちょっと頑張ってさっさとしていただきたいというのが本音でございます。よろしく願いいたしたいと思っておりますが、私もこうして本市の中の学校の建設の、いつごろ建てられたかというのをずっと調べてみま

した。ほとんどの校舎がちょうどこのアスベストを利用する時期に建てられております。それは、市長よくご存じ、うんうんとおっしゃっていらっしやいましたので、ご存じかと思いますが、そうしたものが今建てかえをされたり、今から建てかえをしたりということになると思いますが、今から建てかえをするところは、この問題が浮上しておりますので、十分気をつけてなさると思います。

しかし、今までこうして何年間かの間、何回も私も建てかえ、また大規模改造などの現場を見てまいりました。そうしたところに、そういうようなアスベストのものが全然含まれていなかったという保証はないわけですね、そういうところに子供たちが、やはりそういう被害にあったかもしれないという心配を私はするところがございます。中皮腫の場合は、特に少しほんの少量であってもなることもあると、短期間であってもなることがあるというふうな、かかる可能性があるというふうに聞いております。

また、若いときにそれを吸い込んだ方がなりやすいという報告もあります。そういう中で、そういう過去においてそういうようなことがあったときはもうそれは「仕方がなかったよ」ということで済まされるのか、そこ辺のところは教育長どのように思っていらっしゃいますでしょうか。難しい問題かもしれませんが、文部省のアスベスト対策、これは新聞に乗っていたわけですが、文科省、文科省の政府検証用紙というので、87年学校施設などで吹きつけ石綿の使用状況を調査して、石綿除去工事への補助制度も設けた。現在、改めて吹きつけ石綿の使用実態を調査中、それぞれの時点で必要な方策を実施してきたというふうな新聞記事があります。

ということは、87年にこういう問題が起こったと、そして建材で覆ったと、危ないところがあったというところは建材で覆ったと

いうことを先ほどおっしゃいましたね。そして、建材で覆ってそれが危なくないようにしたと。で、まあそれから危ないというところは石綿除去工事への補助制度も設けたと、それを使うか使わなかったかは学校次第だということではありますが、そしてそれぞれの時点で必要なことを、方策を実施してきたというふうに文科省は言っております。これを本市ではしてきたかどうかということになるかと思いますが、その辺の責任はどうなるんでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今のご質問ですけれども、先ほど1987年に県の施設課が、学校教育課の施設課が調査した結果ではそういう状況で、最後は飛散を防ぐための建材で覆う措置を取られたということですので、その時点でこの日置市内の学校でそういうものがあつたかどうかというのは、ちょっと私も今の段階では資料を持ち合わせておりませんので、お答えはちょっとできません。

#### ○14番（西園典子さん）

資料を持ち合わせていらっしやらないということは、その間にこの問題は放置されてきたという現実があるわけですね。非常に、残念な思いがいたします。

それから、こうしたときに、そのときに子供たちが30年、40年あとにもし発病するとそういうことがあつたときに、だれがどういふふうな責任があるのだろうかということをお私心配したりするわけでございますが、それは運が悪かったんだよというふうな一言で済まされるのか、どうなのかっていう思いがあります。

それから、8月1日に伊藤知事が先ほども伊藤知事の話が出ましたが、伊藤知事の記者会見の中で、アスベスト被害についてということで、記者が鹿児島県独自の取り組みがあればというふうに聞いた記事があります。そし

たら、知事は特にありませんと、県庁の中にアスベスト関係機関連絡会議などを設置して必要な取り組みはしていると、鹿児島県においては特にというものが無いようですから、むしろ都会と比べて問題が発生している工場などに比べたら問題がなくてよかったなというふうなふうに書いてあります。

やはり、こういうふうな楽観的な状況で知事も考えていらっしゃるのかなと、ちょっと心配をしたりしているところでございますが、先ほどの数字で申し上げましても、2005年間、先ほど申しました6,060人の死亡、また鹿児島県でも81人の死亡というのが数字が出ております。やはり真剣にこうしてもっと取り組むべき問題ではなからうかと思いますが、ここはどうか、特に子供の命を守る場所そういう学校ですね、そういう中でやはりきちっと本当にあるものは、まだ計画だけ出しておりませんよでなくて、危ないものはすぐちゃんとしていこうというふうなその姿勢がほしいと思いますが、そのことに関してはどうでしょうか。

そしてまた、それに関しましてもっと対策協議会などを立ち上げてしようというお気持ちがないかどうかをお尋ねいたしまして、とりあえずよろしくお願ひします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどのことでちょっと1987年の調査ですが、当時の調査の仕方というのが当時とまた今回と違ってまいりますので、その関係であったとかなかったとかということも違ってくるんじゃないかと思ひます。当時は、その当時の調査では吹きつけアスベストを使用していた学校はということでの調査が行われておりました。で、その場合は、多分本市も調べたでしょうからなかったということに、結果的にはなるのではないかなと思ひます。で、今回私どもが8月に調査をいたしましたのも、やはり吹きつけアスベストを使用して

いるかどうかという視点で、また新たに現地調査をしながら調べてみました。その結果等については、教育次長が現場に立ち会いましたので、答弁させたいと思ひます。

#### ○教育次長（満尾利親君）

それでは、今回私どもの教育委員会で調査をいたしました結果ですね、疑わしき箇所と思われるのが数カ所出てきたということでございますが、まずこの東市来地域の鶴丸小学校の体育館、それから上市来小学校の体育館ですけれども、これは屋根がシルバープールという状況になっておまして、その屋根材に吹きつけをしてある部分がそうではないかなと思われるものであります。

それから公共施設といたしましては、吹上の中央公民館の機械室がございませうけれども、その機械室の壁と天井にそういう吹きつけをしてございませうとあります。

それから、伊集院文化会館の客席の屋根の裏とそれからステージの屋根の裏ですけれども、ここに岩の岩綿というんですかね、石綿じゃなくて岩綿というのが使われている状況がありましたので、そういう箇所がそのように見受けられるわけでありませう。これにつきましては、調査の方法としましては、設計図書による確認と、それから目視の調査をいたしております。なお、今回のこの調査ではアスベストが直ちに劣化したとか、あるいは損傷をして飛散をするおそれはないと、そういうふうには私どもは確認をいたしておるところでございます。先ほど申しますその疑わしい箇所につきましては、今回は県の環境技術協会に分析を依頼する予定でございます。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

劣化しなければ、劣化した部分からそれが抜け出して、抜け落ちて風に飛んだりして気管に入るとかそういうようなことにならないよというふうなことでございませうが、や

はり今後はさまざまなこうして工事現場とかいろいろなところ、またこの吹きつけアスベストだけでなくいろいろな建材が壊されるときにはいろいろな中に含まれているセメント、それからいろいろなスレート、いろいろなものに入っているものの何かが、それが風と一緒に壊されたりする、そういうことの危険性ということに対しても十分な検討をしていただきたいと思います。命と本当に子供たちを守る大切なこととございます。子供だけでなく大人もですが、30年、40年というのは大人はまあどうでもいいと、せめて子供の命はですね、きちっと守るのが私たち今の世代の役割だと思っておりますので、今後ちゃんとしていただきたいということを願ひまして終わりたいと思ひます。

○議長（宇田 栄君）

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。重水富夫君。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

私は今回、市長に3問、市長、教育長に1問の質問であります。

1問目の江口海浜公園の管理のあり方、利用促進について市長に伺ひます。

平成2年度より県の事業として実施されてきました江口漁港海岸環境整備事業は、漁港区域にかかわる海岸保全区域において、国土保全と調和を図り、海岸を国民の休養の場としてその利用に供するため、豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、合わせて快適な海浜利用の向上及び背後地の生活環境の保護を行う事業で、総工費約45億円を投じ、平成19年度を最終年度とし総面積4万3,000平米を埋め立てて県の事業として実施されてきました。

一部分は蓬莱館として既に設置され、大盛況であります。この夏最終年度を待ちきれないで公園の一部と海水浴場が供用開始となり

ました。市長もオープンセレモニーに参加いただきましたので、よくご存じのことと思ひます。すばらしい公園ができて、大変喜んでいただいております。今後、江口地区また日置市発展の大きな起爆剤として発展することを願うところでございます。関係されました方々に感謝申し上げたいと思ひます。

このような事業は、初めてのことでいろいろ大変だったと思ひますが、ついこの間16日の南日本新聞の広場欄に監視員の責任の方の投稿が掲載されておりました。

質問①であります。今年度一部供用いたしました海水浴場の評価と反省すべきことは、ありますが、7月21日より8月31日までの約40日間、たくさんの人でにぎわったと聞きましたが、入場者の数とか、どういう人たちが来たのか、利用者の評判はどうであったか伺ひます。②の反省点の改善策ですが、いろいろな反省がある中で来年度に向けて改善されようとするのは何か伺ひます。③であります。公園海水浴場の管理を漁協に委託されているようですが、これは県が直接されたのか、市を通じて行われたのか伺ひます。④であります。管理人等の人件費など経費が大分かかったと思ひますが、幾らぐらにかかったか、またどこが支払ったか教えてください。⑤であります。蓬莱館、また公園への来客者に対し、市の活性化に向け湯之元温泉、美山の焼き物、皆田、養母地区の観光農園などの案内の手段は考えられないか伺ひます。⑥、いろいろと不評を買ったようではありますが、駐車場の夜間締め切りは警察の指導で行なったのか伺ひます。

2問目であります。各地域の活性化対策について市長に伺ひます。

①であります。4町の合併で新市になり、市民はだれであっても権利は皆同じ、果たすべき義務も同じであり、また自治会各地域旧町の、旧町のことでありますが、同じである

べきことが理想とされますが、各地域におきましては生活環境に差がございます。みんな様にはいきませんが、次のことを伺います。

市営住宅であります。私はそうは思わないわけですが、国は公営住宅はある程度普及したとして今後は余力は入れないとしています。本市ではまだまだ不足しており、市営住宅をつくっていく必要があると思います。特に、町部分ではない田舎の方に必要と思うのですが、市長はどうお考えですか。

次に、ミニ住宅団地であります。旧各町それぞれ人口減少対策に努力をされてきたと思いますが、旧東市来町では町全体に11団地204区画を造成分譲し、地区・地域の過疎に歯どめをかけ、活性化につながったと思っております。さきの市営住宅同様、田舎の方に特に必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、子育て支援出産祝い金については、あと持って本家本元の長野議員が控えていますので、明後日に控えております。お任せすることとして、子育て支援につきましては国県が事業を行うことが当然でありましょうが、出生率全国最下位の秋田県がゼロ歳児に月1万円支給、就学前の保育料を半額にするなど7月7日の新聞で報道を見ました。市町村でもこれは無関心ではいけないと思っております。薩摩川内市の森卓朗市長が、働く女性の子育てを支援する施設、ファミリーサポートセンターを来年1月1日に設置する旨本議会で約束されたようでありまして、宮路市長もぜひ前向きに取り組んでいかれますことを願っております。

出産祝い金につきましては、旧吹上町が1人につき10万円、旧日吉町が平成13年度に見直しされて、過去第1子3万円、2子10万円、3子30万円、4子80万円支給されていたものを、一律5万円支給に改められ、今回の合併で残念ながら廃止になったよ

うであります。旧東市来町も過疎の町でございます。ぜひ東市来も含めた形で全市が一括切り捨てするのではなく、復活できるような市長の答弁を期待しております。

次に、3問目、談合10社への支援等について、市長に伺います。日置市の誕生に合わせてかのように市職員と土木業者との贈収賄事件、三菱電機による市民情報の漏洩、最後はとどめを刺すような土木業者の談合事件、日置市はさい先よいスタートが切れず、悪い評判で全国に有名になりました。ここまで落ちたらもう開き直ってじっくりとよい町をつくり、市民の信頼を回復するしかありません。

①であります。談合10社の従業員の数、その家族の数の把握はできているかあります。いろいろな機会に、また議員からの質問に執行部はいつも答えが返ってきません。わかっていたら教えてください。②は来年度関係者の市税の見通しがわかりますか、どのような数字になるのか伺います。③であります。市が指名停止した後、他の業者の受注の状況と落札結果の状況をお示しください。④、指名停止期間の短縮はできないか、であります。現在行なわれている入札制度の中では、入札業者間の談合の情報は、日常茶飯事のように聞かされております。そのたびに、関係当局の調査結果はそのような事実はなかったとよく聞かされます。本当でしょうか。国とゼネコンを含んだ鉄工橋梁関係の業者との談合事件はまだ記憶に新しいですが、地方自治体との談合事件は情報の割にはほとんどないのと同然です。今回の事件は悪いことをしたことには間違いはありませんが、入札の規模からして少し厳しいのではと思われませんが、軽減を図る方法はないのでしょうか、伺うものであります。⑤です。市の支援対策はできないかあります。談合10社に対しては、自業自得というところでしょうか。しかし、従業員にしてみれば自分とは直接の関係はないこ

とであり、ただ会社のせいで苦境に負い込められた死活問題であります。日置市として従業員の雇用の問題、税制上の何らかの支援、家族の保育園、幼稚園、小中高校生への何らかの支援の方法はないものか伺います。

最後4問目、議員の一般質問の処理状況について、市長、教育長に伺います。

私ども議員は、市の具体的政策を最終的に決定することであり、議会が決定した政策を執行機関が事務処理ないし事業の実施がすべて適法・適性に、しかも市民の立場に立って公平・効果的に、そして民主的にされているか批判し監視する役目を負わされているのであります。一口に申しますと、市が活性化しよい町をつくるには、また市民がどうしたら暮らしやすい町になるかの一念で一般質問を行っていると思います。

我々議員の質問の後、市長または教育長に答弁をいただくわけではありますが、その担当課に必要なものは指示されていると思いますが、指示したことが指示どおり行われているのか、これを確認されているものか、また担当課長ら経過の報告、また結果の最終報告など受けるようにされているのか。もう一点です。質問議員に対し機会をとらえ、また全議員に必要なと思われることでありましたら、全協などで時間がかかるものは中間報告、また最終報告など、口頭とか文書などで報告はできないものか伺います。

以上で、1回目です。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を15時50分といたします。

午後3時38分休憩

---

午後3時49分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の江口浜海浜公園の管理のあり方、利用促進についてというご質問でございます。

7月17日に県が江口浜海浜公園の一部供用を開始したことに伴い、7月21日から8月31日までの夏休み期間、海水浴場を開場いたしました。入場者は約6,600人程度でございました。海水浴場に関しては、安全ロープやクラゲ進入防止を兼ねた安全ネットを施した関係で、利用客から安心して泳げるすばらしい海水浴場であるとの評価を得ております。

反省すべき点につきましては、日よけ対策としてウッドデッキ等の活用検討などがあるようでございます。この日よけ対策に関しましては、パラソルの貸し出し等の周知が考えられますが、そのほか公園閉鎖後の遊水や公園内での花火、また公園外の駐車場の対策についても、今後検討してまいりたいと思っております。

江口浜海浜公園の管理委託につきましては、鹿児島県から日置市が受託しておりまして、公園緑地、トイレ等の管理は東市来管理公社に、海水浴場の管理運営につきましては江口漁協に委託しております。

海浜公園の経費につきましては、海水浴場管理運営費で江口漁協へ453万7,000円、内訳は管理人及び監視委員等の人件費が132万200円、安全ネットの購入管理等に321万6,800円であります。また、東市来管理公社に55万9,000円の委託料を予算化してありますが、今回の補正予算に同額程度の増額を計上しており、今回救命具や監視台等の備品購入費150万1,000円などを含め、今年度の総管理運営経費を約812万4,000円見込んでおります。

なお、来期につきましては、備品や安全ネット等の購入経費が不要になってまいります。

年間約40万人の利用客が訪れる江口蓬萊館の入り口には湯之元温泉旅館組合で観光案内看板を設置し、館内では観光パンフレット等で湯之元温泉や美山、ブドウ狩り等観光農園の情報発信を行なっております。

海浜公園につきましては、現在一部供用をしたということでありまして、平成19年度完成に向けて整備中であります。海浜公園からの情報発信ということでは、公園の完成までに観光案内の看板等を整備してまいりたいと考えております。また、日置市全体の観光看板の設置も必要でありますし、今後の検討課題とさせていただきます。

江口浜海浜公園の駐車場を含めた利用時間につきましては、地元や隣接する江口蓬萊館等を含めた地域を管轄する串木野警察署など関係機関との協議調整の結果、安全管理上午前9時から午後6時までとしたところでございます。

2番目の各地域の活性化対策についてということでございます。

これまで、それぞれの旧町で進められてきました子育て支援策や宅地造成等の施策はそれぞれの町ごとに定住化を促進し、過疎化に歯どめをかけ活力あるまちづくりを推進することを目的に設けられたものであり、合併後の日置市にとっても将来的に人口が減少することも懸念されることから、非常に重要な施策の一つと考えております。これらの施策については、合併前に発生した市民の権利・義務については、合併後も引き続きそれぞれの制度は不均衡を生じることから引き続きないことし、日置市で新たに定住促進策を作成するというを合併協議の中で確認しております。

そこで、旧町で実施されていたそれぞれの制度のよいところを再度検証しながら、財政上の協議を行い、不均衡を生じないように、また中心部に人口が集中しないような制度と

して策定してまいりたいと考えております。

特に子育て支援における事業事務で、旧町の単独事業は3事業ありました。子育て支援ホームヘルパーの派遣事業、これは旧吹上町、これはよろしいんですか。はい、わかりました。

それでは、次の方に、まあここは抜かしていただきます。特に、市営住宅、ミニ住宅団地等についてということでごさいます。市営住宅につきましては今後市内におきます市営住宅の建設、このことにつきまして均衡ある中におきまして計画を今後組んでいきたいと思っております。ミニ住宅団地につきましては、旧東市来、旧吹上町の住宅公社関係の中におきまして、今現在も宅地を造成してやっておりますので、やはりそこあたりの売れ行き等も十分考慮していかなければ、次の開発というのは大変難しいというふうに考えておりますので、その売れ行き状況等を判断した中で次の団地等には考えていきたいというふうに考えております。

次に、談合10社の支援等についてというご質問でございます。従業員の数、家族の数の把握ということでございますけど、家族の把握はできておりませんが、従業員の数につきましては昨年の1月現在でございますけど、合計で10社で277人従業員がおったというふうに思っております。来年度の税収の見通しについて、現時点では何とも言えませんが、住民法人税で10社で750万円程度あったということでございます。

指名停止処分を受けた10社は土木工事で1,500万円以上、舗装工事で300万円以上500万円未満と、500万円以上の工事が指名の対象となっていました。10社が抜けた後の指名は、残った業者と新しい格付け表に基づく業者を指名しております。新格付け表は、来年度から本格的に施行の予定ですが、このランクの未前倒しで適用し

たところでございます。指名停止後の落札情報は対象工事が6件ありますが、いずれも伊集院地域の業者が落札しております。

指名停止期間の短縮はできないかということでございます。指名停止を行なう際に、当然のことから有資格業者について情状に応じて指名停止期間を定めたものであって、この短縮というのは大変難しいというふうに思っております。まあ例えば大規模な災害等が起こったときに、その地域におきましてもうどうしても対処ができないとか、そういうことが起こり得るなら、この指名停止の短縮というのも考えられるというふうに思っております。具体的な市の支援対策はできないかということでございますけど、このことにつきましては、大変難しいというふうに考えております。

また、議員の一般質問の処理状況についてということございまして、このことにつきましてそれぞれ議員の皆様方から年4回それぞれの質問をいただいておりますので、今後それぞれの企画会議がございますので、年1回の総括した中におきましてそれぞれどこまで進捗をしたのか、そういう状況を執行の方に、いや、私ども市長の方に各担当課長から挙げさすつもりでございまして、議会の方につきましてどういう表ですればいいのか、どう発表すればいいのか、またこのことにつきましては事務局と十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。議会の皆様方もそれぞれ質問をして私ども検討するという言葉でも対処しておりますので、まあ半年後か1年後の中においてどうなったのか、そういうことにつきましては議会の方からでも議員の方からでも担当課長の方に言って、話をいただければ幸いですというふうに感じております。

また、施策的にそれぞれ難しい部分もございまして、そういうものにつきましては市

長の方で総括をしていきたいと思っておりますけど、道路の問題とか、身近な問題につきましてはそれぞれ原課で言うてすぐわかる部分もございまして、そういうわかるものにつきましては原課の方で議員の方々も対応していただければありがたいというふうに感じております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

議会質問の答弁に際しました内容の処理状況につきまして、教育委員会内におきましても、課内会議等でも話題にして状況を把握してきたつもりでございましたけれども、私の方も実施すべき期間等について少々甘い面があったために、一部ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。なお、また今後の対応につきましては、同様に定例的に課長会等持っておりますので、随時改善等についての状況を把握してまいりたいと思います。

#### ○22番（重水富夫君）

ただいま答弁いただきました。順を追って2回目の質問にいきたいと思います。

まず、江口の海浜公園海水浴場ですが、評判がよかったと、クラゲネットでしょうか、安全ネットを張っていらがこんかったということで、非常によかったということで、ことは6,600人ですか、これは南日本新聞で発表がありましたが、市長、この内訳ですね、わかるかわからないかわかりませんが、まあ鹿児島市が多かったということを書いておりますが、市内と市の外の人ですね、外部の方、もしわかるとしたらどのくらいの割合であったのかなということがわかるとしたら教えていただきたいと思っております。

それと、日よけ、これはまあ2年前倒してやりましたので、非常に緑がありません。木陰がありません。もちろんだと思いますが、それぞれに反省され来年に向けてやりたいと



というようなことでありますので、ぜひこの対策が一番だと思っております。それと、駐車場はここで言われましたね、あとで駐車場が出てきます。

管理の方です。県が市を通じて委託されたということで、東市来の管理公社また漁協に委託ということですが、それぞれ人件費132万円ぐらいだったということですが、来年度はですね、まだまだこれが人員が足りなかったという反省もあるようです。予算が大分ないといけないと、まあこのように思うんですが、全体で、ことしで締めて812万円でしょうか、かかったというようなことであります。これはsonだけ来てもらううちゅうことで、まあいいとしたいと思うんですが、市内のPRですね、いろいろPRが足りないということで、あそこに蓬萊館を含めてですが、来たお客さんがですね、湯之元温泉などっせえいっととかいろいろと尋ねられたそうです。ところが的確な答えができなかったり、また看板等も案内がなく非常に迷われてですね、湯之元温泉に行った場合、東市来の方に行っちゃったと言ってきた人がおったりですね、大変だったということですが、ぜひこれは市長も看板などを設置したいということから、検討ということではなくてぜひ設置をするようにしていただきたいと思っております。

それと、駐車場の夜間締め切り、これは警察などと協議をされた結果ということですが、非常に不評を買っております。9時以降、9時に閉めるんですが、駐車場にとめられなくて道路にとめているという人が非常に多かったということです。ただ、管理上ですね、なかなか大変です。ずっと開けとけばもういろんなことを悪いことをするのがおります。それ等もありまして大変でしょうが、まあ蓬萊館は今まで閉めてなかったのが蓬萊館まで閉めんならんごとなったということで、今

後は大いに検討される、されないといけない。せっかくつくったのをやはり夜も何とか利用できるような方法を取る方法はないのかということで、これはぜひ検討していただきたい。

それとですね、シャワーとロッカーですね、ことしが無料になっておりましたが、来年度以降ですね、これはどうされるか、これをお答えいただきたいと思っております。どうして、ことしは無料だったのか、来年度以降も続けられるのかどうするのかですね、ここをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

来場者で鹿児島市内から幾ら、どこから幾らというのはちょっと、これは数的なものとはっておりませんが、いろいろと話をする中においては鹿児島市から来場しておった方も多かったということで、その6,600名の方々のそれぞれのどこから来たかというのはとってないということでございます。

また、今ご指摘のございましたこの駐車場の問題につきましては、特に保安全管理上、その運営をしておればよろしいんですけど、いろいろと今後暴走族いろんな問題がまたいろんな大きな発生をする形で、特に私どもはこの警備につきましては、警察署のお力をいただかなければならないということもございしますので、ある程度の規制というのはやむを得ないのかなど。チェスト館につきましてもそのような状況でやっておりますし、夏の時間、冬の時間、若干そこあたりの時間調整ぐらいはできるというふうには思っておりますけど、やはり今後それぞれの安全上を含めた中におきましては、やはりある程度の時間を区切らなければ済まないというふうに感じております。あと何やったけ（「シャワー、ロッカー」と呼ぶ者あり）

シャワーとロッカーにつきましては、今回急遽ですね、開設した部分もございまして、特に規則等もまだ策定されてなかったという

こと。また、利用客もどれぐらい来るのか、全然検討もつかなかったということで、来年につきましてはですね、一応規則等いろいろなものを整備した中において、一応使用料をシャワーとロッカー代金は入るような形にしていきたいと思っております。

## ○22番（重水富夫君）

シャワーとロッカーについてはですね、利用者の中から、これは市民です。何でただよと、経費がそがらしいとこれ、ないごて銭をとらんとよと、利用者がいいました。やっぱりこれはそうですねと我々はまあ県がそういうふうはまだ条例が決まってないとか何とか聞いたものですから、まあそう答えたんですが。これは、市長、どのくらいの試算をされますか、金額ですね。

## ○東市来支所長（住吉伸一君）

このシャワー、ロッカーの使用料につきましてはですね、現在検討中でございます。なるべく低料金でできるように検討しておるところです。

## ○22番（重水富夫君）

今、低料金だと言われましたが、入場料は取らないわけですから、やはり幾らかはですね、負担があつていいんじゃないかと思いません。

それと、こういうことを聞いたんです。まだ海水浴場の中に以前の工事の残骸でしょうか、石があるんだそうです。それに、何かカキがらか何かついておって、足をけがした人がおられたというようなことです。それはまあ市長が聞いておられるか、どうかですね。これは、アルバイトの人が教えたんですが、もしそれがあつたとすれば、確認すればですね、これはまた県にお願いしてそれを除去するとかしていただかないといけないというのが一つとですね。

もう一つは、両方突堤があります。そこから釣り人がですね、浴場内の方に向けて釣り

をする人がおつたと、幾ら注意してもおつたということですが、そういうことを承知されているか、今後どうされるか、お答えいただきたいと思えます。

## ○東市来支所長（住吉伸一君）

ただいま安全対策面でご質問でありましたけど、管理等からですね、海水浴場に、この海岸に下りるところが今回は仮設でしてありますものですから、そこにですね、ちょっとそういうけがをされた方がいらっしゃったようです。それで、もうその翌日からですね、ちょっとそういう安全な面の方に迂回していただいて、一応海水浴をしていただいた——しております。

また、釣り人につきましてもですね、そういうことでありましたので、今後そこへんについてはですね、またそういう釣り人の関係につきましてご協力をいただくようにしたいと思います。

それと、右側の江口側の突堤の方にはまだ安全さくがついておりません。そういうことで現在一部供用ということでございますので、今後そういう対策も必要かなと考えております。

以上です。

## ○22番（重水富夫君）

それでは、2問目にいきます。市営住宅とミニ団地のことですが、市長は市全体均衡ある発展ということでは言われました。もちろんそうだと思います。権利と義務、その辺を考えて、合併するにあたり第一線でスタートを切られたということですが、今後また市の中でいろいろとそういうことを考えていただくということだろうと、前向きな答弁だったと私は理解しておりますが、一つですね、住宅についてこういう事例があります。市来にはですね、公営の住宅が252戸あります。東市来は272戸しかないんです。わずか20戸多いだけですね。まあ市来の人口規模

からしたときに、東市来、本当は倍ぐらいな  
いといけないということと思いますが、非常  
に足りないということがまずわかっただけ  
だと思います。

今、湯之元の方でもですね、民間のマンシ  
ョンができつつありますので、幾らか緩和し  
てくるとと思いますが、やっぱり足りません。  
この市来の例を言いますとですね、市来は川  
上地区、市長もよく知っておられると思いま  
すが、我々東市来にすれば養母か高山という  
ことになるんですが、そういった地区であり  
ますが、ここに昭和56年から60年をかけ  
て住宅をつくられました。私は、ちょうどそ  
のころあそこをよく通って、こんなところに  
住宅を建てて入っしがおったろうかいとい  
うことで、ずっと関心を持っていたんですけ  
ども、この住宅に入っている人3分の2以上は  
よその方が入っておられるんです。特に串木  
野からの入居者が多いということでもあります。  
その中にですね、住宅に入っている人で川上  
小に通っている子供が15人から20人ぐら  
いおるということです。これは、川上小の半  
分以上はそこから来るということなんですが、  
結局市来以外の人がおってくれて川上小が成  
り立っていく、まあこういうことにもなるん  
です。

そういうことから、当時は入居者も少なく  
て当時の町長は役場の職員はみんな川上の住  
宅に入れというようなことを言っておられた  
ということですが、筑後20年ぐらい  
経過していますので、家賃も安いです。平均  
で1万3,000円ぐらいだそうです、大  
体応募すると二、三倍あるんだそうです。そ  
ういうことですね、そういった辺地にも住  
宅ができたなら人がふえるんだということ  
を市長も十分承知していただきたいと思いま  
す。まあ、これは一例ではありますが、私  
が先ほど申しました住宅団地に——ミニ  
団地につきましてもですね、ちょっと市長  
は知っておられ

るかどうか知りませんが、204区画の中  
で未分譲が22ということですから、ほん  
のわずかで2つの団地しか残っておりませ  
ん。あとは全部完売ということになってお  
りますが、やはり大きな団地じゃなくてで  
すね、13戸とか8戸とか——マリン  
タウンと鶴丸は69と40と多いですが、  
あとは七、八戸とか小さな団地です。こ  
れを各地域町部分じゃなくて本当地域の  
人のところにつくっている。これがよか  
ったんじゃないかなと思いますが、これ  
で204戸は住んでいるわけでありまして、  
この辺をよく考えていただき、今後検討  
されるということでありましたので、受け  
皿がよければですね、ぜひそうしていただ  
きたい。これについて、市長の考えをもう  
一回ここで聞いてみたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

市営住宅につきまして、特に今この公  
営住宅の建設という中におきます国の補  
助事業、これが制度化が大変変わってま  
いりました。今までそれぞれ申請してお  
ればできる部分もございましたけど、や  
はりきちっとした政策、計画を掲げて  
いかなければならない。今、新しい日  
置市におきましてその計画書が今ない  
という状況で、それぞれの市営住宅の  
建設につきましては、既得権の中にお  
いた補助事業を継続しているというこ  
とでございますので、今回新しい新市  
になりまして市営住宅におきます建  
てかえを含めましてですね、新規、地  
域を含めてそれぞれ検討をさせていただ  
きたいと思っております。

特に建てかえ、新規も一番大事なこ  
とでございますけど、建てかえの場合  
も築40年、そういうところもまだ残  
っておるといってもございますので、  
基本的には地区の建てかえが、基本  
的には主になってくるのかなという  
基本的な考え方を持っております。そ  
こでまた、その過疎対策を含めた中  
におきます新規、またこれにもやはり  
財政的な裏づけ、基

本的には財政的な裏づけがなければ一つの計画はできないし、また、それに基づきます国の補助事業がどう変わってくるのか、そこあたりも十分配慮しながらこの市営住宅の建設というのをやっていかなければならないというふうに思っております。

また、ミニ住宅の団地開発、さっきも申し上げましたとおり、それぞれのミニ団地また中規模の団地ということで、まだ公社の中におきましてまだ残っている部分もございます。そういう部分の売れ行き状況、吹上の方に今回18年度も今田団地ということで41区画、また東市来の裏におきましても13戸のそれぞれのまだ、今からの新しい分譲予定地の区画がございまして、いろいろとご指摘のとおりこの公社で私ども公共団体がする中においていろいろとご批判もありますし、またその負債をどうしていくのか、財政上の負担、そういうものもきちっと考えていかなければならないというふうに思っておりますので、その負担の中ですぐ売れてそれだけ負担がなければですね、それぞれの見通し、やはりきちっとした見通し、売れ行きの見通しが今後ない以上は、やはりただ開発というのは大変難しい状況であるというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

よくわかりました。次に、3問目のですね、談合10社への支援ということでお聞きしたんですが、市民税でしょうか、法人税でしょうかね、これが昨年が2,750万円、来年度はこれがゼロになる可能性があるということですが、今度はこの社員の方々の所得税とかいろいろ市税がまた減ってくるということですが、これはいたし方ないと思うんですが、ただですね、この支援の方法、何もできないでは何もできないわけですが、何かできる方法をやはりみんなで考えていかないといけないんじゃないかと、このように私は思うのであります。

たまたま10社ですか、この10社が行なった談合により8カ月の指名停止が来たということではありますが、皆さんもよくご存じだと思いますが、今、国と鉄工、ゼネコンを含んだですね、鉄工の——何社になりますかね、全体で23社になりますが、それぞれ4カ月とか長くて6カ月です。の一番長いので6カ月ですね、指名停止が来たわけですが、この工事といいますか、非常に請負金額が比べものにならない何億、あるいは何十億という工事金です。その談合の事件でこれだけの期間、本市の場合はたしか2,300万円だったでしょうかね、市長、2,300万円だったと私は記憶しているんですが、間違っと思ったらまた訂正していただければいいですが、それだけで入札に妨害したということだけで、談合したということで8カ月の停止、これは私は余りにもきついんじゃないかなと思うんですが、市長はこの期間についてはまだ私は聞いていないんですが、いろいろと顧問の弁護士あたりといろいろ協議されたとかは聞いておるんですが、率直に市長、これだけは長いと思いませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

この期間につきまして、大変いろいろと私も憂慮した関係でございまして、この要綱にのっとってですね、最高12カ月までという要綱がございました。そういうことも加味した中におきましてですね、まあそれぞれ国の要綱はどのようになっているのかちょっと私わかりませんが、市の要綱の中では最高12カ月までということがございましたので、その要綱に基づきまして期間を決定をさせていただきました。

#### ○22番（重水富夫君）

わからないことではないんですが、最高が12カ月、それより短いと市長は言われたと思うんですが、やはりこれは皆さん業者の方々を考えたときに、本当にこれが妥当な

月だったのかなと、私は疑問に思う1人です。今後、市長、まあこの支援もですね、難しい、難しいということではありますが、何とかできることならこれを救済する意味からですね、まあ繰り返しますけども、絡むこの工事費はたしか2,300万円とっていますが、この妨害されたために被害がどのくらいあったかという、ほんのわずかな被害ですよね。そういうことを考えたときに、重いんじゃないかなということですので、また機会があったらですね、十分これを何とかできる方法を考えていただきたい、このように思います。

それと、先ほど言われました指名停止のあれは、災害の大きいのが出たとか、そのほかに特に経済の活性化というのも項目があったようではありますが、経済は本当に停滞している中ですので、何とかそういう方面でも方向性が見出せるんじゃないかなとも思ったりもします。これはもう答弁はいいです。

あと、質問の4、一般質問についてですが、ここを私がなぜ申し上げたかと言いたいわけなんですけど、当局の対応が余りにも遅すぎるといいますか、不親切といいますか、今、市長は企画会議、担当者の企画会議を年に1回されると。ということはですね、1回やれば1年うちよかれる事もあるんですよ。答えが出るには、私はそう今理解したんですけど、私が言いたいことは我々が質問して市長が答弁されます。その答弁したことを各課の課長でしょうか、部長でしょうか、ちゃんと指示してこうなるからこうするんだ。こうしてやってくれというのが市長の立場だと思います。

その後ですね、あやいけんだったとよ。と、確認をやっぱり幾らかしないといけない、その課長、部長が答えてこうしましたと報告があるのが本当ですが、確認しなきゃいけない、それがいいからですね、いつになってん答え

が返ってこないのか、するのか、せんのかわからんとです。そうすると、こういう一般質問もせんでよかとを何回も何回もせんならんとですよ。同じことを何にも言わんなならんかったり、この前もしたとにまた今度のも一般質問するんですよ。答えが返ってこないから。まあ、自分がやるんだったら、ちょっと時期がまだあるから一時してからまだしますが、別な人はまた一行に返ってこんでするんですよ。そこをですね、私は言いたいです。

それと、途中で市長がこうこうして指示された、あるいは市長が直接でもいいし、各担当部課長でもいいです、各個人に、さっきは町長は聞いてもらえばいいといわれましたが、それもでしょうけども、本当はですね、こっちは質問したんだから、おまんさがいうたあれやいけんなんぞと、今ごげんにやっとうということですね、言ってもらいたい。これが議員全部のことやったら全協あたりですね、途中経過あるいは最終報告をこうですと口頭文書でするべきなんです。

まあ、うちの東市来はですね、前、ずっともう何年も前ですが、そういうことで下茂町長全部報告して送りました。やはりそういうのがですね、議会の活性化になる。またお互い執行部と、やっていますよ、しましたよ、私はうそは言わないですよ。私がやったことで下茂町長は確かにそれを実行したんですから、それは当然なんですよ。むだな質問を何回もしなければならんんですよ。これは義務じゃないですかね。まあ、いいです。そういうことで、市長、今後ですね、伊集院で今までされていないかもわかりませんが、そうしていただければ議会と執行部とのそういった意思の疎通もよく図られて物事がうまくいくと私はこう思う。お答えいただきます。

#### ○市長（宮路高光君）

一番基本的に質問をいただきまして、財源

の裏づけ、予算・補正、そういう事を含めまして一番大事なこの財源の裏づけがどうあるかということが一番私は第一条件になってくるといふふうに感じております。今、お話のとおり、さっきもちょっと申し上げましたとおり、この回答につきましては議会の事務局長とも十分今後、その答弁のあり方、進め方というのもですね、ちょっと内部の中でも打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

### ○22番（重水富夫君）

以上ですが、やはりみんな市長、みんなですね、市がよくなるように住民の暮らしがよくなり、先ほど申しましたそういう一念でやっているんです。我々の気持ちをよくわかっていただき、いい日置市をつくっていただきたいと、それだけです。

終わります。

### ○議長（宇田 栄君）

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。梶康博君。

〔17番梶 康博君登壇〕

### ○17番（梶 康博君）

私は、最後となりましたけれども、さきに通告しております2つの案件について、市長並びに市政について問うものであります。米国のBSE発生による検査体制のおくれなどにより、国内の和牛の市場価格は高値傾向にあるようでございますが、子牛の生産頭数も生産農家の高齢化が進む中で減少しつつあり、鹿児島中央家畜市場は川内中央市場、あるいは始良中央市場のいずれかに統合されると聞いているのでありますけれども、川内中央市場は薩摩中央との合併があったように伺っておるところでございます。

鹿児島中央家畜市場の買い市場は、ほぼ月1回、1日約400頭前後が取り引きされているようであります。購買者の集客が足りない、将来の生産量の減少等が考えられる等の

理由があるようであります。このような状況を踏まえ、統合は検討される事業と聞きます。しかし、課題も多くあると考えますが、特に高齢生産者の意欲、市場出荷の際の輸送等はその一つと考えられますが、直接は鹿児島中央畜産農協連合会の問題であると思えますけれども、市としても主要産業の一つとして行政のできることはないのか、時期的なものもあると思えますけれども、農家への説明はあったのか、そこらあたりについての市長の意見を、考えを伺うものであります。

続きまして、18年度予算に市独自の事業費は考えないかということでございますけれども、先ほどの重水議員の質問にもあったように、市長は均衡ある市政の発展ということでありまして、あえて私も質問を上げておりますので、意見を述べさせ市長の考えを伺ってまいりたいと思えます。市長は、伊集院町長を含めて行政長として通算5期目となります。平成17年5月1日日置市発足以来、行財政運営は厳しい運営努力が求められており、市民は合併しての実感を求めていると考えます。実際には、合併による特例債の運用や、これまでの継続事業等により、地方債の増嵩が見込まれております。このような時期に単独事業を求めることは不適切とも考えますけれども、平成18年度予算に独自の事業費は考えないのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

家畜市場の統廃合についてというご質問でございます。

この統廃合につきましては、関係機関から正式に話は聞いておりません。鹿児島経済連の確認した段階におきまして、経済連の諮問機関である家畜市場再編整備諮問委員会においての回答として、一市場で年間2万頭規模の子牛競り市等の運営が望ましいとの答申を

受けたということをごさいます、今それぞれ家畜市場合理化研究会を発足してこのことについて検討をするというそのような、経済連の方に問い合わせたところそのような回答でございました。今、ご指摘のとおり大変高齢化によります予想等大変難しい部分がございます。ちなみにこの鹿児島中央市場、年間取り扱い頭数というのが4,600頭ぐらいでございます、特に県内で一番多いのが曾於の市場で、これが2万3,000ぐらい、肝属が1万8,000、さっき答申の中にございました2万規模というのは、この2つしかないということをごさいます、ほかのそれぞれ十何カ所の市場がございますけど、この統廃合というのは今後今からの問題であるというふうに思っております、私ども市の方にも正式にどうするということは、まだ言ってきておりません。今後私どももそのようないろいろと話があった場合につきましては、特に生産農家の皆様方に早く説明をしていかなければならないというふうに考えております。

2番目の18年度の予算に、市独自の事業費は考えないかという、このことをごさいますけど、基本的に17年度の予算編成の基本的な考え方もそれぞれの持ち寄りの中で編成をし、約245億円ぐらいの一般会計でございました。このことを踏まえまして18年度の予算編成をしていかなければならないというふうに思っておりますけど、やはり歳入を考えたときにおきまして、やはりこれがこれ以上の恐らく予算規模は難しいと考えております。

その歳入がどれだけの確保ができるのか、また基金等をどう使っていくのか、今しております合併債のこの特例債の運用、こういう歳入の財源をどういうふうにして考えないやならないというふうに思っておりますし、またそれぞれの今まで旧町村におきます独自

の単独の事業、こういう整理をした中においてどれだけの財源がまた浮いてくるのか、特に基本的にこの18年度の予算におきましては、私は先般の議員の質問にございましたけど、この少子化、この問題につきましては、やはり今まで以上の突っ込んだそれぞれ特色を出していかなければならないというふうに考えております。

ほかの事業の、まあ公共事業にいたしましてもいろんな問題に、また一般経費につきましてやはりある程度の単独の削減はやむを得ないのかなというふうに思っておりますけど、一番私どもがさっきも申し上げましたとおり、この子育て支援、高齢者の対策よりもこの問題については、議会の皆様方と一緒に新しい単独事業の補充を含めた中で考えていくべきだというふうに考えております。

以上で終わります。

#### ○17番（梶 康博君）

ただいま市長の答弁で、私の聞いている話と大分違うようでございますけれども、年間4,600頭ということでは、今後その経済連の統合事業計画化されてくるものと考えられる一連もあります。そういった中では、特に中央市場の方へ統合されるのであれば、先ほど来の話ではないですけれども、大した課題にはならないわけですが、始良中央の方へ合併というような事態でも発生するような状況にあっては、やはり輸送とかあるいは前日輸送したり、当日輸送したりするわけですが、輸送について前日の場合は現在三島、十島の皆さんが行なっているように、やはり管理とかそういった問題等もありますので、そういう状況等が発生する時点においては、早急な農家への説明をお願いをしておきたいと、この時点では質問でありますけれども、現時点でそういう課題がないということのようでありますので、お願いにかえさせていただきたいと思っております。

続きまして、18年度予算の関係でありますけれども、独自の事業費ということで少子化対策に重点化していきたいと、予算の範囲では今市長が答弁されましたけれども、これまで旧町は出産とか、結婚祝い、合同金婚式、また安い価格の宅地の提供、定住促進ですね、それから通学費の補助あるいは地域によっては文化財保護基金の設置等、独自のメニューを設置されております。そういったこと等は先ほど市長の答弁の中で理解をいたしましたので、理解はしておるところであります。そこで、私が提案したいのは、やはり新たな事業を進める中にも、次につながるようなこういう独自の事業をできないかということであるわけでございます。

例えば、今市長がおっしゃいましたように、少子化対策ですけれども、この前の国政選挙でも政党によっては児童手当の加算とか、そのようなことも言っておる政党もあります。そういった中で、一歩早く高校生ぐらいまでは独自の加算も考えないかとか、あるいは長く休耕田も続いております。これでも。休耕作も続いておりますけれども、工芸作物、大豆、そば等の転作への独自の加算とか、またこの4月から伊集院町にも適用されましたように、農道、それから集落道、3メートル以下の道路についての地域受益者負担というようなこと等ですね、やはり今農業新聞等を見ますと、農道・水路等は耕作者が高齢化し、そして管理が行き届かなくなると、自治体はその管理をやらなければならない時期がそう遠からず到来すると、このように言われているわけです。まあそういった事等からしますと、やはり今受益者が管理している中ではそのようなことについては、受益者の要望にこたえる道を開いていくべきではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。そこで、今申し上げたようなことについて、市長の考えを聞きたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

単独の市の予算ということで、それぞれ各方面の中の整理をしていかなければならない、11月の中におきます予算編成、またその前に企画会議をいたしまして、今後の総括のそれぞれの部門の予算を含めた中の編成をやっしていきたいというふうに考えております。

今、ご指摘のとおりこの農道の基盤整備の率の中におきまして、それぞれの補助率、補助額というのが差異があるというふうに認識はしております。旧伊集院町におきましてはそれぞれ町の方で全額負担しておった部分が多々あったということで、今回それぞれの農家の皆様方にそれぞれ受益負担というのが発生してくるのもこれも事実でございます。このことを含めまして、この予算編成の中で単独というのはどの部門にしていくのか、さっきもいろいろと旧町におきます単独の予算がありますので、今のところ整備をそれぞれさせていただいておるところでございます。

合併協の中におきましては、ただそれぞれの項目で一応調整をさせていただきましたけど、今回の18年度の予算編成の中におきまして、その単独の中におきましてどれだけの波及効果といいますか、どれだけの一般財源を要するのか、今回この18年度の予算編成をするに当たりまして、その総括が出てまいりますので、十分そこあたりを精査をしていきたいというふうに感じております。

#### ○17番（梶 康博君）

一つだけ伺いますが、農村地域についてはそのような負担が今年度からあるわけですね——旧町にあっては従来からあった地域もあるということでご理解いただければいいと思いますが、町都市計画区域内の里道等についてはどのような制度になっているのか。やはり、私どもは農村地域に住んでおるものから、農村地域の状況あるいはその負担についての説明をさせていただいているんです



よね。そこらあたりを、やはり平等的な取り扱いになされているのか、お聞きしたいと思います。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

都市里道につきましては、都市計画区域で旧伊集院地域と東市来地域がありまして、伊集院地域の都市里道についてはこれまで農道等と一緒に100%の補助で工事は執行しておりましたが、東市来については都市里道については農道等と同じ取り扱いと、取り扱いがそれぞれ違っておりますので、これにつきまして今後やはり調整する必要があるんじゃないかというところで今検討中でございます。

**○17番（梶 康博君）**

地域的に、面積的に、面的に合併した後、農村周辺地域が大きいということからそういうことになったのかと、自己負担を設定されたのかということもあるんじゃないかと思えますけれども、等しく、本来ならば17年度から等しく町部にもそのようなやはり、都市計画区域内もやっぱり説明し実施する要領を準備して、やっぱり説明をするべきじゃなかったかと思うんですが、今部長の説明では今後検討の、現在検討していると、そこ辺の時間のずれというのは少し理解もするんですけど、市長はどのように考えますか。

**○市長（宮路高光君）**

今の、この農道を含めた里道を含めまして各町村間で負担率が違うということでございますけど、さっきも言いましたようにそれぞれの旧町におきます一般財源化、ある程度農道関係につきましては、それぞれ800万円から1,000万円程度であったというふうに思っております、その中においてですね、それぞれの事業費をやっておりますので、ただ実際に一般財源を幾ら使ったか、それでその地域におきましてはまた面積要件が大きくなってくる部分があったと。伊集院町におき

ましては、大変農道いろんなのが今までその一般財源の財源の中で全額しておった中において、面積等がまた延長等が短くなったと。で、旧それぞれの単独の農道、また里道を含めた中による予算は、ある程度17年度はそんなに遜色がなかった一般財源化であったというふうに思っております。さっきも言いましたように、17年度の中におきまして里道なんかにつきましては、もう少し早くその方向性をしておればよかったと思っておりますけど、このことにつきましては今の話のとおり18年度におきましてはきちっとした整理をしていきたいというふうに、同じようなルールの中でやっていきたいというふうに思っています。

**○17番（梶 康博君）**

最後の質問にしたいと思えますけれども、農道・水路はですよ、国に帰属するものだとこういうふうに言われておるわけですよ。やはりそういうことで、そういった状況にあるとするならば、交付金の中にも算入もされていると思うんですよ。集落道についてはそうはいかないかもしれませんが、そこらあたりを加味するとやはり財政的に難しい面もあるかもしれませんが、次の予算に間に合わなくとも検討の余地はあるんじゃないかと思えますけれども、そこらあたりをお聞きして私の質問は終わりにしたいと思います。

終わります。

**○市長（宮路高光君）**

この土地改良区におきます施設の維持管理ということで、先般私も農林省の方に県の土改連と一緒にまいりました。その中におきまして、今後この法令化におきます土地改良施設をどうしていくのか、これが一番国としても、また土地改良連合体にいたしましても大きな課題であるというふうにそういうお話もございましたので、この18年度からこうい

う標準でいきますけど、今後のことにつきまして  
してはさっきもお話申し上げましたとおり、  
農林省を含めたまた土改連を含めた中におき  
まして、この水路等を含めた中におきます都  
市改良施設、これをどうしていくかというこ  
とが私ども、この農林省に行ったときにはや  
はり国の一つの機関の中でもある所属する土  
地改良区であることから、ある程度の施設の  
管理費を今後見てほしいという、そういう陳  
情もさせていただきました。今後、そのよう  
な農林省におきます見解がどうなってくるの  
か、そこあたりも十分配慮に入れながら、今  
後の施策に推進していきたいというふうに考  
えております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここで、教育次長より答弁の訂正の申し出  
がありましたので、許可をいたします。教育  
次長。

**○教育次長（満尾利親君）**

9月の9日の本会議のときに、議案第  
50号ですけれども、一般会計補正予算第  
2号のところ、教育委員会の社会教育費、  
公民館費の集会施設の建設補助金を猪鹿倉地  
区に500万円と、下神殿地区に400万円  
と申しましたけれども、猪鹿倉地区が  
400万円と下神殿地区が500万円という  
ことでございますので、おわびして訂正をさ  
せていただきたいと思います。

この予算資料の、説明資料の33ページに  
記載をしてございますので、500万円と  
400万円が入れ違っておりましたので、よ  
ろしくお願いをいたします。

終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（宇田 栄君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月21日は午前10時から本会議を開  
きます。本日はこれで散会をいたします。

午後4時50分散会

第 3 号 ( 9 月 2 1 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（28番、16番、3番、13番、21番、25番）
-------	------------------------------

本会議（9月21日）（水曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君

財政管財課長 福田 秀一 君  
福祉課長 馬場 恵三郎 君  
教育総務課長 坂上 安男 君

企画課長 富迫 克彦 君  
土木建設課長 樹 治美 君  
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

初めに、畠中議員より体調不良のため欠席の届け出が出ておりますので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。

まず、28番、成田浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

さきに通告してありました2点について、今回は市長に対し、質問いたします。

まず1点目、旧南薩線跡地の管理と利用策についてであります。

伊集院駅から昔上日置駅、日置、吉利、永吉、吹上浜、さつま湖、伊作、南吹上と旧4町の中で駅がありました。住民の足がとまって、鉄道からバスへ移ったのが昭和59年3月、この年をもって廃止されてから、この南薩線が23年たとうとしております。

その間、県の事業のサイクリングロード、各町が買い取って公共施設をつくったり、道路にしたり、それぞれに有効利用してきておりますが、それは、部分的に分割され、譲渡されているわけでございます。そうなった場合、点であって線、あるいは面になりづらい、なっても短い線、あるいは小さな面でしかないの、今後の有効利用に無理が出てくるのではないのかと思われませんが、市長はどのように今後の対策を考えておられるのか。

また、管理がされていないために、雑草が茂ったり、ひどいところでは竹やぶになったり雑木が生えたりしております。安全面、防

災面で危険であり、ますます危険度がふえていくものと思われませんが、市になった今、財産の管理という立場からもちやんとしておかないとにならないわけですが、市としてはどのように取り組んでいくのか伺いたします。

2点目、災害対策についてを伺います。

9月5日、6日にかけて台風14号が本市の西方東シナ海を北上いたしました。それほど風は強く感じませんでした。雨が多く、県内でも大隅、あるいは隣県の宮崎では人命も奪った悲惨な災害が出ております。

本市でも大雨が降り、報告された雨量は東市来227、伊集院312、日吉340、吹上474、風速にいたしましては38.9メートルとありますが、それに伴っての被害も出ております。

そういう台風などの災害時、住民はどのように避難をしたらよいのか、どこへ行ったらよいのか、高齢者の多い地域では、判断が自分ではしにくい状況になりますが、市の方での避難態勢は十分とられているのか、どうなっているのかどのようにその人たちに連絡をとられる態勢ができていますのか伺いたします。

そして、避難した後の救護態勢はどのようなになっているのか、また旧4町の危険箇所は、それぞれの係でちゃんと把握されているはずですが、その確認はとれているのか。運悪く災害が出た場合、各支所の復旧への態勢はとれているのか、住居被害、農地被害、ありますが、補助対象、補助対策はどこまで被災住民に対してとってくれるのか、血の通うような行政、よりサービスが欲しいものですが、どのような対応が今できるのか、今どのように考えられているのか、市長のいい答弁を期待して1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の旧南薩線跡地の管理と利用策につ



いてというご質問でございます。

旧南薩線跡地の問題につきましては、昭和59年3月に廃止された後、平成7年に沿線市町で組織する鹿児島交通線跡地利用推進協議会を設立し、活用について検討を行いながら、鹿児島交通株式会社と協議を行ってまいりました。その買収については、県の市町村振興資金の地域活性化資金貸付対象事業として、貸し付けを受けられるよう県への要望を行いながら取り組んできたところです。しかしながら、振興資金の活用はできず、それぞれの市町で対応をしてきております。

その結果、吹上町は平成15年度までに5万3,446平米、ほぼすべてを買収し、広域農道の敷地やウオーキング用のアイアンロードとして整備が終わっております。また、日吉町では、平成15年度までに約8万7,000平米すべてを買収し、うち4,954平米を住宅地として分譲したり、町道敷地として利用しております。残り7万4,233平米が未利用地として残っている状況でございます。日吉・吹上地域では、県の事業でサイクリングロードとして整備された部分もあります。

それから、伊集院町は平成12年度に神之川の河川改修に伴う工事用地として、また平成15年度に用水路の管理道路として、合わせて1万5,678平米を買収しており、残りの1万6,470平米が未買収として残っている状況であります。

このような状況を踏まえて、今後の有効活用ができるかということでございますが、旧町で買収した中には、民有地に隣接しているところでは、農地や宅地等への生活道路として利用されているところもあり、また今後地域の集落道路としての利用希望があれば払い下げることなども検討を行い、適正な財産管理に努める必要があると考えております。

それ以外の山合いの地域の利用活用につい

ては、産業振興面やアウトドアでのレジャー等に活用できないか多角的に検討したいと思っております。

それから、安全面や防災面で危険であるということについては、日吉地域の住吉小学校付近から伊集院方面の約1,400メートル程度、民家の裏などに鉄道跡地があるところであります。

この管理については、市としても地域の皆様方の協力を得ながら管理を行ってまいりたいと考えております。

2番目の災害対策についてでございます。

台風などの災害時の避難所として、暫定の地域防災計画により、東市来地域に12カ所、伊集院地域に17カ所、日吉地域に7カ所、吹上地域に14カ所を指定しています。

避難所の開設に当たりましては、防災無線等でお知らせをし、避難所管理のため、市役所職員を配置しております。災害から市民を保護するために、災害が発生するおそれがある場合におきましては、避難準備勧告及び対策基本法に基づく避難勧告、避難指示の発令を行います。地域の状況や気象情報、土砂災害警戒情報等により判断し、行うこととしております。

今回の台風14号におきましては、自主避難者のために26カ所の避難所を開設し、219世帯、334名が避難いたしました。

大規模な災害が発生または発生するおそれが見込まれる場合には、市の災害対策本部を設置することになります。災害対策本部は、総務、民生、産業建設、教育、応援、消防の6対策部で組織し、各対策部ごとに定められた業務に基づき、必要な対策の実施に当たります。

災害による被害状況の把握は、市役所職員を調査員として、自治会長、関係機関及び関係団体の協力を得ながら実施しております。公共施設等の被害、人、住宅等の被害につい

ては総務企画部、社会福祉関係については市民福祉部、土木関係被害、農業林業耕地関係被害については産業建設部、教育施設等の被害については、教育委員会で対応しております。

災害が発生し、家屋や人的被害の発生のおそれがあるものについては、消防団、消防署で必要な応急措置を行います。

急傾斜、山腹崩壊、土石流等の危険箇所として、市内で524カ所を確認しております。現在航空写真を利用した避難所を中心としたハザードマップの作成を進めており、作成後、自治会の配付予定であります。

また、県では土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定のための作業を進めており、今後これらの情報を含めたハザードマップの整備を進めてまいります。

公共土木施設や農業用施設の災害や農地の災害は、被災時の気象条件や災害復旧費など採択基準を満たせば国庫補助を受けられます。また、補助災害に該当しない場合でも、道路など早急な処理が必要なときは重機借上げで対応しています。

そのほか急傾斜の崩壊については、災害関連崩壊対策事業があり、これも採択基準が定められています。今後もできるだけこれらの補助事業により、災害復旧に対応していきたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○28番（成田 浩君）

今市長より詳しく説明をしていただきました。まず南薩線の跡地利用から再度質問をさせてもらいます。

伊集院町にまだ買収されていないところが1万6,000平米ぐらいあるということになっておりますが、ここの鉄道敷地を利用できたら、田畑にすぐ入れるようになるんだが、道路が欲しいんだがという声を聞いております。ここの残地について市長はどのように考

えられておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今も申し上げましたとおり、1万6,470平米ほど伊集院町における未買収の場所がございます。特に県道から日吉町に至る路線のところでございます。この区間には特にトンネルもございまして、私どももやはり跡地利用を考えたときにおいて、大変難しい場所であるというふうに考えておりました。今鹿児島交通との平米の単価をどうすればいいのか、今この交渉に入っているところでございます。基本的には鹿児島交通とは全線買収するという約束はしております。

この単価がどれだけなるか今後の一つの時期、買収の時期にはこの単価等の決定の中で決められるというふうに感じております。

基本的にこの土地の利用でございますけど、大変利用するには大変難しい部分があるのかなど、その中におきまして、特に隣接している山の方、農地の方、そういう方々がいらっしやった場合については、今後は払い下げというのも十分検討していく必要があるというふうに考えております。

#### ○28番（成田 浩君）

ちょうど昔の町境のところにトンネルがありまして、あのトンネルの利用方法はもう非常に難しいと思われませんが、両方にまたがっている、有効利用できるようなところはどうしても買い取っていただいて、先ほど言ったように、農業のためにも利用ができるような形をとっていただきたいなあと、こう思っております。

で、払い下げることができるような話でありましたが、個人的に売買の話が出てきた場合の方法でありまして、その利用方法に関係なく、市とすれば承諾される予定なのか、また全体的な単価もわからないでしょうけど、日吉町の中の南薩線の買収の単価が多分反当あたり60万円だったような気がいたします

が、そういう単価でまた個人的に売買されるのか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にはこの場所、確定測量をしていかなければならない。まだきちっとした確定測量がなされていない部分がございます。筆界未定等もございまして、そのようなことをきちっとやってから、次の、それぞれの払い下げするのか、有効道、その農地におきます道路整備ができるのか、また山の山中にありますところがございますので、大変また今後の安全面、また災害面を考えたときに、その部分の許容をどうするのか、これは十分検討させていただき、基本的には今申し上げましたとおり、確定測量をきちっとしていかなければならないと、これが一番先の先決でありまして、民間の皆様方に払い下げをするときには、そこにおきます買収の金額、確定測量の金額、そういうもろもろ含めた中で払い下げをしていきたいというふうに思っておりますけど、なるべく私ども市におきまして保有すべきなのか、そこあたりの検討も十分今後させていただきたいというふうに思っております。

**○28番（成田 浩君）**

そういう対応をしていただければ幸いかなあと思っております。

当面の問題といたしましても、先ほど言ったように相当なやぶの状態になっておりまして、雨水の関係なんかの排水もどこに流れているのか、地域の住民は心配しておりまして、田畑が隣にあるところでは、病害虫の発生の原因にもなりかねないということでありまして、昔南薩線、鹿児島交通線ですが、そのときは年に二、三回は会社の方で伐採等の協力をしてもらっておりましたが、市長の話では、地域の住民の協力をもって管理していきたいということですが、相当なやぶでありまして、地域の住民では管理ができない状態でありま

すが、とりあえずのところはどうしてもらえるか伺いまして、この1点目の方は終わりにしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

その地域の皆様方のご協力もいただくということも答弁させていただきましたが、その前にですね、やはりきちっとこれを買収するに当たって、どう市として対応していくのか。さっきも申し上げましたとおり、私どもこの市におきます一番大変、難しい場所でございます。ほかのところはある程度の有効活用できる場所でしたので、それぞれの吹上地域、日吉地域、伊集院地域の部分につきましても、ある程度早い形の中で買収がまとまりましたけど、この地域のこの場面、特にさっきも申し上げましたとおり、トンネルが中にありまして、このトンネルの安全性、だれが、どうして今後安全をしていくのか、ここあたりも十分配慮した中において買収というのを考えていかなければならないというふうに思っておりますので、今の答弁はまだ鹿児島交通の所有になっておりますので、一応登記等いろんなものが変わり、有効利用の部分が図ったときにおいて、地域、また地権者の周辺の皆様方にはご説明申し上げて、この活用をしていきたいというふうに思っております。

**○28番（成田 浩君）**

お互いに理解をし合って、先に進んでいかないといけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の災害対策についての方に行きたいと思いますが、先ほどの台風で日吉地区では今でも通行どめになっている市道、生活道路が4日間も通れなかった場所、のり面が崩れて道路の半分しか通れない市道、集落道。林道においては、いつ復旧できるのか見通しさえつかないところもまだあります。これを把握されているのか、迅速な対応はと

れていないのはなぜなのかを伺いたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に災害調査、これはそれぞれの各支所を中心にいたしまして、災害の場所の把握はしているつもりでございます。特に先般の議会の中でもご説明申し上げましたとおり、補助事業に係る部分、補助事業に係らない部分、その選択をしなきゃならないし、今回の台風関連におきます予算につきましては、最終の議会に提案する予定でございます。一時的に重機借り上げ、これでとりあえず人が通れる、車が通れる、そういう対応をしていかなきゃならない。

のり面につきましては、若干どれだけの費用が要するのか、また単独でどうするのか、そういうものも今回の補正も上げておりますので、そこあたりで十分協議をしていかなきゃならない。

対応という形でございますけど、やはり私どももそういう人のものとか、車の通過、そういうものにつきましては迅速に対応しております。まだ道路の周辺部に土砂が残っておる、こういう部分は見受けられておりますけど、今後予算等対応しながらその処理をしていきたいというふうに考えております。

**○28番（成田 浩君）**

どうしても市の中心部に起こるものに対しては、目のきけたが早くなりますけど、周辺部、隠れた部分については、はらここもまだやったとかというふうなことになったりもいたしますので、その辺は公平にサービスができるような形を市長にもとっていただきたいと思います、こう思っているところでございます。生活面で支障を来すような形で、今もみんな苦勞をしておりますので、どうか対応を早く、迅速にとっていただければなあと思っているところです。

最初の答えの中に消防団等の仕事の話もありましたが、消防団の目的は、地域住民の財

産と生命を守るとあります。当然団員もそれを使命に活躍すると思いますが、大型機械などを使わなくてはならない状況の場合では、頼れるものは地元の土木業者であるんじゃないかと思われております。

復旧に対しては、それぞれの地域の土木業者の協力がなくてはならないわけですが、そうしたことを考えるとき、今回の伊集院の土木業者に対しての重罰は余りにもひどかったと思われております。もしということを考えたとき、伊集院地域での対応は十分にとれていけるのかと思われませんが、それとも、そういうときは例外的にそのときだけ援助、協力をもらいにいくのか、そのときだけもらえるのか、そういうことも考えて今回の土木業者への重罰は本当に残念だったと思いますが、どう考えておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

この指名停止の期間を含めました中におきましては、今までもその要綱に基づいてさしていただきました。その災害時におきます、中におきます対応、それぞれの各町におきます業者の数、そういうもろもろも私どもの方も十分把握しております。これがまだ大きな災害といえますか、そういうことにおいた中におきましては、やはり今指名停止している皆様方にもお願いをしていかなきゃならないと思っておりますけど、今回のこの台風の中におきましては、今現有の皆様方の中で対応ができたというふうに思っております。

**○28番（成田 浩君）**

非常に大きな災害でなくて、小さな災害でしかなかったから対応できたかもしれませんが、日本各地でも、世界あちらこちらでも非常に大きな災害等が出てくるわけでありますので、そのときはみんなの協力、特に先ほど言ったように土木業者の協力をもらわないといけないときもありますので、今後ともその辺の検討はされていってほしいと、こ

う思っております。

きのう9月20日は日吉地域の防災の日であり、これは12年前に毘沙門災害が起こり、甚大な被害を出した日であります。消防団員の組織、編成と災害防止作業の訓練の目的で、早朝より現地集合して消防署からも署員が来て技術指導を受けておりました。市長も列席されたのでわかっておられるはずですが、消防団員への災害時の救援、救護の地域を越えた対応も必要であると思っておりますが、その辺の地域を越えた広域的な考え方を、市長のどう考えておられるのか伺いたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この消防体制につきましても、旧4町におきます体制の中にそれぞれ団長を筆頭に、それぞれの地域に方面団という組織をいたしまして、一つの日置市の消防団が今確立しております。人員的には、それぞれの持ち寄りの中で消防団員の人数は確保しております、その相互の、それぞれの災害時におきます体制につきましても、一つの命令形でございますので、この消防団長は1人でございますので、それぞれその災害時に大きい場所においては、それぞれの方面団の方もまた緊急にすぐ対応していく、そのようなことを行っていくかなきゃならない。

また、間近にまたそれぞれの幹部会、それぞれの消防団におきます方面団の幹部会も開催いたしますので、そこあたりも十分また今後台風等またいかなる災害があるかわかりませんので、そこあたりの連携がうまくいくよう指導していきたいと思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

非常にこれは大事な話でありまして、指揮・命令系統がちゃんとしていかないと住民の不満が募るということで、市長にはくれぐれも強くお願いをしていきたい、こう思っております。

住宅地にかかわる土砂災害等には、今まで

は補助金、あるいは材料支給などの行政の温かい対応が見られてきましたが、市になってからはなかなか日吉支所の方でも対応が苦しい状態でありまして、出せないとか、そこまではというような返事が来ておりますが、市になってからの考え方は今までのとおりで、皆さん方に温かい行政の援助ができるような考え方持っていった方がいいかどうか、市長に伺ってみます。

#### ○市長（宮路高光君）

道路とかの公共施設、特にそれにつき補助事業の対象がございまして、人家の中では大変これは難しい部分があるというふうに思っております。

特に、激甚におきます災害地におきましては、垂水を含めた中におきます人家、こういうものにつきましても、それぞれの激甚指定の中におきます人家に対応する部分でございますけど、少し道路が家の中に入ったとか、そういうものは大変難しい部分があるというふうに考えておきまして、旧町それぞれこの問題はそれぞれの人家をどうしておったのか、まだ私も把握してない部分がございますけど、やはり人家におきます救済というのは、大変難しゅうございます。

それぞれ戸数が5戸以上とかいろんな問題になりますと、それぞれ災害関連の緊急のそれぞれの事業がございまして、1戸とか、そういう分につきましても災害の関連の土砂をのけたとか、いろんな問題は今の段階じゃ難しいというふうに思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

私は温かい行政をみんなに公平に、平等にサービスができないものかなあと、こう思っております、自分たちで起こした災害じゃなく、天がくれた災害ですから、どうか温かい援助ができるような形をとっていただければ、少しのことでも住民はいい市ができたもんだと喜ぶはずですので、その辺等も今後

とも考えていってもらいたい、こう思っているところです。

先ほども市長の答弁の中でありましたように、避難場所がそれぞれの各地域で指定され、開設されておりまして、その避難場所が適当であるかどうか、すべて私は把握してはいない、私自身は把握していないわけですが、避難してもそこに情報の収集ができない状態で、全く孤立したような状態で、ただきたばかりで、一番なお心配じゃんさいなあという話もありまして、その辺のご検討やら非常食がすべて整備されているのか、今の状態でそれぞれの手だては各地域十分にできているのか、とにかく避難される方は一番こう今自分の身が心配で弱い立場におられますから、その人たちに元気をつけるためにも、迅速なまた安心できるような対応が必要ではないかと思っておりますので、それを聞いて、市長の十分な説明を聞いて、私の一般質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の台風の例にございますけど、基本的にこれは自主避難という中でやっておりまして、特に避難勧告の指示が出た場合につきましては、私ども行政の中でいろいろとやっておきますけど、これは今回の発令にいたしましても、自主避難ということで皆様方にお呼びかけをしておりますので、そこに来たときの食事、そういうものにつきましては、自主的にやっていただきたいと。

その災害の程度によって大変8.6災害等いろんなのを体験いたしましたけど、そういうものにつきます避難勧告を出したときにおきましては、私ども行政の中でいろいろと手厚くやっていきたいと。そういう災害におきます程度の中で、それぞれある程度仕分けをしながら、今後ともこの避難勧告を含めた、また自主避難を含めた中の対応をやってきたというふうに考えております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

#### ○16番（池満 渉君）

おはようございます。日置市が発足して5カ月になろうとしております。まさに生みの苦しみというようなことが大なり小なり続いています。異なる4つの町が決して豊かではない中に一つになるのであります。

しかも合併の第一義は、財政の立て直しであり、むだの整理統合であります。親である国も、兄である県も借金漬けの今、自力での再生しか道はありません。いかにむだを省き、自主財源をふやし、市民と行政が一体となって働けるかであります。

合併初年度の今、少しずつ立て直しを図っていかなければ、少子高齢化の今、後年度にそのツケを回すことはできません。財政の心配ばかりしていると、すべてが萎縮して思い切った仕事ができない、そんなのは景気がよくて、豊かだったころの話であります。今こそ思い切った改革とアイデアが試されるときであります。

そこで、合併協議でも参考にされた「日置市まちづくり計画」などと比較しながら、今後10年間の財政運営について、市長の基本的な考えについて質問をいたします。

まず初めに、市民税や固定資産税など今年度の地方税、いわゆる自主財源の最たるものでありますが、この地方税はこのところの景気動向から当初予算のベースでいけるのかお尋ねをいたします。

どこの自治体でも収入の一番は地方交付税であります、地方交付金。本市でも3割以上を占めていますが、「まちづくり計画」の見込み額と今年度の交付税額と比較してどうでしょうか。今年度の借金予定額、平成17年度の借金予定額は9月補正の段階で交付税の

減少や地方譲与税の減少により、6億2,600万円ふえました。この推移を見てどのような感想をお持ちかお聞かせください。

「まちづくり計画」の性質別経費の項目では、人件費がトップであります。もちろん投資的な経費が今年度も金額的には一番大きいわけですが、市長、この大き過ぎる人件費の削減のための方策を聞かせてください。

合併後10年のうちに6年目ぐらいから公債費が「まちづくり計画」ではトップになります。そこで現在の一般会計、特別会計、市の土地開発公社、クリーンセンター、消防組合など、借金の総額をお示しをください。債務負担行為の支出予定総額、つまり月賦としてこれから先何年かまで払う、そういったような支出予定総額も含めて、すべての総額についてであります。

市内には旧4町にある用途が重なる施設もたくさんございます。伊集院の文化会館、ゆすいんを初め、すべての市内の施設の平成16年度、昨年1年間の維持管理費の総計は幾らになりますか。また、これらの実績から間もなく開館予定の東市来文化交流センターなどの新しい施設の維持管理費を幾らぐらいに予想されておりますか。

そして、この難局を乗り越えるために、とりあえずは幾つかの施設を民間やNPOに委託したりの方法もありますが、どのようにお考えでありますか。今後は新規の施設をつくる場合、個々の採算性を加味して事業を推進すべきであると思いますが、具体的にはどのようなことをお考えでしょうか。

行政に対しては、毎日のように市民や私たち議員からもさまざまな要望が寄せられます。すべてを実現することは困難でありますし、同時に市民の側にも行政に頼らないまちづくりを、あるいは自助努力というものを訴えていかなければなりません。そのことをいつ、だれにどのような機会をとらえて訴えていか

れますか。

国は10年後ぐらいには国と地方の基礎的財政収支をプラスにするといっています。つまり国も地方も借金をせずに何とかその年々の財政を回していけるようになると、それを目指しているといっております。この二、三年で構造改革を重点的に進めてそれを怠れば、大変厳しいシナリオが待っていると予想をしております。今の国の状況は、この国が始まって以来最悪であり、もはや再起は不能であるとまで言い切る学者もおります。このことを念頭に置きながら、これからの財政運営を心がけなければならないと思いますが、市長の決意はいかがでしょうか。市長、関係部長、課長の誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

今後10年間の財政運営について、ご質問でございます。

9月1日現在の地方税におきます収納率は、市民税、固定資産税、軽自動車税が調定に対して44%、71%、95%となっております。法人税が予算額に対して67%となっております。今後急激な景気の落ち込みがない限り、当初予算額は確保できると思っております。

交付税のまちづくり計画とどうかということでございますけど、17年度の地方交付税は、普通交付税が69億7,752万1,000円となっており、平成16年度普通交付税交付決定額の73億9,218万6,000円と比較すると4億1,466万5,000円の減額となっております。

また、平成17年度の普通交付税額を新市まちづくり計画の財政計画普通交付税額の73億1,644万1,000円と比較すると、3億3,892万円の減額となっております。

本年度の普通交付税算定に当たって、平成15年度九州新幹線の先行減税分が基準財政

収入額に75%算入され、減税補てん債への振りかえがなされた関係から、先行減税分が普通交付税の基準財政収入額に3億6,395万3,000円算入され、減税補てん債に4億8,510万円の振りかえがなされました。

本年度の普通交付税は、減税補てん債への振りかえを考慮すると、まちづくり計画と大きな相違はないと考えております。

今後の地方債の推移ということでございまして、平成17年9月補正段階で、一般会計ベースの本年度の市債借入見込み額は42億6,500万円、本年度の元金償還見込み額は26億2,566万8,000円であり、平成17年度末の市債現在高見込み額は315億8,724万9,000円の見込みであります。

まちづくり交付金事業、文化交流センター、図書館建設事業など長年の懸案事項であった事業など市債の借入れが近年多くなっている状況もありますが、今後の償還を考えると、公債費が財政に影響することも考えられますので、事業の実施に当たっては、緊急性などを考慮しながら、市債の借入額を必要最小限に抑えていきたいと考えております。

新市まちづくり計画では、合併後10年間で97名の職員削減を計画しております。人件費の支出を抑えていく方策として、適正な職員数を考慮しながらも、新規採用を最小限に抑えて、職員数の削減を図っていききたいと思っております。職員の削減計画につきまして、今後年次的に今年度中に計画をつくるつもりでございまして。

まちづくり計画の中で人件費がトップであるというその削減の方法ということでございまして、合併協議時での町づくり計画の中で示した財政計画では、人件費が42億600万円で計上され、予算額の217億4,000円に占める割合は、性質別経費状

況では一番高い方でありました。平成17年度の9月補正予算ベースでは、普通建設事業費を主とした投資的経費は30.4%、それに続きまして人件費割合が普通会計ベースで15.9%という状況でございます。

この人件費削減の方策につきましては、人件費が今後の行財政運営に大きく影響を及ぼすこととなりますので、行政組織の見直しをしながら、退職者の補充を減らしてまいります。

さきも申し上げましたとおり、今後行政改革委員会等も発足しておりますので、推進委員のご意見を賜りながら、施設管理のあり方や最近特に行政運営を効率的に行う方策として、指定管理者制度の活用やNPO団体を初めとした市民団体における施設等の管理委託をお願いしていくなど、人件費を初め、行政コストを抑制していく必要があるというふうに思っております。

新市まちづくり計画の財政計画では、平成22年度で公債費が人件費を抜いて性質別経費のトップとなる計画でございまして。市債残高は、平成17年度末で一般会計、特別会計、消防組合を含めると377億7,656万円の見込みでございまして。債務負担行為額は、土地開発公社債務保証13億4,500万円、近代化資金等の利子補給2億2,154万1,000円、電算機器等そのほかの債務負担行為14億7,279万9,000円の見込みでございまして。

市債、債務負担行為での後年度の負担が増大すると財政に影響が大きいと考えますので、緊急性、事業効果を常に念頭に置きながら、事業選択をしていきたいと考えております。

また、貸借対照表、バランスシートのことではありますが、日置市として初めての本格的予算となる18年度と19年度を比較した貸借対照表でございまして、平成20年度に作成したいというふうに考えております。



市の施設全体の維持管理でございますが、民生費のゆすいん、老人福祉センター、衛生費のクリーンセンター、衛生処理場、農林水産業費の森林体験交流センター、構造改善センター、社会教育の公民館、図書館、保健体育費の体育施設、給食センターなど、施設の委託料で約4億3,000万円、職員人件費を含めると約8億1,000万円となります。

既存の施設を参考に比較しますと、新設する東市来文化交流センターで人件費を除き約2,242万2,000円、吹上地域図書館で約1,389万6,000円の見込みでございます。

今後の各施設の管理運営については、「民間でできるところは民間」を基本に考えております。具体的には先ほども申し上げましたとおり、指定管理者制度を中心とした民間委託を考えていますが、完全に民営化できるものがあれば、そういう方法も選択の一つだと思います。

また、施設にとって当然採算性が求められる施設もありますが、今後各施設ごとに直営がよいのか、指定管理者制度を含めた民間委託がよいのか、十分検討してまいりたいと思っております。

特に、市民の皆様方に今後大変お願いをしていかなければならない部分がたくさんあるというふうに感じております。特に、この伝達方法につきましても、特に自治会長さんを初め、また各種団体長さんを初め、そのような機会をとらえまして、それぞれ地域でできること、また各団体でできること、そのような仕分けをしながら市民の皆様方にもそれぞれの負担をお願いをしなければならないというふうに思っております。

国は10年後の基礎的財政収支をプラスにすることを念頭に、構造改革を重点的に進めるとしております。これによりまして、普通

交付税の減額、補助金のさらなる一般財源化など今後の市の財政の影響が大きくなること十分予想されております。日置といたしましても、財政が一段と厳しくなることを十分考慮いたしまして、人件費を初め、公債費、物件費などの経常経費の見直しを含め、将来の財政運営に支障がないようにしていきたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○16番（池満 渉君）

先ほども言いましたけれども、まさに私たち議員もさまざまな要望をしながら、一方でまた別な議員、私は財政が厳しいんじゃないかということを使う、どっちを聞いていいかわからないというところもありますけれども、市長おっしゃるように、現実に非常に厳しいということは確かであります。

いわゆる市民税、自主財源の最も中心である市民税が今は、今回は12億5,600万円、固定資産税が19億3,000万円、そういったものをあわせて自主財源の中で、市民独自でやれるものが35億4,000万円という見込みであります。

しかし、先般鹿児島松下の従業員の方々、およそ270名ほどリストラということでありました。職業安定所の説明会は余りにも人数が多かったために、体育館かどこかを借りてなされたという話を聞きました。

さらに、先ほどから話もありますが、談合の問題などで指名停止を受けた業者の中には従業員の解雇を始めているというような話も聞きます。そして、直接関係はないかもしれませんが、団地やいろんなどころを見ても売り家と、家を売るといような看板がぼつぼつと目立ってきているのも事実であります。

固定資産税や、あるいは市民税といったことをよほどのことがない限り、当初予算ベースでいけるんじゃないかというお答えでございますが、やっぱりこういうような状況を見

ていると、非常にこう心配をいたします。その徴収率、いろんなことに税の確保にどうもやっぱり延納のお願いがあったり、あるいは不払いが出たりというような心配もいたしますが、本当に大丈夫でしょうか、そこ辺は影響をしないものでしょうか、どうでしょうか、市長。

#### ○市長（宮路高光君）

今この予算のベースの中でお話を申し上げたところでございますけど、収納率、今回もちょうど8月の月間におきましては、特に全課長が3日間にわたりまして、滞納整理もさせていただきます。また、冬にもそのような徴収を課長、みんなで取り組んでいきたいというふうに思っております、その中におきます戸別訪問の中におきまして延納をお願いする人もおるし、またいろいろと滞納額を払ってもらえない人、さまざまでございます。

特に私ども職員としても、この収納率といえますか、特に固定資産を含めた関係の中におきまして、大変な大きな滞納繰り越しもございまして、今後職員ともどもこの滞納の収納率を上げていきたいと、これを努力をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

最も新しい資料として、現在のこの日置市の個人、法人が占める市民税、あるいは固定資産税、軽自動車税といったようなものの滞納額、その総額は2億3,400万円であります。この2億3,400万円に直接この一般会計と関係はございませんけれども、国民健康保険税と言われるやっぱり市民の方々の税がございまして、負担金がございまして、これは2億4,100万円滞納額であります。そこから辺と合わせると4億7,500万円という金額が市税の滞納額であります。

市長から話がありましたけれども、職員の方々の徴収努力というのは、私も認めます。

しかしながら、徴収努力はしても、さっき申し上げたような市民の中には、非常にやっぱり厳しい状況があるということは、原課の皆さんも市長も頭にしっかりと入れておいていただきたいというふうに思います。

そこで暗い話ばかりすると、なかなか前に進まないという気もいたしますが、しっかりと徴収を確保する、あるいはリストラに遭った方々にまた職場を世話をするというような職業安定所、あるいは市役所の中では商工観光課でしょうか、あるいは経済課といったような農政の部分もそうでしょうか。そういったような関係原課とこの税を徴収する、いわゆる税務課、その現場との職務上の連携はとれているのでしょうか。非常に税が厳しいけれども、そういったようなことで雇用の面でもっと何とかならないかと、現状はどうだというような職員間の連携はとれてるのでしょうか、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この雇用の問題でございますけど、特に職安におきますそれぞれの紹介等がありますけど、それぞれ滞納を含めた徴収の確保もございまして、特に今最近ご指摘ございました鹿兒島松下電子等におきましては、約200何十名の皆様方が退職をしたということでございます。それぞれ大変私どもこの地域、大変中小企業の企業が多ございます。

その中で、それぞれの職種がいろいろとございまして、それぞれの適正っていいですか、その人に合う職業と、いろいろとさまざまであるというふうに思っております。特に雇用の問題を含めたPR等特に関係課の中におきまして、特に農林水産課、また観光課、そういうもの、企画、この3つのそれぞれの課、連携が今後の雇用におきます話し合いというのを何回も持っておりますので、今後とも続けていきたいというふうに考えております。

#### ○16番（池満 渉君）

職業のあっせん、いわゆる職業安定という  
か、そういうことについては、まさに安定所  
というのが仕事なのかもしれませんが、市民  
の皆さんに、その心配事に対して市役所もや  
っぱり心配をしているんだと、皆さんと一緒  
にこの厳しい中を乗り切るんだというその気  
持ちは職員の皆さんと今後も一層強くして臨  
んでいただきたいというふうに思います。

さて、この地方債の推移をどう見るかとい  
うことでありますが、いわゆる平成17年度、  
ことし返済を予定する、借金の返済予定額で  
す。6月当初で36億3,800万円、市長  
がご答弁をくださったとおりであります。別  
に基金の取り崩しも21億円ほどありました。  
そして、今回6億2,600万円のまた増で  
ありまして、結果としてこの平成17年度、  
ことし借金をすると、借金の予定額というの  
は42億6,000万円ほどになりました。

もちろん先ほど話がありましたように、臨  
時財政対策債とか減税補てん債とかいったよ  
うなものは、交付税の、いわゆる需要額に見  
られるということで、後年度その返済分の元  
利償還分は返ってくるんだと、交付税に見ら  
れるんだということはありませんけれども、借  
金は借金であります。

本当は交付税としてしっかりと返ってくる  
ものが、国が厳しいから入らなかったと。そ  
の分国はそんなら月賦でしなさいと、月賦で  
あげますというような言い方をやっているわ  
けであります。借金の、いわゆる国からの振  
りかえのような感じではありますが、こうい  
うことを財政運営の中で、委員会の資料の中  
にもこの特例債の、2つの特例債は、いわゆる  
交付見込み額というような表現をしてござい  
ました。交付見込み額、委員会でちょっと話  
をしましたが、やっぱり借金の額、認め  
ていただく額を交付見込み額というんじ  
ゃなくて、借金の額というのは、やっぱり何  
ていうんですか、借金予定額というような書き

方をしないと余りにも当然だと、歳入の一端  
で借金は当然だというようなふうに感覚的  
になるような気がいたしますが、その思いはど  
うでしょうか、借金というのと、いわゆる臨  
時財政対策債にしる、過疎債にしる、金は足  
りないわけでありましたが、その考え方とい  
うのは市長どんなものでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりでございます。これはも  
う起債の中に入りまして、借り入れというふ  
うにこれは認識しております。特に今ことし  
におきます減税の補てん債を含め、また臨時  
特例債、この分につきましても、やはり借金  
は借金である、これは後年度返していかな  
きゃならない。この中におきまして、こうい  
う交付税がその額が減ったからこれで補てん  
するというところでございますけど、実質的に  
この補てん債も要らないで歳出を減してい  
けば、私はそれでいいと。やはり交付税は一  
つの全額のお金でございまして、現金とい  
いますか、そういう考え方でございまして、  
やはり減税特例債等につきましても、やは  
り起債、借金、こういう考え方は十分持  
っております。

#### ○16番（池満 渉君）

今市民税、あるいは交付税交付金、それ  
から足りない分を借金ということで、歳入  
の方を見ましたけれども、市税や交付税の  
減というものをまさに借金で補いながら  
ということなんですが、果たして本当に  
それしか方法はないのかということ  
です。

先ほど市長がおっしゃいましたけれども、  
歳出の削減です、一番大切なことは。そ  
のトップが人件費であります。

実はさきの総務企画委員会で合併によ  
って今回の職員の皆さんの給料という  
ものが上がっていないということは、  
これは確認をいたしました。決して  
私は極端に下げろということ  
は言いませんけれども、上げる必要はない

と、今のこの時期に。で、詳しく説明をいただきましたが、給料が上がってないということは、これは確認をいたしました。

しかし、給料を下げたいというほど人件費は高いわけですが、給料を余り下げられないということになるとどうすればいいのかというと、まず職員の方々にやっぱり給料以上の働きをしてもらわないといけない。2割給料を削減しようとしたときにできなければ、プラス2割のその給料以上の仕事を頑張っていたかなければいけないということになるだろうと思います。

そこで、現在の市の仕事それぞれございますが、合併で今非常にごちゃごちゃしてるということもよくわかりますけれども、今のやり方はそれぞれの原課の方でベストなのか、むだはないのか、効率は上がっているのか、あるいはさっき市長がおっしゃったように、行政としてしなければ本当にならないことなのか、あるいはもっと行政がしなければならぬことがあるんじゃないかとか、そういったような職務の精査といいますか、見直しといいますか、そういったようなことは市長、市長みずからが職員の方々にしっかり指揮をしてやれることであります、やらなければならないことです。

ただ漫然と現在の仕事をということじゃなくて、本当にむだはないのかということ、もっとやれないのかということ、市長が指揮をされるべきであります、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に人員の削減ということでございまして、合併をしている中におきまして、これは削減するというのをもう公言しております。基本的には住民のサービス、これが1だった場合は、それで職員は1.2、人は減っていく、仕事量は1.2していかなければ住民のサービスは1で保たれない。

そういう中におきまして、そのサービスを

まだよりよいものにしていけば、それだけのまた仕事をしていかなきゃならぬ。私はこの合併の中にありまして、やはり基本的にはサービスが1であった場合について、削減していくには職員は1.2の仕事をしていかなければ、大変住民から大きな怒りを感じてしまう、そのように考えております。

今の組織の中におきまして、総合支所方式をとらしていただいております、今約5カ月の中におきまして、それぞれの実態も今把握しつつございまして、基本的には仕事が集中している部署もあつたり、またそれぞれ定時にそれぞれ仕事をこなしていると。今後1年間の中におきまして、この仕事量を含め、また行政がなすべき仕事、やはりここあたりの精査をやりながら、次の4月の異動の中において、やはり効率的にやられるようなことをしていかなきゃならない。

まだ今の段階におきまして、本所がする仕事を支所が仕事する、まだ重複している部分がいっぱいございます。そういうものをやはり今後総合支所方式の中にありながらも、やはり本所がする仕事、支所がする仕事、やはりそこあたりをきちっとお互いが連携をしながらやっていかなければならないというふうに感じておりますので、私の方からもそれぞれ部長、課長の方にも指示しながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

職務の改善というようなことで、しっかり指揮をしていただきたいと思っております。業務改善といいますか、例えば仕事の内容、あるいは仕事のやり方によって財政の改革ができるということもあります。小さな話であります、旧東市来町、東市来地域では、ごみ袋を当初四つ折りでしょうか、畳んで販売をしておりましたけれども、職員の皆さんにやっぱりそれぞれの改善すべきところを改善し、単価を下げるなり、削減の努力をなさいと

いうことで、職員の方がロール式の方にやってもらったらどうだろうかということで提案をしましたら、その分、ゴミ袋の原価が非常やっばり下がったということでありました。

しかし、すぐに市民に対するゴミ袋代が下がったというわけでありませんでしたけれども、少し時間がかかりましたが、そういったようなことで、やり方によっては財政の改革もしっかりできるというふうに思いますので、ぜひここ辺に、それぞれの課で職員からの提案制度というようなものを取り入れるなり努力をしていただきたいと思います。

職員の手取りでもらう給料以外に、まさに一般職の共済負担金、あるいは退職手当の負担金とかさまざまなものもございしますが、総体で見たときに給与関係費というのは、市の予算の支出の中で見たときにそれらも引くためのことであります、当然であります。

そこで社会通念上やっばりおかしいという制度なども幾らかあるんじゃないかというふうに思いますが、検証をする必要があります。その一つに、退職金の算定基準となる給料月額を1ないし2段階上げるといふような退職時特別昇給制度というのがあります。職員の方が退職をするときに、例えば今の給料、退職時に給料がここだったけれども、退職前にちょっと上げると。上げるということは、この分職員の退職金は最終のやめるときの給料月額掛ける月数ですので、この分が当然上がるわけですので、そういったようなのは、この本市を構成する旧4町は4月ごろまではすべてがやってたはずであります。このことは一段階引き上げることによって、退職金そのものが20万円ほど違うという話であります。直接退職金を市が払うわけじゃありませんが、退職手当組合にまたその負担金もございしますので、そこら辺を新市になってからどのようにされておるか、改善をされておるか、そのことについて市長のお考え

をお伺いをいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時25分といたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

今のご指摘の退職時におきます1号アップ、これはもう17年度から廃止しておりますので、本年度の退職者の皆様方からこの1号アップは該当しません。

○16番（池満 渉君）

国はもう既に昨年の5月でしたよね、そして県もことし1月にもうこの制度を廃止しました。日置市もしっかりと新しい市になったということで、どうしてもやっばり住民感覚からすると、こういったことはおかしいという部分でございしますので、すばらしい決断だったというふうに思います。

先日の新聞に職員の早期退職制度、このことが現行の50歳から対象を40歳まで引き下げるといふ、そのことで職員組合である自治労と合意をしたというふうにして書いてありました。確実に人件費圧縮の流れは早まっております。公務員であっても安閑としてはられないという民間並みの厳しさを持って職務に当たれということでございます。

もちろん退職をする、しないということのその選択は、個人の自由でありますけれども、要は仕事の効率アップであります。そこで9日の本会議で私質問をいたしました。一般職、共済組合負担金というのが今回の補正で1億400万円ありましたが、委員会での説明では給料に係る共済費以外の特別負担金であるということでありましたけれども、この制度というか、このことについてひとつ説明

をしていただけませんか。

○総務課長（池上吉治君）

補正予算の段階でも若干説明を申し上げましたが、それぞれ各費目におきます共済費の予算計上につきましては、これまでそれぞれの職員に対応した給与関係の費目に計上いたしておりました分でしたが、今回補正で計上いたしております特別負担金の分につきましては、退職手当のいわゆる長期給付にかかわる負担金分で、各職員の毎月の給与に係る共済費の負担金とは別に、年額負担金として負担するものでございましたので、一つの費目に統一したというようなことでございます。

○16番（池満 渉君）

実は昭和37年12月1日から共済年金制度が始まっておりますよね、説明を受けました。そのときにそれまでの職員の方々は恩給制度ということで退職後の保障がありましたけれども、その方々を救済するためにも、共済年金制度と一本化して救済するためにも資金が必要だということで、各自治体からの特別費用としてこの負担金を徴収するんだというような説明も受けましたが、どうなのでしょう、そのことでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

そのとおりでございます。

○16番（池満 渉君）

昭和37年に共済年金制度ができたんですが、ずうっとやってきて、そのころに恩給制度の方々等の部分をカバーするというのであれば、既にこの制度ができてから43年ほどもう経過をしております。この特別負担金ができるときにも、この制度のためにできたことであるから、先々なくなるだろうということは当然書かれているはずであります、ここ辺の負担金の額について、今後も払い続けなければならないのか、終期はどうかということ共済組合なりにしっかり問い合

わせをして、確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。1億円という市からの予算は非常に大きいものであります。そのことを確認をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

ご質問のとおり、将来におきましてはそのような形になっていくのではないかと予想はいたしておりますが、今の段階ではいつ、どのような形になるということは、まだ知らされておられませんので、ご質問のとおり共済組合の方とは連携をとって調べてまいりたいと思います。

○16番（池満 渉君）

人件費に係る分については、職員本人が負担をして、そしてその同額を国ができませんので、地方自治体が負担をしているわけです。さらに、そのほかにということでもありますので、ここ辺のしっかり確認をしていただきたい。共済年金の状況が非常に厳しいことも承知をしております。職員は昭和40年ごろからすると1.4倍ぐらい、職員の数はですね、むしろ今からまた減るんでしょうが、受給者は18倍ぐらいでしょうか、になっておりますし、受給金額は170倍ぐらいに膨れ上がっておりますから、共済年金基金の財政が厳しいこともよくわかっておりますが、ここ辺はしっかり確認をしていただきたいと思えます。

さて、市の借金の総額であります。これ継続費の3億円も入っております、この総額の中に、——継続費。

○財政管財課長（福田秀一君）

継続費は含まれておりません。

○16番（池満 渉君）

およそ400億円ぐらい大体概算でそういうふうな見方をしてよろしいのでしょうか。この金額について、市長の感想をひとつ伺いをしておきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

単年度の一般会計予算ベースの中におきまして240億円でございまして、通常それぞれの約400億円、大変起債残高が高いというふうに感じております。この中におきまして一番大事なものは、この起債におきまして、中におきまして後年度の財政負担がどれだけあるのか、ここが一番大きなポイントでございまして、今後やはりこの起債の残高というのをなるべく早く減らしていく方向に努めていかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

国がご承知のようにおよそ800兆円とか幾らぐらいあるのかわからないとかいう人もおりますが、借金ですよ。国の年間予算のおよそ10年分ぐらいでしょうか、10倍、県の借金が大体1兆6,000億円と言われております。県は年間予算の大体2倍ぐらい、そこ辺からすると市の借金が400億円ぐらいだとすると、年間予算の比からすると大きくないんじゃないかと、これぐらいいいんじゃないかというような気もいたしますが、やっぱり市長がおっしゃったように、借金は借金として、国が、県がということじゃなくて、我がふるさとの借金はこれぐらいあるんだと、これやっば減らして、ゼロが当然でありますから、減らしていくことがというような努力をしっかりと今後も持っていただきたいというふうに思います。

住民の要望にこたえているいろんなことをやっていくわけですが、いろんな施設つくったりなんかりしたときに、当然資産というものがふえれば、それをつくるために職員なり現金なり、あるいは足りなかったらこれは借金という、まさに貸借対照表がそうですが、右側と左側があってシーソーと同じで一方の資産ができると、こっちは借金か何かかふえ、貯金が減るんです。この世の中の右と左の感覚を市民の皆様にもしっかりとわかりやすく説

明をして、同じ方向を市民の皆さんと向けるというような努力を続けていただきたいと思っております。

合併をすることが20年ぐらい前からわかっておれば、それぞれの町も施設なりをしっかりとこう考えてつくってきたであろうし、対応をしてきたはずであります。ばらばらにつくってきた施設の維持管理費など、まさに宮路市長が一番大変だということ私もよくわかっております。

だから民営化などの方法をとるわけですが、民営化をするとコストが下がると、全体のあれが下がるということよく言われますが、その原因は何だとお考えですか、一番の原因は。

○市長（宮路高光君）

特に民営、民間におきまして賃金の体系、やはりそれぞれの中に若い人からお年寄りまで、やはり人件費率というのが大変低い中におきまして、民間の場合は私は推移をしてるというふうに思っておりますし、基本的には民間の場合におきましては、それだけのノルマです。意識の中において、これだけの仕事をしてこれだけの対価がいただける、やはりこれは比例していくと、その意識の感覚が大変民間の皆様方には強いと。

そのような中におきまして、コスト削減というのが十分図られていく。特に私ども公務員、やはり公務員法という法律がございまして、基本的には公務員法律が変わらない以上は、大変ないろんな難しさが私はあるというふうに思っております。民間の場合につきましては、その株式会社、またそれぞれの有限会社社長、そういう移行の中できちっとそれぞれのコスト削減というのが部下から社員までできていくというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

民間と行政の違いといいますか、その利益だけを追求をする、あるいは効率だけをとい

うことでは、行政の仕事は済まされないということはおもよくわかっております。市長がおっしゃったとおりであります、さきに行政改革推進委員でしたでしょうか、公募がございました。まさに日置市の行財政のあり方、行政の、財政もでしょうが、あり方をどうすればいいかということをおも市民の皆さんにご意見を聞くために公募をされましたけれども、この委員の採用といいますか、決定の基準はどのような職種階層の方々が選ばれ、どういった基準で選ばれたのか、また委員の採用に当たったのはだれでしょうか。だれでしょうかというか、どの役職の方が採用に当たってお決めになったのか、そのことをお聞かせをいただきたいと思おいます。

市の財政運営について非常にこう大きな権限を与えて監視する機関が必要じゃないかということをおもおっしゃってる方もありますが、今回の委員の職務権限というものが形だけでなく、どういったものなのか、強い権限が与えられているのかということも含めてお尋ねいたします。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

先ほどお尋ねがございました行政改革委員の選任方法でございますが、まず学識経験者ということで鹿児島大学の教授を1人をお願いをしております。それから、公募されました委員につきましては、市長を初め、助役、それから関係部長、それから担当、プロジェクト室長が事務局でございますが、公募をされた方々のご意見と申しますか、要望、項目等作文的なものを審査させていただきまして、数項目、意欲があるかとか、それから提言の内容とかいろいろな角度から点数をつけさせていただきました。

点数ではかり知れない部分もございましたけれども、最終的には40代とか60代とかありまして、それなりの関心のあられるすばらしい方が選ばれたものと思おっているとこ

でございます。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

この市の改革についてご意見をいただきたいと、力をかしていただきたいということでお募集、公募をするわけですが、市長、助役、部長を初め、担当の方々で選考に当たったということでありまして、いわゆる内部の改革をするときに、その選考のために内部の人間だけで本当にいいのかという気もいたします。

市長を初め、助役、大変優秀なことはよく私もわかっておりますが、行政以外の方から目、いわゆる改革をどのような観点から見るかといったような観点、方法もあるんじゃないかと思おいます。今後いろんな意味でそのことも頭に入れていただきたいと思おいます。

北海道の札幌市だったと思おいますが、受付業務など実は民間に委託をしております。仕事の間違おい、あるいは市民からの苦情というのはゼロに等しいということをお聞いておりますが、いろんな施設の指定管理者制度、委託をするといったもののほかに、例えば庁舎内での仕事などで外部の方に委託をできるような部署、そういったものはございませぬか、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今それぞれの項目といいますか、原課におきます仕事内容をそれぞれ精査しておるところでございまして、特に行政改革委員会の方に今それぞれの職員がしている仕事内容を今上げさせてもらっておるところでございまして。

特にその施設の施設もございませぬけど、今おっしゃったように、それぞれの先進的な市におきましては、今言ったように総合窓口にお民間の方、ボランティアという形でありましたり、これを有償のボランティアにしたい。それぞれ市の職員の削減につきましては、やはり市民総参加の中でそれぞれ取り組んでいくという先進地の事例等もございませぬし、また特に



公営住宅、この管理等をそれぞれの民間の方  
にお願いする、徴収から、または修繕から、  
そのようなものを一つの例として挙げられて  
おるようでございますので、今回のそれぞ  
れの部署から上がったものにつきまして、い  
ろいろと精査をしていきたいというふう  
に感じしております。

#### ○16番（池満 渉君）

さまざまな仕事を民間に移管をしたり、あ  
るいはNPOに頼んだりすると、当然職員  
が余ってくるというか、何をすりゃいいんだ  
というようなことが出てくる、その現象が、  
そういったことをしっかり職員の方々とも合  
意をし、話をしながら、私は決して首を切る  
ことだけが最良とは思いませんけれども、じ  
ゃあもっと本来やらなければならないことは  
何なのかということをお伺いします、そのこ  
とをやるような指導を、指揮をぜひ市長の方  
でやっていただきたいと思っております。

さて、財政全般の基本的なお考えをひとつ  
聞きますが、毎年の財政計画を練る時に支出  
が先なのか、いわゆる歳出が先なのか、収入、  
歳入が先なのかということをお伺いします。  
つまりこれだけの要望があるからこのために  
金を何とかしないといけないというのか、こ  
れだけしか金がないからこっちはできない  
よということを基本的に市長はどちらですか、  
支出が先か歳入が先か。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には私歳入だと思っております。や  
はりいろんなことに入ってくるお金がある程  
度めどがつかなければ、いろんな支出とい  
うのは、支出は削減する、経費はするとわ  
かっておりますけど、やはり歳入全体、市  
税、またそれぞれの補助金、交付税、補  
助に歳出の投資的な経費を伴いまして、あ  
る程度の国庫補助金というのがどれだけ  
か来るのか。やはり基本的には歳入とい  
うのを指針した予算の編成というのをや  
っていかなければならない

いというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

私も同感であります。歳入を先に考え  
ないと支出だけ、歳出だけを考えると、  
どうしても借金が膨らむという現実があ  
ると思っております。

さて、最後に市長にお伺いをします。

財政の心配ばかりをしていると、先ほど  
から言いますように多くの市民の要望に  
こたえられないということあります。た  
だ、金だけでその要望に、金がないから  
要望にこたえられないのかということ  
はまた別で、方法があるんじゃないか  
ということも皆さんと考えていかな  
ければならないと思っております。

市の実情をしっかりと住民の皆さんに  
知らしめて、先ほど言いましたけれど  
も、住民の皆さんと役所、あるいは行  
政がこう対峙するんじゃないかと、同  
じ方向に向かって思いを共有するとい  
うことが大事であります。

今言いましたように、職員の意識の中  
に予算がないから、あるいは法律や条  
例にないから住民の要望にこたえられ  
ないというような思いがあるとしたら、  
このことはよくない。市民が何を望  
んでいるのか、そのことを達成する  
ためにどんなことがやればいいのかと、  
金がなかったら知恵を出し、まさに  
汗を出し、一緒にそのことを一つで  
も解決していくという姿勢が大事だ  
ろうと思っております。

市長もごらんになったかもしれませんが、  
ご存じだろうと思っておりますが、合  
併しない宣言をした福島県の矢祭町、  
ここは住民の皆さんに役場の職員の  
働きぐあいはどうですかと聞いたと  
きに、ほとんどの住民がうちの役場  
の職員は一生懸命働きますと、よく  
やってくれますという満点の評価を  
しております。

そのことはさっき言ったように、住  
民の皆さんと一緒にその思いを、悩  
みを解決しようというやっぱりその  
努力が認められていることだろう  
というふうに思っております。

住民の方々には役場の人たちは、役  
所の人たち

ちは、行政の人たちは私たち一人一人のことをいつも考えてくれてるんだ、心配をしてくれてるんだというその思いになっているからこそ、そのような話が出るんだろうと思います。まさにそこの町長が任期途中でやめると、もう今度までだと、次出ないというときに、町民の皆さんが駆け寄ってきて、町長室に押しかけて涙を流しながらやめないでくれと、このまま矢祭をもっといい町にしてくれと懇願をしたという話であります。

市長もぜひ市民の皆さんに涙を流して、仮にその次にやるときも頼むと、あなたしかいないと言われるようなそんな市長になっていたきたいと私も熱望をしております。

さて、幾つか申し上げましたけれども、再度になります。市民の皆さんのために、職員も同じ市民です。そして、一緒に力を合わせて厳しい財政の中で取り組んでいく、そのことを先頭に立って市長がやっていかれる、その決意を本当に重なるかもしれませんが、改めてお伺いをして質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。特にこういう財政的に厳しい状況である場合につきましては、やはり一緒に市民の皆様方と同じように汗をかいていかなければならない、それぞれお金で、補助金でそれぞれの市民の心を握っているわけじゃない。特に職員今600名いらっしゃいますけど、それぞれの地域に住んでいらっしゃいます。やはり市が活性化するには、それぞれの小さな集落が元気でなければなりません。職員というのは、やはり24時間、土日もありその地域によって初めてそれぞれの地域の生活ができるというふうに思っております。

かねがねそれぞれ地域の皆様方と親しく、またいろんなことを一緒に地域の活動をやっていくことにおいて、その信頼関係というの

は得られる。ただ、この役所の中だけでそれぞれの市民と職員の信頼関係は得られないというふうに思っております。

そのようなことを私どもトップを含め、それぞれ幹部もみんながその地域に根づいた職員であり、またそれぞれのいろんな思いを話をしながら、また市民の声を吸い上げていく必要があるというふうに思っております。

私はそのような職員を、やはり職員の評価というのを幹部が評価するのも大事かもしれませんが、かねがねそれぞれの一人一人を市民が評価して、その人の評価というのが出てくるという概念を持っております。そのようにして、今後新しい日置市の中におきます再出発をする中におきましても、そういう思いを持ちながら市政をやっていく所存でございます。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

#### ○3番（下御領昭博君）

皆さん、こんにちは。4町が合併し、日置市が誕生して早いものでもう5カ月が過ぎようとしています。市民の皆さんが合併してよかった、日置市になってよかったと言われるような市政を目指して一生懸命取り組んで、活力と魅力ある日置市を目指さなければならないと考えます。

財政の厳しい状況でいかに努力し、知恵と工夫とやる気で住みよい活気あふれる日置市を目指して、市民と行政が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

旧4町がこれまでそれぞれの分野に力を入れてこられたと思いますが、これから先は地域性を考慮し、足並みをそろえていかなければならないと思います。私は生活の基盤は安心、安全な道路と上水道の整備だと考えています。そこで、その件について質問します。

1、これからの市道をどう計画、構築していくか。現在市道は全体で路線が1,207路線で、全延長745.2キロメートルで改良率は63.6%で、改良延長は474.0キロメートル、未改良は271.2キロメートルと平成17年4月現在で行政側で調査済みとのことでありますが、そこで質問に移ります。

①企画や構造によって異なるが、市全体で年間約何キロメートル程度整備するのか。

②市道で車の離合もできない狭い箇所や急カーブで視距もなく、見通しの悪い箇所が見受けられるが、何を基本に整備を進めているのか。

③道路整備を計画する際、どの地域の住民も我が地域を優先にしてもらいたいと期待するのが本音だと思う。そこで優先順位はどのような方法で、どのようなメンバーで決定しているのか。

④自然環境や地域にマッチした道路整備を進めていかなければならないが、地域差をなくするためにも、市全体を十分に把握し、進めていくべきと思うがどうなのか。

2番、上水道完全普及について。

水道は日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、水質基準は「健康に関連する項目」29項目と「水道水が有すべき性状に関連する項目」17項目で、計46項目をクリアしなければならない。

そこで、安心、安全な飲料水が使用できている地域を見ますと、旧東市来町が98.2%、旧日吉町が95.8%、旧伊集院町が85.1%、旧吹上町が95.6%となっているようです。そこで質問に移ります。

①市民が健康な生活を送るには、安全、安心な飲料水の確保が不可欠と考えるが、これについてどう思われるか。

②若者世帯の定着が少なく、過疎化が進む傾向の地域もあるが、一原因として上水道整

備がなされていないのが原因じゃないかと私は考えるがどう思われるか。

以上の2項目の6点について、市長の具体的で前向きな答弁を伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のこれからの市道をどのようにして計画、構築していくかというご質問でございます。

17年度の市道の改良計画は、市全体で21路線、延長で3,600メートルの改良を計画しています。今後さらに補助事業、交付事業、起債を導入しながら計画的な道路整備を推進していきたいと思っております。一部狭い箇所につきましては、地域の要望を含め、安全性を考慮し、整備をしまいたいというふうに思っております。

優先順位をどのように考えているかということでございますけど、基本的には総合計画の実施計画に整備路線を上げまして、緊急性、安全性を考慮し、地域の協力体制が整った路線から整備するという方法をとっていきたいと思っております。

やはり地権者の皆様方のご協力がなければ、この道路整備というのは、どうしてもやっていけない。整備をする途中の中で、またそれぞれ屈折した道路になってしまうということで、基本的にそれぞれ地権者、また地元のその協力体制というのを最優先にしていかなければならないというふうに思っております。

合併して地域も拡大し、旧町間のアクセス道路、またそれを結ぶ地域内道路といった一体性のある整備計画がもたれると思っております。

2番目の上水道完全普及についてということでございます。

市民が健全で文化的な生活を送るためには、安心、安全な飲料水の確保はぜひとも必要な

ことであると認識しております。日置市の水道普及率は県平均を下回っております。特に伊集院地区におきます国道3号線北部の水道事業の整備がなされていない現状でございます。この地域への水道整備は、本市の重要課題であると思っております。

昭和50年から60年代にかけて、水道の普及状況は、その地域の文化水準をあらわしているとも言われたことがあります。ご指摘のように、若者世帯の定着はもとより、今後の日置市の発展のためには、水道の整備はどうしても必要であると思っております。何よりも地域住民の意向が大切でありますので、住民の皆様方の意をくみ上げながら整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（下御領昭博君）

改良を年間3,600メートルすると言われてましたが、用地の問題とかいろんな条件はあると考えられますが、ルートと比較検討や大型構造物については比較検討を十分に行い、少しでもメートル当たりの施工費を安くし、少しでも延長を長く改良するように私は考えますが、市長のご意見を伺います。

○市長（宮路高光君）

今議員のおっしゃるとおりだと思っております。この路線の線形を含めまして、特に構造物を含めた経費の問題、やはり最小限の中でそれぞれの整備を図る、そのようなことを基本に置きながら設計に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

わかりました。②について伺います。

さっきの答弁で、狭いところから順次行っていくと言われましたが、狭い箇所や危険な箇所などは市でちゃんと把握して、何か基本台帳とか、もしくはリストを作成されてるんですか、伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には市道を含めた中で道路台帳というのがございまして、この道路台帳におきまして、それぞれに急カーブを含めたチェックはしております。そういう中におきまして、特に予算関係もございまして、特に急カーブとか、そういうところから単独の事業をしていく場合におきましては、そういうところから優先的に整備をしていかなければならないというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

2については、わかりました。3について伺います。

さっき答弁の中で地元の要望とか、そういうところから順次行っていくと言われましたが、例えばそういう箇所が何件もあった場合に、どのような形で優先順位というのは決めていらっしゃるんですか。もし優先順位を決める際に、どのようなメンバーで決定されているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に道路整備におきましては、それぞれ国県の補助事業、また起債、こういうものが基本的には最優先してくるというふうに思っております。総合計画の中におきましてのそれぞれの整備計画を立てて、立案しておるところでございまして、メンバー的におきましては、それぞれ土木関係を中心とした中におきまして、また内部におきましては私を含め、また助役、そういうことで決めていきますけど、基本的には地域のやはりそれぞれの自治公民館長さん、また議員の皆さん方もでございますけど、そういう方々にご相談申

し上げながら、またさっきも申し上げましたとおり一番大事なのは優先順位、危険箇所を含めたそういうものの中におきましてこの順位といたしますか、その予算の許す範囲の中におきまして、それぞれ単年度、単年度の中で予算編成を行っていくというふうにしていきたいと思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

今答弁の中で課長とか助役とか市長を初め、そういうメンバーで優先順決めるとありますが、補助事業によって異なるとは思いますが、住民に納得できるような説明資料とか作成されてるんですか。また、決定時の委員の指名など明確に記載され、保存されているのか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に単独の事業とさっきも言った補助事業、単独のものにつきましては、特に基本的には自治公民館長さん等含めた中におきまして、それぞれの箇所の要望箇所がございしますので、その要望箇所をそれぞれ前年度といたしますか、前の年度を含めた中で一応それぞれの公民館長さんを通じて把握をさせていただいております、それに基づきましてそれぞれ実施をしているというふうになっております。

**○3番（下御領昭博君）**

はい、わかりました。④については、もう似たようなものですので、省きます。

2番の水道についてですが、さっき前向きの姿勢でという答弁をいただきましたけど、大体何年ぐらいから計画を初めて、大体何年ぐらいで終わる予定なんですか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

さっき説明申し上げましたとおり、市全体におきましては90%、その中におきましてもう東市来は98、日吉も97、吹上も96と、特に伊集院地域が80%ちょっとというふうに低うございます。特に伊集院地域

におきましては、国道3号線におきますあの周辺部が一番普及率が悪いということでございましたので、この地域につきましては、昨年それぞれの地域におきますアンケート調査をさせていただきまして、やはり水道の普及というのは、それぞれの集落全体がご同意をいただかなければ、やはり基本的に自分のところはもう水道は要りませんと、そういうことになりますと、大変普及率といいますか、幹線にあわしました水道におきます普及が悪うございますので、基本的にはそういう地域におきます同意の高いところから基本的にやっていくというのが基本でございまして、特に今昨年のアンケート調査をもとにいたしまして、今ことし入っておりますのが野田地区、桑畑地区、この両面に入らせていただいておりますのでございます。

何しろ特にこの簡易水道を含めた中におきます補助率、大変これが低うございまして、大変いろいろ箇所のつけ方も難しゅうございまして、特に今まで私ども行ってまいりましたのは、特に補助事業を最優先してやらさせていただいております。中山間事業という総括した中におきまして、飲料水の事業の中で取り組まさせていただきます、ほかの地域につきましても、まだまだたくさん地域がございしますので、その地域におきます補助事業等をどういう補助を対象にしていけばいいのか、そういうことにおきまして、やはりアンケートを含めた中の率のいいところからさしただきたいというふうに考えております。

**○3番（下御領昭博君）**

今の答弁でアンケート調査が行った結果、結果が悪かったつうのは私も十分承知していますが、確かに以前アンケート調査が行われたんですが、関係部署が出向き、地域住民に十分なアンケートの趣旨など説明なされないまま行われたように記憶しております。高齢者が多く、必要性など理解されないまま行わ

れたようですが、その辺をどう考えますか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

私どもも自治公民館長さんを中心に1回説明し、地域の説明をしますけど、公民館等に来られる方は、ご高齢の方々は少ないというふうに感じております。特に今後のこういう説明というのは、やはりご高齢の皆様方にも徹底できるよう、やはり説明のあり方というのも十分今後配慮した中でやっていきたいと思っております。

**○3番（下御領昭博君）**

今の答弁の中では、どうしてもいつつうのが明確にされないんですが、一つだけ家を建築しようと思っても、上水道の整備がない箇所は別途ボーリング代とか100万円から200万円程度別途予算がかかるわけです。そのためにも、どうしても上水道の整備を早くして、過疎化を食いとめるためにも上水道の早期実現に向けて、やっぱ前向きに検討をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今おっしゃいますとおり、またほかに残されているところにつきましても、また改めてアンケートをするかもしれませんし、またほかの事業、簡易水道におきます補助率の中でできるのか、ここあたりは十分検討しながらやっていかなきゃならん。特に今この補助事業でしたもんにつきましても、それぞれ80%、90%のそれぞれ給水していただかなければ、それだけの運営というのも大変多くかかりますので、基本的には地域住民の皆様方の同意等いただかなきゃなりませんけど、ひとつこの中で大きな課題があるのは、もうボーリングをされていて、その方々にはもう影響なく、そういう方々も特に今まで水道を普及してないところは、そういうところが多ございます。

私どもの中におきましても、今後やはり安全、安心の中におきまして、またこの水道というのは大事でございますし、また定住促進、こういうものからも考えてもやはり普及、水道の普及というのは大事なことでございますので、このことはやはり行政がきちっと生活関連事業でございますので、やらなければならないという気持ちを持っております。

**○3番（下御領昭博君）**

今市長の答弁の中で、ボーリングをしているところは問題ないようなことを言われますが、ボーリングしているところも10年から15年の間にポンプをかえたりとか、やっぱしパイプなどをかえるのに物すごいお金がかかっていると地域の人から聞くんです。

そのためにも、どうしても上水道の整備を早期に実現してほしいという声の大きいもんですから、確かにさっきも言われましたように、高齢者の方はもう必要ないという人が私は多いと思います。だけどこれからのことを考えると、やっぱし上水道整備は取り入れて、早期実現に向けてやっぱり検討すべきじゃないかと思えます。

これで私の質問を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

**○13番（田畑純二君）**

まず私の一般質問に入る前に、ここにおられる皆さんにお願い申し上げます。

我々議員に与えられました執行部の答弁を含めず、1人つき1時間以内という一般質問の持ち時間を私は私のやり方で、私なりに最大限有効に使いたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

まず、質問に入ります。私はさきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問

いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、新市建設の基本方針の一部についてであります。日置中央合併協議会で議論されました新市まちづくり計画の第4章、新市建設の基本方針第5節地域別の振興方向の中で、4地域についての振興方向が述べられ、日吉地域については、次のように述べられております。

現状、本地域は肉用牛、酪農などの畜産業が盛んです。地場産業としての日置がわらの生産や電子部品産業も立地しています。また、せつぺとべに代表される伝統行事や史跡も豊富に存在しています。

一方で過疎、高齢化は進行しており、その対応が求められています。また、新市の中央に位置する地理的条件の活用や新市で唯一の公立病院を新市の貴重な地域資源として活用していくことも課題となっております。

こうした中、新市において日吉地域は次のような方向で地域振興を進めます。

振興方向、1、新市の地理的な中央にある立地条件を生かし、公立病院を中心に市全体の保健・医療・福祉・介護予防の拠点としての地域づくりを進めます。

1、高速交通体系やJR、空港等と結ぶ道路交通網の整備を図り、住民生活の利便性向上を図るとともに、企業等の立地促進に努めます。

1、サイクリングロードの整備や景観を生かした公園整備等を進め、交流による地域活力の向上を図ります。

1、肉用牛、酪農等畜産業の振興を図ります。

1、特産品の開発を積極的に進めます。

重点事業として、南九州西回り自動車道等へのアクセス道路の整備、いきいきすこやかセンター（仮称）の整備、サイクリングロードの活用及び拠点整備、学習情報センター

（情報学習館、図書館、歴史資料館の複合施設）の整備、畜産農家の後継者対策の推進、特産品の販売施設等の整備、指定介護老人福祉施設の充実、以上のように述べられております。

ところで、現在は日置市で誕生以来、既に約4カ月半が経過し、さらに助役2人制になってからも約2カ月が過ぎましたので、日置市の行政もそろそろ軌道に乗り始めていると思われま。6月議会の私の一般質問に対して約束されました行政改革大綱案も9月28日の全員協議会で説明予定とのこと聞いておりますので、その事実が裏づけられるのではないかと考えています。合併の緊張関係を生かし、日置市全庁、全職員一丸となって大胆でスピード感あふれる行政改革に全力を傾注していただきたいと考えております。

現在日置市政は、総合振興計画策定を目指しながら、日置市まちづくり計画に従って、粛々と進められ、市職員も合併後の新組織及び新業務内容にもある程度なれてきて、むだなく、効率よく業務を推進されているのではないかと考えております。

ですから、行政の広域的対応の必要性、地方分権の推進、少子高齢化の進行への対応及び国、地方を通じた厳しい財政状況への対応等といったような合併のメリットも一般の市民、我々議会人とも、もうそろそろ実感し始めてもいいのではないかと私は私なりにひそかに期待しているところでもあります。

旧4町地域の振興方向等につきましては、日置市まちづくり計画で4町地域ごとに述べられておりますので、日置市政はそれに従って進められていると思います。新市建設の基本方針は、第1節の基本理念から第6節新市の整備拠点までありますが、今回はその一部の第5節地域別の振興方向の中でも、特に日吉地域に限ってみます。

現在日置市総合振興計画の策定中とは思

ますが、現時点で日吉地域の振興方向を確認し、さらに個々の現況と具体的対応を聞いてまいります。

そこでまず1番目に、市長にお伺いするものであります。日置市まちづくり計画の地域別の振興方向の中の日吉地域をどうしていくつもりであるか、基本的見解をお示しください。そして、さらに具体的に順次質問していきます。

次に、榎園住宅、住吉住宅、松山住宅の建てかえについてであります。これにつきましては、6月議会で議決されました日置市過疎地域自立促進計画（平成17年度から平成21年度まで）42ページ、生活環境の整備の（5）公営住宅の建てかえ事業計画として掲載されております。

榎園住宅は、昭和44年建設ですから、築後36年間経過、松山住宅は45年建設で35年間経過、住吉住宅は52年建設で、築後28年間経過しており、特に榎園住宅と松山住宅につきましては、平成10年より7年間、いわゆる「政策空き家」を設けて、新規入居認めず、建てかえに備えてきております。

言うまでもなく、老朽住宅の3住宅とも建てかえの時期に来ておりますので、事業主体である日置市の早急なる具体的な建設計画が求められるところであります。

さて、金峰町と鹿児島市にある建設会社は、7月5日、町営住宅建設の協定を締結しました。建設会社が建設し、町が借り上げる形式の町営住宅であります。県内の自治体が運営する住宅では、初めて入居者に所得制限を設けず、補助金を一切投入しません。

建設する町営住宅は、1、国の補助、町の起債なしで建設、2、所得制限なし、3、国や町の家賃補助なし、4、借り上げ期間は20年などが特徴であります。1期工事は8月初旬着工し、2006年1月初旬までに完成、入居者を募集します。今回は教職員や

進出企業の社員などからマンション型住宅の要望が多いため、中高所得者にも対応する住宅が必要であると判断したとのことでした。

金峰町が民間活力を活用した町営住宅を建てるのは3棟目となるとのことではありますが、このように民間活力を導入した公営住宅の建設も1方法かと思っておりますので、日置市でもぜひ具体的に検討してみてもはどうでしょうか。

以上を踏まえてお尋ねいたします。

榎園、住吉、松山公営住宅の建てかえはいつごろで、どのような建物を予定しているか具体的に、明確に答弁してください。

3番目、情報学習館、図書館、歴史資料館の複合施設である学習情報センターの建設についてであります。

これも日置市まちづくり計画の日吉地域の重点事業として掲載されており、関連する新市創生プロジェクトは、史と景と文化のまちづくりプロジェクトであります。このプロジェクトの中では次のように記述されております。

すなわち「地域の代表的な伝統文化を常設で展示する伝承拠点施設を学習施設などと一体的に整備し、伝統文化の継承の拠点として活用するとともに、観光や学習への活用を図ります」と述べられております。

日吉地域には近代的で設備の整ったすばらしい図書館や歴史資料館がなく、この種の複合施設の建設は日吉地域住民の長年の悲願であり、夢と希望でもあります。

日置市の中で地理的に中央にあって、「日置市のへそ」といってもおかしくない日吉地域に、この種の複合施設を計画どおり建設して、日置市全体の伝承拠点施設、学習施設等を備えて、日置市の教育、文化の中心地として整備することはできないのでしょうか。総合振興計画を策定中と思っておりますが、学習情報センターの建設予定はいつごろで、どのような建物を予定されているか市長の率直なご



所見をお伺いするものであります。

4、サイクリングロードの活用及び拠点整備についてであります。

これも重点事業の一つであり、関連する新市創生プロジェクトは吹上浜アスリートの森づくりプロジェクトであります。このプロジェクトの中では、次のように記述されております。

すなわち「吹上浜サイクリングロードの整備をするとともに、沿線に休憩機能や案内機能等を備えたサイクリングステーションを整備します。またサイクリングロードと国道270号を各スポーツ施設を結ぶアクセス道路を整備します」と述べられています。

このサイクリングロードは、現在日吉地域の帆の港地区まで整備されていますが、現時点では行政としての活用策が乏しいように思います。上記プロジェクトでは、東市来サイクリングステーションをつくる計画となっております。サイクリングロードの活用及び拠点整備はどうなっているのか、市長に具体的に詳しくはつきりと答えていただきたいと思っております。

第2点、農業問題についてであります。

日置市の就業人口の産業別割合は、第1次産業が10.5%、2,551人、第2次産業が30.6%、7,444人、第3次産業が58.9%、1万4,301人となっています。鹿児島県全体と比べると、第2次産業の比率が高くなっていますが、何といたしましても農林業は日置市にとっては基幹産業であります。

したがって、日置市まちづくり計画の分野別振興方向の中で産業経済の農林業、支援体制の強化による高付加価値農業の推進について、次のように記載されております。

すなわち「農業振興の支援体制については、農業公社を農業農村活性化支援センター（仮称）へと強化することで、収納支援や農作業受委託等に加え、人づくり後継者育成を図り、

試験研究、技術支援等の機能を持つ総合的な営農支援体制を構築し、認定農家の拡大並びに法人化を進めます。あわせて研修圃場等の整備や農業関連の事業所等の誘致を進め、県農業開発総合センターとの連携を強化します。また生産部会等の活動促進により、農林産物のブランド化を図るとともに、農業経営の効率化、健全化及び担い手農家の育成を推進します」と述べられています。

ところで現在日本の農業改革は正念場を迎えております。政府はことし3月食料・農業・農村基本計画を見直し、今後10年の農政の指針となる改定基本計画を策定しました。

その柱は、1、食料自給率目標の達成、現在の40%を45%に、2、担い手を明確にした施策の集中と経済安定策の導入、3、農地の有効利用の促進、担い手の集積、4、工程表の導入、施策の管理と検証などです。

日本の今後の農政の対象は、担い手に集中、重点化されますが、それが単なる補助金の受け皿となってはなりません。また、農地の有効利用のためには、転用期等を排除し、農地制度を抜本的に改革する必要があると言われております。こうした一連の改革を同時に「農業ビックバン」として実施することが望ましいとも言われております。

現在の日本では、農地の転用は農地法第4条、第5条で統制されており、また農業振興地域整備法（農振法）に基づき、農用地区域に指定された農地の転用は禁止されています。しかし、現実にはこれらの効率のあまいな運用により、本来は転用不可地域の農地の転用も可能とされ、農家に大きな転用期待を持たせる結果を生んでいます。日本農業が生き残るためには、活用すべき農地を面として確保し、その効率的利用に当たっては、市場原理を導入することを急がねばならないと言われております。有限な地球の資源の有効

利用をグローバルに考えるべき時代にあつて、農業は産業として自立し、多様な展開を図らなければ、その存在意義を問われることになると思われます。

こういった事情を背景にして、九州農政局が8月10日発表した2004年度九州食料・農業・農政情勢報告九州農業白書は、地域農業の活性化には企業的経営感覚が必要として、農業法人の育成を提言しました。すなわち企業的経営改革を生かして、農村衰退に歯どめをかよふというものであります。

白書は従来の家族経営では農業の維持は困難になると分析、新たな担い手として農地の買収、賃借が認められる農業生産法人を奨励しております。9月1日から農地のリース、賃借方式による一般株式会社の農業参入が全国で解禁され、耕作放棄地の解消なども期待されるだけに、タイムリーといえそうであります。

九州の法人数は年々ふえ続けており、2004年は1,151（鹿児島は337）で、九州は全国の16%を占めました。白書はうち約20法人の取り組みを紹介しました。鹿児島県からは特区制度を活用してサツマイモ栽培を始めた大口市の藤井建設や黒豚の放牧で成果を上げる肝属町のエコふぁーむ、温暖な気候に目をつけ、北海道からキャベツ生産に参入したj o b（出水市）など、5例を取り上げています。

その鹿児島県も農業県鹿児島の将来像を示すため、食と農業の基本方針を定めた「かごしま食と農の県民条例」を2006年3月に策定しようとしている状況にあります。

以上のような状況の中で、市長に次の3点につきお尋ねするものであります。

1、輝北町農業公社が2000年度にスタートさせた研修生助成制度を利用し、町内に居住することになった新規就農者の家族が本年度受け入れの3組を加え、累計で50人

を突破しました。研修生の7割以上が県外出身者であります。同公社は、本町農業振興と過疎化歯どめの一翼を担ってもらっており、これからも頑張ってもらっていると期待しています。

同町は98年に農業公社を設立、同制度はスプレー菊の若い担い手農家を育成を目指し、就農後の町内居住を条件に2年間研修、家族に月額20万円と住居を提供します。年数回大都市圏で開かれる就農相談会に出かけ、直接PRにも努めています。毎年3組受け入れ、既に4期生までの12組が巣立ち、現在5、6期生の6組が研修中です。出身地別では18組のうち14組が東京、大阪、千葉、神奈川など県外からです。多くが家族とともに輝北に初めて移り住み、累計で52人になりました。

日置市でも、吹上地域の農業公社が平成14年に登記設立され、平成15年5月から研修生を毎年3組ずつ2年間受け入れており、新規就農者は10人になっております。日置市としても、農業振興と過疎化歯どめのため、新規就農者助成制度や農業後継者育成制度など、ソフト事業を充実強化したらどうでしょうか。6月議会でも農業公社に対しては、一般質問がありましたが、改めまして本件に対する市長の今後の基本方針と日置市の現状をお伺いいたします。

2番目、上記基本計画の策定を受けて、今全国の農業関係者が最も高い関心を寄せている農政の課題は、担い手の明確化であります。改定計画では、担い手を明確化し、その担い手に施策を集中、重点的に実施するとされています。

担い手の中心は、経営の改善計画を作成し、市町村から認定を受けた「認定農業者」であります。小規模農家や兼業農家も共同して集落営農組織をつくれば、その構成員として担い手となることができます。

しかし、集落営農は集落など地縁的にまと

まりのある一定の地域内の農家が農業生産を協同して行う営農活動であり、機械の共同利用や作業委託などを含め、さまざまな形態があり、必ずしも経営体としての実体が伴っているとは限りません。

このように集落営農は地区ごとの特性によっていろんな形態がある中で、参考までに申し上げますと、農林水産省は8月7日、8月17日、小規模農家が集まり、農業を共同経営する集落営農の組織づくり支援と農地整備を一体的に進める事業に来年度から乗り出すことを決めました。期間は3年間で、来年度予算の概算要求に事業費を盛り込みます。

現在全国に約1万ある集落営農は大規模農家とともに、今後の担い手と位置づけられ、育成が急務であります。同省は農地整備をきっかけに営農組織づくりに成功した事例が多かった上、組織化に当たって栽培作物や導入する機械の選定などの調整が効率的にできると判断し、事業に着手することとしました。

主な内容は、20ヘクタール以上の農地整備に対し、費用の半額を補助するほか、営農組織づくりを支援するため、1、農作業に必要な大型農業機械の導入、2、意欲ある農家に農地を集めることを話し合う活動などについても一定額を助成します。

都道府県を事業主体とし、採択に当たっては、集落の組織化や法人の計画があるほか、5年以内に経理の一元化など一定の要件を満たす集落営農となることを見込まれることを条件としております。

農作業を共同で行う集落営農地域は、九州で1,545あります。しかし、法人化されているのは、うち49に過ぎず、鹿児島県は84のうち5法人で全国的に見ても少な過ぎます。そのネックとなっているのは、リーダー不足や構成員の合意形成が容易でないためです。行政や農業団体による啓発やサポートが求められるとこであります、地域

内にいなければプロの農家を呼ぶぐらいの覚悟、意識改革がないと生き残りは難しいとも言われております。法人化は経営強化の手段であって、目的ではありません。法人化後に何をやるかがかぎを握っていることも忘れてはならないと思います。

このような状況下で日置市としましても、地域の住民が力を合わせる集落営農体制づくりを進めるべきであると思いますが、どうでありましょか。これに対する市長の考え方、対処方針をお聞かせください。

3、日置市まちづくり計画の地域別振興方向の吹上地域の重点事業として、農業・農村活性化支援センター（仮称）の設立が述べられ、関連する新市創生プロジェクトとして食と農の創造拠点整備プロジェクトが上げられています。そして、このプロジェクトの中でこの支援センター（仮称）の設立として、次のように記載されています。

すなわち「既存の農業公社の組織の充実を図るとともに、従来の就農支援や農作業受委託等に加え、法人化支援や作業請け負い、試験研究等についても、県農業開発総合センターや大学等の研究機関との連携を図りながら取り組み、農業振興を総合的に支援する機関へと機能を高めます。また、都市農村交流事業や加工・流通事業についての取り組みも進め、農村の活性化や農村づくり活動を支援する中核的な役割を担います」と述べられています。

そこで、この農業農村活性化支援センター（仮称）の設立計画の進捗状況はどうかお尋ねいたしますので、市長の明確なる答弁を求めます。

第3点、日置市まちづくり計画のいきいきすこやか拠点整備プロジェクトについてであります。

1、日置市まちづくり計画の新市創生プロジェクトの4番目に、いきいきすこやか拠点

整備プロジェクトがあり、次のように記載されています。

すなわち「市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、いきいきすこやかセンター（仮称）を整備することにより、日置市民病院の機能強化に努めるとともに、各地域保健センターとのネットワークの形成を図ります。いきいきすこやかセンター（仮称）の整備として、健康づくりや介護予防・リハビリテーションの拠点機能を整備し、市民の保健・医療・福祉の総合拠点づくりを進めます。また、各地域保健センター、温泉施設等との連携を図りながら、現在の日置市民病院の機能を強化するなど、市民がさまざまな目的で利用できる環境づくりを進めます。そして、地域医療機能として、現在の市民病院については、整形外科等の診療科目を拡充するとともに、在宅医療を強化するなどして、地域振興の拠点としての整備を進めます」と述べられています。

また、日吉地域の振興方向の1番目に、新市の地理的な中央にある立地条件を生かし、公立病院を中心に市全体の保健・医療・福祉・介護予防の拠点としての地域づくりを進めますとも記載されております。

このように市民病院の今後のあり方、方向性につきましては、大まかには定められておりますが、具体的に対策しましては、新市になってから約4カ月半経過した今ごろから検討していく段階にあると理解しております。

ご承知のように、この病院は築後27年経過しており、古くなって老朽化しているのは紛れもない事実であり、今までも補修、修繕などして四苦八苦しなながら、何とか建物整備の管理運営をしてきているのが実態であります。今さら改めて言うまでもなく、この病院に対する地域住民の期待とニーズは非常に大きいものがあり、この増改築、規模拡大、機能強化への要望が日に日に多くなってきており

ます。

言うまでもなく、新市で唯一のこの公立病院を新市の貴重な地域資源として活用していくことは、日置市の大きな行政課題でもあります。

そこで2人助役制になってからもう約2カ月が経過し、日置市行政も全体的にそろそろエンジンがかかり始めてもよいと思われましてこの時期に、下記提案しますので、ぜひ実行していただきたいと思っております。

また、平成16年のこの病院事業決算審査意見書でも次のように述べられています。

すなわち「施設医療設置の老朽化、求められる医療機器のハイテク化、医師の確保の問題など今後の病院運営には多くの問題を想定することができる。したがって、これからの公的病院のあり方など、専門的側面から総合的な検討の機会を設けられることも申し添えることとしたい」、このように述べられております。

これらを踏まえ、市民病院の規模拡大、機能強化のため、そのあり方検討委員会を設置して市民病院のあり方、方向づけを具体的に、真剣に検討していくべきと思っておりますがどうでありましょいか、市長の明確なる答弁を求めます。

2、日置市まちづくり計画にある新市創生プロジェクトは、「絵に書いた餅」ではなく、早急に実現して、新市の発展につなげる中核的な事業であります。この6つのプロジェクトをできるだけ早く実現して、より安心・安全・快適で心豊かで活力あふれ、数年後どこに住んでいても市民全員が皆平等に合併して、本当によかったと実感できるような市民が主役の住みよい日置市をつくっていくべきであります。

合併特例債や有利な起債を何とか早く探し出して、財源のめどをつけて、緊急度、重要度、優先度が高くてできるものから早急に実

現できるよう、行政としても全身全霊を傾け、全力を傾注していく必要があります。

そこで市長にお伺いいたします。いきいきすこやかセンター（仮称）の整備はどの程度進んでいるか答弁願います。

最後です、もうしばらく。

日本の医療は過去10年間、名目経済成長が横ばいの中で、毎年三、四%高い伸びを続けてきました。この大部分が70歳以上の高齢者医療費の増加によるものであり、現行制度のままでは20年後は人口の2割の高齢者が医療費総額の半分以上を使うことになると言われております。

このため、政府は医療費の総額を高齢化の要因も考慮しつつ、経済成長に見合って負担可能な範囲内に抑制することを医療費制度の柱となることを目指しています。むだな医療費を抑制し、必要な部分をふやす効率化により、結果的に公的医療費全体が適切な伸び率に抑制されることが必要であります。

このような状況の中で、旧4町地域の医療費についての国民健康保険運営は要約して次のようであります。

東市来地域、かねてから自分でできる健康づくりを継続して行い、健康のすばらしさ、命のとうとさを訴える一方、レセプト点検による資格審査や請求内容の過誤、発見に努めながら、医療費通知書及び疾病予防のパンフレットを配付し、はしご診療や急患を除く時間外診療などで医療費のむだ遣いをなくするよう広報に努めましたとのことです。

伊集院地域、今後はさらに予防体制や健康教室など充実を図りながら、医療費適正化対策や保健事業推進などに取り組むとともに、保険税収納の財源確保を図り、安定した国保事業運営に努めていく必要がありますとのことです。

日吉地域、人間ドックや各種検診等の受診者には、一部負担金を支給しており、疾病の

早期発見、早期治療につなげ、少しでも医療費の抑制ができるよう今後も努めます。平成16年度はスリム教室を開催したが、17年度も引き続き、温泉を利用した健康教育を実施する計画ですとあります。

吹上地域、医療費抑制のために保健事業で働き盛り世代への疾病予防、健康増進と住民主体の健康づくり活動の強化、支援を柱に事業を展開しています。具体的には40歳から64歳の働き盛り世代に対し、保健師による訪問指導を実施したり、地区別健康づくり教室を夜間を中心に開催したとのことです。

日置市でも日吉地域、伊集院地域と吹上地域が高医療町として国指定を受け、東市来地域も県指定を受けて医療費安定化の計画を作成し、医療費抑制策に取り組んできております。

そこでお尋ねいたします。今後日置市全体としての統一された市民の医療費抑制策、主に国保をどのように考えておられるかお答えください。

以上、申し上げ、具体的で明確、内容のある答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

新市建設の基本方針の一部についてということをございまして、それぞれ項目がございませうけど、簡潔に述べさせていただきます。

日置市まちづくり計画の今後の進め方についてのご質問と思いますが、まず地方自治法第2条第4項に定められておまして、日置市総合計画を議会の議決を経た上で策定したと考えております。その計画に基づいて実施計画を策定し、具体的に事業を進めていくこととなりますので、現時点、いつごろ、どういふものを整備するのかということも申し上げられません。

実際に事業を進める上では、国、県の補助

事業を活用しながら、できるだけ一般財源を投入しないで済むような工夫をしなければなりません。財政面の整合性や地域のバランスを考慮し、優先順位をある程度決めて進めていかなければならないと考えております。

特に、榎園団地については、平成15年度に全体計画の基本設計を実施しており、鉄筋コンクリート3階建て（27戸）で計画されています。しかし、補助事業の採択は決定されていません。ことし策定する日置市総合計画に位置づけて、効率のよい交付金事業で整備をしていきたいと考えております。また、住吉団地、松山団地につきましても、基本設計も実施しておりません。今後、この公営住宅につきましても、日置市全体を見ました中におきます整備計画を策定して、それぞれ順次整備をする予定でございます。

旧日吉町の振興計画に作成されていたもので、学習情報センターの建設というのがされていたもので、合併協議会の社会教育部会では具体的な検討は何もなされていなかったということでお聞きしております。

特に、今後地域活動を活発にしていくにおいては、日置地域におきます中央公民館、またそれに伴います3層の地区公民館、特に地区公民館の整備によりまして自治会活動を十分できるよう方策を考えていきたいと考えております。

農業問題でございます。

新規就農者助成制度や農業後継者育成制度については、吹上支所で農業公社の事業としてこれまでも受け入れの実績があり、現在も引き続き受け入れ、単身者、農業後継者、家族の新規就農を目指す者に対して、一定の助成金を交付し、研修を行っています。公社では新市に伴い、これまで吹上地域における取り組みが行われておりましたが、この取り組みを日置市全体の取り組みにするための枠拡大や新たな体制づくりに向けて作業を進め

ているところでございます。

また、地域住民による集落営農については、これまで水稻や茶等農作業受託部会が組織され、農村地域における後継者不足や高齢化に対応するために、むらづくり地区を拠点に、県単独の補助事業を活用して、集落営農を進めてまいりました。国としても現在経営安定対策を進める上で、農村地域における高齢化の進展や耕作放棄地の増大、家族経営における施設機械導入に伴う負担増等が課題となっており、10年、20年後の将来を見据え、「担い手なき集落」からの脱却のため、共同で営農を行い、営農上生じる費用としての資材を一括購入し、集落の出荷販売で労賃等を配分するなど、集落の経理を一括して行う集落営農を進めています。

日置市におきましても、農林事務所、普及センター等関係機関と一体となり、各地域における集落営農の組織化に向けて推進していきたいと考えております。

農業農村活性化支援センター設立の進捗状況については、1の吹上公社のことにつきましてご説明申し上げたとおりでございます。

3番目の日置市まちづくり計画のいきいきすこやか拠点プロジェクトについてということでございます。

日置市市民病院は、昭和27年に設立された国民健康保険診療施設として、吉利診療所が前身となり、昭和40年に病院として診療業務を開始、その後昭和52年11月に現在の地に新築移転し、患者の安心、安全な医療の提供を第一に、住民の健康保持増進を図り、経営の安定を図りながら今日に至っています。

当医院は、国民健康保険病院の直営診療施設であることから、医療活動を初め、市民の健康づくりや在宅ケア、リハビリテーション、福祉、介護サービス等生活を視野に入れた活動など、高齢者社会における保健・医療・福祉の連携について、新市における病院として

の位置づけや将来の役割病院運営のあり方、また施設の整備を含め、今後の病院事業のあり方について、行政改革推進委員会で検討を行うなど、また専門知識を持つ委員で構成する検討する委員会を設置し、検討していきたいと考えております。

健康づくりや介護予防・リハビリテーションの拠点機能を整備し、市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、（仮称）いきいきすこやかセンターの整備ということが日置市まちづくり計画に盛り込まれておりますが、この整備がどの程度進んでいるかというご質問です。

基本的には先ほど説明いたしましたとおり、今後総合計画の実施計画の中に具体的に盛り込んで整備を進めていくこととなります。今の段階におきましては、具体的に何も申し上げられませんが、さきも申し上げましたとおり、やはり基本的に財政が伴うことをごさいますして、この実施計画、総合計画の中で年次的に財政に似合った中で整備をしていかなければならないというふうに思っております。

特に市民医療費の抑制をどのように考えているかということでございまして、特に平成16年度の旧4町の国保事業の決算によりますと、被保険者の総数は1万1,752世帯、2万1,196人となり、市人口の約4割を占める高齢化の進行とともに、年々増加しています。医療費総額は118億6,600万円で、前年に比べて3.67%の増で、内訳で一般分が7.61%、退職分で11.18%、老人分で1.01%でそれぞれ増となりました。

特に一般分や退職については、伸びが大きかった原因は前期高齢者制度により、老人保健制度に移行する年齢が平成14年10月以降70歳から75歳に制度改正されたため、この高齢者が国保被保険者の一般分に残ったためによるものでございます。

また、1人当たりの医療費で見ますと、一般分が31万7,498円、退職分が39万5,392円、老人分が91万4,164円となり、平成15年度の国の平均一般分23万8,233円、退職分38万1,325円、老人分81万4,086円に比べまして、一般分で1.33、退職分で1.04、老人分で1.12倍とそれぞれ高い状況にございます。

これらの高い医療費の要因といたしまして、老人医療費の占める割合が高い、2番目、入院医療費の占める割合が高い、3番目、長期入院の割合が高いと各種分析で結果として出ており、旧各町におきましてあらゆる方策を実践して医療費抑制に努めてきました。今後もなお一層医療費抑制策として、前年度と同様重複多受診者の訪問指導、人間ドック及び各種がん検診の受診補助等も継続します。またレセプト点検も充実強化し、財政効果の向上に取り組みたいと思います。

また、被保険者に対し、健康の保持、増進、疾病の予防、疾病の早期発見、早期治療の大切さを周知し、「自分の健康は自分で守る」という意識改革に市を挙げて取り組みたいと思っております。

以上で終わります。

### ○13番（田畑純二君）

私の第1回目の質問の1番目の4番目のサイクリングロードの活用及び拠点の整備はどうなっているかっていうふうに聞いたんですけど、これに対する具体的答弁はなかったみたいですが。これは何かひっくるめてあるんですか。市長の答弁求めます。

### ○市長（宮路高光君）

この先ほども申し上げましたとおり、サイクリングロードの活用、拠点はどうかということをごさいますけど、今のところは何も計画しておりませんが、この部分につきましても、総合計画の中で位置づけをしていかなければならないというふうに思っ

ております。

**○13番（田畑純二君）**

それぞれに答えいただきましたが、あと20分ございますので、それぞれさらに質問していきます。私の持ち時間あと20分です。

1番目について、日吉地域は今さら言うまでもなく、日置市の地理的に中央にあり、日置市のへそといってもよく、旧町3地域の皆さんもほぼ同じような時間をかけて到達できる便利な場所にあります。

さらに参考までに申し上げますと、日置という名称が初めて文献にあらわれたのは、何と1,300年前の702年薩摩国が置かれ、薩摩13郡の1つとして日置郡が設置されたときと言われましております。それ以来、現在に至るまで日置郡という名前が示すごとく、今の日置郡一帯は、この日置の庄日吉地域を中心に行政が行われてきたのは、紛れもない事実であります。

このように日吉地域は、長い歴史と伝統に支えられ、新市の名称も比較的スムーズに日置市となったのもこのためだとも思われます。歴史は繰り返すともいいます。日置を中心に行政が行われたのは、それなりの理由があったことは十分予想されますけども、もうここではこれ以上のことは申しません。

それで、今後日置市総合振興計画や実施計画を策定して、いろいろな具体的施策を実施していく場合に、これら交通の利便性、歴史、伝統等も十分に考慮していくべきと思いますが、どうでありましょうか。

それと総合振興計画はいつごろ作成、いつごろ完成し、その実施計画はいつごろ策定されるのかまずお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今この総合計画につきましては、本年度中に策定をして、今地域審議会等もございしますので、地域の声も入れながら、また総合振興計画の審議会も開かなければならないという

ことで、議会の方には3月の議会でお示しができるのかなというふうに感じております。具体的なものにつきましては、総合計画とこの1、2年、3年の実施計画につきまして、併用しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、地理的位置が日吉地域が一番最適であるというご指摘ございまして、基本的には今後総合計画の中、新しいものをつくるというんじゃなく、既存のものをいかにして生かしていくのか、これがやはり最優先すべきであるというふうに基本的には考え方を持っております。

**○13番（田畑純二君）**

先ほども話が出たんですけども、行政改革推進委員会ちゅうのができまして、今いろいろとこうされたと思いますけど、この概要をまず説明ください、概要。簡単に、先ほどちょっとあったんですけど。

**○市長（宮路高光君）**

行政改革推進委員会は、字のごとく今私もが、行政がしています仕事量を今後やはり効率的にどう縮小するといえますか、基本的には改革という名の中におきましては、いろいろな施設を含めて縮小していかなければならない。そういうことをどれから最初やっていくのか、それが一番大きな仕事になっていくというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

これに関連して市長にお伺いしますけども、まちづくりのキーワードは、1番目、安心、安全、2番目、快適、3番目、利便、4番目、個性、5番目、魅力、この5つの言葉と言われております。

それで、市長はこの新しいまちづくり計画の基本理念をどのように考えておられるかお答えください。

**○市長（宮路高光君）**

まちづくりの理念の中で今議員がおっしゃ



ったとおり、地域の安心、安全、やはりこれが一番大事であるというふうに感じております。その中におきまして、やはり地域の活性化という部分と両面がまいりまして、今後におきましては、その両面をどういうふうにしてやっていくのか、これが大きな課題であるというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

次に、榎園住宅と松山住宅の建てかえについてでありますけれども、先ほど市長が答弁いただきましたんですが、やはり地域住民の需要は高くなってきており、鹿児島市のベッドタウン化を進めるためにも、それから住民の公営住宅に対する今も話がありますとおり、安心、安全を確保する意味からも、早急に建てかえを実施すべきだというふうに思います。

それで、先ほども申しましたように、金峰町の例もありますごとく、民間活力を導入した公営住宅の建設はどう考えておるか。きのうからも話があるんですけども、国の考え方、それから補助事業のあり方、いろいろこのとこ変わってきてるのはわかるんですけども、この民間活力を活用したやり方もあるわけです。だからこれについては、きのうからの答弁は何一つ触れられておりませんが、これの民間活力を活用して公営住宅建てて管理していくという考え方は市長は今の時点でどのように考えておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

公営住宅の整備計画を本年度つくるということで申し上げておまして、この公営住宅、それぞれさっき言いましたように公営、国庫補助金を伴うもの、今言いましたように民間の中で経営的に合うもの、こういうものを総合的に勘案しながら、それぞれの整備計画をし、また地域的なバランスを考えながらこの計画書をつくっていきたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

それから、これ今の時点で言うのも非常にどうかとは思いますが、一応現実問題としてありますんで、あえて言いますけれども、今東市来地域にはもう前から話が出てますように、文化交流センターの新築、それから吹上地域には図書館の新築、それから伊集院地域にはまちづくり交付金を利用した多目的広場、サッカー場の整備など新しい目玉の施設がどんどんじゃないですが、つくられているという状況にあります、もちろん事実として。

しかし、残念ながら日吉地域には現時点では日置市になってからも、新しい施設がつけられる気配がない。これはもちろん過去の旧4町時代からの延長ですから、それはわかるんですけども、今後新市を分け隔てなく、この前から言ってるように均衡の発展、そういう発展をさせていくためにも、公平的に見て、日吉地域にも何か複合施設である、さっきから言っています学習情報センターを早急に建設して、日置市の教育、文化の中心として育成していても、決して先ほどから言っていますように、歴史的行政の中心地であった云々、そういう今後のこと、いろいろ総合的に判断して、日置市の全体としてもそういう育成の方向で考えてもいいんじゃないかと、客観的情勢として、だから私が日吉出身だからちゅうんじゃなくて、だからそこ辺については市長はどういうふうにご考えておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

今先ほど例を挙げて、それぞれの地域のことをお話申し上げましたが、これはそれぞれの地域におきまして、それぞれ基金をきちっと積み立て、また国庫補助をきちっとつけてきたものが継続事業として残っております。

今榎園住宅でも、15年度に計画をしている中にあれば、その中できちっとした国庫補助金、裏づけをつけて、その計画の中に載っ

ておれば、私はこのこともやはり継続していかなくやならないというふうに考えております。

さっきも言いましたとおり、今後の新しいものにつきましては、地域的なバランスを図りながら、また真に必要なものを、そういうものをやはりつくっていかねばならないというふうに思っております。

### ○13番（田畑純二君）

それから、吹上浜の活用についてですけれども、前回の一般質問で申し上げたんですけれども、天からの授かり物であってもいいというぐらいの日本三大砂丘の1つである自然がほぼいの吹上浜を最大限有効に活用して、観光の振興と市民の交流の場とすべきだと思います。

それで、サイクリングロードは加世田市の海岸公園から日吉地域の小湊地区まででとまっています。で、県とも相談しながら、これを東市来江口浜海浜公園までつなげて、日置市の吹上浜一帯の活性化、地域活力向上の一手段としてもいいんじゃないかというふうに思われます。今のままのサイクリングロードでは中途半端でもったいない気がしてなりません。市長はこれをどういうふうに考えておられるか、これはまず第1点。

それから、天神ケ尾にキャンプがございませぬ。天神ケ尾キャンプ村はここ3年間閉鎖されたまま、それで、サンドジョギングも、元町長が亡くなられたのをきっかけに、ちょっとここ2年間、今閉鎖されています。サンドジョギング、それで、この再開を望むところでもありますけれども、市長は、この天神ケ尾のキャンプ村の再開とサンドジョギングの再開について、どういうふうに考えておられるか、その2点、まずお伺いいたします。

### ○市長（宮路高光君）

このサイクリングロードの活用、今整備されておりますけど、現実的に、あのところで

人が通って自転車に乗っているとか、あまり見たことはないような気が私もしております。これを延ばしたから、また全体的に活性化されるのか、活用ということで、これはつくった以上は大きな責務があるというふうに感じておりますけど、今後これを東市来の方に延ばして、それだけの財政投資をして活性化されるのかどうか、やはりここは十分検討すべきであるというふうに思っております。

また、今それぞれ天神ケ尾のキャンプ場、またサンド、このことにつきましては、大変歴史的に古い形の、それぞれの伝統的な行事でもあるというふうに感じておりますけど、天神の場合につきましても、いろいろと大きな管理を含めた中で問題があったから閉鎖したというふうに認識しております。

特に、この海水浴場を含めた中には、今後やはり安心、安全でなければならない、そういうことにおいて、今回江口の海浜公園の中で整備をいたしましたので、基本的に再開するのは難しいというふうに考えております。

このサンドの問題につきましても、ジョギング、こういう中止した経緯があられるんじゃないかなということをごさいます、この日置市におきましてもジョギング、あちこちでたくさんございませぬので、これをまた今後どういうふうにして、今度は統一していくのか、そういうこともまた今後一つの大きな課題となるということをごさいますので、その場で十分、日置におきます、そのサンドのそのことも含めて、日置市の統一のジョギング大会、こういうものを考えていかなくやならないと思っております。

### ○13番（田畑純二君）

それから、集落営農について、ちょっとお伺いいたします。

鹿児島市に隣接する、我が日置市は、農作物に対する消費者と生産者の交流の場としても、地の利を生かしていくべきであると思

ます。

それで、既に言いましたように、今後の農業は産業として自立させて、農家自身でも独自に多様な展開を図っていくべきと思われます。

それで2007年以降の団塊の世代の定年退職も控えて、今後はIターン組の農業志向者も増加することは確実ですので、新規就農者助成制度や農業教育制育成助成などのソフト事業をさらに前進させていくことはぜひ必要と思います。

それで、ちなみに申しますと、2004年度の九州での新規就農者1,324人のうち86%が農家の子弟であります。農業に新しい発想を持ち込むためには、農家出身以外の新規就農を促進させる必要があるのではないかと思います。それで、先ほど答弁もありましたですけども、市長にもさらに具体的にどういうふうにご考えておられるか、決意も含めて、もう1回考え方をお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

農業の後継者問題、特に、私ども日置地区は、私も以前申し上げておりますとおり一次産業、林業、農業、漁業、こういうものをきちっとしたものにしていかなければならないというふうに感じております。

その中におきまして、先ほども申し上げましたとおり、新規就農者、新しく就農、またそれぞれ農家の後継者、両面があらわれるというふうに思っております。特に、農業大学等におきましても、やはりサラリーマンのした子供たちも入っている部分もございましたり、それぞれの専門の子供たちも農業大学の方にも入っております。

農業というのは、基本的にすぐ来て、すぐ仕事ができると、そんな生易しいものじゃないというふうに認識をしております。特に、自然的な災害を受けながらやっていかなければならない、そういうことを含めて、やはり

これサポートする必要があるということでございまして、基本的には、私どもこの農業公社というのを持っておりますので、やはりここで体験、研修したり、また特に、こういう特農家といいますか、専門的な農家に、二、三年、またそこで研修していただく、やはりそういう成果を見た中において、やはり今後町として、市としての助成方策というのを考えなければ、やはりただIターンでしたいとか、何とかという甘い気持ちの中で就農していただいても、やはりその中におきまして、この挫折を味わいながら、また離れてしまうということがございますので、ここあたりは、やはり慎重審議しながら、この後継者対策に取り組んでいきたいと思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

次に、九州でも地域農業の発展や地域経済の活性化に向けて企業的経営感覚を持つ農業法人が先ほど申し上げましたようにあられつつあります。農業者を十分に確保できない地域では地域合意に基づく土地利用整備や農作業活動の継続性を確保するため、集落営農体制づくりと、その法人化の促進が先ほどから申し上げますとおり重要と思っております。

現実に、私たちの身の回りにも耕作放棄地で草ぼうぼうの荒地がふえ続けており、このまま放置しておけば、ますます増加することは確実です。伊集院町の町の真ん中ばかりおってはわかりにくいのは多々あるんですけども、農村地帯、山間部、各集落を回れば、これは一目瞭然です。この現実を市長はどういうふうに思われますか、答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、この農村地域を含めた農地の作物の育成というより農地の確保、これは一番大事であるというふうに考えております。特に、集落内におきます皆様方がそれぞれ道路にいたしましても、それぞれの土手にいたしましても、きれいに清掃しております。今後にお

きましても、やはり地域営農、この営農、地域営農という中におきまして、いかにして、この農地をみんなで守っていくのか、やはりそこあたりの方策というのを今後農林水産課を中心に、また特に普及場、農協も含めますけど、やはり関係機関と連携をしていかなければならないというふうに思っております。

### ○13番（田畑純二君）

次に、先ほど申し上げましたように、吹上地域と金峰町の境には、九州でも最大規模と思われる農業大学と、それから県農業開発総合センターがありますので、平たい言葉で言えば、これを利用しない手はないと思います。

それで、この地の利を生かして、これらとも連携しながら、まちづくり計画にもあるように、食と農の総合交流拠点の整備を進めるべきであります。

それで、この意味からも、先ほど答弁がありましたですけども、農業農村活性化支援センター設立を、特に早急に、具体化していく必要を痛感しますが、市長はどういうふうに思われますか。ダブリますけれども、再度答弁願います。

### ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、仮称ということで農業農村活性化支援センターというふうに名称を打っておりますけれども、これは基本的には農業公社の部分に入っているというふうに思っておりますので、この公社を中心とした活性化センターは、早目に整備をしていきたいというふうに思っております。

### ○13番（田畑純二君）

それから、市民病院についてですけども、市民病院は、旧日吉町時代から、民間ではなく行政そのものが管理運営を行ってきた、鹿児島県でもそう多くない自治体経営の独特の公立病院です。

それで、今後とも成り行き任せでない、あくまで行政が主体でかじを取っていくべきも

のであります。今後のあり方、方向づけを検討していくべきでありますので、先ほど市長も言われましたように、そのあり方検討委員会——専門家を含めたあり方検討委員会を行政改革推進委員会も含めて早急に立ち上げていただいて、方向づけをしていただきたい、やっていくべきだというふうに思いますので、これは確認ということであります。

それから、一番最後ですけれども、市民の医療費抑制策につきましては、今国保中心に、まず回答いただきました。

それで、医療費は、今後とも高齢者の増加と高度先進医療機器の充実等、医療内容の高度化、新薬の開発などにより増加していくと思われま

す。それで、市民の医療費は、国保以外にもいろいろとありますが、国保以外も含めて市民の総合的医療費抑制策を日置市として、どのように実施していくか、お示してください。

### ○市長（宮路高光君）

さきの答弁でもお話し申し上げましたとおり、やはり市民の意識といいますか、その改革を一番すべきであるというふうに感じておりまして、特に、私も保健師がおりますので、保健師を中心としてやはり、この全市におきますプロジェクトチームをつくりながら、国保もでございますけれども、ほかの医療機関も使っている皆様方も、やはり健康のありがたさ、そういうものの、やはり運動を含めて、それぞれの地域に出向いて説明会等しながら、また運動等も、軽い軽運動、そういうものも進めていかなければならないというふうに思っております。

### ○13番（田畑純二君）

残り時間5分となりましたので、これで最後の質問並びに考え方を述べさせていただきますけれども、先ほども言いましたように、合併してから約5カ月過ぎると、それで、いろいろ合併後、いろいろな問題がありました。

正直言って、日置市にとってありがたくない新聞報道、その他もろもろございます。

それで、今後日置市としても、やはり合併の効果を、すぐにはあらわれないことはわかっておりますけれども、我々市民、議会、それから職員、市長を初め職員一同一丸となって、その合併の効果を目に見える形で出していくべきじゃないかなあと、非常に難しいことで、総合振興計画やら、その実施計画やらつくる中においてやっていくべきですけども、市長は、今後の市政の進め方をどういうふうにされるか、考えておられるか、現時点で合併してよかった——よかったっていうのは、合併してどう考えているか、市長の心境をお伺いして、最後の質問とします。

#### ○市長（宮路高光君）

今話しのとおり、合併5カ月の中で、すぐよかった、悪かったという、こういうものは大変難しいというふうに思っております。その合併のメリット、やはり一番大事なのは、私この行財政改革、これが一番一つの大きな目的の中でやっていかなきゃならない。市民の皆様方には、そういうものはわからないということでございますけど、やはり行政改革をきちっとしながら、また特に、この4町におきます融和をどう図っていくのか、そこも一番大事なことであろうというふうに思っております。今後の総合計画の中で年次的に、やはり社会資本整備をする部分につきましては、きちっとやらなければならない。そのように考えておまして、基本的には、総合計画にそれぞれのまた、一つの夢も、それぞれに市民の皆様方にもお示しをしていく、大変今回のこの合併につきましては、行革をしなきゃならない、また夢を与えてあげなきゃならない、そういう大変難しい中の、この計画書になるというふうに思っておりますけど、また議会の皆様方の理解もいただきながら、一緒につくっていきたいというふうに思っ

ております。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時45分といたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時44分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

#### ○21番（松尾公裕君）

私はこの9月の補正予算について、いささか疑問がありますので質問をします。

この7月に今年度予算の当初予算を決議し、日置市の動脈が動き出し、住民生活とともに行政の歯車が住民福祉の向上のために動き始めました。

さて、年間で4回の定例議会がありますが、その都度補正予算が計上されておるのでありますが、市長の方針や財政上の問題もあるかと思いますが、継続事業、補助事業、単独事業がある中で、市民生活での重要性、また緊急を必要とすることや危険な箇所など、補正での対応が重要であります。

そこで、今回の補正予算の基本的な考えと予算査定のやり方、また予算査定に当たって、支所の担当課との協議は十分であったのか伺います。

また、特に、東市来支所は、今回の土木建設課の単独事業予算については、自治会の要望や議員の要望など、この補正予算に期待をしていたのでありますが、今回ゼロ回答であったとのことですが、危険箇所や緊急性を必要とするところは、財政の事情もありますが、市民生活の安全性を考え、補正予算は組むべきであると思いますが、伺います。

次に、贈収賄事件、談合事件での反省と、これからの対応についてでございます。

旧伊集院町での贈収賄事件で、この日置市が誕生した直後から元職員の汚職が発覚して、贈賄側、収賄側が逮捕され、事件がマスコミ等で大きく報道され、公職側、民間側に厳しい社会的制裁が課せられたのでありますが、同時に、談合事件が発覚して、業者の方々は司法の裁きがあり、また公共の指名停止処分を受け、立ち上がれないほどの社会的制裁を受けておられます。

そこで、今回の贈収賄事件と談合事件は、旧伊集院町の役場の体質に問題があったのではと考える中で、町長の管理、監督、リーダーシップに問題があったのではと思います。また、それぞれの担当課の課長と職員との連携やコミュニケーションが不足、自分よがりの行動が発生したのは、課長の監督指導に甘さがあったのではと思うのであります。

また、再発防止のために、予定価格の公表を試験的に実施しておりますが、最低制限価格の検討をしなければ、工事の乱雑さ、手抜き工事等が考えられるので検討すべき課題であると思います。

職員においては、服務規程や倫理観を持って上司の監督指導をしっかりとやってもらいたいものであります。

また、これまで日置市は、この事件でマスコミ等によってイメージダウンをしていますので、これまでの悪いイメージを払拭して、未来に向かって市民から信頼される明るい日置市を早く取り戻したいと思っておりますが考えを伺います。

市長の誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の補正予算の必要性についてということでございまして、9月の補正予算の基本的な考え方についてというご質問でございます。

このことにつきましては、今までも皆様方

にもご説明申し上げておまして、17年度の予算は、旧町の予算を引き継いだものでありまして、この旧町におきまして総括、17年度総括した予算を当初に上げるという基本的な考え方でありました。

今回の9月の補正におきましても、それぞれ要望が支所からあったというのはお聞きしております。特に、今回の補正につきましては、豪雨による災害や緊急を要する修繕などの補正だけであったというふうに理解していただきたいと思っております。

通常、4回の議会がございまして、それぞれ財源の配分を含めた、また補助事業は確定した、そういうことによってそれぞれ今までの旧町におきましては、それぞれ補正を組まれたというふうに考えております。

18年度におきましては、そのようなスタイルになるというふうに思っておりますけど、今回の17年度におきましては、それぞれ途中の持ち寄り予算の中でやりまして、それぞれ話しを説明しておく中におきまして、1カ所だけ、またそのような補正が出てくることにおいては、大変忍びがたい。そういうことではございまして、それぞれのまだ積み残しにつきましては、来年の当初予算の中で、それぞれ各支所、または担当課が予算を編成していただきたいというふうに思っております。

特に、支所とのやり取りの中におきまして、何か不都合があったんじゃないかなということではございまして、それぞれの本所と支所間におきますやり取りも、まあ今後十分説明申し上げ、また内示をしたときに、きちっとその利用を、きちっと説明できるよう、そのようにしていきたいと思っております。

今後におきましても、17年度におきましては、その補正は考えておりません。ですけど、今言ったように、災害とか、こういう緊急性、いろいろなものが出てきた場合におきましては、それぞれ財源を都合して編成をや

りたいというふうに考えております。

2番目の贈収賄事件、談合事件での反省と、これからの対応ということでございまして、当時の町長の管理、監督及び課長職の管理指導に甘さがあつたんじゃないかというご指摘でございまして、このような事件が発生したということは、管理、監督に甘さがあつたと言わざるを得ません。部下職員のかねてからの生活状況や行動、言動を注意深く見守り、指導を徹底する必要があつたわけでございませぬ。そのような考え方のもと、当時の上司を適切な指導を怠つたとして、懲戒減給処分をいたしまして、また私自身自身も道義的な責任の中で減給をさせていただきました。また、業者の方におきまして、それぞれの中におきまして処分をさせていただきました。

お話しのとおり、合併の当初におきまして、大変市民の皆様方に悪いイメージの中で日置市を新聞報道に出てしまったということは、大変市長としても深くおわびもしたいと思つております。

今後この教訓を生かしまして、新しい日置市、そういう気持ちの中で、いろいろな場面の中で、また報道の中で明るい話題ができるよう努めてまいりたいというふうに思つております。

また、再発防止の対応につきましても、このような事件に至つた原因を改善していくことが急務であると考えております。それに、まず職員の服務規律の厳正確保ということから、汚職防止にかかる研修の充実、管理職への意識づけの徹底、また、事務執行時におきます業者等の対応のあり方を見直し、さらには、入札執行制度の見直し、これらを徹底していくことでご質問のとおり、市民から信頼される日置市の構築に全力を挙げて取り組んでいきたいと思つております。

## ○21番（松尾公裕君）

ただいま答弁をいただきましたが、特に、

この補正予算のところから入っていきますけれども、東市来だけがその要望にこたえることはできないと、18年度当初において考えていくということでございましたけれども、今まで、過去東市来の考え方、また市民の、当時の町民の考え方というのは、やはり補正があつて、そして、当然この、いや当初があつて当然補正が9月にあると、あるいは6月にあるということの中で、特に、9月にはちょうど年間の中の中間であります。

当初の予算の決め方というのは、やはりこの12月に当初予算を大体計上していくわけですが、この半年以上たちますと、やっぱりいろいろな問題が多少出てくるわけですね。ですから、やはりこの補正を組んで、町民のいろいろな要望にこたえていくというのが、今までの慣例であります。今回、他のところがなかったということで東市来だけでは無理だというような見方もあるかと思いますが、しかし、ほかのところはあつたかもわかりませぬ。

ただ、東市来としては、やはりその危険箇所や緊急を必要とするところはやっぱあつたわけでありませぬ、これは今回急に補正は許さんぞと、補正はだめだという、そういうやり方ではなくて、まさに問答無用で、全くゼロ回答というようなことでありませぬけれども、やっぱりその工事の内容ですね、内容とか、あるいはその緊急性を必要とするところは、やっぱり現場に支所の方からお願いがあるわけですから、それはやっぱり足を運んで見てみると、現場を視察すると、どれほど危険の状況であるのかということなどを、やっぱり本所の方の対応の仕方、本所の課長の方でどうするのか、あるいは財政、管財課の方でどうなったのか、あるいは市長の先ほどの考え方がありますけれども、やっぱり私はこれは支所からのそういう要望、申請でありますので、これはやっぱり耳を貸す

べきであると、私は思っておりますけれども、支所となぜその協議ができなかったのか、協議をするべきであったということと、やっぱり必要性があれば現場を見るべきであると、私は思っておりますがいかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

この先ほども申し上げましたとおり、この17年度は変則な予算編成ということでございまして、これは合併協議会の中におきましても、それぞれ17年度だけは、それぞれ緊急度を含め、必要なものは当初に組んでくれと、これはもうそれぞれの町におきます財政担当を含め、それぞれの課長に以前に通達してあったこととございまして。

今、松尾議員もおっしゃいますけど、ほかのところはなかったというのは、ほかのところも私は実際あったと思っております。ですけど、最初でそういう決まりをきちっとみんなが認識し合って、それぞれの担当もそこあたりも十分理解して、今回の補正という形には入れなくて、当初で全部入れたと、そういう1つのルールでございました。

県の今予算編成におきましても、今は、もう年間、当初だけで補正は基本的には災害時とかいろいろなものでなければ組まないという1つの方針の中で、県も財政的な方針の中でやっておるようでございます。

今、議員がおっしゃいますとおり、この現場は私も見に行きます。ですけど、これはまたさっきも言いましたように、来年度予算の中でそれぞれ調整していただかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

当初に、そのように組んでくれと、当初に組んでくれというようなそういう約束、ルールというのは、私が聞いた限りにおいてはなかったと言っているわけではありますが、もしあったなら、東市来の方から、そのような補

正の申請はなかったと思いますよね。

だから、それは支所の方からの答えとしては、そういう約束はしていないというふうなふうに、私は聞いているのでありますが、そういう約束はちゃんと、本当にしてあったのですか、もう1回。

**○市長（宮路高光君）**

これは旧町の町長も含めまして、この17年度を組む時点におきまして、今回17年度は年間予算で行くと、さっき言ったように、災害とかいろいろな問題につきましては、別といたしまして、それぞれの道路とか、中間的なものと、これはもう最初それぞれ基金も、それぞれ持ち寄ってきてやって編成してきたものでございまして、そういう理解はトップを含め、それぞれ総務課長、いろいろなもので私は理解しておったというふうに思っております。

**○21番（松尾公裕君）**

私は、ちょっと納得できないわけでありましてけれども、まだ支所の方も納得はしないと私は思っておりますが、やはり、例えば、今回、非常にこうして出した事業の中で、江口川というのがありますけれども、ここで野元橋という橋があるわけでございますけれども、この石橋の根が浮いていると、大きな水で洗われて根が浮いていると、浮いているために、根固めを施工して石橋の流出を防ぎたいと、こういうのなんかもあるわけですね。

それから、例えば、アスファルトの路面が非常にでこぼこが最近激しくなって、そして、老人の方なんかがよくつまずくんだと、早くこういったものは早くしないと、またけがが出るということなどもあるわけですね。

ですから、やっぱり年間の間においては、そういう小さな雨、大きな雨、あるいは台風等ありますが、やっぱり、それぞれの災害があるわけでありまして、災害がなくて、最近気づいたというのなんかもあったりします



ね。で、やっぱりそれが大きな災害にまた陥ることにもなることがありますので、やっぱりそういうものは、それにこたえてやるべきではないのかなと思ったりするのでありますが、しかし、市長がそういう方針であれば、やむを得ないと思ってもおりますが、しかし、そういういろいろなこういう事例もありますので、ぜひやっぱり私は、支所からいろいろなそういう要望が緊急に必要なことは、それから危険箇所、そういったものに対しては、補正を全く組まないというんじゃないで、やっぱりそういう誠意を示すべきであると思っております。

そこで、例えば、合併の説明会のときにも、合併のときに、各支所に対して、あるいは住民に対してサービスが落ちないようにしますということなどを、市民と約束をそれぞれしているわけですよ。で、今回こういった問題等が発生したときに、やっぱり補正で今まで応じておったわけですが、ほかのところも多分しておったと思いますよね。ですから、やっぱりこれに応じないということは、こうサービスが落ちると、住民の期待に沿わないということではありますが、そこら辺はどう合併をする段階から見て、住民に対するサービスはどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、普通建設の部分でいきますと、それぞれの支所の中におきましても、ある程度の予算確保はしてあると思っております。その中におきまして、今議員がおっしゃいますとおり、災害的なものについては、そこを優先していただき、またもうちょっと置ける部分もあると思います。それを、また後年度に持っていく、その内部で支所の中におきます、そういう融通をきかすのは、私は構わないというふうに考えておきまして、やはり、そういう職員としても、そこあたりの運用ですか、運用をやっていけば、やはり市民にとって緊

急性、いろいろなものが出てきますので、それは最優先度は担当課を含め、また支所長を含めて、そこあたりのやりくりはやればよいというふうに考えております。

#### ○21番（松尾公裕君）

融通をきかせということでありましてけれども、どうでしょうか、その融通をきかすのを予算内でそうしなさいというようなことであるだろうと思いますが、市の方も融通をきかしたらどうですか。

例えば、今回は、もうだめですから、もう9月は決めておりますから、12月の補正あたりにはできるものは、本当に必要なものは各支所からやっぱり必要なものがあると思えますよね、それに対応してもらいたいと思いますが、12月ではどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、来年度予算をどう組むのか、その一般財源をどうするのか、今その中におきまして、もう12月には来年度予算の方向づけもしていかなければならない。その基本的な財調を含めた中で、今どれだけの一般的な使えるものがあるかということも考えれば、私は基本的に、12月というのは難しい、それよりも当初の中で、その一般財源を含めた税収を含めた来年度予算の中で、総括でこのことの予算編成をしていかなければ、さきもお話のとおり、大変財政が厳しいというのはみんな議員の皆様方もわかっていらっしゃる、ある反面、質問の中で、財政はどう考えているのか、残高はどうあるのか、そういうご指摘をいただきながら、また一方では、それぞれの地域の、それぞれの要望を言われている。やはり限られた財源の中で、さっきも言いましたように、担当職員を含め、みんながそれぞれ浅く広くですか、そういう意味の中で、それぞれ市民のことに付託できるよう、議員または私ども執行部も、やはり説明責任をきちりやっっていかなければならないというふう

に思っております。

### ○21番（松尾公裕君）

非常に否定的であります。私も財政のことはわかっているつもりであります。これは非常にやっぱり財政というのは厳しいということとはよく存じているわけですが、やはり、住民の方々から、そんなに大きな工事ではないわけですよ。補助事業は、たくさん大きな2,000万も3,000万円もという、今回も8,000万円といういろいろなまちづくりの補助事業とか、未整備事業とか、そういうのがあったわけですから、やっぱり住民の細かな、そういう身近な、大事なそういうものを、これはやっぱり予算化してある、取り上げてあるという気持ちも大切ではないかなど。

例えば、東石川ですね、8つも出たわけですけれども、そのうちの1つでも2つでも取り合う、必要なものは取り上げてやるべきではなかったのかと思っております。ところがありませんが、しかし、もう全体を通してそういう考えであればやむを得ないと思っておりますけれども、しかし、やっぱり来年度からもですけれども、やっぱり当初だけでやっていくのはどうかなと思っております。そこは十分これから検討していただきたいと思っております。

それと、ちょうど夏から秋に、夏に大雨がありましたけれども、8月の21日に非常に大きな大雨があつて、東市来は49.5ミリ、1時間にですね、50ミリというような大雨があつたり、9月6日も36ミリ降つたりしておりますが、災害が本当にたくさん出ております。公共の災害、あるいは単独ですね、そういった災害が出ておりますので、そういった方面については、ぜひ前向きに、ひとつ取り組んでいただきたいと思っておりますがいかがですか。

### ○市長（宮路高光君）

先ほどもそのことは申し上げましたとおり、

今回、またこの議会の中に、最終的に追加をするところをごさいまして、約3億数千万円の補正になるというふうに思っております。その中におきまして、重機借り上げ等を含めた一般財源の基金の取り崩しを約7,000万円ぐらいしなきゃならない、そういうこともまた、後の皆様方の審議で出てくると思っておりますので、そのときに審議をしていただきたいと思っております。

### ○21番（松尾公裕君）

次に、今度は贈収賄談合事件に入りたいと思っております。

職員の汚職でありますけど、やっぱりこれは公僕として、先ほど言いましたように、倫理観、服務規程、そこらに職員自身の一つの甘さもあつたらうと思っております。

それで、市長が今回減給でございましたけれども、道義的責任をとって、市長の減給があつたわけでありまして、監督と責任を思い、みずからを正すと——みずからを正すということではありますが、その中で、監督指導の立場という、いわゆる監督というのは、上に立って指図をし、取り締まるという、そういう辞典には出ておりますけれども、この取り締まることに、一つの、先ほども言われましたけれども、甘さがあつたのではと、こう思っておるところであります。例えば、民間の場合は、社長の姿勢を見ている、姿を見ているわけですね。で、そこで社長が厳しければ、社員もやっぱりしっかりなってくると、社長が甘いと、やっぱりだらだらだらだらなってしまうというのは、よく民間の常でありますけれども、やっぱりそういう面では、取り締まることに、非常に甘さがあつたのではないかなと思っております。再度、そういう民間との、そういう常識とあわせてどのように考えるか伺います。

### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり甘さがあつたというふうに

思っております。

今後におきましても、自分を律しながら、また職員にも、それぞれ厳しい一つの苦言をやりながら今後やっていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

市長も非常にみずから、その甘さがあったということ認めていらっしゃるんですけども、そういう意味で道義的な責任をとられたということでもあります。やっぱり、それと同時に、市長がやっぱり目の届かない部分があるかと思えますよね、全体的に。今度はもう600人というようなたくさんの方ですが、その当時は百六、七十人おったんですかね、やっぱり目が届かない中で、やっぱり課長が、課長さん方が監督指導をしっかりとやらなければいけないと、そういう中で、各課における連携、それから、上と下のコミュニケーションですね、コミュニケーションがやっぱり足らなかったのではないかなというふうに思っております。課長のこの監督指導という面では、目配りがやっぱり足らなかったのではないかなと思っておりますが、また再度伺っておきたいと思えますが、市長の考えをお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃるとおり、課長にいたしましても、本当にそういう気配りが足りなかった、基本的に役所内の仕事の中の目配りなのか、またプライベートを含めた中の目配りなのか、ここあたりが大変難しい部分もございます。ですけど、やはり職場内におきます言動、行動、やはりこのことにつきましては、やはり課長にいたしましても、やはり目配りをし、注意すべきことは、やはりきちっと注意していかなければならないというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

次に、再発防止のことで予定価格の公表を

今試験的にやっておられるところでありませうけれども、これは、非常にいいことかなと思っております。また、ここで、最初の段階で申し上げましたけれども、最低制限の価格ですね、これは以前から業者の方々に聞いたりしますと、やっぱりこれは非常に重要ではないのかなと、そしてまた、一般人に聞いても、有識者に聞いても、やっぱりそれが大事ではないかなというようにことをよく聞きます。

というのは、やっぱり業者さんに聞きますと70%を予定価格、落札価格のですね、70%下回れば、それはもう赤字になるんだと、完全な赤字だと。だから、やっぱりそれが、今こういう入札制度になっておれば、この非常に余り低い価格が出たときに、例えば、70%を下回ったときに、乱雑な工事になるのではないかなというふうなこととか、やっぱり手抜き、不完全、そういうことが起きるのではないかなということを聞くところではありますが、もちろん、市長もその辺はよく理解をしているだろうと思えますけれども、そういった面から考えて、どのようなふうに関心を持っていらっしゃるかと伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、このような事件が起こった中におきまして、事前公表ということと、今最低価格の撤廃ということをさせていただいております。

この中におきまして、約半年間、後ほど外部委員会の選定も行いまして、いろいろな行ったことにおいて、どういう現象が起こったのか、やはり一応分析をしてみなければ、私はないというふうに思っております。

基本的に、今おっしゃいましたとおり、70%以下、いろいろな中で仕事ができるのかということでございますので、そのように大変低い価格で来た場合につきましては、もう1回保留させていただきまして、見積もり

の再見積もりをいただく、それできちっとその業者ができるかできないかした中で決定をしていく、そういう方法をとっているところもございますので、私どもも、その入札の価格においたときにおいて、本当にこれだけの仕事でできるかできないか、またそのときはそのような手法、いろいろなことを、今回、この6カ月間の間にやってみて、今議員もおっしゃいましたとおり、この最低制限が必要であるという、いろいろな外部委員会を含めた中でやれば、私は、それはそれでも構わないと思いますので、今の段階は、試行錯誤でございますので、半年間は、この形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

私どもは、少しでも安い方が市民のためにはいいかと思えますけど、しかしながら、でき上がったものが不完全なものではやっぱり困るわけですね。設計どおりにちゃんと材料も同じものを使って、そして、間違いのないちゃんとものでないといけないというふうに思うわけでありましてけれども、しかし、そういういわゆる入札制度がいろいろ変わってきますと、やっぱり思い切って考えなくて、60%かあるいは50%ぐらいの入札価格をもし出した場合に、やっぱりそれでは絶対に仕事ができないと、いい仕事はできないと、当たり前の仕事はできないということでもありますので、その辺については、やっぱり私はこの最低制限価格を設けていく方がいいのではないかと。

それから、薩摩川内市、これは最低制限を設けておりますね。それで、薩摩川内市ももうそういうふうに、今からかな、今からなのかもわかりませんが、そのようにすることでもあります。やっぱり、そこら辺の最低、工事をしっかりやらしてもらうために必要ではないかなと思うところではありますが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、やはりこの検査の方法、やはりそういう感覚をとる中におきましても、やはり業者の方々の決定でございまして、やはり今後内部的にどういう検査をしていくのか、やはり図面と材料ときちっと合っているのか、やはりそういうことを行政としては絶えずチェックしていくべきなことじゃないかなと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

わかりました。検査が大事なことであります。

そこで、最後になりますけれども、もうとにかく再発防止が、これからも再発がないようにしなければいけないわけですね。非常にマスコミ等によって悪いイメージを、この日置市は、非常にもういろいろ持たれているわけでありまして。私の友達が犬伏とさつま町にありますが、もう電話で話した途端に、日置市は悪いことをしているなということがしょっちゅう言われて、いけんなんていうことを言われるわけです。非常に苦しいわけでありましてけれども、やっぱりイメージが悪い日置市に今なっておりますので、市民から信頼されるためには、日置市の名誉の回復をぜひやらなければならないと思っておりますが、どのような姿勢でこれからそういう名誉回復に向かって考えておられるか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、この談合事件を含めた汚職の中でできましたので、特に、入札執行制度の見直しということで、本当に私ども日置市が、逆にほかの先進地の事例になれるよう、やはりこのことが私は一番このことを、やはりいろいろと改革をしていくことが信頼回復になっていくというふうに思っておりますので、あらゆる手段、手法を使って実施していきたいと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

以上、この贈収賄や談合事件の反省と再発の防止ということを申し上げてきましたけれども、先ほど言いましたが、この再発防止をしっかりとやっていくことが大事でありますので、やっていただきたいと思います。

こういうことを申し上げて、私の質問を、これで終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、25番、谷口正行君の質問を許可します。

〔25番谷口正行君登壇〕

**○25番（谷口正行君）**

長時間ご苦労さまです。あと十五、六分ですので我慢していただきたいと思います。

私が合併協議会の時から言っております地方税の中での償却資産税のことで伺います。

このことについては、今さら言うまでもなく、市長もよく聞かされているわけでありませんが、合併前の旧町ごとの農家や水産業の課税客体に違いがあったことから、合併後の現在にあっても納税者のなかなか統一した見解が得られていないのではということでありま

す。市当局にあっては、事務手続上、これで問題ないと思っておられるかもしれませんが、末端市民及びその当事者にあっては、「ええ、何で」と「合併したのに、何でうちの町だけ、それはおかしいと、不公平だ」と思っているわけでありま

す。たしか合併の調印前の東市来町で開催された合併協議会だったと思いますが、私の合併後どうするのかとの質問に、合併後はほかの町においても課税していくとのことであったことを記憶いたしております。

私は、本来ならこの合併を機会に、逆に課税の撤廃をしてくれればありがたいと思っておりましたが、しかしながら、これは地税法でも、市町村はその所有者に課税がなされるようになっております。

よって、この課税は、当然仕方のないことだと私も納得せざるを得ないわけでありま

すが、しかし、今回の合併の初年度に、東市来町の市民だけが、先に課税なされたということは、だれも納得がいかないわけでありま

す。これはその対象者、納税者だけでなく、一般の方々もおかしいと、何を考えているんだと、市民平等でないのではないかと

言っているわけでありま

す。このようなことを知らずに、これまでどおり素直に納税された方、また納税できないが仕方なく納税された方、どうあっても納税できないと納税されない方いるようでありま

す。そこに対しては、私どもの立場としても合併の前に、もう少し細かくははっきりと決めておくべきだったと、非常に後悔をいたしております。ともに、地域の方に不信感を持たせたことを本当に申しわけない気持ちであります。

市当局としては、地税法の課税システム、事務の手続上からも仕方のないとの認識があるのかもしれませんが、果たしてそれが正しいことなのか、私どもには大いに疑問であります。日置市の中での同じ種類の、同じ名称の、同じ規模的な施設が、一方は課税がなされ、一方は課税がなされない、聞いた人だれもがそんなばかなことがあるかと言っております。

市長としては、このようなことをどう思われるか、市民みんながそれぞれ納得のできる平等性を確保していくのが市長の責任でもあると思っております。よって、もう少し各地域均衡のとれた課税のあり方が必要ではと思っておりますが、市長の考えを伺いたしたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

合併協議会の協議の中におきまして、今谷口議員がご指摘のありました旧東市来のみが課税をしているという報告を税務部長の方か

ら、合併協議会の中でなされておりました。これはよう調べてみましたところ、これは全町課税をしております、そのときの説明内容におきます部長が皆様方、協議会の皆様方に説明が不足しておったということで、この場をお借りいたしましてこのことはおわびしたいと思っております。

そのような状況の中におきまして、固定資産税は1月1日現在の賦課期日における固定資産の所有者に課税されるものであります。よって、平成17年度の賦課期日である平成17年1月1日の時点で、それぞれの町で課税の作業を行っています。また、償却資産の賦課に関しては、土地及び家屋と異なり、登記制度がないことから、制度上、納税義務者に申告を課されています。

このようなことを踏まえ、納税者側の公平を確保する観点からも、今回実施調査を行いました。調査の結果、新たに納税義務者となる方々が33人ございました。このうち、150万円の免税点を超えて課税となるのが9人、免税点未満で非課税となるのが24人でした。

平成17年度の農業用ハウスの課税状況をお示ししますと、東市来地域で24人、伊集院地域で36人、日吉地域がゼロ、吹上地域が1人の納税義務者となっております。

今回の調査を踏まえ、申告指導の強化を図り、あわせて市の広報紙に申告内容の案内を掲載いたします。このようなことで、不正な申告や申告漏れを排除し、課税の適正化を図っていきたいと思っております。

#### ○25番（谷口正行君）

きのう、実は市長おっしゃられたように、私、益満部長より、実はほかの地域も課税していたんだというようなことをお聞きいたしました。でも、その時点では、事既に遅しで、通告書も出しておりました。私、この問題を取り上げて、もう既に2カ月がたっておりま

す。そして、今言われたように、合併協議会からもう1年が経過しているんです。それを、また補正予算でも私は質疑をいたしました。そしてまた、総務委員会でも同僚議員に質問してくれということをおっしゃいます。でも、そのたんに執行部の答弁は、いつも同じく間違いないと、今の荒廃対策事業のハウスは、今回は東市来だけの課税客体であると、現時点では、ほかの地域のところは課税されていないんだと、このように、こういった答弁、本当に、私どもの疑問は全く相手にされない、それこそ有無を言わせない答弁がそのたんになされておったわけでありまして。

今市長の方から具体的に示されたわけでありましてけれども、私もきのうまでは、何を今さら言っているんだと、それこそ、こっちはもう何カ月も前からこの件については言っているわけで、そんな今になってと、じゃあ、今まであなたら何の調査をしていたんだと言いたいわけでありまして。非常に腹が立っておりました。

また、そこには、本当私たちの日常のこういった一般質問、質疑というものを、何かこの執行部の皆さん方は軽く受けとめている、真剣味が私は足りない、このように思っております。

この件、きのう聞いて、救急なことで、私も昨夜一晩、いろいろな方に聞いてもみました。私なりに調査もいたしましたが、結果、執行部にしましても、市長言われたように、何らかのこれは検討しつつあるなあというようなことも感じたわけでありまして。

でも、やはり根本的には、幾らかこの課税システム、これは申告主義でありますから、ここに対する、私は執行部の甘えがあったと、このように思っております。そういうことで、ややこの仕事がおろそかになっていたんでは、こう感じております。

でも、こんな状況にあったけれども、東市

来だけはしっかりと課税がなされてきたわけ  
であります。なぜこのようなことになったの  
かと、市民平等という立場から言えば、非常  
に私どもは残念であったわけであります。

でも、結果は結果として、今後は絶対に偏  
ったことがないように、私も前向きに考えて  
ちょっと質問させていただきたいと思いま  
す。でも、執行部側の、本当この予想だに  
しなかった事の成り行きに、ちょっと若干戸  
惑っております。的を得ないちぐはぐなと  
ころもあるかと思いますが、幾らか当局の  
責任もございます。勘弁していただきたい  
と思えます。

そこで、まずお聞きいたします。この償却  
資産に対して、課税をさせる、させない、  
この判断ですね、権限、法律では決まっ  
ております、課税するということがす  
ね、これ客体によっては、課税している  
ところ、していないところ、町村大きな  
違いがございます。よって、法律ではな  
っているんだけど、にもかかわらずなぜ  
この町村によっては農業あるいは水産業  
に、この償却資産に対しては掛けてい  
ないところがあるのかと、こういったこと  
、ちょっとこれなぜなのかということ  
をちょっと伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、一応税法におきまして  
償却資産の課税は決められているわけ  
でございまして、さきもちょっと申し  
上げましたとおり、この土地とか家屋  
は登記という一つのこと出されてある  
程度の一つの目安がつかますけど、も  
う償却資産の方は自主申告というこ  
とでございまして、特に、この償却資  
産は、それぞれ営業を営んでいる中  
におきます機械等を含めた中に課せら  
れるというふうに思っております、特  
に、それぞれ申告をしていないところ  
は、どうして客体を見つけるのか、そ  
こあたりの不公平さというのがあるの  
かなあというの思っています。

特に、この機械類につきましては、所得

法の中におきます、逆にまたその減価償却、  
減価償却の中で経費と見られる部分がご  
ざいますので、そういう部分、経費に  
見られる部分、一方課税していく部分、  
そこあたりが大変、それぞれの方々には  
理解しにくい部分もあるというふう  
に思っております。そのような、ちょ  
っと複雑したこの償却資産でございま  
す、課税でございますので、各市町村  
で取り組み方が大変まばらであるの  
ではないかなという、そのような認識  
を持っております。

#### ○25番（谷口正行君）

わかりました。本来なら課税されない  
方が私どももうれしいわけでありま  
す。今の市長の言い方、あたかもこの  
申告主義というものを尊重したよう  
な言い方、それが当然なんでしょう  
けれども、そういった言い方になって  
いるのかなあと思いますが、地税法  
の351条ですか、これは150万円  
以上が課税が当然のごとく法に示  
されております。

よって、これはさっきも言いましたが、  
納税所有者には、これは納税する義  
務が、そして、市町村には課税する  
義務がしっかりと発生しているわけ  
であります。にもかかわらず、こう  
いったまばらな状況であるというこ  
とであります。

これこのような状況、何かはっきりし  
ないところもあります。何かこのあい  
まいな状況だなあと、こう感じてお  
りますけれども、こういった状況、こ  
れまで町長が知っておって、黙認  
していたというような形にも考え  
れば考えることができます、そう思  
ったりもいたしますけれども。

それから、先ほど市長の方から農業  
ハウスの場合の各町の課税所有者  
の数が報告があったわけでありま  
すが、これによりますと、東市来  
は24、伊集院30、ここらあたり  
、これぐらいかなあと思いますが、  
日吉はゼロ、これはどうなのかな  
あと、吹上も1、これはどうなの  
かなあと、私は、これは、ちょっと

こんなはずじゃないと思っております。ここからは、どうあっても、私は申告漏れ、これが出てきていると、だれが考えてもこれは申告漏れが出てきていると、このように思っております。

これ、指宿のあたりでは、この荒廃対策事業も導入したころより、その農業担当者、経済課なら経済課と連携をとって、そして、税務課と連携をとって、しっかりともうそこから課税がなされているというようなことがございます。

よって、そこにはうちの場合——うちの場合っていうんじゃないですけども、旧町の場合、しっかりとなされていないところがあるのかなあ思っておりますが、この申告漏れの状況、今言われましたけど、これはもう絶対私は申告漏れが多いと思っておりますが、ここはどう思われておりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今お話しのとおり、18年度の課税に向けて自主申告の状況を見ながら、申告者について、直接面談をしながら、これを図っていきたいというふうに思っております。日吉ゼロ、吹上1というのは少のうございますけど、これは減価償却を含めた中の、年数がハウスが建っているのかな、基本的に償却資産を含めた中におきましては、新しくつくったものが主たる中でなっていくしますので、150万円以下に免税点償却が減になってくれば、これは納税義務がなくなってしまう、こういうものも一つの一例で言えるというふうに思っておりますけど、今ご指摘でございました、この未申告者につきまして、また税務課の方で、それぞれ直接面談して、納税できるよう、そういうことをやっていきたいと思っております。

#### ○25番（谷口正行君）

今後の対応ということをしっかりやっていきたいというようなことでありますが、これ

は、この申告漏れ、これはもうだれもが感じていたかと思えます。なぜこういうようなことになったか、職員の方々、それをわざわざ掘り起こしに行く、これはもう本当に嫌われ役であると思えます。仕事もふえますし、だれもがこういったことを避けて通りたいというようなこともあるかと思えます。よって、私はこのような状況が出てきたんだろうと、それがずっと続いてきたんだろうと、このように思っております。

それから、次に、合併の先進地、これで償却資産の課税の客体に違いがあったところ、これは多かったと思えますが、ちょっと調査しておられるでしょうか。わかっておればちょっと伺いたい。そして、またそこに対するこのような解決策ですね、それがちょっとわかっておれば伺いたいと思えます。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

この前の、つい最近の西日本新聞の記事で、佐賀県の旧唐津市の合併協議会の中で、唐津市が農家の固定資産の評価で今申し上げましたような倉庫とか、大型ハウスへの課税を長年怠っていたという事実はあったようでございます。今回の場合は、たまたま私どもの方は調査した結果漏れがなかったと、一部漏れはあったかもしれませんが、4町それぞれ課税したということでございますので、こういうことは、先進事例もあるというふうに考えております。

そういうことで、谷口議員がおっしゃいますように、やっぱり課税客体の把握の甘さがそれぞれあったのではないかとすることは否めないのではないかと思います。市長申しましたとおり、18年度からはそういうことがないように、ちゃんと申告の指導をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○25番（谷口正行君）

はい、わかりました。これは私も二、三、



私もちょっと聞いてみました。どこの先進地もここに対しては頭を悩ませているようです。鹿児島市なんかは、これは取っておりませんよね。そして、また吸収合併と対等合併ですか、ここによっても違いがございます。吸収合併のところは、もううちに合わせてくださいというようなことを言うておられるようがございます。対等合併の場合は、それなりに話し合いをして、そういう客体を統一しているというようなところもございます。

それと、地域によっては、その資産の一部しか課税しない町村もあります。これは具体的に申しますと、いろいろな補助事業があるわけですが、この補助事業、その補助金を外して、その自己負担分だけを課税対象にしているというようなところもございます。ああこういったこともできるんだなあ、私も思ったわけですが、これはどうなるんですか、これは、私は法律違反ではないのかなあと思ったりもいたしますが、このようなことも、市長の判断でできるのか、認められるものなのか、これちょっと伺います。わかっている範囲で結構でございます。

#### ○市長（宮路高光君）

この基本的に市の考え方がわかりませんが、今議員もおっしゃいますとおり、これは償却資産、補助金と関係は私もないと思っております。補助金の経営的な試算をするときは、いろいろと補助金を抜いた中で試算をする部分もございますけど、これは一つの施設でございますので、この施設に対する課税ということでございますので、基本的には補助金をもらおうが、全体でその施設が幾らかかったのか、そういう意味の中で、私は課税されるべきであるというふうに思っています。

#### ○25番（谷口正行君）

私も、市長が言われるように、それが当然だと、このように思っております。が、しかし、このようなところがございました。私も

聞いてみましたけれども、これはせっかくその農家の方が設備の投資をして、これから一生懸命やろうという矢先に課税するということになるわけですが、そこに対して、まだ1年目ですね、収入のないうちから、幾らですよ、大体最初は60万円ぐらい来るのかな、60万円ぐらい税金が来ますよということは到底言えないと、よって、その免税じゃないわけですがけれども、少しでも課税額を抑えてあげたいというようなことで、こんなところもございます。

でも、これは、私は市長も職員もこの場合、本当に納税者を思いやるという点では、大いに賛成っていうのかな、いいなあ、このように思ったところでもあります。やはり、市長このような粹な計らいも、時と場合によっては大事ではないのかなあ、このように思っております。

ただ決められたとおりに、淡々と仕事をやる、それも悪いわけではないわけですが、やはり幾らか、合併直後のことでもありますし、行政も市民に対しては、やはり少しは温かみのある試算、こういったものも今後はあつていいのかなあ、このように思います。

それから、先ほど出ました賦課期日、これ賦課期日において、役場の償却資産台帳に登録されていないと課税ができないようになっております。そしてそれは、先ほどから出ておりますけれども、その所有者の申告ですね、申告によってその課税台帳が作成されると、よって今後は、総務課長の方でもございましたが、この償却資産台帳の整備、これは非常に私は大事になってくると思っております。ここに再度、今後の整備のあり方を、どういったところをどのように整備していくのか、ちょっと答えていただきたいと思っております。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

償却資産台帳につきましては、もう従来から電算処理されておまして、前年度の資産

につきまして台帳を打ち出しまして、1月31日までに市町村長の方に報告をしていただくように郵送をしているところがございます。ですから、前年中に取得した償却資産があれば、その台帳に載せていただいて申告をしていただくという手順になっているところでございます。

ということで、電算漏れ、入力漏れがないようにしていきたいと思っているところがございます。

以上です。

### ○25番（谷口正行君）

仰せのとおりであります。これは本当、これまでも台帳は形としてはできていたわけがありますが、やはりこの登録のあり方が、私はまちまちであったと、よって申告漏れを見逃していた形にもなっていると、このように思っております。

よって、今後は言われたように、本当、日置市として、償却資産の中身が、自然にこの申告がしっかりなされて統一できるようにしていただきたいと思えます。

ここに対して、東市来の場合でありますけれども、東市来は12月ごろそれぞれ資産の増減の変化を提出するように義務づけられておりました。よって、課税の客体の把握は、割としっかりとなされておったと思えます。よって、このような数字が出てくるのかな、伊集院も、それなりのことがなされているのかなあと思えますが、日吉、吹上はどうなったのかなあということでございます。何かそこらあたりですが、吹上、日置、あいまいでその課税客体の把握が、しっかりとこれはもうなされていないということであったと思えます。

地税法の383条で、先ほど言われたように、1月1日の基準日、償却資産の申告が義務づけられております。これがしっかりなされていたのかということですが、町に

よっては現地調査をしているところもあります。確認をする、申告がなされてそういったところもあります。

また、申告のときに、先ほど言われましたが、税務署に出す減価償却計算書の添付をしてもらっている、これもあります。この辺が本当おろそかになりますと、この確認がおろそかになりますと、自然的に申告漏れが発生をするということでもあります。地税法の第385条、所有者は虚偽の申告をされますと、1年以下の懲役、または20万円以下の罰金を処す。また未申告についても、正当な事由がない場合は3万円以下の過料を課する云々となっております。

よって、市町村にしましても、この課税台帳につきましては、地税法の380条、381条で課税台帳の備えつけとともに、市町村長は、その資産の所有者の住所、氏名、名称、種類、数量、価格を登録しなければならないとうたっております。

こういったことがしっかりと法で細かく決められている以上は、行政執行部も所有者に対しては、決して法を犯すことがないように、申告のミスがないように、しっかりと指導すべき立場にあったと思っております。この指導が私はなされていなかったのではないかと、このように思っております。申告主義でありますから、尊重することもいいわけですが、指導すべきところはちゃんと指導していかないと、こういったことにつながるということでもあります。

所有者もここに対しては、虚偽の申告をしようとは思わないまでも、でも指導がおろそかになれば、このような自然的な申告漏れにつながると思っております。

そこで、お聞きいたします。このような申告漏れの場合、どうすればいいのかということでもあります。合併はしましたけれども、こういった申告漏れの場合、どうすればいいの

かということ伺います。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、申告漏れがないように、今後広報とか、直接申告漏れが生じた場合は、確認された場合は、面談をして申告して、させていただくというふうに指導してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○25番（谷口正行君）

部長、それはこれからのことであります。先ほどから言っておりますように、これまでも申告漏れがあったはずであります。私は、これまでの申告漏れがあったので、この場合どうすればいいのかと、これ新たに言ったら、今回から新たにすることというに理解していいんですか。これまでの申告漏れは、もう済ますと、水に流すということですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

これにつきましては、どの段階で把握して悪意のものなのか、それとも、こちらの行政指導が悪かったのか、ここのものがあると思っておりますので、その時点で対応してまいらなければならないと思っております。

○25番（谷口正行君）

わかりました。申告漏れが課税漏れにつながっていくわけでありましてけれども、であれば、課税漏れに、これからは対応することができないのかなあと、このように、でも私もしてくださいとは申しません。これからはちゃんとしっかりとなされればいいわけでありまして。よって、この辺は、申告漏れ、そして、またそれにつながった課税漏れ、市長の温かみのある対応をしていただけたらいいと、このように思っております。

でも、このような課税漏れが発生したということ、これに対しては、やはり執行部が意図的なものではなかった、見逃していたかもしれないけれども、黙認していたかもしれないけれども、やはり、そこには、私は職務

の怠慢と言われても仕方がないと、このように思っております。

こんな中で、この東市来に課税がなされた、私はこれは農家の方々、これ知れば、本当どっちに非があるのかと、まさに正直者がばかを見るようなそういった仕向けられ方、市長これ本当、この合併のスタートから、この課税に対する手続は、もう地域、個人ばらばらであったわけでありまして。しっかりとさせていただきたいと、このように思います。

私、今回のこと、納得いかずに2カ月ぐらい前でしたか、担当税務課に直接伺いました。そのときの話し、先ほどから出ておりますが、賦課基準日が1月1日となっており、動かしようがないと、よって、今回はこれで、これまで課税がなされてきた東市来だけが課税されると、ほかの地域は、ことし客体調査をして、来年より課税するという説明でありました。

私は、正直言ってあきれました、これは。そこには本当に何かみんなが黙っているから、文句が出ないから、要するに税金は取りやすいところから取るというような安易な感覚になっているんじゃないかと思ったわけでありまして。そんな感覚ではなかったかもしれませんが、でも結果としてはなっているわけでありまして。

また、都合のいいときだけ、法で示されている基準日、1月1日を持ち出してきているわけで、これまでは本当これ法を全く課税していくという指導の方法をかれこれ、法を全く無視したやり方が、私は散々なされてきたと、都合のいいときだけ、基準日が1月1日であるというのは、これはもうだれもが納得しないと、このように思います。

こういったことが、それが合併後あたかも取るのが当然だということで、しかも各町とのバランスもおかまいなしに課税がなされていたわけで、非常に残念だと思っております。

私は、逆に執行部のこのようなやり方に対しては、本当監査請求が出されてもおかしくないとしたりもいたしたわけであります。どうあっても、今後は日置市全体、同じ状況の中で、客体を統治して、一緒にスタートするのが当然であると、これが市民平等なやり方であると考えますが、最後に市長の考えを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃるとおりでございます。それぞれ市民公平な中におきまして、課税をしていかなければならないというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、本当に議員の方におきましては、1年間ぐらい、やはり東市来だけであったと、ほかのところは課税されていないと、大変そういう不平等さを感じた中で何回となく質問をしていただきまして、このことにつきまして、私ども職員が早く、この全体的な客体を調査すればよございましたけど、合併した後におきまして、全体の客体を調べたところ、それぞれの町村でも課税しているということが、今回判明したわけでございます。大変そのことには、議員にも申しわけないというふうに思っております。

今後それぞれの課税につきましては、やはりみんな均衡ある、平等に課税ができるように進めてまいりたいと思っております。

**○25番（谷口正行君）**

市長の方で、今後しっかりしていくというようなことでありましたので、私もこれで終わりますけれども、本来ならもう一言言わせていただきたいところでありましたが、今後しっかりとやっていくということを私も期待しておりますので、どうかよろしく検討していただきたいと思っております。

終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（宇田 栄君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時59分散会

第 4 号 ( 9 月 22 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、23番、12番、26番、18番、24番、20番）
-------	----------------------------------

本会議（9月22日）（木曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君



財政管財課長 福田 秀一 君  
福祉課長 馬場 恵三郎 君  
教育総務課長 坂上 安男 君

企画課長 富迫 克彦 君  
土木建設課長 樹 治美 君  
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせをいたします。畠中議員より体調不良のため欠席の届けが出ております。なお、一般質問は順次繰り上げて行いますのでよろしくお願いをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

日置市民が日置市に住んでよかったというそういったまちづくりを観点に2題質問をいたします。

1点目でございます。アスベストについて住民への安全対策について質問いたします。健康と安全は、まず本人や家族が一番気をつけなければならないことではありますが、行政としても市民に対して健康情報を発信し、いつでもどこに住んでいてもあらゆる相談をできるようなシステムを提供することが必要ではないかと思っております。7月に新聞やニュースで連日アスベストによる健康被害の報道がなされました。建材メーカーで働いていた人がアスベスト、粉塵を吸ったことにより、肺ガンやガンの中皮腫などで多数死亡していることが明らかになりました。

大手機械メーカーのクボタが健康被害の実態を公表したことが最初の問題の始まりであります。クボタによりますと、昨年度までに25年間に79の方が死亡したということです。その後、建材大手のニチアスでも141人がアスベストの粉塵の疑いで死亡し

たという例もあります。被害は全国に広がり、16社で300人を超すアスベストの疑いによる死者が確認されています。また、工場近辺に住んでいた方も亡くなったとケースもあるようであります。まさに目に見えない公害であります。

アスベスト被害は、「静かな時限爆弾」といわれ、発病に至るまでに潜伏期間が極めて長く、アスベストを扱う仕事を遠ざかって40年、50年たってから発病する、そういったケースもあるようです。アスベスト被害は「静かな時限爆弾」とも言われております。7月29日には、石綿暴露作業で労災認定された事業所が公表され、県内には1カ所もなかったようではありますが、県外の公表事業所で働いたケースも想定されます。また、建物等の解体により、アスベスト粉塵を吸った、そういったケースも想定されます。夏からマスコミ報道により、アスベストへの健康不安の声が聞こえております。日置市としての現状と対策について3項目質問いたします。

1970年代から90年ごろにかけて年間30万トンといく多量のアスベストが輸入され、大部分が建材に使用されているということではありますが、本市の公共施設でアスベストはどの程度使用されているのか、また、機具等は使用されているのかお尋ねいたします。

鹿儿島市では、旧吉田町や旧郡山町では7キロメートルアスベストセメント管が使用されているということでもあります。本町は、どの程度アスベスト水道管が使われているのか、また、安全性について問題はないのかお尋ねいたします。

これまでのアスベスト被害報道により、市民からの相談や不安がなかったのかお尋ねいたします。

2つ目でございます。職員の健康問題について尋ねます。

旧4町の合併により市職員も600人近く

になりました。合併したことによって、職員同士の融和も大切ではなからうかと思えます。市長も行政のトップとして、これまでの職員数を考えれば、旧伊集院町長時代と比べても、一人一人の考え方、適正を把握するのは非常に難しいのではないかと思います。しかし、行政のトップとしていかにしていかにして人材活用するかは市長の腕の見せ所であり、大切なことではないかと思います。

市政は市民の大切な税金で運営されています。市職員600人と私たち市議会議員が力を合わせて日置市発展のために頑張っているという、そういった声があちこちから聞こえてまいります。

合併して4カ月ようやく職員同士もお互い少しずつではございますが、お互いを理解できるそういった環境になったとは思いますが、日置市でも合併前、合併後に市職員がストレス等による休職したという、そういった実例があると思えます。今、まさにストレス社会といわれております。多くの職場で心の健康で害する人が非常にふえております。私自身職場上の悩み、人間関係のトラブルでさまざま相談に乗ったケースもございます。人員削減、リストラ等により職場の状況はどこの現場にいても年々厳しくなるようです。働く者にとりまして、健康で働きやすい職場ほど本人の実力を十分発揮するのではなからうかと思えます。

私自身、よく近くのスーパーによって買い物で市役所付近をよく歩くことがあります。夜9時を過ぎても日置市役所の職場では延々と電気がまだまだ遅くまでついているようです。定時で帰る職員もいる反面、部署によっては土日も出勤している、夜遅くまで仕事をしている、そういったケースもあります。合併後ということで、当然ながら業務量を判断することは難しい面もございますが、職員の勤務実態と健康状態について質問いたします。

1点目、月の残業時間の個人の残業時間の最高はどの程度か、また合併により旧3町では役場が一緒になったことにより、職員が大幅に削減されたようでございます。来庁者は大きく落ち込んでない状況の中、職員配置は適正にされ、3支所では支障なく対応されているのかお尋ねいたします。

一部の職員の中には長時間労働をする職員がいるようでありまして。厚生労働省は労働時間の短縮をうたっております。職員の長時間勤務実態について市長はどのように考えているのかお尋ねします。

来年4月に異動を市長は考えるということですが、今後職員の適正配置について、市長は今の時点でどのように考えられているのでしょうか。

4点目、臨時職員の適正配置について十分に理解できたので削除をいたします。

今多くの職場で心の健康を害する人が非常に増加しております。日置市職員の健康状態と市としてどのように対策を実施しているのかお尋ねいたします。

6点目、日置市誕生後の職員の心の病気による休職者数とその原因はどのようなものがあるかお尋ねいたします。

合併した他市町村にもストレスによる休職者の方が大変増加していると思えます。他市町村の状況についてお尋ねいたします。

以上、2点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

公共施設のアスベスト使用の可能性と住民の安全対策についてということでございます。公共施設、学校関係については教育長の方に答弁させます。水道関係につきましては、私の方から答弁させていただきます。

アスベスト使用の水道管は、日置市内に3,784メートル残っている現状であります。この石綿管を通った水道水の安全性につ

きましては、健康への影響は認められていないことが、この7月に厚生労働省健康局水道課から示されております。また、世界保健機構が公表している飲料水水質ガイドラインでも、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドラインの位置を定める必要がないと結論づけられています。

なお、アスベストの粉塵を吸い込むことによる健康被害を防ぐことは重要なことから、この8月に水道用石綿セメント管の撤去作業における石綿対策の進め方が手引書により示されましたので、これをもとにできるだけ早くすべての石綿管の配管がえを行い、安心、安全な水道水の供給に努めてまいりたいというふうに思っております。

3,784メートルの内訳でございますけど、旧東市来町で974メートル、旧伊集院町で1,200メートル、旧吹上町で1,610メートル、日吉町はゼロとなっております。

水道水のアスベストに関する相談や不安の声は今のところ聞いておりません。

2番目の職員等の勤務実態と健康状態についてのご質問でございます。合併後約5カ月が経過いたしました。いまだに事務の統合等で夜遅くまでの時間外勤務を余儀なくされている職場も少なくなく、8月の時間外勤務を個人ごとと比較いたしますと、市民を対象としたスポーツ教室を担当する職員等が本庁、支所を含めて最も多く、1カ月約40時間程度の時間外をしているほか、選挙事務などの特殊事情になりまして、それを超えることもございました。このような職員の労働時間の把握は、労働基準法上、使用者の責務でもありますので、今後も出勤・退庁を確認するタイムカード等を定期的に点検し、特に目立った時間外勤務に従事する職員があった場合は、所属長を通じ、健康管理面等も含めて、指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、時間外勤務が恒久的になっている職場につきましても、事務執行体制や配置人員の見直し等を行い、各職場の事務量に応じた適切な職員配置を行ってまいりたいと思っております。

職場のメンタルヘルスの対策といたしまして、3つの予防策が考えられると思います。まず、1つは、職場のストレス体制に快適な職場づくりをつくることであり、2つ目は、メンタル的に不調になりかけた人やなった人への早期対策、早期治療、さらに3つ目は職場への円満な復帰とフォローであります。特に、カウンセリングを受けやすい相談体制をどのその辺に整えるか、非常に重要になっております。

本市におきましても、今月中に衛生委員会を開催し、今後実施する職員健康診断や産業医による健康診断、健康指導、そして、全職員を対象とした健康づくり講演会等について検討するよう計画しております。

次に、休職者数とその原因についてのご質問でございますが、復職者を除き、現在疾病による休暇及び休暇中の職員を申し上げますと、病気休暇中の職員が1名、長期にわたる職務に従事することができないため休職中の職員が2名おります。疾病の理由について申し上げますと、メンタルケアによるものが1名、そのほかのものが2名という状況でございます。

なお、休暇、休職の原因につきましては、さまざまな要因のものが考えられますが、職場の仕事や人間関係、家庭、子供など、悩みの原因は千差万別でございます。

今回合併ということにおきまして、そのような状況が起こったんじゃないかなというご質問でございますけど、今休職している方につきましては以前の問題であったというふうに認識をしております。

続きまして、他市町村との状況でございま

すが、8月に開催されました九州都市安全衛生管理協議会鹿児島支部の担当者会の報告によりますと、名瀬市でも4名、串木野市でも3名、このような事例があったというふうに報告を受けております。

社会情勢の変化や高度情報化の進展など、職場をめぐる環境が大きく変化する中、職員の健康管理は身体面のみならず、精神面においてもますます重要になっているのではないかと考えております。

今後、特に職場関係におきます課長を含めた中でそれぞれの相談をしながらメンタルケアに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

公共施設のアスベスト使用の可能性について、市内の公共施設でアスベストは使用されているのかどうかということですが、平成17年8月8日付で鹿児島県教育委員会からの通知に基づいて、8月22日から8月の26日にかけて実態調査をいたしました。すべての教育施設を各建築技師、各担当者で調査してきたところであります。吹きつけアスベストについては、主に鉄骨の耐火被覆、壁、天井等の吸音、断熱、結露防止等に使用されていることから、調査の方法としては、これらを中心に設計図書による確認及び施設の目視調査を実施してまいりました。今回の調査では、昨日答弁いたしましたとおり、2校の屋体、それから、社会教育施設2カ所の施設で吹きつけアスベストを使用しているのではないかと疑わしい箇所が見受けられましたが、直ちにアスベストが損傷、劣化等より飛散する恐れはないと確認いたしております。このようなことから、教育委員会といたしましては、学校の児童・生徒並びに市民の安全対策に万全を期するために、これらの箇

所について早急に主要採取して、専門のアスベスト分析家に分析を依頼するために、前もって検査機関とも打ち合わせをしてあります。

#### ○5番（坂口洋之君）

連日アスベストに関するさまざまな情報が、メディア、新聞等で流れているようです。私も、今築35年の家に住んでいるんですけども、当然ながら、年代的にはアスベストが十分含まれている年代にできた家で、うちももしかしたらアスベスト入っているのかなという、そういった気持ちもあります。

きのうも、薩摩町でアスベストの疑いがある教室の使用禁止という記事が掲載されていたようです。また、中国から日本製の自転車28社、22万台回収ということで、アスベストを使用されたような部品等が使われているということです。本当9月に入りまして、毎日のようにアスベストの問題が指摘されまして、少しでも住民の不安が募っているのではないかと考えております。

日置市内も、昨日同僚議員が質問しまして答えられました上市来小学校の体育館、鶴丸小の体育館、伊集院文化センター、また吹上の中央公民館ということで、アスベストの使用の疑いがあるということで、今調査中ということですが。

きょうのNHKのニュースを見ていましたら、調査もやっぱり2カ月ぐらいかかるということで、調査も今通常は研究所なんかも1週間に10件ぐらいの問い合わせだったんですけど、今では、1週間に200件近く問い合わせがあるということで、非常に今調査する方も非常に大変で、なかなか調査も結果発表が遅れているという、そういった実態があるようであります。

アスベストの問題、やはり心配なのは、解体業者の方たちが建物なんかを壊したときに、粉塵を吸う恐れがあると思います。鹿児島県内はアスベストの製造する該当する事業所は

1カ所もなかったということなんですけれども、日置市内に至っては、やはり解体業者の方が、家などを解体したときに粉塵を吸い込む可能性があると思います。そういった意味で、日置市として該当する、例えば解体業者ですか、そういったところにどのような管理指導されているのか、県がされているのか、それとも市がされているのか、その辺についてお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今後築30年、そういう解体をする物件が今後多くなってくると思いますし、今までもあったというふうに感じております。特に、今本町におきます特に解体の業者の皆様方にはやはりその取扱いを含めた中におきまして、行政としても指導していきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

指導についてどのような管理指導をされているのか、具体的な中身をお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

解体するにいたしましては、被覆をしながら、また散水をしながら、やはりチリをとるといいますか、そういうのが一番大きな原因でございますので、やはり散水を含めた中で粉塵にならない状況で解体をしていただくと、そのような指導をしていきたいと思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

水道管についてです。日置市内で3,784メートル今現在使用されてるということでもあります。アスベストの水道管は、昭和50年まで製造されていたということでもあります。内訳、伊集院町が1,200メートル、東市来が974メートル、日吉がゼロ、吹上が1,610メートルということです。私が調べたところによりますと、今現在、全国でアスベストの水道管を使用されているのが大体584キロメートル、水道管の全体の

3.2%がアスベスト、この水道管を利用されているということではありますが、薩摩川内がこの前ちょっと調べたところによりますと12キロメートル、鹿児島市が調べたところによりますと、吉田と郡山が7キロメートルまだ使用されているということですが、やはり安全ということで先ほど答弁されましたけど、多くの方にとっては、アスベスト水道管やっぱり使用に関してはやはり心配という、そういった声があちこちから聞こえております。私としては、早急に対応すべきではないかなと思っておりますけれども、先ほど市長が答弁されましたけど、その点について、再度もう一回お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今話、答弁いたしましたとおり早急にやりたいと思っております。基本的に道路改良を含めた中も、基本的に中座している部分がございますので、基本的にやはり道路改良の部分の中におきましてこの石綿管のとりかえ、そういうところでないところから早くそういう支障のないところにおきましては、早急にこの石綿管のとりかえというのを実施していきたいと思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

日置市には、先ほどの答弁のとおり、市民の方から相談は今のところはなかったということでありました。私も、伊集院町内の方から主婦の方から1件相談を受けました。その方は、アスベスト、石綿入り、それがアスベストが入っているかわかりませんが、家に箱に入っておいたと言われました。私も箱に入っているからもうそんなにそこまで心配しないでもいいんじゃないかなと思ったんですけども、やっぱり主婦の方で年配の方は結構心配されるみたいです。このパネルはどっかへ捨てたいんだけどどこに捨てたらいいんだろうかなということ、またどこに相談したらいいんだろうかということで相談を受け

ました。日置市に電話をしたら、県の環境課の方へ連絡をしてくださいということで、私は県の環境課の方に連絡をしたら、有害物質ということで、一般の廃棄物じゃ当然出せませんということで、専門の業者に頼んでくださいということで、石綿入りのパネルは鹿児島県内で捨てる場所はないみたいで、都城に捨てにいけないといけないということで、その方は業者に頼まれたということでありました。

県も環境調査が、アスベストのいろんなさまざまな相談の窓口を設けています。現在、調査、8月の31日の時点で、鹿児島県内で約780件の相談があったそうです。その内訳は、建設建材関係の方、分析機関関係の方、あと健康関係で検診を受けたいんですけどどこへ受けたらいいのだろうかという、そういった相談とか、やはり廃棄物の相談です。どこに捨てたらいいのだろうかといった、そういったさまざまな相談があったようでございます。また、家にアスベストを使用をしているかもしれないので、どんな形で除去作業したらいいのかという、そういった相談があります。最近、また新聞報道が頻繁にされていますので、県の環境課にはさまざまな相談がいくのではないかと考えております。

県も今さまざまな啓発活動をされているそうです。8月の30日には、県民向けに新聞でアスベスト対策について啓発の記事があったようです。また、鹿児島県も10月号の毎月1回発行されています県政かわら版などで、アスベスト対策についてこういうことをすれば安全ですから心配しなくてもいいですよという意味で、啓発の記事を出すそうです。日置市も、今回、市民からの相談がなかったとはいえ、やはり市民の方にはまだまだアスベストに関しては、知識もまだまだ新聞記事とかテレビしかなかく報道されない。どうしてもそういう記事というのは不安をあおる

ような記事が多いですので、やはり安全性についても、日置市も、市民だよりですか、毎月1回出されておりますそういったよりとか、定期的に配達をされておりますので、安全性についても、日置市としても啓発活動をすべきではないかと思いますが、市長はどのように考えておりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

そのとおりだと思っておりますので、広報誌等におきます掲載をしながら、全般的に、今おっしゃいましたとおり、廃棄をする方法、また相談をするところ、そういうものを含めまして、私どもも情報を的確に把握しながら、広報誌に載せていきたいと考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

2005年夏にふってわいたような今回のアスベスト事件です。今まで、アスベストの問題については1960年代のころから指摘されて、一時的には危険性については皆さんも、多くの方も認識はしたんですけども、ここ最近ずっとアスベストに関しては問題提起もされずに、また、そういった問題もなかったようでありましてけれども、今までは国の政策として水俣病の問題、また、HIV血液製剤、エイズの問題です。国の対応は非常に遅れていたのではないかなと聞いております。アスベストの問題に関しても、1960年代に関しても、厚生省、労働省、通産省、当時のその3省の縦割り行政が招いた結果ではなかろうと思っております。今回、国の対応の遅れも、細田官房長官なんかも、実際国の対応が遅れているということで、そういったことも言われております。

今回のこのアスベストの国の対応の遅れについて、市長はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今お話のとおり、私も官房長官のあのインタビューを伺いましたけど、そのとき

の対応といたしますか、それぞれ国民にそれぞれの中で伝達をされるといたしますか、それが遅れているというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

次に職員の健康問題についてまた質問いたします。

日置市の職員の最高の時間が40時間ということですね。長いということであったようでございます。支所の対応も、旧3町の支所もそれなりには対応されているということなんですけれども、やはり今国も時間短縮を言われております。民間に至れば、私も10時に帰ってきた、11時に帰ってきたという、そういったやっぱり聞いてまいりますけれども、やはり法を守るべき行政が積極的に守らなければ、民間業者はサービス残業や長期残業どんどん違法に増やしていくという、そういった問題もありますので、やはり行政としては当然時間短縮への取り組みを積極的に取り組むべきではないかと思っております。

今、少子化対策ということで、次世代育成支援法という計画を出しております。同僚議員が尋ねてございまして、日置市内で現在、松下電気、日置市役所、東市来のちょっと済みません名前を忘れてしまいましたけど、3つの事業所が次世代育成支援計画を提出したということでもあります。次世代育成支援法というのは、元来子供が少しでも育てやすく、仕事と子育てを両立するという目的で少しでもそういった目標設定をする意味でも計画が出されたと思っておりますけれども、次世代育成計画の中で時間短縮への取り組みということもうたわれていると思っておりますけれども、日置市として時間短縮への取り組み、どのような計画をされているのか、また、そういうのを策定中なのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、15年7月に次世代育成対策推進法が制定されまして、本市におき

ましても、特定事業主の行動計画というのを6月に策定しております。その中におきまして、労働時間の短縮という問題でございますけど、本市におきましても、毎週水曜日の定時退庁励行、こういうようなことも5時前に放送もいたしておりますし、また、子供のための年次休暇、有休休暇取得促進、こういうことも行っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

水曜日に、定時とか有休取得などを考えられているということですが、やはり具体的な目標設定をして、どのようにされているか市長も十分認識していただきたいと思っております。社会全体が今本当長時間労働で、どこに行っても、私もよく妙円寺団地なんか行くんですけども、みんな帰ってくるのが8時、9時という状況で非常に長時間残業が進んでおります。ヨーロッパなどは国際競争社会と言われておりますけれども、ヨーロッパなどは労働時間は十分守って国際競争社会に対応しておりますので、日本全体の労働時間短縮に関する取り組みは必要ではないかなと思っております。

また、職員配置の件についてであります。私、9月の教育文化の委員会でちょっと発言させてもらったんですけども、伊集院町の幼稚園に何か所か回る機会がありました。私は、隣の松元の幼稚園の卒園ですので、幼稚園というのはたくさん職員がいて、園児もたくさんいるのではないかなと、そういった気持ちで行ったんですけども、伊集院町内の幼稚園非常にこじんまりとしてまして、1人の職員と20人ぐらいの園児さんがいるということで、そういう形で運営されていると思っております。

1人の職員ですから、いざ何かあったときは対応が非常に難しい面も出てくるのではないかなと思っておりますけれども、基本的に幼稚園の定数というのは、35人以下は1人で十分



対応できるということで、文言的にはなっておりますけれども、職員の皆さんたちも家族を持っている方々です。女性の職員の方が非常に多かったような気がいたしますけれども、もし何かあった場合とか急な場合はどういふふうな対応をするのかなというのがありました。

実際、日置市内の幼稚園は5園ありまして、2人の職員が対応するのが東市来幼稚園で、残りの4つの幼稚園は、1人の職員しか対応しておりません。何かあった場合は本当にどうなのかなと思いますけれども、今回補正予算で土橋幼稚園の先生が産休をとられるということで、新しい臨時の職員の先生が入るということではありますけれども、もし何かあった場合は問題ではないかなと思っておりますけど、急な対応などは十分できるのか、また、園長は校長先生がされるということなんですけれども、校長先生がもし何かあった場合、1日面倒を見る場合なども、幼稚園資格を持ってない校長先生が1日子供の面倒を見るのは何か問題はないのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘の中には公立の幼稚園の、おっしゃいますとおり、私もそれぞれこの市内にも私立の幼稚園もございまして、それぞれの定員といたしますか、その定員配置の中でそれぞれ私立に行っている家族、公立に行っている家族、それぞれございます。それぞれ幼稚園の場合と保育園、それぞれの中でやっているというふうには思っておりますけど、基本的にこの幼稚園の対応、それぞれの幼稚園で大変人数が違っておるようでございます。10名から20数名という中で、特に、東市来の幼稚園の場合については2人ということでございますけど、これはひとつ原因、4つあったものを1つに統合いたしまして1つにした、そういう経過の中において2人の教諭

を採用しているという経過がございまして、また、今おっしゃいましたとおり、1つの幼稚園は20数名おります。これは、一つは地区外といたしますか、その幼稚園におきます地区外からたくさんのお兄さんのお父さんのお母さんが来ております。その先生を募ってきておるといふことでございます。そういういろいろと人数的にはバランスがございまして、その幼稚園の教諭につきましても臨時的に免許を持っている人、これはきちっと教育委員会の方で人を把握しております、いざ何ぞというときにおいては、免許を持っているその方をお願いする、そういうリストは上げておるといふことでございますので、そのときに対応していく。今おっしゃいますとおり、正職員をその中で採用した場合につきましても、やはり定数、やはり定数の中が定員割れといたしますか、これが五、六人になったときに2人どうするのか、やはり特に言われております人件費を含めた中で人の管理、どうするのか大変これは大きな課題でもございますし、今後幼稚園の問題につきましても、保育園との問題がいろいろと取り出されておりますので、私も今後この幼稚園、公立の幼稚園、保育園はやはり行政改革の中におきまして、今後どう運営していくのか、これも十分論議をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

答弁の中で、何かあった場合はリストをされているということでもありますけれども、前ある幼稚園の方たちが急に不幸があったということで1週間お休みをされたそうです。そのときの状況として、急な対応でだれがしてくれるのかがわからずに、たまたま何日かは1週間のうち、その学校の教頭先生の奥さんが幼稚園の免許を持っていたということで、数日間はその方で対応したらしいんですけども、具体的に人が要らずに毎日日替わりで

先生が変わったということです。例えば、小学校の場合は、生徒が1人、子供が1人の学校であっても先生がいなくなった場合は、免許を持っている人が急に来て教えるという方たちは十分な指導はできないと思います。幼稚園に関しても、やはりそれなりに急なときの対応の要員も設けまして、日ごろよりその方も子供たちの気持ちが十分わかるように十分な研修なども受けて、いざというときの対応をしてもらいたいと思います。

当然ながら、先ほど申した次世代育成支援法と関連するんですけども、やはり幼稚園の先生というのは、子供を持つ親の方が非常に多くなっておりますので、やはりしっかりした代替を設けて、いざというときにはその方が十分な対応ができる、そういったシステムも必要ではないかと思っております。

実際、研修などがあってもかわりの方がいないということで、研修を行けなかったり、もし研修に行く場合は、幼稚園を休園して、そして行くしかない、そういった実態でもありますので、そういった問題なんかも早急に対応すべきではないかなと思っております。

市としての健康対策についてです。こういった時代ですので、合併前からそういった形で休職されたというケースがあったようでございますが、地方公務員法によりまして、地方公共団体は職員の健康保険、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立しなければならないということがうたわれております。

先ほど答弁にもありましたように、労働安全衛生を今度されるということでもありますけれども、その労働安全衛生委員会の中身についてお尋ねいたします。その取り組み計画と委員会のメンバーはどのような方たちがいらっしゃるのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の職員の衛生管理規程というのに基

づきまして衛生委員会を設置しております。総括安全衛生管理者は総務企画部長が委員長としておりまして、それぞれ本庁所の課長、また労働組合の代表者による安全管理委員13名、また、本所、支所の保健師4名になる衛生管理者、そして、産業医、19名で構成しております。

#### ○5番（坂口洋之君）

私も1市5町、昨年鹿児島市が新しく1市5町で合併したと思っておりますけども、旧松元の職員の方とか、伊集院の郡山の方なんかと話す機会があります。やっぱり我々も日置市にやっぱり行けばよかったなと、そういった声があちこちから聞こえてます。小さい町から突然人口60万の市の職員になったということで、もう仕事の中身から、人間関係から本当に大きな変化を遂げられたそうです。鹿児島市の休職者数が今16名いるそうです。今の現在で16名ですので、延べにすると相当な人数ではなかったかと思っております。

当然、職場環境、日置市が誕生しまして、4つの町の職員が新しい職場で仕事をするわけですので、職場環境が大きく変わるわけですから、職員も健康状態が悪くなることは想定されたはずなんですけども、これまで労働安全衛生委員会等は、実際早急に対応すべきではなかったかと思っておりますけども、これまで一度も開催されてなかったのはなぜなのか。基本的には月1回以上するように、月1回まではできるということになっておりますので、これまでに全然開催されてないということなんですけど、なぜ開催されてなかったのか、忙しかったのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

月に1回この衛生管理委員会を開かなきゃならんということでございますけど、年に1回か2回だったというふうに記憶はしておりますけど、やはり基本的に職員含めまして、

やはり自己管理、私は基本的には職場の中において一人一人が自己管理ができる職員でなければ、それぞれ仕事はしてもいろんなのは難しいというふうに感じております。こちらの上司がこうなさいとか、いろんなことを勧めます。ですけど、基本的に、自分がみずからそれぞれの予防体制を含めていかなければ、幾ら衛生管理の中でこうですこうですということだっても、大変難しいというふうに思っておりますし、また、私どももそれぞれの市の中におきましても、職員の健康診断も行いますし、また、共済組合を通じた中の人間ドック、そういうものもございますので、やはりそれぞれ基本的には自己管理は、自分の体は自己管理できる、やはりそういう人間の職員になってほしいというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

当然、市長が答弁されたように、基本は自己管理であります。しかし、事業所として、当然職員に対しても健康管理も十分対応しなければならぬのではないかと思っております。

今、メンタルヘルスということがよく言われております。心の相談で、心の病で休職するケースがふえております。企業規模が大きいところほど増加傾向が見られております。現場の人間関係、仕事の悩み、家庭環境、さまざまなことが最大の要因であります。メンタルヘルスについて、いろんな相談、職員が相談をされると思いますが、当然ながら相談しやすい窓口が必要ではないかと思っております。相談しやすい窓口について、どのような対策をとられているのか、だれが相談員をされているのか、また、プライバシー等は十分守られているのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、このメンタルヘルス相談ということ

でございまして、心の病という一つの中でございまして、特に保健師さん、私どもの保健師もいらっしゃいますので、特に保健師の皆様方に相談すれば、いろいろとまた今後の指導もしてもらえるし、特に、健康診断をしたときに、それぞれの結果がまいります。結果がまいったときにおいて、それぞれ産業医を中心に、それぞれ要支援とか要注意とか、要医療とか、そういうのを結果が出ますので、それに基づきまして、また専門的なところでそれぞれ治療に行く、そのようなことも今までもやっておりますので、今後ともそのようなことをやっていきたいと思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

働きやすい職場ほど当然ながら生産性も上がります。市長は昨日の答弁で、今1ある仕事を1.2ぐらいする、そういった気持ちで取り組んでほしいということをおっしゃったので、職員が健康で元気ほど生産性も当然上がりますので、そういった対応をしてもらいたいと思います。

今あらゆる産業では、多くの企業でうつ病、ノイローゼ、精神疾患で休職するケースが非常にふえております。個人情報をも十分に保護しながら精神疾患の休職者がどれぐらいいるか、職場の労働ストレスがどれぐらいあるのか、そういうのを十分全職員に知らせて、やっぱり職員の健康問題について取り組んでいただきたいと思っております。

最後にストレス社会について質問いたします。

昨年度の自殺者が3万3,000人います。鹿児島県内は昨年558名です。伊集院警察署管内も10数名の自殺の方がいらっしゃると思います。まさに、今世の中は勝ち組み、負け組み社会です。高額所得者もいれば、年収200万円以下の世帯が5,000世帯に1世帯です。非常にこの2極化が進んでおります。自殺の最大の要因は、将来への悲観と

経済的な面と健康状態で自殺されるケースが非常にふえております。ますます広がるストレス社会、市長はどのように考えているのかお尋ねいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**○市長（宮路高光君）**

今の戦後を含めたこの経済、また日本のそれぞれの社会構造を考えたとき、大変いろいろと多様化しております。それぞれの人間の性格もございまして、やはりいかにして、その人がいろんな多様化できる心を養えるのか、いろいろと専門的なものもたくさんございすけど、やはりこういうストレスがわくのは対応ができない。人間関係をできない、人づき合いができない、そういうふうにして内にもってしまう。やはりそのときに一番大事なのは、私はやはりよき友を持つ。それは職場、大人もですけど、子供たちもだと思います。よき友をいかにして自分がまたそれだけ努力をしていくのか、そういうことを私個人的には考えておりまして、やはりこういうストレスをする、多くなる、こういう社会情勢でございますので、やはりいつでも気楽に話ができる友達をたくさん持つことが一番いいことじゃないかなというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、12番、中島昭君の質問を許可します。

〔12番中島 昭君登壇〕

**○12番（中島 昭君）**

皆さんおはようございます。9月20日同僚議員が県立高校再編問題について質問いたしましたので、重複する部分があるかと思いますが、私は、市長及び教育長に吹上高校の存続問題についてを重点的にお尋ねいたします。

吹上高校は大正14年に開校以来、ことし創立80周年を迎えようとしております。ま

た、前身は旧伊作村の初代村長宇都為栄氏が、明治26年、西暦1893年、112年前ですが、時の井上文部大臣に女子に対する職業教育の必要性を説き、我が国最初の女子職業学校として伊作村立「伊作女子実業補修学校」として設立されて歴史と伝統のある学校であります。

平成15年10月30日、鹿児島県教育委員会が県立高校再編の基本計画を発表いたしました。要約しますと、「1学年3学級以下の小規模校を適正化する」ということでした。

2010年度までに当時82校を65校程度にするとの内容で「かごしま活力ある高校づくり計画」が示され、現在高校再編が進んでいることは同僚議員が述べたとおりであります。

県立高校の再編につきましては、鹿児島県公立高等学校再編整備に関する審議会の答申に沿って着々と進められてきたようです。平成12年7月日置地区の説明会が開かれ、私も出席をいたしました。そのときは、少子化に伴い、中学校卒業生が減少していくので、生徒募集は募集定員、つまり学級数を減らして対応をしていくとの説明でした。中学校卒業予定者の推移も示され吹上高校存続が危惧された記憶もあります。

吹上高校は生徒数が1,300名を超える時期もありましたが、平成5年度5クラスに、平成7年度4クラスに、そして、平成9年度から3クラスに減少して現在に至っております。

そのような状況の中、当時の吹上町では危機感を持ち、平成9年度に「吹上高等学校活性化対策協議会」を立ち上げ、平成10年度から物心両面の支援事業が始まりました。その結果、平成11年度から募集定員に対する受験者数、生徒の充足率、各種資格取得数、生徒の生活態度などはっきりあらわれてきました。

当時、転入されてくる先生方の話では、吹上高校に対して、悪いイメージで赴任してきたが、聞いていたのとは大きく違い、生徒はもちろん、保護者や同窓会、地域の方々の後押しが大きく、生徒一人一人が生き生きしていると驚いておられます。

今、吹上高校は県下でも高い評価をされていると聞きますが、1学年3クラス以下の高校は再編の対象校です。

吹上町では、平成16年2月24日、鹿児島県教育委員会、当時の福元教育長に、鹿児島県立吹上高等学校存続の要望書を提出しました。隣接する日吉・金峰の町長・議会議長・PTA会長・同窓会長など関係者など同席し、熱心に吹上高校の必要性和存続の要請をいたしました。県教委にも熱意は伝わっていると思います。

ことし、8月31日、鹿児島県教育委員会は2006年度の高校再編実施計画として始良地区の栗野工業高校と牧園高校、川薩地域の入来商業高校と樋脇高校の統廃合計画を。また、7年度、中・南種子島地域の中種子高校と南種子高校の再編実施計画を対象校の地元首長や学校関係者に提示したと新聞に発表されました。

吹上高校は現在生徒数の充足率が高く、その中には入っていませんでしたが、再編の対象校であることにはわかりません。

そこで市長に重複しますけれども、確認のためいま一度、県立高校再編についての基本的な考え方と吹上高校存続問題をどのようにお考えか質問をいたします。

なお、教育長には後ほど質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

吹上高校の存続問題についてということで、このことにつきましては、1番議員の質問にもお答えしたところでございます。昭和42年から昭和55年度におきましては、吹

上高校も1,000人以上という大変すばらしい大規模校であったというふうに感じております。現在、電気科、電子機械科、情報処理科の3学科、360の定数に対して348人の生徒が就学する小規模校となっておりますところでございます。ここ数年の定数に対する充足率は平成16年が94%、平成17年度が97%となっております、若干定員割れしているというふうに思っております。

その中におきまして、特に県教委におきます学校再編計画、かごしま活力ある高校づくり計画の対象校になったということでございます。

議員もご指摘いたしました、やはりこの少子化に伴いまして、この数年、10年間大変中学校卒業する子供が少なくなってきたということにおいて統廃合が出てきたというふうに思っております。このことはどうしてもとめることはできないことだというふうに認識をしております。

このことにおいて、特に日置市にございます吹上高校、やはり存続のこれは私市長としてもやはり存続していかなければならないというふうに認識をしております。

そういう中におきまして、今ご指摘のとおり、18年、19年度につきましてはもう発表になりまして、20年、21年、22年、この3年間の中でこの吹上高校がどういうふうになってくるのか、これはまだ県教委のさたはないということでございます。特にそのような状況の中におきまして、平成9年6月に旧吹上町で立ち上げております吹上高校活性化対策協議会というのが設立されておりますので、この対策協議会を日置市として存続をしていきたいというふうに思っております。特に、その中におきまして、吹上高校の広報活動、また学校における資格試験、こういうものに旧吹上町におきまして助成をしております。

ましたので、日置市にとりましても、やはりこのことにつきましては、補助をしていきたいというふうに思っております。

特に、先般も申し上げましたとおり、この一、二年におきましては、特にこの定数をきちっと確保する、このことがやはり一番大事な、今私どもに課されているのは、吹上高校を存続するには定数以上に応募があり、きちっと定数を確保している、こういうことをきちっとこの一、二年をした中において、県の方にも強い一つの要望活動ができるんじゃないかと、やはり自分たちもきちっとした地域として、また、市としてこの義務を果たすべきじゃないか。そういう中におきまして、今後、教育長初め、それぞれの7つの中学校がございまして、中学校の校長を初め、また、地域の皆様方とお話をしながら進めさせていただきたいし、吹上高校が中心となって再編できるよう努力をしていきたいと思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

市長に質問をいたしますけれども、ただいまの答弁の中で、最初の部分ですが、大規模校、すばらしい大規模校だったという表現がありました。私は決してその大規模校だからすばらしいとは言い切れないと思っておりますけれども、言葉のあやだろうと思っております。

そこで、協議会設置についてのお話がありましたけれども、後ほどもう少し詳しくお尋ねしたいと思いますのですが、まず最初に、市長のマニフェスト、これを見せていただきました。先ほどの答弁では、存続はしなきゃならないという決意だったんですが、マニフェストの中には、吹上高校存続問題はなかったわけです。ないからやらないということではもちろんないということで、作成の段階で余り関心がなかったのかどうか、それとも、ご多忙中でなかなか気が回らなかったのかとか、その辺からちょっとお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

このマニフェストの施策につきましては、やはり市が中心にやる一つの施策でございまして、学校再編につきましては県教委がやっているものでございました。そういう中で何も頭になかったというわけじゃございません。やはり、私どもは、やはり市としてこの吹上高校存続に力を尽きていきたいという気持ちはその当時、マニフェストをつくったときも頭の中にはきちっとありました。

#### ○12番（中島 昭君）

再編につきましては県教委です。存続の問題はこれは日置市なんです。そこはきちりわかっていただきたいと思っております。私が申し上げているのは、日置市として吹上高校の存続をどうするか。再編はこれは県教委の問題でしょうけども、それはそれでいいですけども、鹿児島県内の再編対象校がある市町村、いろいろ対応を迫られております。

ところで、市長は高校再編関係、市町村長鹿児島県連絡会というのがあります。ここの副会長でいらっしゃいますけれども、この会に市長出席されたことがあるかどうかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まだこの会に出席したことはございません。

#### ○12番（中島 昭君）

この会につきましては、合併してからあるいは市長に就任されてから会が開催されたかどうか実のところ私も把握しておりませんので、実質の会は開催されてないかもしれません。ですが、やはりしっかりとこの存続問題について、こういう場所では副会長として、あるいは日置市の代表として吹上高校を守るんだということをやっていただきたいと思っております。

ところで、ことし8月21日「高校再編を考える県民集会」というのが開かれまして、約250名が参加をいたしております。日置

市の方から市の職員や市会議員、こちらの方も多数参加して意識の高さを感じているところ。その中で、岩手県の高校再編問題対策協議会の関係者から、同僚議員の方からも話がありましたけれども、鹿児島県は単年度ごとの発表で長期計画は示されてないと。進学する中学生は戸惑うのではないかと問題提起されました。そこで、またこの話の中で、地元の熱心な反対運動で計画が廃案になった事例も発表されております。ですから、私は存続問題、やはり一生懸命取り組んでいかなければならないと思います。そういうことを受けまして、県教委は8月31日、向こう、先ほどありましたように2年間の実施計画を発表したと思います。

ところで、先ほど市長が吹上町の協議会をそのまま継続したいというご答弁でしたけれども、もちろんそういうことでございます。鹿児島県関係市町村との連携も大切なんですけれども、日置市は日置市としての状況と事情をしっかりと当局に説明して存続を訴えるべきだと私は思います。

9月の14日、薩摩川内市議会本会議で一般質問で森市長が、10月の早い時期に地元協議会を立ち上げ、地元関係者の要望を把握し、市民の声が反映されるよう県と交渉を進めて、薩摩川内市でもそのように予定がされております。

県教委が発表してからでは、もう既に手遅れになります。日置市としても早急に協議会を立ち上げ、しかるべき対応が必要と思います。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、先ほど当時の吹上町にありました鹿児島県立吹上高等学校活性化協議会を継続すると、そのようなご答弁でしたけれども、もう少し具体的に組織、そのまま、例えば、どうなるんですか。町長が市長にかわる組織の中の人選、人、町長が市長にかわる、それぐらいであとは全部

おんなじだということですか。もちろん吹上町の議会議長が日置市の議会議長と、そういうふうな判断で組織は構成されるということによろしいですか。

**○市長（宮路高光君）**

旧吹上町におきます協議会ございましたけれども、日置市としてそれをもとにして、さっきも申し上げましたとおり、まだ7つの中学校もございまして、やはり日置市として、それを構成メンバーをまたこちらの方で決定をさせていただきまして、早急に協議会を立ち上げていきたいと思っております。

**○12番（中島 昭君）**

ただいま早急にということ、なかなか日程というのは、まだ今お話できないかもしれませんが、大体ことし中とか年度内とか、これできるだけ早い方がいいと思うんです。ご多忙と思えますけれども、それぞれの方が。いつごろまでに組織を立ち上げて、そして、その後、県知事とかあるいは県議会、県教育委員会等に存続の要請をされるのかどうか。先ほどは、来年と再来年の受験者数、充足率見てからというような受け取り方を私はいたしましたけれども、これはやっぱり今のうちに、私はもう遅くとも本年度中には県の方に要請をすべきだと思うんですけれども、その辺は市長はいかがお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

早い時期ということでございますけれども、これは、ことし中に年度内には協議会を新しくメンバーも編成をし直しまして、そこにおきましてまた意見集約をいたしまして、その内容を持ちまして、県教委、また議会、そういうところには行きたいというふうに思っております。

**○12番（中島 昭君）**

年度内ですか、年内ですか。

**○市長（宮路高光君）**

年内です。

## ○12番（中島 昭君）

年内ということで、早い時期ということでございますので、次に補助金について質問をいたします。活性化とはやっぱり人が集まることだと私は思います。吹上高校は先ほど市長のお話のとおり、生徒が348名、職員が約50名をちょっと超えているようでございますけれども、それだけの人が平日、毎日通ってくるわけです。同僚議員が生徒1人当たり100万円の経済効果があるんだという発表もありましたけれども、そのような状況の中、吹上高校存続をさせるためには、それなりの支援も必要になってきます。

先ほど支援を続けるということでもございましたけれども、平成17年度の吹上高校の出身中学校別生徒数、どこの中学校からどのぐらいの人が吹上高校に通ってきているかということですが、我が日置市から348名中214名、62%の生徒が通学をしております。それから、金峰、加世田、こちらの方から65名、19%です。それから、鹿児島市から65名、こちらの方も19%、その他4名であります。

多くの自治体が活性化のためにいろんな支援をしているわけなんですけれども、内容を確認のために申し上げておきます。特別奨学補助金、入学経費補助金、通学経費補助金、制服補助金、修学旅行補助金、部活動補助金、文化祭・体育祭補助金、下宿補助金など、いろんな補助金があるわけなんですけれども、旧吹上町では先ほど申し上げました協議会設立に伴いまして、町単独事業として吹上高等学校広報活動費補助金としまして30万円以下、これはパンフレットとか広報用に使うお金でございます。それから、吹上高等学校生徒資格取得費用補助金、これは、この補助金を受けるには、2級以上の検定しか適用されませんけれども、予算の範囲内で検定料の2分の1以内の額というふうになっておりま

す。現在の金額は50万円以下となっております。あわせて吹上高校に80万円、最高80万円までの補助が今なされているわけなんですけれども、この支援事業の成果が冒頭大変顕著にあらわれていると申し上げましたけれども、少しばかり例を申し上げたいと思います。設立された平成10年度、資格取得補助対象の受験者数が470名、検定料の総額が84万5,400円、そのうちの補助金が42万2,700円で補助率が50%です。半分は補助をしていただいております。3年後の平成13年度、同じく受験者数が767名、検定料の総額が154万5,910円、このうちの補助金が46万3,773円、補助率は30%になっております。そして、昨年度、平成16年度が、受験者数が959名、検定料総額265万2,450円です。そのうちの補助金が47万7,441円で、補助率は18%になっております。上級試験に挑戦する受験者数が大変増加しております、それに伴い検定料が大きく伸びております。

成果としましては、平成16年度、昨年度ですけれども、情報処理科では4種目1級合格者が3名、3種目1級合格者は5名、これは大変な快挙でございますけれども、電気科では、第2種電気工事士、これは検定料7,300円ですけれども、これが17名合格をしております。電子機械科、こちらの方は国家試験3級技能検定機械科工ということで、普通旋盤、こちらの方は検定料1万3,600円、これに6名を合格しております。

吹上高校の存続につきましては、この吹上高校の大きな魅力としてこの資格取得ということにもあるわけなんですけれども、この補助金につきましては、市長は続けるということです。続けるということはずっと続けていただけるものと思います。町の単独事業でし



たから、3年以内見直すと、合併協議会の中でなっておりましたけれども、ずっと続けていただけると、そういうふうに認識をさせていただいてよろしいでしょうか、まず、その点からお尋ねいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時30分といたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時30分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市長（宮路高光君）**

補助金につきましては、高校再編が終わるまでというふうに考えていただきたいし、早い形の中で活性化協議会を設立いたしますので、今お話のとおり、額にしても補助内容については協議会の中できちっと決めさせていただきたいと思っております。

**○12番（中島 昭君）**

協議会の中で額についてもきっちり話し合いをさせていただくというご答弁でしたけれども、そのとおりです。私は、額についてこれから補助金の核心の質問をいたしますけれども、額を要はもう少し上げていただけないかということです。要点は、説明をいたしますけれども、連日財政が厳しい厳しいと答弁されておられます。私もそれはもう十分認識しているつもりです。しかし、吹上高校の存続問題を見据えまして、生徒のさらなるやる気、あるいは保護者の負担の軽減、こういうものを図るために、今継続していただけないというご答弁でしたけれども、先ほどお話をいたしましたように、検定料の補助率が、これが資格取得にみんな意欲を持ってやっておりますから、最初50%だったんですけれども、現在18%になっていると。そういうことで、高額の1万3,600円という、こう

いう検定もあるんですけれども、これからこの62%という日置市から通っている大切な生徒たちです。これは、もう吹上高校の存続はもちろんですけれども、日置市の青少年の健全育成、こういう面からも、協議会の中で話をされるということでしたので、今、増額できるできないということはなかなか難しいと思いますけれども、増額もあり得るかどうか、そこをちょっと。

**○市長（宮路高光君）**

この補助金の目的というのが、やはり存続、これが一番大きな問題でございます。日置市からいえば、伊集院高校もでございます。そういう一つの少年育成費はそういう部分もございますので、その額の問題につきましては増額というふうじゃなくて、存続がどうあるべきなのか、それで行政としてどれだけ援助できるのか、そういう視点の中で考えていかなければ、今おっしゃいましたとおり、幅広い視野の中で補助の育成というのはいろいろとほかにもございますので、そこあたりはこの協議会の中できちっと決めさせていただきたいと思っております。

**○12番（中島 昭君）**

伊集院高校があるのはもちろん承知しております。私もやめようと思ったんですけどこの件は、伊集院高校ももちろん資格取得というのはあると思うんですけれども、吹上高校はこの資格取得が命なんです、ある意味でいうと。ですから、私は増額の要望をしているわけなんです。ですから、伊集院高校と、そういうおんなじような比較をしてもらっては私としては非常に不本意です。

それはそれとしまして、教育長にお尋ねをいたします。吹上高校の存続問題につきましては、現実的には中学生、あるいは強いては小学生の段階までなっていくと思っておりますけれども、日置市から210余名が通っている吹上高校が、仮に廃校、こういうふうになれば、

中学生や保護者に対しまして精神的、あるいはこれからこの地域の子たちが、また遠距離の通学を強いられてくる、大変経済的な負担がはかり知れない、そういうものがあると思います。

しかし、今の中学生や中学生の保護者の間には、この吹上高校の存続問題というのは余り関心が薄い、そういうふうを感じ受けられます。

ご承知かと思えますけれども、吹上高校の場合、この高校の就職率、これが非常に就職難というのが続いておりますけれども、吹上高校は毎年100%の進路指導がなされているわけなんです。これは、非常に大切なことだと思えます。そしてまた、大学とか短大、こういうところ、もちろん専門校もですけれども、推薦枠というのも充実しております。中学生、あるいはその保護者に対しまして、ある程度の説明をしてから、その子供たちに生徒たちに進路の選択肢を与える、そういうことも必要ではなかろうかと思えます。これは、県教委がもう発表してから、吹上高校が廃校だよと、あるいはどっかにか統合されるよと、そういう発表されてからではもう遅いんです。先ほど市長も一生懸命ご答弁くださいました、充足率のことを。こういうことを踏まえまして、その中学校あるいは小学校も含めると思えますけれども、関係者へ周知を含めて、これも教育長の方はどうにお考えかお答えいただきたいと思えます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

吹上高校の再編あるいはというような問題について、小学生、中学生の子供たちあるいは保護者に対してどのように今の時点で説明したらいいかということだろうと思えますけれども、まずは、先ほどから市長の方からもありましたし、中島議員の方からもありましたが、現在吹上高校が新聞にも出ましたように、資格取得等の面で非常に優れた成績を上

げているということですので、私はまず現在ある吹上高校に地元のこんなすばらしい学校があるんだと。その学校にみんな行って頑張るということが第1点だろうと思えます。そのことが、引いては、これからの再編に向けたときに、どこを起点として、再編場所として再編がなされるかと、これはわからないんですけれども、その辺に吹上高校がこれまで以上にいろんな面で活躍したり、子供がたくさん集まったりすると、何かいい方向に向くのかもしれません。ただ、やはり地元の学校のよさをPRすることが第1点だろうと思えます。

それで、もう一つは、どの時点で子供たちに説明するかということだろうと思えますが、これは現段階で説明する場合と、ある程度場所が決まった段階と、あるいはどんな内容の学校ができるというのが決まった段階、いろいろあるだろうと思うんです。それぞれの時点で違ってくるだろうとは思いますが、まずは、私は、今の吹上高校のよさを子供たちにうんとPRすることであるし、次にはやはり私どもが今ここで一番皆さんと存続や再編をどうするかを議論している焦点になっているのは、新しい再編された学校は、皆さん方ご存じのとおり、大変適正規模の利点、あるいは総合学科や総合選択制の利点のある多様な子供たちの学習のニーズに合った、あるいはこれからの社会の変化に対応できるような高校が再編されるんだということは、皆さん理解されていらっしゃるし、これまでと違ったそういう学校になることは理解されていると思うんです。その新しい再編される学校は、こういうすばらしいものができるんだよと、その利点について私はまず十分子供たちや保護者にお話をする必要があるのではないかなと思います。当然、その期に及んでは場所が決まったりいろいろしていきたくらうと思えますけれども、その時点で、やはり今私ど

もは日置市の、私どもはできたら吹上高校の跡地を利用して、そこに新しい再編された高等学校ができることが、もし再編されるならば一番ベターだろうと思うんですが、それは現在ではわからないことだと思います。

したがって、デメリットの問題が、別な遠い場所にできれば通学が大変です。自分たちが希望に沿わないような内容の高校ができれば、またちょっと問題があるかと思いますが、その面は余り検討次第ではないんじゃないか。要は、多分通学距離の問題等で父母の負担が大きくなるというのが一番大きいのが第1点、第2点目は、これまで多分地域のお父さんやお母さん方が、自分の母校としてこれまで学んでこられた学校がなくなるという問題もあるかと思っています。そういう問題がデメリット的な問題なのかなと思います。

でも、これから、新しい高校へ進んで夢を持ってこれから社会に出ていく子供たちに対して、悪い面だけを教えるというんじゃないくして、新しい学校、あるいはすばらしい学校のよさをやっぱり第1点はこんな学校になっていくだよということを教えていただきたいし、デメリットに当たる部分については、ただしこういう課題は残されているんだよ。でも、現在ある吹上高校はこんなに立派な成績のあるすばらしい学校なんだから、まず、この学校へ行って君たちはしっかりと勉強をして、立派な学校にすることが大事だよと、そんなふうな説明をしたらどうだろうかなと思っております。

#### ○12番（中島 昭君）

大変丁寧なご答弁をいただきましたけれども、教育長の答弁を伺っておりますと、何か再編を促進しているような答弁に聞こえて、新しい学校ができたらこんなすばらしいことがあるんだよ、こうだよ、こうだよと、いかにももう決まっているようなご答弁でございましたけれども、先ほど総合学科、ある

いは総合選択制の話も出ました。平成7年度からだったと思うんですが、枕崎高校がいち早く総合学科を取り入れたわけですよ、試験的に。あれ成果が上がっていますか。枕崎高校の総合学科、私は上がってなかったと思うんです。何で総合学科とか総合選択制にするか。私ははっきり申しませう。高校は、これ言いたくなかったんですけど、統合したら先生があふれるんです。私は資料もちゃんと持ってます、あふれる。それは当然です、学校が減ったら。総合選択制とか総合学科の学科は、先生が1割ふえるんです。そのための受け皿ですよ。

教育長、ちょっと質問を取り違えないください。私は存続問題を今どうするかと、その質問をしているんです。存続を苦慮しているのに、教育長の答弁は新しい高校ができたらこんなにすばらしいところがあるんですよ、もう一遍答弁をお願いいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

当初申し上げましたように、どの時点で、だから子供たちや保護者の方に話をするかによって私は違ってくと申し上げたのはそのことであります。だから、当面は、吹上高校をさらによくするということが大事ですので、そのことを十分子供たちや保護者に、存続するにはもっともっとみんなで力を合わせて頑張っていかなきゃいけないんだよと、そのことをまず訴えてほしいと思います。ある時期に来たら今度はまた、そういう意味で申し上げましたのでご理解いただきたいと思います。

#### ○12番（中島 昭君）

教育長、いいですか、ある時期はいいんです、決まった時点で。今は、それは、まだ私たちが今考える必要はないと思うんです。私は存続させるために、こうして一生懸命皆さん、もう本当つらいと思いますけど、前で聞いていただてるんです。存続してからのことは、県教委が発表してからのことは、その時

点で考えましょうよ。今は、いや、もう存続させる気ですか、それとも。それとも、あるいはもう統廃合させる、そういうのありませんよ。もうやめます。多分、真意は私も、教育長の真意はわかっているつもりでございますので、決してそういうつもりで答弁されたとは思っておりませんので、先ほどお話がありましたように、まず、第1番目は吹上高校を存続させるんだと、そのために一生懸命やっていただけのもだと思います。

市長に伺いますけれども、2010年度までということですよ、再編。日置学区内、串木野、市来農芸も含めまして、再編が実施されるとお思いでしょうか、この中で。

**○市長（宮路高光君）**

今の段階では私は何も言えません、そのことは。

**○12番（中島 昭君）**

当然市長はそういうふうにお答えになられるとおもっていました。しかし、私は可能性はこれはないとはいえない。といいますのが、ここの日置市の近郊に、特にこの伊集院の近くに串木野高校、市来農芸高校、松陽高校、そして私立の城西・育英が、それから、神村学園、こういうのがあります。先ほど、市長も教育長も吹上が中心になるような学校、そういうご答弁をさせていただきましたけれども、仮に伊集院高校と吹上高校が統合される、そういうことは考えた上でそういう答弁をされたかどうかお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

この伊集院高校は私は別だと思っております。それぞれの学校の中におきます4学級から8学級適正するという一つの県の再編の中になっておりますので、伊集院高校は別の中において、今この日置地区におきましては3つの学校が対象である、そういう認識しか持っておりません。

**○12番（中島 昭君）**

3つの学校が対象校にはなっているんですが、ただ、生徒の大きな学校に吸収するという場合は考えないですか。

**○市長（宮路高光君）**

これは県教委がすること、私がどうこうするというこの推測も何もできないということでございます。

**○12番（中島 昭君）**

私が大胆な推測をいたします。もしそうであっても、市長は伊集院高校のご出身ですし、もし吹上と伊集院とひっちったれば、伊集院になってよとお思いでしょう。ところが、今までの再編を見ますと敷地の広い農業高校、そういうところに移転が多いわけなんです。極端な言い方をしますと、普通高校は教室があればそれでいいんですけれども、実業系の学校、吹上高校なんかは、それぞれの科にパソコン室がありますし、電気機械科は何十台も工作機械が並んでいる工場と、そして、電気科や情報処理科も研修の部屋がたくさんあるわけなんです。ですから、1,300人に対応していた吹上高校ですから、伊集院高校の生徒がそっくり吹上に来て、多少はつくらないといけないでしょうけれども、やっていけるとおもうんです。その人数だけでいいですよ。吹上の地域には、この前の話もありましたけれども、農業大学校、開発センター、職業訓練をします吹上高等技術専門校、こういうのがあって、吹上の地は学園都市として大きく伸びるまだ要素があるんです。伊作峠がありますけれども、鹿児島市からも近いわけなんですけれども、そういうことを考えると、今は伊集院はふとかで、なかごっならん、不滅だとおっしゃいますけれどもそれわからないです。県教委の考えですから、市長に申し上げる。例えば、よその市のことを言いたくないんですけれども、どっかの市長さんが、伊集院高校のクラスを2クラスを減らしておいげえをふやせばよかたらそういう形で高校

のクラス今7クラスですよね。これを2つにして、ほかのどこさえわけて、そんなら吹上にするかと。私はこれは100%ないとは言えないとちょっと思うんです。それはそれでいいんですけれども、やはり、吹上高校を育てていっていただくというお話でしたので、いろんな形で、市長としてサポートしていただければありがたいと思います。

先日、体育祭のときも、お忙しい中をわざわざお越しいただきありがとうございました。恐らく生徒たちは新しい市長さんだと、気がつく子は少なかったかもしれませんが、あの後、恐らく学校長の方で朝礼等でそういう話もあったかろうと思います。子供たちが、やはり宮路市長に期待をしていると思うんです。

先ほど資格取得の話もさせてもらいましたが、8月31日の南日本新聞に、「吹上校電子機械科3年 ジュニアマイスター制度 15名が名人に認定」、こう大きく報じられております。このうちの4名はゴールドの認定を受けたということなんですけれども、吹上高校は学校も教師も生徒も丸となって一生懸命やっつてます。おっきな学校だけど、私はすばらしい学校だと、最初の話ですけども、決して思いません。小さくても一生懸命努力して、県下の工業高校に負けない実績と、これは商業科も情報処理も含めてですけども、そういう実績を残しているわけなんです。私は、もう終わりますけれども、高校再編に関しまして、協議会の設置問題と補助金の増額の件を市長と教育長に質問いたしました。

組織の構成、これで私の方から触れませんでしたけれども、今のお話では、日置市の中だけで構成するというお話でしたけど、それはそれで結構なんですけれども、やはりその中で19%の人たちが通学をしております。鹿児島市とか、あるいはまだ合併をしておりますけれども、11月7日に合併予定の南

薩摩市、こういうところにも、いわゆる連携をとりながら、参画をしていただきながら、難しい問題残るかもしれませんが、その子供たちがここに通っているのは事実ですので、吹上高校の存続問題をしっかりと訴えていくべきだと思います。

市長もおっしゃいましたように、高校の存続問題というのは、ここ数年が山場です。一応県教委は西暦2010年というふうになっているわけですが、その学科によりましては、これから40人学級が35人とか、40人とかなるかもしれません。そういう次の展開が私としては予測がされます。これはもう少子化の時代ですので、この2010年、市長の宮路市長が在任されている期間中に、あと4年間吹上高校が存続をされましたら、また、吹上高校、そして、日置市の伊集院高校含めまして、この近郊の新たな光が見えてくるような気がいたします。そういうことから、最後に市長にその辺を含めまして、いま一度強い決意を答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

もう先ほどからお話申し上げておるとおりでございます。基本的には、今ほどことどうという問題じゃなくて、吹上高校を存続する、その中におきます協議会も設置して、基本的に充足率をきちっとやっていく、これが一番私は先決であると。中島議員の方からほかのところも入れたらということでございますけれども、やはり地元がきちっとまとまらない中でほかを入れるというのは大変また会議も大変おかしくなると思っておりますので、基本的には日置市の中でこの協議会をつくらせていただきたいと思います。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、26番、西峯尚平君の質問を許可します。

〔26番西峯尚平君登壇〕

○26番（西峯尚平君）

昼食後の眠い時間でございますけれど、しばらくの間おつき合い願います。

私は通告いたしました3問について市長に伺います。

まず第1、農業問題については、昨日、同僚田畑議員が時間をかけて質問されましたので一部割愛させていただきます。高齢化が進むと同時に、地域農業を取り巻く状況が大きく変わってきている。祖先から譲り受けた地畑が、後継者がいないのか耕作放棄の荒地があちこちに見受けられる。市長は、このような耕作放棄の荒地を見てどのように思われているか伺います。また、耕作放棄の荒地の面積は市においてどれぐらいの面積か伺います。

なお、この荒地を認定農家及び法人農家に行政から土地の斡旋を進める考えはないかも伺います。

市内において、認定農家数及び法人農家数を示してもらいたい。

次に、市道及び農道の草払い清掃についてでございます。環境美化と災害等を考え、私の地域では6月、9月年2回を市道、農道の草払いにしております。市道の場合は、草払い後の排水側溝の清掃までしますので大変でございます。この排水溝をきれいにしていないと、大雨のときなど、ここから増水して道路崩壊等を来す危険もあります。この作業で業務委託と集落で行う場合の助成はどのようになっているか伺います。業者委託の場合、そして、集落民間でした場合の助成でございます。また、市に統一した助成はできているのか、統一していなければ各地域ごとに示し

てもらいたいものです。

3番目の河川の中洲の除去について。昔の面影がない現在の河川、土砂の堆積によって中州ができ、その中州に雑草が繁り、水路が狭くなっております。少しの増水でその中州にごみがたまり、災害予防、環境美化など考えると非常に心配であります。地域によっては川もなく、市道はあっても草払いの必要もないところがあると思われま。このようなところは関係ないと思いますが、私の地域は、川あり、市道あり、農道ありで集落においての奉仕作業であります。高齢化により80歳近くの人まで、また女性の方まで機械を背負いながら1時間以上の機械作業をしております。二、三日してから体の痛みが生じるということをよく聞きます。私の集落は河川について片道1.2キロ、両岸ですから2.4キロとなります。6月、7月、9月と年に3回の草払いと実施しております。ことしは去る9月11日、選挙の日でございましたが、朝6時半から河川の掃除を行いました。河川堤防は傾斜が急で、また、中洲の場合、竹草の伸びが早いせいか、重労働でございます。以前は、5年おきぐらいに中洲の除去作業を業者がしていたようですが、最近10年以上もないようでございます。災害等を考えれば早急に実施しないと危険な場所があると思われま。県にどのような働きをしておられるか、市長に伺います。

以上で第1問の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農地の荒地及び遊休農地の活用についてというご質問でございます。農地の荒廃化は農村地域の少子高齢化とともに進んでおり、特に、畑、水田ともに基盤整備の終了しない圃場はもちろん、基盤整備の終了したところも狭くて、排水対策のよくない迫田なども不耕作や一部荒廃化している圃場が目

つくようになりました。ご指摘のとおり、大変祖先から受け継いだこの土地が荒廃していくのは大変心が痛みます。

今どれだけの面積かということでございますけど、特に、水田が圃場整備をしているところはそれなりによろしいわけでございますけど、水田、田んぼが約81ヘクタール程度、畑にいたしますと100ヘクタール、樹園地が19、総体で約200ヘクタールぐらい荒廃もしておると。特に、田んぼにつきましては、基盤整備していないところが多いということでございます。転作等におきまして、荒地後も閑散化しておりますので、もう名義は田でございますけど、実際田の機能はしてなく、それぞれ木が植えておったりいろいろしている。日置市におきましては、総体で約200ヘクタールぐらいの荒地があるというふうに統計上となっております。

今後、これをどのようにしていくのかということでございますけど、もう基本的に復旧できないといえますか、そういう面積ももう半分以上はあるのかなというふうに思っております。特に基盤整備をしたところにおいても、もう荒地しているところがございまして、こういうところはどうか今後できるのかなと。田んぼにおきましても、畑にいたしましても、段々畑、いろんな中においても、もう植林をしたりしているところがございまして、畑の方も大変これを耕作するのは大変難しいというふうに感じておるところでございます。

そのような状況の中で、特に今ございましたように、認定農家、法人農家に貸し出しといえますか、こういうことを考えてないかということでございますけど、ご指摘のとおり、やはり今後におきましては、荒廃している部分もございまして、今現にそれぞれ耕作をしているところも大変そういう荒地になっていく予測もされますので、基本的には今の土

地をこの認定農家、法人農家に、特に農業委員会を通じながらやっていかなきゃならん。

先般ご質問できました集落営農、集落営農という取り組みがひとつ徹底している地域におきましては対処できますけど、全市的にこの集落営農を含めた中におきます田畑の管理というのを、きちっと今後行政としてやっていきたいというふうに思っております。

手元の資料に認定農家と法人農家がちょっとございませぬので、このことにつきましては、後ほどまたご答弁させていただきたいと思っております。

2番目の市道及び農道の草払いについてということでございまして、市道については、年1回、特に夏草の繁る時期にそれぞれの旧市町村の中でやっております、特に、伊集院におきましては業者に委託している部分がございます、東市来町、吹上は管理公社、また、日吉におきましては道路作業員、そのようにして市道の管理はやっておるようでございます。

また、道路愛護週間時期におきまして、自治会をお願いしている部分もございまして、その中におきまして、特に報奨金がそれぞれ旧町それぞれ別々でございました。そういうことでありますので、基本的に市道の道路愛護作業報奨金につきましては18年度から統一をするつもりでございます。基本的には、均等割を5,000円、またそれに延長割ということで、メーター10円ということで、先般内部の中で決めさせていただきました。

特に、集落内におきます市道整備はよろしいですけど、この集落間の中の整備をどうするのか、これが一番大きな課題でもございまして、業者委託したり、先ほど申し上げましたとおり、管理公社、道路作業班、そういうものを使いながら清掃をやらなければならないというふうに考えております。

また、河川の中洲の除去についてというこ

とでございまして、基本的にはこの河川につきましても、県の管理であるというふうに認識しております。特に大きな災害といいますか、台風、また雨の多い時期におきましては、やはり上流から大変砂を含めまして下流の方に流れている。そこに堆積をしている、そういう河川というのはもうあちこちに見受けられます。私ども行政といたしましても、特に今写真を撮ったりいたしまして県の方にその除去ということで再三お願いしているところでございますけど、県の方も予算の範囲ですということでございます。

特にこの除去の問題につきましても、特に人家を含めた人的な災害をする場所がやはり最優先になってくるのかなというふうに思っております。私ども行政におきましては、それぞれの箇所場所は把握しておりますので、今後やはり県の方にこのことはお願いをし続けていかなければならないというふうに思っております。

以上で終わります。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

認定農業者の農業法人の数についてをお答えいたします。認定農業者は日置市内で156人でございます。それと農業法人は日置市内で23法人となっております。

終わります。

#### ○26番（西峯尚平君）

ただいま説明をいただきましたが、耕地の放棄というのは、荒地が非常に、これは、これから先恐らく続いていくと思っております。私のところも非常に、さっき市長が説明があったように、基盤整備はしたところはよいが、してないところは隅々の方はほとんどが荒地となっております、荒廃しております。この辺を何とかしてもらえないかということでございまして、先ほども言いましたように、認定農家とか法人農家に勧めて、率先して斡旋して何かそういうところを耕してもらえない

かということでございますが、この認定農家とか法人農家というのは、これは規定があると思うんですが、これは緩和してもう少しふやすということはできないんでしょうか、これを聞きます。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

荒廃農地については、現在日置市内でも、日吉地域に伊集院の地域のお茶の栽培農家、吹上の方にも進出しております。それと、日吉、吹上地域については、焼酎の用のカンショの栽培ということで、焼酎会社の方が委託栽培をしているというふうなふうで、ある程度は荒廃地の有効利用もなされているというのが現状もあります。

あと認定農家、農業法人については、もう本人の申請主義でございますので、制約とかそれを緩和してもらいたいという、そこは考えなくてもいいんじゃないかと思えます。

#### ○26番（西峯尚平君）

今説明もいただきましたが、私のところでも、水田で水かかりの悪いところに、この焼酎ブームでサツマイモを契約し植付け、そしてもう2週間ぐらいになるでしょうか、前に収穫した人もおって、非常に収穫量が多くて、稲をつくるより、米をつくるより、これはカラモの方がよかつち、こういう意見も私、実際本人からも聞いています。それで、それと、休耕田を利用してサツマイモとか、これもサツマイモ、並びに排水のよいところでたばこを、これは1人でございますけど、たばこをば五、六反部植えておまして、その後今ソバをまいて、ソバが実っておるようございまして。こういう遊休地を利用してもらうということが非常に助かると思うんですが、行政の指導というのはございせんか。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

遊休農地等の斡旋については農業委員会の方がもう専門でございますので、農業委員会、農業委員さん方を通じて、そういう土地があ



った場合は、農業委員会の方で斡旋はされて  
いらっしゃると思っております。

**○26番（西峯尚平君）**

もちろん農業委員会が主になってされると  
は思いますけれど、普通、このイモの場合も  
同じでございますが、サツマイモをば植え付  
けて、焼酎会社と契約するとか、そういう段  
取りはできないのか。また、私のところでは、  
来年ごろは恐らく水田にカンショを植えるの  
が流行るんじゃないかと思っております。こ  
ういうのをば、農業委員会だけでなく、行政  
の方で進めるということはないものでしょ  
うか、できないでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり、認定農家、法人農家、  
特に今一番規模拡大をしている作物というの  
が、お茶とカンショでございます。これは  
年々市内におきましても拡大している面積で  
ございますので、特に行政におきましても、  
やはり特産品をつくるという意味の中におき  
ましても、このことにつきましては、行政と  
して力を入れていきたいと思っております。

**○26番（西峯尚平君）**

それから、河川についてですが、さっき市  
長が県に写真等添えて要望しているというこ  
とでございますが、これは、年に何回ぐらい  
そういう要望といたしますか、働きをされてお  
りますか。そのときの回答では、人為的災害  
のあるところを優先的ということでございま  
すが、もう実際、私の河川を見てもらえれば  
わかると思うんですが、それでございます。  
もう中州がすごいんです。私どもはひいひい  
竹というんですが、その竹が伸びて、続けて  
3カ月払わないと、一番最後に払うときに非  
常に大変なんです。そして、これは県からの  
助成というのは全然ないんですよね。それで、  
部落で本当の奉仕作業。しかも、年配の方、  
女性の方がふえている中で、これを奉仕作業  
をお願いするのも、また気の毒な面もござい

ます。このようにしないといけないのかとい  
う話も聞きます。その辺をどうお考えでしょ  
うか。

**○市長（宮路高光君）**

西峯議員のこの写真、大変いろいろと地域  
の皆様方がそれぞれ清掃していることも見さ  
せていただきましたけど、ほかの地域におき  
ましても、やはりこのような作業体系であり  
ますし、特にこの中州、大変危険な箇所でも  
あるというふうに思っております。私どもは、  
年1回はそれぞれの箇所を選定いたしまして  
県の方にあつてるということでございませ  
けど、県におきましても、県の単独の予算の中  
である、改修じゃないと、維持補修になる  
という中で、県においても維持補修のお金がな  
いということはお聞きしておりますけど、私  
どもはやはりこれは県にお願いする以外しか  
ないというふうに感じておりまして、絶えず  
その場所を含めた中で県の方をお願いも今後  
ともやっていきたいというふうに思っており  
ます。

**○26番（西峯尚平君）**

年に1回草払いとか清掃すればいいと思う  
んですが、私のところはそれができなくて  
3回にしているわけです、河川の場合は。こ  
れは、くどいようですけれど、非常に年に  
1回でよければ、もうそれで後はしなくて  
いいのかと、そういうことも言いたいわけな  
んですが、そういうのがいえば、環境美化、  
そういうのもありますんで、災害等も、これ  
は、年に3回続けなければならないと思っ  
ております。今後もまた継続していくつもり  
ではおります。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許  
可します。坂口ルリ子さん。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

**○18番（坂口ルリ子さん）**

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、女性議員の立場から市民の要求に基づいて、次の5点について質問をいたします。

質問の前に一言。4年前、9.11多発テロ事件が起きました。ことしは9.11は衆議院選挙でした。与党の自民党、公明党が3分の2を占めました。3分の2を占めれば、憲法改悪でも何でもできるよう、教育基本法改悪でもできるのではないかと不安を持っている国民は多いのではないのでしょうか。私も、教え子を再び戦場に送らないということで、39年平和にこだわって生きてきましたが、とても残念です。地方自治法第1条に住民の福祉の増進を図ることを基本としてという項目がありますが、私は日本共産党は確かな野党として、住んでいてよかったと言われる日置市を目指して頑張りたいと思います。また、きのうは、第3次小泉内閣も発足しました。巨大与党で何でもできる、怖い気がします。2001年9.11が世界が狂い、2005年の9.11が日本丸の方向を狂わせるのではないかと思っていますが、そんなことがないように願うものです。

それでは質問へ移ります。福祉巡回バス運行その後はというのです。私は6月議会でも質問しました。それでも、住民の要求は本当に18年度から走るようになるのだろうか、坂口さん、実現するまで毎回の議会で言うてちょうだいというご婦人たちが何人もおります。それでまた取り上げました。2カ月前、市長の答弁は18年度から実施できるようにしていきたいという答弁でした。それから、2カ月このことについて話し合いが行われたのかどうか、そこを聞いておきたいと思うんです。あとで一問一答のときに言いたいと思います。

ちなみに、日吉町は大型バス840万円いわさきコーポレーションを委託し100円、

吹上町は中型バスで857万円、いわさきコーポレーション100円、東市来町、中型バス700万円、これも100円料金です。伊集院町は、ゆすいんの温泉に行く人だけに乗せる無料バスが走っております。これは、無料でなくてもいいと、100円払ってでもいいから必要なところに、停留所にとまってほしいという要求もあるわけです。

私は、町会議員のときも、何回か福祉バスのことを質問しました。なぜかというと、松元町は100円バスが回っており、郡山は元気バスというのが100円で回っている。隣の町ができるのに、なぜ伊集院はこれができないか。そしたら、このころは町長ですから、町長の答弁は、陸運事務所とのかかわりとか、営業バスのことも考えてとかいって、陸運所と営業バスのことを思って住民の側の要求は二の次にされてきました。だけど、市になって18年度から、あと6カ月しかないわけです、どんなふうに検討し、具体的にどういう方向でいっているのか。なぜかというと、4町が合併して、ほかの3町にはこの100円の足を保障する乗り物があるのに、なぜ伊集院町の人はないのよと言われます。ぜひ18年度から実現できるように、現状をどこまで行っているのかお知らせください。

2番目、給食センター民営化反対と書きました。このごろ官から民へ、郵政問題もですが、郵便局も官から民へ指定管理者制度、これにかかわる項目が240ぐらいあると。その240ぐらいの中に必ず給食センターの民営化が出てくる。私は、このことについて、平成9年の議会で取り上げて、教育長が坂口議員と初めて意見が合いました。私も給食センターの民営化は反対ですと言ってくさったんですけども、それから、8年ぐらいたってますので、時代が指定管理制度や官から民ですので、給食センターが民営化されたら大変なことだと思うわけです。なぜ給食セン

ター民生化を反対するか、その理由を今から申し上げます。

学校給食の理想的な形は自校方式です。自校方式というのは、自分の学校でつくるものです。つくる人と食べる人の人間関係がはっきりしていて、ありがとうおばちゃん、おしかつたよというような人間関係が必要なんです。自分の家庭でも、お母さんがつくったのに感謝する、そういう子供を育てる、給食もしかりです。合理化して安上がりということで、自校方式がセンター方式にかわりました。センター方式にかわるとき、いろんな校区で反対運動も聞いております。だけど、そのときは、反対運動に負けて、ほとんどセンター方式になっております。日置市の4つの町を考えますと、日吉町が全部自校方式です。本当に子供たちは自校方式の食事はおいしい。私も7校ぐらい転勤しましたが、センターの食事は本当に喜ばない、冷えていたり、いろいろ時間が遅れたりあります。自校方式はすぐ給食場までとりにいくわけですから温かいのを食べられるというようなことです。

今調べましたら、民営化しているのが大隈半島に多いんですが、鹿屋東中学校に平成9年に尋ねたときは、もりながフーズですか、森永に委託していました。きのうおととい電話をしましたが、文化コーポレーションという、毎年入札をするんだそうです。民営する会社が、引き受ける会社が、ことしは文化コーポレーションと、850食ぐらいつくっているということでもあります。そのとき、その学校の声はもうプリンがついたり、何かついたり、既製品のなんかがいっぱいついて、初めは子供は喜んでいましたけれども、やっぱり手づくりの給食がいいような方向でありましたということ。それから、西原台小というのが、鹿屋にあるんですが、ここも民間委託して、PTAの反対で1年でやめております。こんなふうに民営化というのは、安上が

りで儲けないと引き受けないわけですので、全国的にセンター方式や民営化したところで数年前の〇ー157も出ているそうです。自校式のところでは〇ー157などは出ていない。それは、食材の一括購入や一括保存をしているからだということでした。〇ー157が出た学校です。だから、自校方式に返せとは言いませんけれども、民間委託だけはやめてほしい。

このごろ子供の教育で食育と、食べる教育です。食育、食育という言葉が使われますが、本当に子供たち、子供のときに食べる食事は人間の生きる力に関係してくると思います。安全なものを、人間関係がわかる人がつくったものを食べて、心身ともに健やかな子に育ててほしいと思って、給食センター民営化に反対いたします。

3番目、市の花、市の木、市民歌の制定をどう考えているか。ちなみに、4町の花を申し上げます。東市来町が花はカンナ、伊集院がウメ、日吉と吹上がツツジ、木は、伊集院町はイスの木、東市来町、吹上がさざんか、日吉が椿となっております。ちなみに、日本の花は何だろう、桜でございます。日本の鳥は何だろう、キジでございます。県の花はミヤマキリシマ、県の木はクスノキ、県の鳥はルリカケスでございます。こんなにして子供たちにこの間、猪鹿倉でも老人会がありまして、子供たちがメッセージを贈りに来てました。その子供たちに伊集院の花は何ととっても、6年生答えられませんでした。だから、自覚して自分の町の花や木、小さな町は鳥までは決めませんけれども、やはりこんなのを早めに決め、それから、今まで町民歌を歌っていたわけですね、いろんな会で。それで、早目に市民歌もつくってほしいという要望も聞きますので、市の今考えていらっしゃることを発表してほしいと思います。

4番、談合問題について、これは22番議

員と同じですが、また、視点をちょっとかえたことを申し上げたいと思います。10社の従業員は277人という答弁がありました。家族を入れたら、私はこの3倍ぐらいあって七、八百人だと思います。リストラにあってやめさせられた40代、高校生もいるだろう、大学生もいるだろう、仕送りやら本当大変だと思うんですが、この人たちに減免とか、生活保護の申請とか、無担保、無保障の貸し出しとか、就職の斡旋、紹介などを考えていないか質問いたします。

5番目、ほかの地区には関係ないんですが、伊集院地区は今まで8月15日に町内1周駅伝をやっておりました。この間もちょっとあったと思いますが、宮之城でやった県下1周駅伝の交通事故での死亡者が出て、公の道路を警察が許可しないということで、運動公園を走るようなふうになりました。11人がたすきを渡して、その中に女の子が走るところが1区、40代の人が走るところが1区というようなふうにして、各自治体が今選手を選んでいくわけがございます。私は猪鹿倉です。運営委員長をやっております。体育部長が言いました。練習もしないでいきなり走らせたなら、8月の駅伝よかなかどなということ言われました。それから、だれが運動公園に応援いっとうちゅう。今までは自分の家の前を走るから応援に行きよったけれども、ということで、私は12月に11日に梅マラソンというのが伊集院町にあります、伊集院地区は、私は、入船のような、入船敏さんみたいな選手が育つためにはこんな行事はいいことだと思っていますけれども、地域の駅伝は11月13日です。そして、12月11日には梅マラソンがあるから、もうその梅マラソンと一緒にしたらよくはないかと言ったら、体育部長は、じゃあなって、それはもうそれがよかつということで会合に出たら言うてみようということでしたが、やはり実行される

ようです、11月13日の駅伝、運動公園です。だから、出る出ないは自由ですよというスポーツ体育課というんですか、あそこに電話したら返事がありましたので、また、猪鹿倉は考えようと思いますが、こんなのは、旧伊集院町の行事ですが、町民にアンケートでもとってすべき、体育協会が一方的に決めるのは、私はおかしいと思いますので反対をいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の巡回バスその後ということでございまして、このことにつきましては、さきの10番議員の中におきまして詳しい説明をさせていただいたところでございます。特に、今それぞれ検討している中で、18年度から実施するというところでございます。特に、9月の14日に陸運支局との協議がございまして、平成16年の2月27日付の地域再生本部の中におきまして、地域再生推進のためにプログラムの中に地域利用者でつくり上げる地域交通を実現するために、コミュニティバスや乗合タクシーの許可等に関する基準の弾力化等が設けられたということでございます。

そのようなことも含めまして、新しい新市になりまして、それぞれコミュニティバスを旧3町もやっておりますので、旧伊集院町におきましても一緒に実施をしていくよう、今さっきも申し上げましたとおり、今路線のどのような路線をして走るのか、そういうことを今検討をしているところでございます。

2番目は教育長の方にさせていただきます。

3番目の市の花、市の市民歌はということでございますけど、合併前の各町においてそれぞれ町の花、町の木等が定められておりました。4町合併協議における慣行の取扱いの中でこの点については協議させていただき、

これらについては、市のシンボリックなものであることを考慮し、新市において制定していくことで確認をしていただいた経緯がございます。確かに、市の木、市の花につきましては、市のイメージと市民相互の連帯感や親しみを深めるにも必要なものと認識しております。

したがって、これらの市の花、木等を制定するに当たっては、日置市の新しいイメージとなるよう、今後、各種制度委員会等の組織を立ち上げ、制定の時期、制定の工法等について今後慎重に協議を重ねていきたいというふうに思っております。

また、委員会等組織の設置については、設置規定及び委員報酬と予算措置等いろいろとございますので、18年度に予算化して設置をしていきたいというふうに考えております。

4番目の日置市の談合問題についてということでございました。ご指摘のとおり、大変このことにつきまして、私自身自身も心が大変痛んでおります。特に、従業員の数につきましては、先般申し上げましたとおり、そこで大変いろいろと家族を含めご苦労なさっていることはもう痛感しております。その中で何か制度上がないかということでございまして、いろいろと私どもも考えておりますけど、大変このことについて、今行政の中でどうするかというのは大変難しいというふうに感じております。

伊集院地域の駅伝についてということでございますけど、このことにつきましては、8月11日に運営委員会を開催し、具体的なコースほかについて協議をしております。その中におきまして、その委員会におきましても、この駅伝を反対する、中止してくれというそのような意見も何もなかったということでございますので、今、伊集院地域における駅伝につきましては実施していきたいと思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

給食センターの民営化等についてお答えをいたします。

現在、日置市では、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を期するために、行政改革大綱を策定することとしております。そのため、先般日置市行政改革推進本部や3つの専門部会を設置しましたが、さらに日置市行政改革推進委員会を開催していく予定であります。その中で給食センターの問題についても、指定管理者制度の活動や民間委託等の問題を含めて、今後どのような形で運営した方がよいかについて十分検討していく予定であります。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

福祉巡回バスの運行について、何番議員に答えられたのかちょっと記憶ないんですが、（「10番」と呼ぶ者あり）10番議員に答弁されたこと大体わかっていますけれども、私は伊集院町に今それがないので、旧伊集院町です。まず伊集院町からと思っている。そしたら4町が大体そろうわけですが、市長は市全体をコミュニティバスで回すように考えているのか、そこを質問します。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの4つの地域がございますので、それぞれの地域のこれはコミュニティバスという名目の中でやらせていただきます。その中におきまして、10番議員が話ございましたとおり、旧地域間も結べたらという、そういうコースも今考えておりますので、今回の伊集院地域の場合につきましても、18年度からその構想をつけまして、ほかの地域と同じような中でやっていきたいというふうに考えております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

今の答弁の中で最後の方に、検討していきますと言われたので、私は検討という言葉が

きらいなんです。行政が使う逃げの手のようなあれがありますので、今度は、18年度、あと6カ月ですが、9月14日に1回協議をしたということで、ああ、ちょっと進みつつあるかと思っているんですが、本当に議会だよりを見て、本当に18年度から若干のあと6カ月待てばよかなという人たちもいますので、本当に来年の4月からこのバスが走るようになるのですね、これは決定です。約束ですよ、町民との。旧伊集院町のことで。100円、ゆすいんバスとの競合も考えてだったけど、ゆすいんバスとの関係はどうなりますか。

**○市長（宮路高光君）**

このゆすいんバスはもう廃止しなきゃならないと、まだ検討というのは、協議がまだ陸運局と最終的に残っております。今、検討するのはそのコースを検討しているということでございますので、そうするには陸運局の許可が要りますので、最終的には議員と私が約束しましても、陸運局がございまして、そこがだめといえ、またいろんな問題が出てきますので、一応18年度から実施する予定でやっていくということを確認していただければありがたいと思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

また、陸運事務所で逃げられるかなと思うんですが、路線バスと陸運事務所で今まで逃げられてきましたので、陸運事務所に早目に協議して届けるようにし、本当にこれが実現したら談合で失った信用を取り返すと思うんですよ。痛いことを言うようですけども、本当に努力して、何でって、ほかの3つの町が巡回バスが回ってるわけですから、伊集院町だけ本当にお年寄りがおっしゃるのは、年金は減るのに乗り物がなくて、タクシーを使えば金がかかるといって声もういっぱい聞こえてきますので、ぜひそうしてほしいと思います。

次へ、これは実現しなければまた次の議会でも言うんですが、次の議会ではもう言わん方がいかなと思ったりしていますけれども、それから、給食センターのこと、冷たい返事でした。簡素化とか行政改革を含めてどんなふうにしていくか検討していくと、それはわかりますけれども、教育長自身の学校給食に対する食育でしょう。食べる教育、これは指導要領の中にこれは特活として出てきてるわけです。教育の一環なんです、給食は。だから、教育長の姿勢とか考えちゅうのがすごく影響するんですね。金の問題じゃないです。そうでしょう。そういうことで、教育長自身の給食に関するコメントがほしいです。

**○教育長（田代宗夫君）**

おっしゃるとおり、学校給食は教育活動の一環として実施をされているものであります。楽しく食事をするとか、健康によい食事のとり方とか、あるいは給食の衛生とか、さらには食事を通して好ましい人間関係を育てるとか、そのような目標を掲げて学校給食は実施をされているものであります。

したがって、安全で安くおいしい給食を準備することが求められていると思います。そのように考えております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

今指定管理や民営化の方向へ行く学校が出てくると思いますけれども、民生化にいった場合、請け負った会社は儲けないとしないわけですから、子供の健康に関する食べ物を儲けの対象にしてほしくないというのが私の考えです。安物の既製品のプリンやら何やら、それは子供の目先はいいでしょう。目先のいいものはつくそうです。給食費は民間委託になったらちょっと高くなったという学校もあります。だから、安全で安く、安くというたら、民間は民間委託したら本当に安い、私は、悪いけれどもえさになってしまうんですよ、えさ、動物のえさみたいに。そして、給食の

おばちゃんたちは、ちゃんとした食だったら検便をし、衛生面もしますけど、きょうは何人たらんがおっち、そこ辺へさきずい農業していたおばあちゃんたち、いっと来っくいや、いっと来っくいやいっつってした例もあるそうです。だから、衛生面もおちると。さっき言ったように、こんなところから〇ー157も出たというようなことですので、教育長は、これは教育の一環で大事なことだといながら、そんなのが決まる会合に出られましたら、食べるものが子供の基礎的な子供時代、基礎的な健康な体のあれつくるわけですので、ぜひ日吉町なんだ、恐らく自校方式が、センターにせえ、民間にせえと、こうなってくるんじゃないかと思うんです。私は日吉町を高く評価しております。自校方式でやってる、おいしいかったよ、きょうはどげんだったよって給食のおばちゃんたちと会話を交わす、こんなことが家庭に近い食事ができるわけですので、地産地消という言葉もありますね。そこでできた物を消費する、こんな民間になったら、どっか外国から入ってきた果物やら外国から入ってくるような野菜やら何かが使われて、それは安いですから、安かろうになってしまうわけです。そしたら、もう学校給食は食べさせんという親もいるんです。病気を持った子、アレルギーやら何やらです。だから、こんなえさのような給食は食わせんという親が出てくるかもしれません。だから、本当に、田代教育長はこんな会が開かれたときに、給食の大事さ、食育、そういうことをぜひ訴えて民営化に、ほかの人たちは、ああ、よかが民営化にすれば、今滞納金が400万円ぐらいあるでしょう。滞納金もねごんないわとか、簡単に評価する人がいますので、食べるものは本当に愛情込めて食べさせないと将来に影響が来ると思います。私たちも、学校給食を長く食べてきました。そしたら、私なんか、高脂血症と言われるんで

すよ。何でかちゅうたら子供のカロリーでしょう。物すごい油分が多いんです。ちっとは控えて食べやんと言われました。ほいどんね、先生は残したよって子供から言われるわけでしょう。おんなじついであるのを、だから、無理して食べて、高脂血症になって、私にここにできた何かとれませんよ、そういうことなんです。食べ物というのは本当に大事な領域です。ぜひそんな会合に出られましたら、民営化は反対だということを書いてほしいと思います、それだけ言われる勇気がありますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

これは、先ほど申し上げましたように、市として考えていくことですので、私が、最後に先ほど申し上げましたのは、あくまでも教育の一環として行うものだとすることで、その面については私は十分考えながらやっていきたいと思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

私は平成9年にある議員が文化会館も民営化せえ、どこも民営化せえ、民営化、その中に給食が入ってたんです。だから、給食反対を言ったときに、教育長が、前の前の前です。その教育長が、片ノ坂でしたっけ、その人が初めて坂口議員と意見が合いました。私も給食センターの民営化はだめだと思います。そしたら、私言ったんです。先生は、その9月にやめられましたので、先生やめてしまったら、それは先生の言葉だけでもずっと残してもらえますかというたら、そうしますとおっしゃったんです。だから、それが生きてるかなと思ったらもう死んでますね。残念ですが、そういうこともありますので、ぜひ市として安上がりと、別なところでお金はむだを省けばいいんです。子供の健康に関するこんなのを安上がりにカットしたら、本当に末代に悔いを残すと思います。ぜひ田代教育長先生様、子供の健康、日置市にいる健康のため、日吉

町の自校方式も残し、今のセンター、吹上町はセンターと自校式と2つ混じってます。東市来町はみんなセンター、伊集院も全部センターです。これ以上、安上がりの儲けの対象にするような給食行政を私たちはお願いし、親も、恐らくそんなんしたら今度は親が反対運動をするかもしれませんけれども、反対運動を私も率先してしたいと思っておりますけれども、一番上にいる教育長という地位が、ほかの人たちはわからないわけです。食育とか教育の一環であるとか、そういうことで、私は甌島にいましたが、あそこもセンターで、ずっと空き缶が返ってくりゃ、どの学級が残したというのはわかるんです。坂口学級と霧口学級がいったん残っているというたから、私はきらいものを無理して食べさせませんと、その子には好き嫌いの人権もあるし、なるだけ食べなさいよとは言うけれども、それで、残す学級はチェックされたんです。それでも私はいいよって、無理して食べるでいいって、乃木大将の時代とは違いますから、ニンジンをきらいだって、乃木大将は好きになるまでお母さんが食べさせたって話がある。それじゃないですから、この間ニュースになってましたね。女の先生がいっぱい食べるで残しておいたら何か言われた、そんなことがないようにぜひ教育長先生に頑張ってもらいたいと思います。

次へ行きます。慣行、市の木やら市民歌のことです。今後制度委員会を立ち上げて慎重にしていく。私は木と花は後になってもなっていると思うんです。市民歌を早目に歌詞を募集して作曲して、いろんな場で、成人式、いろんな場で歌う歌ですから、そういうことに、歌の方を市民歌の方を早くしてほしいと思います。一緒でもいいわけですが、そんな具体的なことは、18年度に予算して、できるのは19年か、もうことしがまだあと6カ月残って、来年もと思っておりますが、もう少し早

くできませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの4町合併いたしまして、それぞれ選定するにはやはりもうちょっと私はいろいろと時間をかける必要もあるのじゃないかなど。こういうものにつきましては、やはりそれぞれの地域のよさもございますし、日置市というイメージというのが1年ちょっとすればわかってくるんじゃないかなという考え方ももっております、18年度に予算をし、また先ほど申し上げましたとおり、有識者の方々にこのことについては論議をしていただきたいと思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

そしたら、市民歌が歌えるようになるのは19年か20年ですね。18年度に予算化して、19年度から歌えるかなと思っておりますが、これは、まこてみようなこと質問しますねと思います。

次行きます。談合問題、もう難しいの一言でした。本当に冷たいです。この生活保護の申請とか無担保、無保障の貸し出しとか、職業の紹介とか、何かひとつどま温かい言葉が市長から返ってくるかなと思っていたら、難しいの一言で残念に思うわけですが、私はけさ警察署へ電話しました。ことしの自殺者は何人、16年度は21人、17年度1月から今まで11人、回答もらいました。私は、これは取り越し苦労であればいいですよ。この談合問題で失業、リストラになったこんな家庭からこんなのが出たら、市長は大変な問題ですよ。だから、もう少し温かい手を差し伸べる方法はないものかと思うんですが、本当に難しいの一言でもう打ち切りですか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、私どもも一つのけじめの中で処分もいたしましたので、それぞれの従業員の方々も、またそれぞれのところにまたお願いはするのじゃないかなという



ふうに思っております、行政が中心になってこのことをどうこうというのは私が難しいというふうに思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

行政面で援助できなければ、どこが力を貸すんでしょうね。地方自治法第1条、住民の福祉やあれっとうたわれているでしょう。だから行政が何か考えてあって、温かい手を伸ばすのは行政の仕事やと思うんでね。行政面ではできませんって、そんなのがあるのかなと思って、本当悲しくなりますね。旧伊集院町のほんの土木関係の入札、責任は大きく私は行政にあるように思いますけれども、市長にそんなふうにとらえてないのかなと思って悲しいです。だけど、この問題について議会の中には特別調査委員会ができました。私もそれに入っております。そこで、この困った人たちの何とかを考えようと私たちも提案するわけですが、そのときに市長は行政が考えることではありませんとやっぱり言われますか。一緒になって議会と行政と言うべきじゃないかと思うんですが、そこを質問します。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ特別委員会もできますし、また個人的にもそれぞれの方々が議会の皆様方、坂口議員でもよろしいですので、それぞれまたいろんなことを斡旋していただく、今回の場合については、個々がおのおのそれぞれ痛みをおしていただきたいというふうに思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

どこにそれぞれがついたかわからなくなってしまったんですが、それぞれにそれぞれに言われると、行政は余り責任がないように私は受け取ったんですけど、それでは残念ですね。ハローワークとかいろんなところへ手を伸ばして、温かい手を差し伸べてほしいと思います。

最後、伊集院地区の駅伝について、これは、

もう体育協会で決めたので、反対意見も何もなかったのはおかしいですね。猪鹿倉の公民館長は、もう梅マラソンと一緒にしたらよかあなかなって、8月15日に走らせたときも反対意見はありませんでしたとおっしゃるんですけど、結構下では、どぬっけ子供をあつむい選手をあつむって5,000円くれて子供集めたというところもあるんですよ。それぐらいしないと子供が走ろうとしない、それが現実だったわけで、それでも反対者はいませんでした反対者はいませんでしたと報告を受けました。私は、8月15日の駅伝は、特にこのごろ地球温暖化で暑いですので、子供はクーラーの中で過ごして、昔の子供のように鍛えてありませんので、第2の高野君が出たらだめと、ほかの町の人は高野君ちゅうてもぴんと来られないと思いますけど、県道で8月9日、平成7年でしたか亡くなった中学2年で亡くなった高野和彦君というのがあるんです。それで、熱中症で第2の高野君を出さんように、伊集院中では毎年6月に安全教育ということで講演会やら、全校生徒を集めて、高野君のまず写真を前に出して、こんな人が死んだんだと、熱中症にかからないように、水を補給しながらと安全教育をやっています。10年間という約束だそうですので、まだ今3年か4年だと思いますが、それで、なかったと、反対はなかったというのを聞いて私は不思議で、市長もその会に参加をしておられたんですか。

**○市長（宮路高光君）**

運営委員会の意見として私は報告をいただいただけでございまして、その中で意見がどうあったのかわかりませんが、総体的には実施するという方向になったということをお聞きしております。今回はそれぞれ東市来地域、また吹上地域、日吉地域の方でも実施するというので報告もいただいておりますので、その委員会の中で意見はあったかもしれ

ませんが、やはりそれもそれぞれの委員の多数の皆様方の中でこの実施をするという方向を出したということでお聞きしておりますので、その方向を尊重して実施していきたいと思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

こんな行事が東市来、吹上、日吉にもあるんです、駅伝のようなのが。時期はいつなんでしょうか、わかってたら。

**○教育次長（満尾利親君）**

ただいまのご質問ですけれども、4地域ともそれぞれ地域の駅伝競走大会がありまして、伊集院地域が11月の13日、それから、吹上と東市来が11月の20日ですか、日吉地域が11月の27日ということでございますので、それぞれの大会をする予定であります。

なお、先ほど8月11日の運営委員会のことでございますけれども、これにつきましては、宮之城の中学校の事故がありまして、公道を使ってやるというのは警察の許可が出ないという、そういう協議がありまして、やっぱりコースをかえて実施した方が、これまでの長い歴史のある大会であるのでいいのではないかというようなことございましたので、コースを変更をして実施するというような特別中止をするというような反対の意見はありませんでしたので報告をいたしたいと思っております。

以上です。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

最後にしますが、合併しても、それぞれの地域で町民運動会があり、駅伝があり、いろいろするわけですが、そろそろもう1年ぐらいでやめて、総括的な、私は伊集院が1カ月もたたんうちに梅マラソンがあるから言うんです。おんなじような梅マラソンで走ればいいじゃないかと、走りたい人は、本当に走りたいのに無理して走らせている自治体があるんです。子供は走らん走らん、私は、我

が子を走らせんかったら村八分におうたというお母さんもいたんですよ、過去には。一人息子がちょっと風邪気味だったから走らせんかったや、私は村八分おうて、近所の奥さん達が我が子を過保護し過ぎて悪いこと言われて、批判を受けたと、村八分になったというのがありますので、本当に走りたい人が実力を発揮して入船を目指してするのなら、12月11日の梅マラソンでいいと思ってるわけですが、また、今から、ことしはするようになるかもしれん。今からもずっとこれを駅伝として、駅伝という言葉に運動公園を回らせるのが言葉をかえないとおかしいと思うんですが、続けようと思ってるか、市長の答弁を聞いて終わりにします。

**○市長（宮路高光君）**

今回実施いたしまして、またそれぞれ運営委員の皆様方のご意見をお聞きして、次どうするかというのは決めていきたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時25分といたします。

午後2時09分休憩

---

午後2時25分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、24番、地頭所貞視君の質問を許可します。

〔24番地頭所貞視君登壇〕

**○24番（地頭所貞視君）**

私はさきに通告してあります談合の防止策についての質問をいたしますが、同僚議員はもう3人もちゃんと質問いたしまして、市長がこの本市の防止策については、他の市のモデルとなるような防止策をやると、そういうことであれば、大体私の言わんとする趣旨の80%ぐらいは達成したと、こうは思っ

おりますが、また、その観点、視点が違いますので、一応質問をさせていただきますが、多分さきの同僚議員と重複する部分もたくさんあるかとは思いますが、市長におかれましては、その答弁が重なることもあると思いますので、そのときはその判断において、省いても結構でございますので、皆さんにおかれましても、何か同じじゃないかということがあると思いますが、ちょっと時間の範囲内はよろしく願いいたします。

まず、その姿勢について、旧伊集院町発注の町道工事をめぐる贈収賄に一端を発した談合事件の経過と今後この談合問題につきまして、市長はどのような決意と考え方で対処していられるのか、その決意と姿勢についてまずお伺いいたします。

新聞報道等によりますと、2003年11月6日の指名競争入札、町道新村中川線改良工事の入札落札金額は、予定価格1,828万円の約98%に当たる1,800万円と高止まり、これに対し、県警は談合を立件する任意捜査の過程で、指名11社に新村中川線の積算をやり直させ、各社の見積もりと実際の入札額を比較した結果、落札金額は正当な競争原理を働かせた場合より100万円以上引き上げられていたと結論づけて、談合に対する罪悪感以前に、公金意識の希薄さがあると、談合の件について、検察側は、旧伊集院町では、業者が恒常的に談合していたと明言し、業者はいずれの調べに対して、談合の事実を認めておると。私は、しかし、旧伊集院町だけではなく、旧4町すべての町で行われていた可能性が強いと思っておりますが、市長はどのように考えますか。また、談合事件前年の2002年度、伊集院土木事務所が発注した工事は落札金額の高止まり傾向が目立ち、今回摘発されました業者の落札金額は、予定価格、上限価格の99%以上が大半である。旧伊集院町においては、

窪田線改良工事を除き、談合した11社の半数が参加した町発注工事500万円以上の入札平均落札率は、2003年度約97%との実績が報道されております。

以上、簡単に私なりのその経過と状況を調べさせていただきましたが、この談合においては、旧伊集院町だけでなく、すべての町で談合が行われたことと思うところであります。

しかるに、談合による落札の高止まりは税金のむだ遣いであります。長野県や神奈川県横須賀市等地方自治体の中で入札制度の改善により、落札額が10%から20%低下したとの、その効果が公表されております。すべて日置市に当てはまるとは思いませんが、その改善策によっては一般的には10%ぐらいは低下するであろうと言われております。日置市においても、平成17年度の普通建設事業費272億円が計上されております。もし、5%から10%削減できれば、3億5,000万円から7億円という財源が生まれ、財政事情の厳しい我が市にとっては無視できない額であります。捜査の中で収賄罪に問われたもと職員の上司が、業者には勉強させてあげなさいよと話したことも明らかになり、行政は談合を見て見ぬふりをして、その談合の代償は税金のむだ遣いや工事の遅れとなって市民が負わされ、公正な競争と適正な社会資本整備の両立を科せられている行政の責任は重いと言わざるを得ません。また、納税者は談合が続けば、これからの増税の受け入れを簡単に許すことができますでしょうか。私は、一部業界の利益確保よりも、広く市民のために税金は使うべきであると思っております。

市長は事件に関連いたしまして、道義的、また市長としての責任をはっきりさせるために、今期定例会にみずから8カ月間の減給30%とする条例案を提出し、即日可決されましたが、私はこの問題につきましては、深

く事件の経過等を検証し、責任を追及することも必要かとは思いますが、問題は、過去を知り、将来にいかにかかすべき対策を講じるか、そのことが求められるとっております。

市長は定例会において監督責任を重く受けとめ、みずからをただし深くおわびし、市民の信頼回復のため、再発防止に全力を挙げると答弁しました。まさしく問題の本質は、給与を減給することではなく、これも結果責任をとる一つの方法ではありますが、市長は税金がむだなく、市民のために使われるよう、談合は重大な罪だという意識のもと、談合再発防止の具体策を市長みずからの指導のもと市民へ示し、信頼回復に努めるべき責務があると思っております。その点について市長にお伺いします。

次に、具体的な談合防止策について、市長はさきの同僚議員の質問に対しまして、答弁で今回の不祥事、談合の防止対策は他市のモデルとなるような対策を講じる旨の答弁がなされ、その並々ならぬ決意を感じ、私はその推移を見守ることも考えましたが、今回の事件は市民の税金を不正に取得した許しがたい犯罪であります。市民の方々もこの対策には注目されており、日置市再生の切り札と、この談合防止策には市長も市長としての政治生命をかけるぐらいの気持ちをもってこの問題に取り組まなければ、市民の信頼も与えられず、日置市の前途についても決してよい結果にならないと思う次第であります。今期定例会一般質問の中でも社会資本の整備や地元の生活に密着した緊急な小さな工事等の要望も多数ありましたが、しかし、財政事情により先送りもこのような状況の中、談合により不正に税金が支出されることは断じて許すことはできません。

そこで市長が行おうとしておる具体的談合防止対策がどのようなものになるのか、市長の1回目の答弁によりまして、私なりにその

談合防止策には大きく分けて、談合によって得られる利益を小さくする、談合が摘発される確率を上げる、談合が摘発された場合の罰則を強化する、談合をやりにくくする、発注システム等の工夫などを基準にした観点から、この防止策に私なりの提案、質問をさせていただき、市長のこれからの作成の参考になり、一助になればと思っております。まずは市長の防止策についての考え方をお伺いいたして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

談合防止対策についての対策と市長の姿勢を問うということでございます。今ご指摘のございました平成15年旧伊集院町が発注しました新村中川線道路改良工事で談合が行われ、有資格業者10社が起訴され、罰金刑を受けたことにより、指名停止を行いました。

公共工事の発注に関し、住民の方々に不信を招いたことはまことに遺憾であります。今後このような談合事件が発生しないよう、再発防止に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

具体的な施策はどういうことであるかということでございますけど、先般の同僚議員の中でもお答えした部分もございます。特に今入札監視委員会の中におきまして、特にできるものからやろうということにおきまして、予定価格の事後公表をさせていただき、また、指名業者の事後公表をさせていただきました。このことにおきましても、それぞれ入札をしているわけでございますけど、それぞれの物件の中でするとその成果も出ている部分もあるようでございます。そのようなことを踏まえまして、今後、外部の委員の皆様方にお願います入札の外部監視委員会、これを基本的に設置をしていきたいというふうに考えております。

約6カ月間の試行で今後入札をしてまいり

ますけど、その結果を踏まえまして、18年度から新しい規則等にのっとってやっていきたいというふうに考えております。

今ご指摘ございました談合によって得られる利益を小さくする、談合が摘発する確率を上げる、談合が摘発される場合の処罰を強化する、談合をやりにくくする、本当にこの4つが基本になるというふうに思っております。こういうことを考えた場合において、やはり入札の指名のあり方の中で、公募型指名競争入札や一般競争入札、このようなことも実施し、また、指名競争入札におきましては、指名業者をふやしたり、また、同じ指名業者だけでなく、それぞれかえていく、そういうこともしなきゃならないし、また、電子入札の導入も検討をしていきたい。特に談合による損害賠償の請求、こういうこともきちっと今後やっていきたいと、さように考えております。

さっきも申し上げましたとおり、私ども、今回、この入札を含め談合問題、いろいろと市民の皆様方にも大変不安にならせ、また信用を逸した部分がございます。この6カ月間におきまして、その入札制度のあり方から、またそれぞれの公表、公表もきちっとやっていきたいというふうに考えております。

この外部委員会を含めた意見も、議会の皆様方にもお示しをしますし、また、入札の結果もお示しいたします。私ども執行部、議会一緒になりまして、日置市の新しい入札制度のあり方というのを、みんなで作っていききたいと、そういう強い決意を持っておりますので、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

#### ○24番（地頭所貞視君）

今市長の答弁をいただいたわけですが、大体私もそのように電子入札、それから過大見積りなどの点とかあるんですけど、一応、

市長のその決意には敬意を表し、今後の今の答弁に対して真摯にこれを推し進めることを強く要望ですかね、やっぱりこれは、お願いしまして、私の一般質問は、これで終わりますが、最後に、この定例会の中で、3人の議員の皆様が、日吉町の業者、救済措置はないかというような3人の一般質問もありましたが、個人的に、私は市長の姿勢が正しいと、私はそう思っております。

ただ、申し上げますことは、早く談合、この防止策を作成というか、構築しまして、その結果がもしこれであれば、今後の談合防止には十分に結果を出せるんじゃないかというようなものであれば、その時点におきましては、やはり先ほども私も申しましたけど、談合というのは、伊集院町ではないんだと、私は思っております。ほかの市町村も全部やっている、これは私は99%そうだとはいいますが、だから、ここでしっかりとした防止策ができれば、旧伊集院町11社に対しては、今回限り、今後はないけれども、その入札の軽減とか、指名停止の軽減とか、そういうのもまた検討に値するのではないかと、こう思っております。

最後に、いつごろまでにこの結論が出るのか、市長にお伺いいたしまして、私の一般質問は終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今、9月の議会に予算を計上してございまして、10月の中には、この外部委員会というのを立ち上げたいというふうに考えてございまして、17年度、17年度の中で、その要綱をつくり、基本的には18年度から実施していきたいというふうに考えております。

ですけど、この要綱におきましても、それでいいということは、私はないと思っておりますので、この外部委員会につきましては、18年、19年、まだ続けていくつもりでございます。やはり三、四年間、1つの確立を

していかなければ、やはりきちっとしたものは出てこないという気持ちでおりますので、今後におきましても、それぞれのモデルになるような形の入札制度を含めた中で、総体的な外部委員会の方をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

最後だということで非常に気を使って登壇いたしました。

私は、さきに通告しております4つの問題について、市長、教育長に質問します。

第1の質問、子育て支援策の推進についてであります。

急速な少子化の進展と有史以来の未曾有の事態とした上で、平成15年少子化社会対策基本法が制定され、この基本法を具体化するものが次世代育成支援対策推進法であります。家庭や子育てに夢を持ち、次世代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備し、国や自治体が雇用、医療、保育サービスなどの面で総合的な対策への取り組みの義務づけや不妊治療の支援策まで盛り込まれるほど、少子化が非常事態であることは周知のとおりであります。

少子化の背景には、晩婚化による未婚率の上昇、女性の社会進出における子育てと仕事の両立、育児の心理的、肉体的負担、出産費用や教育費など子育てコストの増大などが上げられております。

また、近年、社会の複雑多様化に伴って親の責任逃れも指摘され、児童虐待が、もはや都市部のみならず地方でも出現する社会問題となっている現状にあります。

子育ては一人ではなく社会全体で行う気運が必要であります。まちづくり、農業、住宅、

教育、福祉など、ほとんどの施策に、子育ての視点や女性の立場の視点が横断的に活かされているかどうかで、そのまちの活性化が左右されると言っても過言ではないほど、女性のかかわる問題が根底に有在すると言われております。

幸い、本町においては、子育て支援への取り組みについては、積極的に推薦されておられます。今後とも市内外の方々が、日置市で安心して子供を産んで育ててみたい、日置市で住んでみたい、日置市でよかったと思えるように、子供を産むことと育てることに優しい魅力ある環境づくりの全市的充実を図るべきと考えます。

そこで、市長にお尋ねします。第1点目、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安などについて、相談、指導や子育てサークル等への支援などを実施する拠点づくりの地域子育て支援センター事業の各支所への設置、また、地域において子供の預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる会員組織を設立して行うファミリーサポートセンター設置など、市民のニーズにこたえ、コーディネーター役として積極的に取り組むべきと考えますが、市長はどうお考えなのかお尋ねします。

第2点目、定住促進や人口増を図る施策として、旧2町で実施されていた出産祝い金支給制度は、不均衡を生じるものとして合併より廃止になりました。旧2町において、支給内容は一律払いと分割払いで違っておりましたが、過去10数年間続いてきた事業で、それぞれに実績もあり、地域住民の方々には大変喜ばれ、好評を得ている現状がありました。つい最近まで妊婦の方で、この制度が廃止になっていることを知らず、残念な思いをされている話しも耳にいたします。今日、一般的に経済面についても不信な折、出産費用

自体が相当負担を強いられ、子育てや仕事との両立等もあきらめる話しも耳にします。全国の合計特殊出生率も1.29と低下する一方では、人口の現状維持に必要な出生率は2.08とされており、少子化が社会保障制度の崩壊や子供たちのつながりがなくなるおそれがあることが深刻な現象、非常事態などと言われるゆえんであります。このような事態に、子供たちの誕生は、まさに子は宝であり、貴重なことであり、私は、出産は心から喜び、期待されて祝うべきことであると考えます。少子化解消の具体策の一環として、出産祝い金支払い制度を復活させ、子供を産み育てやすい環境づくりをすべきと考えますが、どうお考えかお尋ねします。

次に、職員の意識改革について質問します。分権型の時代を向かえ、中央の画一的行政から地方の自主自律の創意工夫の行政へ転換しようとしている中、地方自治体にとってまさに明治維新以来の大変革の到来と言われます。

本市においても、限られた財源のもとで、重視されている少子化、高齢化社会による生活課題、過疎地域対策、防災環境問題、地場産業の活性化、多岐にわたる業務、事業の見直しなど、いろいろな課題が山積している状況にあり、どれをとっても地域住民に直接影響し、住民とともに、合併後の自治の仕組みをしっかりとつくり、行政みずからの裁量権を持って、選択と創造力を発揮し、独自の政策立案能力や条例をつくる立法能力等が従来以上に求められます。

また、地域の風土を生かしたまちづくりの戦略、知恵は以前にも増して問われることは必至であり、みずからむだな経費を削り、行政効果の功罪を論じ、職員の士気、能率を高めて分権時代にふさわしい、質、量ともに対応できる体制を整えることが望まれております。

また、新市としてスタートを切り、旧4町

の職員一同、大きな期待と抱負で職務に邁進された矢先の不祥事等の発生で、職場においても意気消沈の状況もある中、市民の方々は不安と不満が交錯し、市政への信頼感の喪失の声もいまだに耳にいたします。このことは、行政のための危機とも言え、1日も早く信頼感を取り戻し、市政への不信感を払拭しなければなりません。職員一人一人が、今何をなすべきか、部署として職場づくりをどうするのか、恒常的に職員を挙げて危機意識を持つために、私は人事、業務、計数の危機管理について鋭意努力すべきではないかと考えます。

そこで、市長にお尋ねします。第1点目、職員一人一人が行政改革の意義を自分のものとして理解し、先例第一主義によらず、事務事業の斬新的発想や改善策、創意工夫等の提案制度の活用をし、私は、さらに明るさと活性化の職場づくりを図るべきと考えるが、どうお考えなのか。

第2点目、合併して、本所、支所、各施設等、市の職員数、組織も肥大化し、まずは職員同士の顔合わせ、意思の疎通を図ることも必要であります。さらに、市民への対応にも、説明責任を果たす義務があります。新市としての職員一人一人の顔の見える市政への理解と信頼感を深めるためにも、私は市民にわかりやすい、胸から下げる写真入り名札の活用を実施すべきと考えますが、市長はどうお考えかお尋ねします。

また、いろは歌は、鹿児島独特の教育であり、郷中教育の原点でもあります。日新公が人間として社会に生きる道を説いたものであり、学問の神様と言われる日新公生誕地である日置市の誇りでもあります。いろは歌を机上旗にし、先人の教えを知り、恒常的に掲示することにより、適度の緊張感と節度を持ち、危機意識の向上につなげる取り組みについては、市長はどうお考えかお尋ねします。

第3点目、不祥事の再発防止については、やってはならないことの知識の研修も必要ですが、忘れることがないように、恒常的に何をやるべきかという意識の向上が先決であると考えます。

各部署にわたり、人事の危機管理の主なものは、限られた職員数で最も効率のよい人員配置と人間関係のチェック、業務管理には、仕事の割り振り、進捗状態や質のチェック、また計数管理には、予算の範囲内で消化しているかどうか等のチェックだと言われます。内部や外部より危機管理の専門分野の研修等を徹底して行うことについて市長はどうお考えかお尋ねします。

次に、道路整備の促進について質問します。国道270号線、小野バス停より天昌寺地区間及び県道35号線、永吉鹿兒島入佐線、永吉信号より麓間の児童生徒の通学路や地域住民の歩行の安全確保の件についてですが、この件につきましては、旧町のときより、地元住民の方々及び各小中高のPTAの保護者よりも何回にもわたって要望がなされた経緯があります。

国道については、東市来インターのオープンとともに、また県道は、広域農道の開通も相まって、また合併に伴って大型車や通行車の往来の増加により児童生徒の登下校や高齢者の歩行や道路の横断に非常に危険を伴い、大きな支障を来し、地域住民の方々や保護者の方々が大変危惧されている状況にあります。

ここ数年、国道、県道での車両による死亡事故や接触等の人身事故も多発しており、私は早急な対策を講じ、1日も早く安全確保すべきと考えますが、市長は、その後の対応はどう検討されているのか。

また、通学路の安全確保についても、各小中高校教育委員会との連携を図り、県の教育委員会等へも要望され、児童生徒の安全対策

を早急に講じられるよう働きかける問題と考えますが、教育長のお考えはどうかお尋ねします。（発言する者あり）一番最初に言っています。市長と教育長に質問しますと言っています。

第2点目、県道296号線田之頭吹上線の上田尻より柱野間までの未改良地区の件ですが、この件についても、何回となく要望が出された経緯のものでありますが、今回、台風14号の影響を受け、一時山林よりの出水と側溝の詰まり、暗渠の破損等で、幅員も狭い状況の中、道路はほぼ河川化してしまい、地域住民は一時避難され、通行車も立ち往生し、地元の方々は改めて災害の恐ろしさに再認識された状態でありました。今後災害時はもちろん人災も免れない実情があり、早急な対応が必要と考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

次に、永吉川河口治水対策及び周辺整備について質問します。

第1点目、永吉川河口付近は、以前より北側海岸侵食や飛砂のため海砂が堆積し、冬期における河口堆積はもちろんのこと、台風襲来時は河口狭窄状態になり、冠水状態がひどく、人家や漁業、農業への被害を及ぼす状況にあります。

この件に関しても関係する地域の方々より旧町、伊集院土木、県土木の方へも、何度も導流堤の延長等、抜本的な対策を必要とする要望がなされておりますが、去る7月には、河口狭窄の影響を受け、出漁の船が転覆し、とうとう死亡事故の犠牲者が出た次第であります。また、台風14号の影響を受け、近くの左岸の住民の方々は、一時非常水位を越え、避難騒ぎもありましたが、大変心配され、いまだに不安な日々を送られている実情があります。

今回家屋浸水や土砂崩れ等も被害が拡大し、左岸、右岸の導流堤の見直しなど、早急な対



策が必要と考えますが、市長はこの件についてどうお考えなのかお尋ねします。

第2点目、右岸の久多島神社横より河口へ続く、通称管理道路が台風14号の影響を受け、再度崩壊し、関係する地元住民の方々はもちろん、吹上浜に遊びに訪れた人々に大変心配をかけたようではありますが、幸い、当局の迅速な対応により人災までに至らず、ほっと一息ついた状況であります。河口一帯は、今後とも季節を問わず吹上浜を利用される人々、また見物に訪れる人は多く見込まれ、何よりも、これからはシラスウナギ漁を目前にされ、漁業の方々も海岸まで出入りする道路や河口の整備を望まれております。

また、今回の崩壊も、右岸の目に見えにくい浸食によるものであり、これ以上犠牲者を出さないためにも、きちんと計画的な整備を図るべきと考えます。幸い、河口の近くには、市の指定になる文化財の三連のアーチ型石橋の浜田橋や直売所、白砂青松の砂丘、渚百選に入る名所、旧跡、また夕日、まことに風光明媚な自然環境はどこにも負けない美しさがそろうております。これらを生かして一体化し、海岸へ続く道路を整備し、歴史と観光を生かした都市計画等で公園化する構想を考えるべきと私は思いますが、市長はどうお考えなのかお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

皆さんにお配りしてある一般質問の通告書に教育長のところが載っていません。こっち後で追加した部分がございます。執行部の方には教育長の答弁を求めるようになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3番の1について、教育長の答弁を要求されましたけど、皆さんにお配りした一般質問の通告書の中には、記入されておりませんが、執行部の方には提出してありますので、ご理解をいただきたいと思っております。漏れ

ております。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の子育て支援策の推進についてということでございます。

少子化の現状については、平成16年度合計特殊出生率は国1.29、県1.47といずれも過去最低の数値となっており、日置市も概算すると1.37と総人口維持水準の2.08を大きく下回っており、進行する少子化の流れを変えるとともに、子供を産み育てるための取り組みが求められているところでございます。

また、核家族化の進行、企業における長時間労働に加え、近所つき合いの減少などにより、家庭や地域の子育ての力が低下しています。

そこで、日置市においては、家庭や地域の子育て力が低下する中で、すべての子育て家庭を対象に育児支援をしていくことを目的に、地域子育て支援センターを設置しているところでございます。設置状況は、県内36市町村に46カ所あり、日置市においては、伊集院と旧東市来町に各1カ所ずつ、2カ所設置しております。吹上、日吉については、子育てを楽しみながらお互いに支え合う活動として、子育て支援センターと類似する取り組みがなされているところでございます。具体的には、日吉においては社会福祉協議会が中心になり、子育てサロンを毎週火曜日開催し、10組程度参加している状況です。吹上においては、保健センターが中心になり子がめサークルを毎月1回、自主サークルを第2、第4火曜日に開催し、10組程度が参加している状況です。

今後支援センターや子育てサロン、子がめサークル等で地域間の交流を図りながら、子育てサークルを育成し、市全体で子育てを支援する基盤づくりを形成していきたいと考え

ております。

なお、日吉、吹上の支援センターの設置については、子育て支援計画の取りまとめの中で検討していきたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターについてですが、平成16年度末の県内の状況は、鹿児島市、始良町、和泊町において設置されている状況です。ファミリーサポートセンターとは、地域において子供の預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織を言います。援助を行いたい人や受けたい人の相互の連絡調整を行う機関で、子供を預かる施設ではなく、会員相互の援助活動を言います。子供は、原則、提供会員の自宅で預かることになります。その後、保護者が迎えに行くことになります。つまり、アドバイザーが依頼者と提供者の調整連絡をしていくことになります。

日置市においては、あづま保育園の子育て支援センターにおいて、システム「あずかつチャオ」を実施している状況ですが、ファミリーサポートセンターと類似したものであり、これらのことを踏まえ、子供を支援する観点からも地域に相互扶助機能の再生による地域ネットワークの形成に努めるため、ファミリーサポートセンターも研究していきたいと考えております。

出産祝い金制度は、定住促進に関する施策の1つとして合併前の日吉、吹上地区で実施されていましたが、合併協議の中で、各町のそれぞれの助成制度をすり合わせることは困難であることから、現行の制度は引き継がないところとしております。

旧吹上町においては、平成16年度で49人、1人当たり10万円、490万円の支払い、また日吉町においては、出生から5歳まで第1子、第2、第3、第4子ごとにそれぞれ基準を設けて46人が対象で230万円支払っております。制度の継続に

ついては、新たな財政負担も考慮し、また個人への給付よりも乳幼児医療や母子保健等別な制度で子育て支援を充実するため、この制度については引き継がないことにしたいと考えております。今後は、次世代育成支援計画に基づき、子育て支援の充実を図っていききたいと考えております。

続きまして、職員の提案制度でございますけど、地方分権が進み、地方の時代といわれる現在、公務能率の向上と変化する社会情勢や行政問題に的確にこたえる職員の養成が求められています。このため、市におきましては、研修計画を策定し、各種研修を実施していますが、その研修の一環として行政課題研修に取り組んでおります。

この研修は、時代に応じたテーマ、または市の直面する課題等について、職員または職場が、現場の視点から提案をまとめ、政策提言するという新規の研修でございます。合併によって職員数が増大し、個人の意見が埋没しがちな環境の中で、やる気のある職員または職場が仕事に対する疑問や改革の思いを提案する受け皿として、この研修を既存の日置市職員提案制度とともに体系化していきたいと考えております。

自分の意見が真剣に協議され実現する、そうした経験が積み重なることで、職員は組織を信頼し、また、新たな提案が生まれてくる、このような提案制度が確立されることで、自然に意識改革が図られるのではないかと考えております。

続きまして、写真入り名札というは歌の机上旗でございますけど、この写真入り名札につきましては、合併いたしました約400名という職員になりました。まだそれぞれ職員も名前も知らない人も大方でございますので、このことにつきましては、早く導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、いろは歌でございますけど、このこ

とにつきましては、今後それぞれ行政課題の研修テーマといたしまして、職員等にもいろいろと論議しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、危機管理でございますけど、自治体にとって本当の危機とは住民やマスコミに対して説明できないこと、説明しても納得できないことを起こすことであると考えております。つまり合併当初起きた職員の汚職等が危機の代表的なものであり、これまで不断の努力によって培ってきた市民と市政の信頼を失い、この失われた信頼を回復するためにも、計り知れない時間と努力が必要になってまいります。

このため、組織内の危機の芽を各種事例等を参考に洗い出し、職員一人一人が常に危機意識を持つような危機管理セミナー等を繰り返し開催することが重要になってくると考えております。

危機管理は知識よりも意識という言葉がありますように、平常時の業務から危機意識を持って業務を遂行することが大切であり、特に、管理職については、通常の業務管理、計数管理、人事管理に加え、この3つすべてにかかわる危機管理に新たな管理業務として取り組むことが必要であるので、これらも含め、研修等を計画していきたいと考えております。

道路の整備についてでございます。

ご指摘のとおり、この国道270号線、県道35号線におきます歩道の設置、このことにつきましては、旧吹上町におきまして、それぞれの県、または土木事務所にも要望しているというふうにお聞きしております。

特に、この県道35号線におきます整備におきまして、特に今、七呂付近におきます道路整備、この関連の中におきまして、ことしも別途枠よりも1億多くいただいて、この整備をしていただいておりますというふうに土木事務所の方からお聞きしております。

と申し上げますのも、この道整備事業ということで、今金峰から広域農道の中におきまして、今吹上の地域も広域農道の整備をしております、この県道35号におきまして、この一連の中におきまして整備を図っていく、基本的にこの5年以内に、全線を開通するという大きな使命の中で、県の土木事務所におきまして、この35号線の整備は早急に図っていききたい、そうすることにおいて、町道華熟里のところからまいりますので、この今歩道設置の部分につきましては、今後は恐らく車の通過というのは少なくなってくるということでございまして、早く幹線道路を開通したいというのが土木事務所の意向でございました。

ですけど、やはり歩道という児童の問題でございまして、私ども市といたしましても、県の方には要望していきたいと思っておりますし、また県道296号線につきましても、今ご指摘がございましたその区間につきまして、大変狭い道路でございますので、あわせて一緒に県の方には要望してまいりたいというふうに思っております。

引き続きまして、永吉川の河口の治水対策及び周辺整備ということでございまして、今ご指摘のございました、この河口の堆砂等の影響におきまして、特に、台風14号におきまして、車で魚釣りに行かれた方が帰るときに、車とも落ちたとか、それだけではなかったということでお聞きしております。

特に、影響が導流堤の中におきます影響であるのかどうか、そこは私どもも定かではございませんけど、やはりこの河口付近の整備というのは必要であるというふうに思っております。今後とも土木事務所の方をお願いをしていきたいと思っておりますし、また2番目の、やはりこの一帯の公園化ということでございまして、特にかめまる館を含めまして、その一帯大変すばらしい名所のある場所

でございます。私もいつも行かせていただいておりますけれども、これが公園化にできるのか、どうか、このことにつきましては、今後総合計画を含め、また地域のそれぞれの審議会等もございますので、ご意見をいただきまして、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

長野議員の通学路の安全対策についてですが、私も先だって、この道路に出向いてみました。ご指摘のように、ちょうど長野議員のところから東市来方面へ向けての歩道、それから、永吉信号から中に入った道路、これらのことだと思いました。ご承知のように、この間を中学生が自転車で通学したり、あるいは小学生の子供たちが当然学校へ通うわけですが、大変危険な状態であると思えました。

で、今市長の方からも答弁がありましたが、私どもが、もし教育委員会として対応できることがあれば、それなりの相談ないし要望等をしてまいりたいと、当然市長部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ただいま市長、教育長に答弁いただきました。

まず子育て支援のセンターであります。現状は2カ所で子育てセンターが開設されておりますけど、日吉、吹上町は子育てサロン、また保健センターでということでありましたが、これは子育て支援っていうのは、全面的に開放されているんですよね。子育てのサロンとか保健センターで月1回、また毎週火曜日とか限定されております。私たちが、旧吹上町時代に子育て支援センターの志布志の方をちょっと調査に行ったとき、まああそこは

1万3,000人の人口でしたが、非常に子育てに力を入れておられて、もう拠点として町営でやっておられて、もうそのやはり悩みが高校生、またそういう女性への暴力ですね、そういうのも今非常にふえていますので、そういう相談まですごいなあと思ったんですけども、先ほども言いましたように、いろいろな施策に、子育て、また女性にかかわる視点というんですかね、私はそれなくしている施策は、ただそこに横断的にやった方が私は効果があり、またその施策が生きてくるんじゃないかなあと思いますけども、やはり各伊集院と東市来が2カ所あるんですけれども、じゃあ吹上の方は、月に1回かと、やはりお母さん方の今の悩みは、先ほども言いましたように、非常に、今子育てについて、家庭教育いろいろな悩みがあります。こういうことをやはりちょっと聞いてほしい、また母親がリフレッシュする時間、一時保育もありますけれども、ちょっと自分がほっとした、本当リフレッシュしたい、そういうのがこういう子育て支援の悩みをいくところ、またファミリーサポートですかね、これは需要と供給の調査もしないといけないと思うんですけれども、今こういうのが、次世代育成また少子化対策の中に出てきたっていうのは、時を得ているから、こういうのが出てきたと思うんですよ。それに組み合わさらないか、既存があるからとか、私はちょっと消極的じゃないかなと思いますけども、やはり子育てが今打ち出されて、もうこれは、私は遅いくらいだと思うんですけど、出されてくるっていうのは、やはりそれをとらえなきゃいけないと思いますけれども、市長はそのやはり公平さっていうのを、私思うんですよ、市民に対して公平に、東市来の方もちょっと山の手にあるということなんですけれども、私はやはり町の真ん中とか、そういう拠点づくりは必要だと思います。

今だったら9月中にこれは県の方にお聞きしましたら、希望を出せばそういう取り組みの順番があると聞きしていますけれども、検討していきたいということですが、この日吉町と吹上、県に言わせれば早いところからという、こういう順番制ということも聞きましたので、このことを検討されるというんですけれども、吹上と日吉にも拠点を持つことについて、これからそういう希望を出されるかどうかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

この子育て支援センターにおきましては、旧伊集院町、東市来町においても、保育所の方をお願いしているところがございます、やはりその吹上、日吉におきまして、保育所のそれぞれの取り組み方、姿勢、私はその保育園の中でそのようにしてやってあげようというところがあれば、私も市としても、やはり子育てに中におきますことでございますので、さっきもちょっと検討するというのは、してくれる相手のところもきちっと整理をしていかなければならないということで、そういうこれは民間の保育園でございますので、そこに委託して、それぞれ活動していただいておりますので、実際として、吹上、日吉のところでもそういう保育園があるのか、これを、実態を調査させていただいて、しようというところがあればやっていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ、ほとんど保育園に委託されていますけれども、そういう市町村で独自でやって、今度は湧水町っていうのが17年度、やはり時を得て、自分たちがちゃんと職員を置いて、小規模型と従来型とありますけれども、これに取り組んでいこうというそういう15年度は志布志ですね、今度は湧水町そういうのがどんどん出てきております。

やはり先進地になるところでありますので、

これは保育所に預けるのが、ほとんどが保育所に委託されてあるんですけれども、やはりそういう利便性っていうのも考えていただいて、志布志はやはり港の一番公園の横、だれもが行きやすいところにつくってありますので、またそういうところも例にさせていただいて、充実していただきたいと思っております。

次、ファミリーサポートの件であります、これは研究していきたいと、やはり、これは需要と供給の問題であります、本当にちょっと預けて、一時的な、また何かの用事で、自分が病気になったり、また冠婚葬祭、ちょっとリフレッシュしたい、そういうときに母親に対してのこれは、これからの事業じゃないかなと思っておりますけれども、会員募集が100名以上と決まっておりますので、こういうニーズ調査っていうのは、市長必要だと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおり、やはりこの事業を取り入れるためには、ある程度の需要がどれだけあるのか、こういうニーズ調査というのは私も大事であるというふうに思っておりますので、その担当課の中におきまして、調査させていきたいと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ積極的に取り組みを期待いたします。

次は、出産祝い金です。最終的には、これは引き継がないと、子育て育成支援でということですが、今、今度の補正予算でも出てきておりますけれども、子育て支援の支援体っていうんですかね、私はそれもすばらしいなあと思うんですけれども、やはり先ほども言いましたように、子は鎧、昔からですね、子は宝、やっているところは、県下でもいろいろあります。金額的なものじゃないと思うんですよね。民間でもやはり今1人生んだら100万円は出しましょうと、本当に画期的なことを民間でもやろうとされている、もう

既にやっておられるところもあります。1人100万円、お金じゃないんですけどね、やはり出産費用が40数万円かかるといいます。これも政府も平成6年—2006年から保険の給付扱いにしようかという、またこれは決定ではないですけども、そういうふうになっても、やはり3割負担になりますので、その貸し付けなんかも事前に、貸し付けなんかもやっているところもあるんですけど、このやはりいきなりこれはもう合併で決まったことなんですけれども、やはり協定協議事項の60条でしたかしら、そこで次の新市において助成制度を設けるとあったと思うんですけども、これはうちなんかは、住宅促進定住化促進制度の中に、ちょっと隠れたような形で入ってしまっていて、なかなかこれにつながるものとは理解がしがたかったんですけども、やはり子育て支援の方でやっていくということですけども、吹上は、おぎゃ一献金の遠矢善栄さん、この方の出身地です。今でもおぎゃ一献金、健全な子供が生まれた、その喜びをまたおすそ分けしようということで、恵まれない子に献金しましょうと、そういうところの発祥の地であります。

だから、私はこの制度は廃止と、それは仕方がないんですけども、それにかわるものを打ち出していただければと思うんですけども、これはもう制度の見直しとはなっていましたけれども、これはもうぼつですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今祝い金の制度につきましては、今後続ける考え方はございません。

さっきも申し上げましたとおり、今それぞれ内部でしている、やはり基本的に乳幼児を含め、子供たちにどういう行政として手当をあげるのか、そのことをございますので、先般の同僚議員の中でご質疑ございました中で、特に、今市の中で18年度予算に計上していくのは、特に、乳幼児の医療保険、今それぞ

れの市におきましては、3,000円の限度額がございます。これを2,000円にする、やはり今後継続的にこのようにしても、ある程度の予算的なものは1,000円引き下げること、大変多くの予算を伴います。

そのとらえ方が祝い金であるのか、今後このことに、子育てにつきましては、保育料の問題もかかってきます。そのようなものを含めまして、トータルでいろいろと子育て支援制度というのをやっていかなければならない。また、国におきましても、今後児童手当の問題、いろいろな問題も、国も制度上は、この子育てで変わってくるというふうに思っております。

私どもは、やはり、国、そういう制度の中を充実していくことも要望していかなきやございませぬけど、今、新市で考えているのは、乳幼児のこの医療の減と、もう母子保健におきます1回の増、そういうものを、この手当を含めた、これにかわるものとして、こういうもので補いながら子育て支援をやっていくという、そういう方向で考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

一応了解いたします。やはり、子育てが先ほども言いましたように、住宅政策にも、希望する人なんかの話を聞けば、旧吹上のことですけども、住宅をつくる際、そういう児童クラブがありますか、子育てにはどんな政策がありますかとか、やはりそういう視点が入ってきています。新規就農者でも子供、若い人を呼びたいと、やはりどうしても子供が主になってきます、子供をやはりちゃんときちんと安心してそういう事業があれば、ああやってみようとか、ああできそうに、そういうのも子育てっていうのが非常に根底にあります、どの政策をするにもですね。

だから、吹上は子育てに優しいまちづくりっていうのを今の助役も打ち出しておられましたので、やはりこれを非常に、私は、まず

は子供の時代ですので、明日を担う、ぜひ子育てに関して、市長はこの前も同僚議員にも、この子育て支援策に力を入れていきたい、少子化対策に入れていきたいということですので、このことを期待して、この問題について終わります。

職員の意識の改革の件であります。提案制度、今までこの制度はあったと思うんですけど、提案等はあったものかどうかお尋ねします。

#### ○総務課長（池上吉治君）

合併と同時に、日置市の職員の提案制度は規程としてつくってございます。そういった実績があったかということでございますが、まだ現在までは出てきておりません。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

せっかく、これはいいことだと思います。先ほども十分申し述べましたように、これから本当に多岐にわたる事業の見直し、また事務の見直し、いろいろあります。それについて職員の方々が自由に提案をされ、また、それを私は発表というんですかね、発表してまたたええるということも、その次の段階のステップ台になるのではないかと思いますけれども、提案制度を設けただけじゃなくて、そういうその人の評価というんですかね、そういうのをどう考えておられるか。

#### ○市長（宮路高光君）

提案することにおいて、またそれぞれの業務の改革ということでございますので、それが組織におきます改革になれば、その評価というのは、やはりしていかなければならないというふうに思っています。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ、これはやる気をなくし、またむだをなくす費用対効果のそういう職員たちの不満が出てくれば幸いに思っております。

次にまいります。写真入り名札、これは検討されるというようなことで、大いに期待い

たしますが、やはり全体の奉仕者としての自覚、市長もこの前、青松園の敬老会に行かれたと思いますけど、あのときもやはりこう胸から下げて、意思表示、また自分の職務の責任というのを明示され、私はあの姿勢は非常に市民の方にも受ける話も聞いております。もうかけたときから低姿勢というんですかね、これをぜひやってほしいんですけれども、費用もそんなにかからないと思います。今のされているのはネームも小さいし、見づらいと、また、若い人たちにはぱっとすぐ見えるんですけれども、そこに表示をする、また説明責任を果たすという姿勢のあらわれだと思いますので、ぜひ、これを実施されたいと思いますが、これは大体いつぐらいからされようと思っておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

写真入りにするか、ただの名前だけにするか、そこあたりも十分検討させていただきたいと思っておりますけど、本年度それぞれの中で、早くあれが道具ができればさせていただきますけれども、これ予算が要るのかちょっとわかりませんので、そこあたりの中で、総務課中心に早くさせるよう、12月か来年の3月になるかちょっと予算的なものもちょっと打ち合わせをしておりますけど、なるべく、その範囲ができるものについては、やっていきたいし、これが名札、写真入りなのか、通常の名札なのか、そこは総務課の方で検討させていただきたいと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

実行されている市町等がありますので、また参考にされて、これは、名前はパソコンでも打てますし、費用もそう伴わないと思いますので、私は合併時から本当はしてほしかったんですけども、早急に取り組みを期待いたします。

いろは歌の机上旗の掲示、これもなぜ私がこれを取り上げたかというのは、自分の市と

しての職員の方はもちろん、私たち市民もですけれども、今学校でもいろは歌、本当に、昔は皆さん方も経験ございますと思いますけれども、これをやはりちゃんと唱えていたと聞きます。本当に人としての生き方、また心のあり方、持ち方、不動心、人や組織、社会とのかかわり、統率と指導、向上心、学習、努力、自省と内省行動、非常に人間としての生き方がこれに入っております。何とすばらしい400何十年も前の人がこれをつくったかと、また日新公と言えば吹上町ですが、義弘公とのかかわりもあるし、東市来、私は4町にかかわる、これは日置市の誇りだと思っております。

こういう温故知新、非常にこれに今習うべきじゃないかと、京セラの会長とかリコーの社長も座右の銘として、いつも懐に入れておられると、こういう民間の経営のあり方にも使っておられるそうですので、私はこれを、日常いろいろな研修もされるけど、やはり知識っていうのはもうある、また半年ぐらいたったら忘れてたり、また元に戻るっていうんですかね、やはり常に忘れないため、恒常的に机上旗にしたり、またスローガンにしたりして、私は、この日置市から発信するのが、本当じゃないかなと、ここが生誕地ですので、やはりこれは今後検討課題とおっしゃいましたが、まずは、この歌に慣れることからですので、急に言ってもそうはできない、でも、子供たちはやっておりますので、ぜひ大人も取り組む努力をしてほしいなあと思っております。これも期待いたしております。

次です、危機管理についてです。これは研修等をやっていくということですので、やはり私は危機意識、この汚職不正行為、コンピューター問題、いろいろなことが起こりましたけれども、やはり危機意識っていうのが大事だと思っております。どんな場合にも危機意識、あってからじゃなくて、平常からの危

機意識ですね、またあった後には、また迅速に取り組むということですが、今もう何回か研修をされた話しも聞きますけど、やはり定期的に忘れないためにも、私はやるべきだと思うんですけども、去る8月12日、議員研修に参加いたしました。このときに、自治体の危機管理についてという表題がこれでしたので、まさしく私たち議員も行きましたけど、職員の方も、うちの局長も来ておられました。本当に、これは職員にも聞かせるべき話しだったんじゃないかなと、私も本も購入してまいりましたけど、読みました。本当に今日置市の職員のみんなにこれを見てほしいなと思うぐらいの、もう十分に書いてございます。また、これを回し読みされたりして、されたらいいなあと思いますが、やはり、全体の研修も必要ですけど、まずは管理職ですね、私が人事、業務、計数、この管理職の研修が大事じゃないかなあと、チェック点、これはされたんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

私もその文化センターの方で聞いておりました。今おっしゃいますとおり、やはり管理職を含めた意識改革、やはりこれが一番大事だというふうに感じております。課長会も月に1回もしておりますし、またそれぞれの研修にもやらしております。今後やはりこういう機会をとらえまして、管理職におきましても、いろいろな研修をやらせていくつもりでおります。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

民間でも、もう半年に1回ぐらい、平常の危機管理っていうことでチェックを提案させて、こうされているのもあるらしいです。また管理職は管理職で、10ぐらいでいいだろうというところを20ぐらい、無理にチェックの潜在的リスクっていうんですかね、それを拾い出させて、そうでもしないと、やはりただ耳から知識で研修を受けましたって、そ



れで終わったらまた忘れると思いますので、これは定期的に、やはり二度と繰り返さないように、こういう危機管理、また危機意識ですね、このことを充実されたいと思います。

次に、道路整備であります。国道270号、35号、296号、また永吉川河口の件、このことに関しては、私も旧町時代に、私は町長にもう非常に10数年来のこれは要望です。なぜだろうと思うぐらい、それは用地買収が一番先だとおっしゃるんですけども、もうついつい270号線についても、これは死亡事故が起きました。また河口についても、今回も死亡事故です。また、車も落ちた、あと本当の方がよく本当に危機一髪でしたけれども、それを車ごと突っ込まなくてもよかったなあということでしたけれども、これはもう非常に危険と伴っております。

まず旧町、ここにもいらっしゃいますけど、旧町長、私はこのことも3月議会に申しました。地方自治法施行令130条に消滅した自治体の長は、新たに属した自治体の長に事務引き継ぎをしてくださいと、しかも、123条の事項で、未処分事項、また未着手、この意見書をつけて業務に引き継いでくださいよって、大事なことですからねとお願いしましたけども、市長はこれをどのように引き継がれたか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの各町におきます事務分掌、私も前下茂管理者の方から引き継ぎました。この中につきまして、それぞれ項目がいっぱいありましたので、このことも入っております。

さっき申し上げましたとおり、私ども県とのやり取りをやっていかなければならない、さっきも申し上げましたとおり、県の予算の中でどうあるのか、この国道につきましても、今県の中で発注する部分でございます。私どもも重点的に、その予算の確保をやらなきゃならない。特に、距離感といいますか、吹上

からこの本所を含め、やはりこの距離感を早く縮めていきたいという大きな考え方もございます。

そういう中におきまして、先ほども言いましたように、ことしは、約、その路線にも1億円いろいろと上乘せもしていただきました。そういうことも十分ありがたいことであつたというふうに思っておりますし、また今おっしゃいましたとおり、永吉川河口、またこの国道につきましても、やはりそれが終わった時点において、また要望をやっていきたい。基本的には、今話したとおり、事務引き継ぎは行われております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

旧横山助役もちゃんと引き継がれて安心いたしました。でも、やはり1億円以上の上乗せと聞きましたけども、これもやはりカーブカット、このことも私も非常に懸念いたしましたので、喜んでいるところですが、あそのカーブも大事ですけど、やはり通学路、このことがもう本当、1回子供たちの通学のときに立たれたらよくわかると思います。もう爆風で、本当白線と歩道がないところもあります。白線とこのあれがですね、道路は草と土とが盛り上がり、そこをまた自転車で行くところですので、また永吉のこの県道35号線ですね、このことに関しても非常に狭いです。県道、これが県道だろうかというぐらいですね。270号と35号に関しては、3月議会で調査費が200万円出たと思うんですけど、この調査の結果はどうだったかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、16年度におきまして土木事務所で吹上の小野から日吉境まで歩道整備計画の事前調査ということで、これがなされたということで、今後調査だけでございますので、まだ設計とか、そこまでは行っていないというふうに思っております。

## ○20番（長野瑛や子さん）

国道と県道の調査でしたので、結果が出ているはずと思うんですけども、私はうちの横山助役も、相当県の、土木事務所もそうですけど、やはり県庁の、県土木の方にも私顔を出すことが必要じゃないかなと、地元の人たちも、もうらちが明かんとということで、本当陳情かたがた行かれたんですけど、やはりこういう死亡事故が去年もおとどしも起こっております。幸い、子供たちが巻き込まれなくて、国道上においてよかったなあと、優先順位、ほかの同僚議員もおっしゃったんですけど、その優先順位を可能にするためにも、やはり県土木の方にも極力出向いてほしいんですけども、今後も機会があるごとに行ってほしいんですけども、いかがでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

この県道の35号線、この県道296号のこの部分だけでなく、先ほど同僚議員の方が、それぞれまだまだという、それぞれの日置市におきます県道整備、総体的に大変まだ整備が悪いということでございます。

私ども当局を含めまして、今後におきましても、日置市の県道整備というのが、一番大きな課題でございますので、機会あるごと、今おっしゃいましたように、土木事務所ではなく、県の方にも行きまして、それぞれの担当のところで、いろいろと説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

## ○20番（長野瑛や子さん）

国道、県道35号線、296号線、永吉川の河口、これはもう県の管轄ですので、こちらから出向くしかないですので、横山町長の引き継ぎを期待しまして、私は市長にこのことをぜひ、本当優先順位、今度死亡事故も本当、この船も永吉川河口、亡くなられましたよ。これを懸念していたんですよ。河口は本当に、こういう専門の船頭さんでもひっくり返って亡くなられたと、あんなもう何十年も

やってこられた方も、やっぱし、河口の流れの堆積の影響だそうです。だから、ぜひ、二度とこういう犠牲者が出ないように、これはちょっと頭の中に、重点的に入れていただいて取り組んでほしいと思っております。

もう1点です。この2番目の一番最後の問題です。一体化して都市計画公園化ということですけども、ここは先ほども言いましたように、管理道路、これが崩れていつものことです。河川なのか、営林省なのか、これをいっつも河川課に行ったら、陳情に行っても、そっちは山の方だから、森林の土地だからと、非常にあっちこっち押し問答です。そういうことで、やはり横山助役も、どっちでいいか、まあ一生懸命やってくださるんだけど、なかなからちが明かないと、だから、私はもう思い切って今度ここに書きましたけど、ここは都市計画公園区域でしょうか、お尋ねします。

## ○産業建設部長（外園昭実君）

都市計画区域の公園ではないということです。

## ○20番（長野瑛や子さん）

私は、都市計画区域に入っていると聞きましたけれども、国道の方だから、浜田橋の辺ですね、河口の方はそうじゃないと思いますけど、浜田橋の方です。

## ○土木建設課長（樹 治美君）

都市計画の区域には入っていますけれども、今言われたように、その公園の区域というのには入っていない。県立自然公園の中にあるということでございます。

## ○20番（長野瑛や子さん）

了解しました。ここには、先ほども言いましたように、浜田橋があります。これは大正時代につくられたと思うんですけど、今、もう86災害で西田橋、また玉江橋、高麗橋でしたか、この3橋、本当は5石橋ですけども、これは岩永三五郎さんですね、東陽町の

タネあれはなんだったかな、その人がわざわざ薩摩藩から呼ばれてつくってされたのが、みんな流された状態です。こういう三連橋です、三連橋があるというのは、もう私が調べましたら、県内でも1、2です。だから非常に貴重だと思います。約160年から、この石橋は90数年だと思いますけども、いろいろな人が通ったり、また物資を運んだり、鹿児島のは明治の、江戸時代の後期ですかね、後期からずっと歴史をたたずみながら眺めてきていると、私は一種の文化だと思います。

やはりこういう感動するものがあってこそ、そういう都市、まちづくり、また人を呼んだり、観光に生かしたり、ただこうきれいにするだけじゃなくて、感動するものがそろっていると思います。さっきも私言いましたけれども、景観ですね。吹上には夕日もきれいで、写真家がよく海の方からと石橋をとったり、また石橋から夕日をとったり、写真家が非常に訪れています。

ただ、見たら何の変哲もない石橋ですけども、やはりこんな明治とか大正、いろいろな今昭和のロマンとかいろいろ言われますけれども、こういういいものがあるのに、なぜ生かされないんだらうと、私は都市計画区域に入っているんだらうと、もういっそ、この辺を、蓬莱館はすばらしいと、あそこができる前に、田中時男町長のときも私は提言いたしました。道の駅、あの辺に石橋と海岸と砂丘と生かしてしたらねえって言うけど、それが実現せずに、緑の街道になってかめまる館ができましたけども、ちょっと規模が小さいですね。

だから、東市来の方をうらやましがりましたけど、私は、このまだ石橋っていうのが残っています、本当鹿児島県でも、これは貴重な存在です。私はこの台風のときに、いつも見に行くんです。この石橋の下が崩れていないかなあと、ここが崩れたら、この真ん中に

要石っていうのが、ここに1本入れることできゅっと締まって絶対壊れないんですよ、この下が、基礎が壊れない限りは。非常にこういう石の文化、また昔の人の土木の技術、これは学ぶものがありますけど、こんな感動するものを、石の文化がそこに横たわっているのに、放っとく手はないと思います。

ぜひ私はここをいろいろな一体化して、公園化したら、海岸に行く道路ができると思うんですけど、また、亀のパトロール、クリーン作戦、一生懸命転換されるけど、みんな来てくださるんですけども、本当道路がありません。海までに出る道路が、拉致問題も、いろいろそういう道路整備がないから、拉致もされたんじゃないかなと裏を返せばですね、だから、まずは海岸に行く道、道路が私は整備されたいと、これにかけてされたらいいなと思っていますけど、市長どうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

長野議員が具体的にいろいろとその構想といますか、話しをしていただきましたけど、先ほども申し上げましたとおり、こういう地域のいろいろな大きなプロジェクトにつきましては、地域審議会等も通りながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

この道路の問題も含めて、今さっきももうご存じのとおり、この道路、営林省なのか、どこの管轄になるのか、河川敷きなのか、ようわからない部分がいっぱいございましたので、私どももやはりこういう関係機関の皆様方とも十分協議していかなければ、はい道路をつくれますと試してみても、いろいろと難しい部分がございますので、今後この道路にしても、関係機関の皆様方と十分協議をさせていただきたいと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ協議をするときには、こういう私今言いました、石の文化、これを念頭に入れてい

ただきたいと思います。なぜ、私がこう強調するかと言いましたら、この東陽村が発祥の地ですけど、長崎奉行であったその人がそこに住み着いて、岩永三五郎さんたちに教えたんですけども、石の文化のこの石橋があるので、全国で一番が大分県です、2番は鹿児島です。約500、鹿児島が全国2位ですけども、492個、アーチ型441個、長方形の石下駄をこう何枚か並べた下駄橋っていうのがこれが51個ですね、その中で、鹿児島県で一番石橋が多いのが東市来なんですよ。東陽村でも21しかありません。大小あわせてですね。でも、東陽村は小さいです。あんなに東京の二重橋とか、ああいうのもつくったのもここです。だから、非常に、まだ二重橋より三重橋ですので、うちは、まだ上です。だから、皇居の橋よりも上なんですよ、価値があるんです。

それと、あと東市来が25なんですよ、鹿児島県で一番多いですよ、東陽村よりも多いです、地元よりもですね。だから、この前市長が、同僚議員が石橋のことで言われましたけど、市長、本当に石橋は崩れたら、多分、野元橋っていうんですけど、ここが明治時代につくられているんですよ、じっと100年以上見続けてきているんですよ、町のたたずまい、また生活道として、何もものを言わないけど、ちゃんと歴史がそこに、ロマンと携わっています。だから、そこを予算がつかないどころと言われたけど、私は早急な対策をして、崩れんうちに取にかかると思っています。石の文化に興味があるかないかです。

だから、こんな全国で2位ですので、鹿児島県が、もうそして、5石橋がなくなっていますので、復元はされていますけど、吹上町にこういう残っています、三連橋が、そして、また野元橋、その橋の真ん中に肝心要の要石っていうのを1つぽんと入れたら、それを下が崩れたらそれが崩れるっていうぐらい、

もう工法がすごいんですよ。だから、改めて市長も、よく見てほしいんですけども、この石文化っていうのは、絶対二度とつくれません、これをなくすっていうのは、私はもう非常に、自分たちの歴史の遺産をなくすことになりますので、ぜひ、この視点を持っていただいて対処していただきたいと、それを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月28日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時56分散会

第 5 号 ( 9 月 2 8 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第47号 日置市公民館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 2	議案第48号 日置市伊集院文化会館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 3	議案第49号 団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4	議案第50号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）（各常任委員長報告）
日程第 5	議案第51号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 6	議案第52号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 7	議案第53号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第54号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任副委員長報告）
日程第 9	議案第55号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任副委員長報告）
日程第10	議案第56号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第57号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12	認定第 1号 平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 2号 平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 3号 平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 4号 平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 5号 平成16年度東市来町水道事業会計決算認定について
日程第17	認定第 6号 平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 7号 平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 8号 平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 9号 平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第10号 平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第 2 2 認定第 1 1 号 平成 1 6 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計決算認定について

日程第 2 4 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 5 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 6 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 7 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 8 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 9 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 0 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

日程第 3 1 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 2 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 3 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 4 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 5 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 6 認定第 2 5 号 平成 1 6 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 7 認定第 2 6 号 平成 1 6 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 8 認定第 2 7 号 平成 1 6 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 9 認定第 2 8 号 平成 1 6 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について

日程第 4 0 認定第 2 9 号 平成 1 6 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について

日程第 4 1 認定第 3 0 号 平成 1 7 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 2 認定第 3 1 号 平成 1 7 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 3 認定第 3 2 号 平成 1 7 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 4 認定第 3 3 号 平成 1 7 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 5 認定第 3 4 号 平成 1 7 年度東市来町水道事業会計決算認定について

日程第 4 6 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 7 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 8 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 9 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について



- 日程第50 認定第39号 平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第51 認定第40号 平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第52 認定第41号 平成17年度伊集院町水道事業会計決算認定について
- 日程第53 認定第42号 平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第54 認定第43号 平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第55 認定第44号 平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第56 認定第45号 平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第57 認定第46号 平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第58 認定第47号 平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第59 認定第48号 平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第60 認定第49号 平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第61 認定第50号 平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第62 認定第51号 平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第63 認定第52号 平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第64 認定第53号 平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第65 認定第54号 平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第66 認定第55号 平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第67 認定第56号 平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第68 認定第57号 平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 日程第69 議案第58号 上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
- 日程第70 議案第59号 まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドーム新築工事請負契約の締結について
- 日程第71 議案第60号 日置広域連合を解散するための協議について
- 日程第72 議案第61号 日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第73 議案第62号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 日程第74 議案第63号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第75 請願第1号 福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第76 請願第2号 義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書（教育文化常任委員長報告）
- 日程第77 陳情第3号 甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 7 8 陳情第 4 号 伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の中の農道を市道に認定の陳情書（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 7 9 陳情第 5 号 下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書（総務企画常任副委員長報告）
- 日程第 8 0 意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書
- 日程第 8 1 意見書案第 4 号 甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書
- 日程第 8 2 意見書案第 5 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書
- 日程第 8 3 決議第 1 号 公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案
- 日程第 8 4 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 8 5 所管事務調査結果報告について

本会議（9月28日）（水曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

---

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君

財政管財課長 福田 秀一 君  
福祉課長 馬場 恵三郎 君  
教育総務課長 坂上 安男 君  
代表監査委員 南 一 秀 君

企画課長 富迫 克彦 君  
土木建設課長 樹 治美 君  
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせをいたします。畠中議員が体調不良のため、欠席で出ておりますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第47号日置市公民館  
条例の一部改正について

△日程第2 議案第48号日置市伊集院  
文化会館条例の一部改正に  
ついて

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第47号日置市公民館条例の一部改正について及び日程第2、議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

お諮りします。この2件については、関連がありますので、委員長の報告を受けた後、一括して質疑・討論・採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは2件について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第47号及び議案第48号は、去る9月9日の本会議において、一括議題として、当常任委員会に付託されました。

その審査を、去る9月14日午後、第3委員会室において、議案第50号に引き続き、委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

審査に入る前にまず、このほど新築されました東市来文化交流センターと、東市来中央

公民館の現地確認を約1時間半かけて行い、それから審査に入りました。

まず、議案第47号日置市公民館条例の一部改正について、執行部の説明を求めました。

提案理由は、東市来中央公民館の新築移転に伴い、所要の改正を行い、あわせて施設使用料の統一を図るため、条例の一部を改正したいというものであります。

具体的に、日置市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第1、日置市東市来中央公民館の項中「日置市東市来町長里184番地」を新しい「日置市東市来町長里3253番地3」に改め、同表、日置市吹上中央公民館の項の次に、次のように加える。日置市長里地区公民館日置市東市来町長里184番地、別表第2を改めて、8種類の公民館施設等、使用料を設けたので、担当課長より詳細な新旧対照表で説明を受けました。

これは、東市来文化交流センター新築に伴う改正であるが、東市来中央公民館と東市来中央東市来文化交流センターは、同一建物で公民館施設と文化施設の並存施設である。

合併協議の中で、使用料等合併後調整するとなっていたので、市内の使用料を統一した。

文化交流センターは、類似の加治木の加音ホールの使用料を参考にして新設したが、伊集院文化会館は古いので、使用料は改定しなかったとの説明を受けました。

次に、議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正について、執行部の説明を求めました。

提案理由は、東市来文化交流センターの新築開館に伴い、市内に2つの文化施設ができるので、所要の改正を行い、あわせて伊集院文化会館施設使用料等の整理を図るため、条例の一部を改正したいというものです。

具体的に、日置市伊集院文化会館条例の一部を次のように改定する。

題名を次のように改める。

日置市文化施設条例第1条中「、伊集院文化会館」を「、日置市文化施設」に、「文化会館」を「文化施設」に改める。

第2条中、「文化会館」を「文化施設」に改め、同条の表に次のように加える。日置市東市来文化交流センター、日置市東市来町長里3253番地3、第3条から第6条までの規定中、「文化会館」を「文化施設」に改める。

第7条中、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第10及び第12条から第14条までの規定中、「文化会館」を「文化施設」に改める。

別表を次のように改め、「同表」を「別表第1」とする。というものであります。なお、担当課長よりこの条例の詳細な新旧対照表で詳しく説明を受けました。

以上で説明を終わり、議案47号、議案48号を一括して質疑に入りました。

主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、2つの条例の使用料で、社会的弱者、例えば障害者等の免除制度はあるのかとの質疑に対しまして、文化交流センターは、免除制度はなく、減免はないが、公民館条例については、市主催の行事と、教育委員会が認めたものは、免除し、特別に教育委員会が認めた場合は、5割減額となる。障害者については、申請が上がり次第、教育委員会で判断する。福祉関係からの要請については、免除減額を検討するとの答弁でした。

委員より、減額免除の判断は、教育委員会、市長の判断に任せずに、当初から規定を決めてほしい。毎回、問い合わせるのは大変であるとの質疑に対しまして、線引きをして内規的なものを準備したい。申請者の中には、表面上だけではわからない悪質な場合もある。福祉団体については、福祉課とも相談・協議するとの答弁でした。

委員より、義務教育の学校が文化施設で発表する催しについても、費用が発生するのかとの質疑に対しまして、減免はないので、学校教育課の予算組んでやるしかないとの答弁でした。

委員より、新芸術家協会あたりも毎年クリスマスコンサートを開催しているが、使用料が高いという声もある。伊集院文化会館は、古くなった施設なのに、どうにかならないのかとの質疑に対しまして、原則有料となるので、必要なものは前もって予算を組む必要がある。加治木の加音ホールと比較しても、料金を据え置いているので、結果的に安くしていることになるとの答弁でした。

委員より、2つの条例の使用料は、使用する時間だけの料金か。準備、後片づけの時間はどうなるのかとの質疑に対しまして、占有することで、ほかの団体は使えないので、すべて準備、後片づけも含んだ時間となっているとの答弁でした。

委員より、文化交流センターについては、特に、東市来の住民の長年の夢がかなったと言えようが、宝の持ちぐされにならないように、市民が親しんで、使いやすく、気軽に利用できるよう、弾力的に運営していただきたいがどうかとの質疑に対しまして、実際には、難しい面もいろいろあるが、できるだけ検討していきたいとの答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第47号、議案第48号とも、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。議案第47号及び議案第48号に対する委員長の報告は可決です。議案第47号及び議案第48号は委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号日置市公民館条例の一部改正について及び議案第48号日置市伊集院文化会館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議について、産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月の9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月14日に委員会を開催し、現地調査をし、所

管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

この事業は、平成18年度新規採択希望で、団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請であり、県と協議するため、市議会の議決を必要とするものであります。

事業の内容は、固定井堰を可動井堰にして、降水時において、周辺農地、人家、道路等に被害を与える恐れがあるので、災害を未然に防止し、営農の効率化を図り、国土の保全に寄与するためのものであります。

現地調査をし、質疑に入りましたが、所管課長の説明で了承し、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第49号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号団体営農業用河川工作物応急対策事業油田尾地区の事業申請に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第50号平成17年度  
日置市一般会計補正予算(第  
2号)

○議長(宇田 栄君) 日程第4、議案第  
50号平成17年度日置市一般会計補正予算  
(第2号)を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告  
を求めます。

[総務企画常任副委員長田丸武人君登壇]

○総務企画常任副委員長(田丸武人君)

総務企画委員会は、委員長が体調を崩され、  
副委員長がかわり、報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第  
50号平成17年度日置市一般会計補正予算  
(第2号)の総務企画常任委員会における審  
査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る9月9日、本会議におきまして、  
総務企画常任委員会に係る予算を付託され、  
9月13日に委員会を開催し、所管部長、課  
長、係長の説明を受け、質疑・討論・採決を  
いたしました。

本案は現行の予算額に、歳入歳出それぞれ  
3億3,697万円を追加し、歳入歳出それ  
ぞれ240億206万4,000円にしよう  
と提案されたものであります。

第2条債務負担行為補正は、国土利用計画  
作成業務を追加し、平成17年度県営かんが  
い排水事業の限度額をゼロにする変更であ  
りました。

第3条地方債の補正では、県営広域農道整  
備事業、道路整備事業、減収補てん債を追加、  
林道舗装事業を含む7件について、追加した  
ものであります。

まず、総務企画部長から、本年度予算につ  
いては、旧4町で責任をもって編成されたも  
ので、今回の補正も引き継いでおり、特徴と  
しては、国庫補助事業等の新規採択及び追加  
配分等による予算措置のほか、台風14号よ

り前の集中豪雨による災害対策に係る経費等  
緊急を要する経費について計上してあるとい  
う説明でございました。

歳入の主なものの増減は、所得譲与税は交  
付決定により、既定予算との差額4,790万  
円を減額、自動車重量譲与税は、交付決定に  
より、既定予算の差額7,070万円を減額、  
地方特別交付金は、交付決定により既定予算  
との差額2,652万1,000円を減額、地  
方交付税は、交付決定により、既定予算の差  
額1億9,684万9,000円を減額。

総務使用料は、伊集院駅西側駐車場使用料  
433万1,000円増額、指定寄附金は、  
日吉地域に係るもので、100万円増額、財  
政調整繰入金は919万2,000円を減額、  
雑入は、日吉地域に係る歳計剰余金648万  
2,000円を増額、同じく吹上地域に係る  
長寿社会づくりソフト事業交付金100万円  
増額。

市債の中で、地方財源の不足に対処する臨  
時財政対策債は、確定に伴う分で1,110万  
円を増額、減税補てん債は、九州新幹線関係  
で、平成15年度先行減税分、恒久減税分を  
含めて確定したため、5億3,560万円を  
増額してあります。

歳出では、一般管理費の増は、行政嘱託員  
の報酬増や各費目計上してあった共済費を一  
般管理費に組み替えたための人件費、職員健  
康診断のための委託料などが主なものであ  
ります。

文書費の増は、個人情報保護の観点から、  
封緘機など、備品購入であります。

財政管理及び会計管理費の増減は、人件費  
の増減であります。

財産管理費の増は、入札等監視委員会の謝  
金、日吉地域の吉利駐在所解体のための工事  
請負費などであります。

企画費の減は、国土利用計画策定業務委託  
及び日吉地域に係る移動通信施設整備事業に



よる増はあるものの、人件費の減のほか、需用費、備品購入費及び負担金など、合併に係る経費を精査して、不用額として、これを相殺したものであります。

広報費の増は、市勢要覧作成などでありま

す。情報管理費の増は、Bフレッツ等など電話料、パソコン等、ライセンス購入費などであり

ます。税務総務費の減は、共済費組み替えなどによるものであります。

賦課徴収費の増は、東市来支所に係る筆耕賃金、過誤納返戻金などであり

ます。統計調査総務及び指定統計調査費の減は、費目組み替え、国勢調査に係る事務調整の減

であります。議会費、監査委員費及び商工総務費の減は、人件費などであり

ます。非常備消防費及び消防施設の増は、東市来・吹上支所消防活動服購入費、防火水槽附帯工事補正によるものであり

ます。災害対策費の減は、防災行政無線委託料の減

であります。次に、質疑の内容について、一部を課別に報告させていただきます。

まず、委員から、地方交付税が、旧4町の16年度の決算額と比較すると、相当の差があるが、その質疑に対しまして、16年度普通交付税は73億9,218万6,000円であるが、追加交付があった。追加交付額で見ると、71億7,437万円で、それと比較すると1億9,689万円の数字になる。新幹線関係の先行減税特例加算額が、基準財政収入役に算入されたため減額になった。

次に、委員から、合併協議会の財政計画のシミュレーションと比較すると、3億円ぐら

い下になっているが、理由な何かとの問いに、まちづくり計画の財政計画は、現時点の要因で推計した数字であるので、整合性がとれて

いない面もある。過去の実績を勘案して推計してあるので、乖離は出てくる。起債の金利は、今、どのくらいかとの問いに、政府資金、民間資金償還年数等により条件は違う。政府資金20年で、1.4%になっているということです。

伊集院駅西の駐車場、活用方法として整備すれば、利用量があるのではないかとの問いに、旧伊集院町の検討委員会でも結論が出ない。再度、目的によって、活用していきたい。

入札監視委員会の1人1万円の根拠、人材、2回開催の根拠はとの問いに、弁護士、大学の先生など、有識者を充てたい。大学の先生などの謝金が、そのくらいである。本年度は残り6月しかないので、2回にしたい。

次に、総務課関係に入ります。

職員の共済費組み替え特別負担金の内容について、質疑に対し、共済費の長期給付は年金に係る負担金である。共済組合は、昭和37年12月1日から発足しているが、それ以前、在職していた人についても、追加しようとして負担することになっている。

消防団の災害の非常時における危険箇所等について、幹部で事前に対応などできないものかとの問いに、方面団長、分団長との連絡確認をしながら進める。緊急の場合の出動は、分団長の指揮でできると考える。

行政嘱託員の報酬について、自治会の報酬と嘱託員の報酬を重複してもらっているところもある。執行部から自主的に改善を促すべきではないか。自治会も財政的に厳しくなっていくの問いに、自治会によって運用が違う。嘱託員報酬は市から振り込み、話題にして、標準的な額に近づけていきたい。

次に、顧問弁護士事務所のこと、経理、民事、行政訴訟などがあるが、どのような弁護士を選択するのかの問いに、市としていつでも相談できる顧問弁護士が必要。30万円については、先進地等の経過等も踏まえて設

定、行政訴訟に携わった弁護士を選択していきたい。

次に、企画介護プロジェクト関係に入ります。

移動通信施設事業、日置市内も携帯に入らないところがある。今後、どのように進めるのかの問いに、東市来、飯牟礼——伊集院町です——吹上もある。これらをカバーするには15基の鉄塔が必要になる。インフラなど光ファイバーの整備をあわせて考えていきたい。

それから合併の不用額があるが、看板など、まだやらなければならない事業はないのかとの問いに、看板については、まだ終了していないので、その分は見込んで補正してあります。

I P電話整備をされることに伴い、庁舎内の電話料は安くなるのかという問いに、本庁、支所間の通話料は不要になっていると。

次に、合併準備経費の精算して不用額があるが、合計で幾らになるのか。その中で何が際立っているのかとの問いに、合併経費トータルでは、1億4,490万円になるが、県が最高2億円までは交付する。今後、まだ出てくることもある。補正額減になったものとしては、消耗品費、印刷製本費あるが、入札の結果によって、安くなったものである。

単独工事費は、突発的なものも含まれている。備品購入についても、当初より落ちたものである。今後、見込みとしては、消防、介護を見込んだ上で、補正額である。

次に、税務課に入ります。

徴収業務、今後、どのように推移していくか。特に、松下のリストラ、土木関係の事業者指名停止など、生活困窮者が出て、徴収困難になると思われるが、今後の対応策はあるのかとの問いに、8月には、全課長による夜間徴収を行った。失業、事業不振者については、納税相談を行い、希望に応じて実施していき

たい。

次に、委員から、滞納者に対する徴収効率は上がっているか。厳しい中での滞納などの指導、また会計などへの相談を行っているか。今後、考えているのかの問いに、新市になって、徴収実績は1,600万円ほどある。改正の相談は行っていないが、給与の差し押さえは実施している。

滞納者はどのくらいの状況かとの問いに、滞納者は、3,000人、現年度課税分が、1,549人、滞納繰越分が1,482人になっている。

東市来町は、地図情報システムがあるが、ほかのところの計画はあるのかとの問いに、ただいま現年は伊集院町は行っている。総事業費は5,000万円になるが、事業費がつかない面も現状であるということです。

そのほか、出納室関係、監査委員事務関係、議会事務局関係、商工観光課関係は、人件費等でございましたので、省略させていただきます。

このほか、多くの質疑がありましたが、内容は省略します。質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算(第2号)は、総務企画常任委員会所管に係る分については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長(宇田 栄君)**

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

**○環境福祉常任委員長(長野瑛や子さん)**

ただいま議題となりました議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算の所管に属する部分について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当委員会は、全員出席のもと、去る9月

13日に開催し、執行部の出席を求め、審査いたしました。

まず、歳出の主なものについて、予算書の項、目ごとに説明、質疑、答弁の概要を申し上げます。

社会福祉費総務費の修繕料、15万8,000円及び工事請負費130万円は、日置支所の福祉センター内の源泉水と循環水との切り離し工事にかかわるもので、レジオネラ菌対策によるものであります。

委員より、ほかの施設の対応は万全かとの質疑に対し、「ゆすいん」、「ゆーぷる」等の循環水に関しては、対策済みであるとの答弁でありました。

児童福祉総務費の7節賃金、8節報償費及び謝金、11節需用費については、児童育成事業推進等事業として、子育て支援及び児童虐待防止等の援助を行うためのものであり、保健機関を初め、児童委員や、地域の子育てを担う人材を活用した子供、子育て応援隊による見守りの体制を整え、支援を図るものであるとの説明に対し、委員より、応援隊の対象者はとの質疑に対し、母子保健推進委員60人、児童委員等9人を予定しているとの答弁であり、少子化対策としても、地域における子供、子育て支援の環境づくりに万全を図りたいとの意見がありました。

20節補助事業131万円の母子家庭自立支援給付金事業は、母親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るためのものであり、看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士等の資格取得が対象となり、現在、日置市内の母子世帯数は402世帯数であるとの説明でありました。

環境衛生費の生ごみ堆肥化容器設置事業は、日置市支所にかかわる追加計上であり、委員より、各支所においてのこれまでの実績はとの質疑に対し、平成14年度よりの事業導入である。東市来101件、伊集院115件、

吹上126件であるとの答弁であり、委員より電気式生ごみ処理機の上限2万5,000円の半額補助制度はごみの減量化に向け、最善策として啓発されたいとの意見がありました。

じんかい処理費の印刷製本費については、コンテナ収集開始に伴うカラー刷りの計画表の分であり、伊集院分2万6,250円の減額は、転入者500人分であります。

委員より、現在実施されている伊集院地区のコンテナ収集の分別のやり方はベターなのかとの質疑に対し、当初は7品目より11品目が変わった時点で、住民の方々が戸惑われ、現在は7品目に改善された。当分はこの形でいくとの答弁でありました。

また一委員より、各支所のモデル地区の箇所と対応はどうかとの質疑に対し、東市来は中央、古市、田代地区、日吉は日置団地、日新、内門地区、吹上は永吉、中和田、東本町、入来浜地区の9カ所である。

9カ所の指導員には、伊集院地区の収集現場の視察等を行い、わかりやすい指導を心がけていくとの答弁であり、一委員より、コンテナ収集モデル地区の収集業者の選定はどうかとの質疑に対し、今回は、9カ所モデル地区の実施であり、コンテナ等の有効活用や、住民への適切な指導、アドバイス等も必要なことから、コンテナ収集業務を熟知している伊集院地区のコンテナ収集を行っている業者を考えている。本格実施の18年度からは、入札見積もり制度を考えるとの答弁であり、一委員より、業者の地域育成や、入札の公平性、透明性を支点到今後の対応を十分、図られたい。また、4月よりコンテナ収集に伴い、住民がよりわかりやすい分別収集ができるように、説明会また指導員の指導に伊集院地区の改善点を生かされ、十分な指導を図られたいとの意見でありました。

し尿処理費については、バッキレーター修繕に伴うものであり、4基あるうちの1基が

故障し、肥料の成分を攪拌する装置が停止状態にあるとの説明でありました。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金、雑入等が主なものであります。

以上で、審議を終わり、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案の所管に属する部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君） ただいま議題となっております議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会にかかわる当初予算を付託され、9月14日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は1億2,711万1,000円の増額補正であります。農林水産課関係で主なものは、農業振興費の負担金補助及び交付金は県の認定を受けた鹿児島農林水産物認証（緑竹）推進事業補助金等であります。

投資的経費では、乗用型茶摘採機2台の購入であり、コンテナ式摘採機に変えるために、2生産組合への補助金であります。

農地費の負担金補助金及び交付金の投資的経費で、日吉地域の県営かんがい排水事業で、事業費確定による増額補正であります。

また、吹上地域で県営防災ダム事業負担金、県営かんがい排水事業負担金等も、投資的経

費の主なものであります。

林業振興費で、来年2月4日に、東市来で行われる植樹祭に伴う受賞者記念品や、植樹用スコップ、移植ゴテ、苗木代、また印刷製本費などの経費であります。

また、有害鳥獣捕獲業務委託料は、補助金及び交付金から委託料への組み替えであります。

次に、土木費にかかわる補正予算額は1億4,007万6,000円の増額補正であります。

土木建設課で主なものは、道路新設改良費の委託料は、一般道路整備事業で、美山インターチェンジ取り付け道路に伴う補正や、まちづくり交付金事業で、新宮線、新宮朝日ヶ丘線等の事業費増に伴う補正であります。

道整備交付金事業は、下谷口線、宮脇線、市来四郎線の3路線の新規事業に伴う補正であります。

工事費、公有財産購入費は、まちづくり交付金事業や、道整備交付金事業に伴う事業費増であります。

住宅建設費の補償、補てん及び賠償金は、新宮団地建てかえに伴う住宅移転費、協力費及び家賃助成金の16戸分であります。

都市計画課で主なものは、土地区画整理費の補償、補てん及び賠償金は、補助事業費確定及び工事請負費との組み替えであります。

街路事業費の工事請負費は、まちづくり交付金事業文化通り線橋台の工事や単独事業の徳重平古地区都市里道修復工事ほかなどであります。

負担金補助及び交付金は、県道郡中央線の改良に対する県単道路整備事業、地方特定道路整備事業などの市の負担金であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農林水産課関係では、かごしま竹の里づくり事業は、どのような事業かとの問いに、タケノコを青果用として、早く出荷しようとする

るもので、タケノコのブランド化を進め、竹林の中を、間伐や土どめ、肥料を散布し、竹林を改良するものであるとの答弁。

イノシシが多発して、なかなか絶えないようであるが、旧町を越えての発砲はできないようになっているがとの問いに、猟友会と担当者が協議をした結果、旧町境からお互い、少しは入れるような申し合わせをしたようである。また、猟友会員は、伊集院地域で47名、東市来で24人、日吉で11名、吹上で15名、永吉で14名、で5つの猟友会が日置市内にある。

また、昨年の捕獲の状況は、東市来でイノシシが37頭、シカが30頭、伊集院でイノシシが23頭、シカが7頭、タヌキが250匹、日吉でイノシシ10頭、吹上でイノシシ34頭、ちなみに駆除料はイノシシ6,000円、タヌキ3,400円、カラス600円であると答弁。

次に、土木建設課関係では、新宮団地建てかえに伴う住宅移転費協力費は、どんな内容かとの問いに、新宮団地は16戸の解体を予定している。家賃助成として5戸市営住宅以外に出ていってもらい、民間アパートに入っただけで、移転費の17万1,000円は出るときに、帰ってくるときに17万1,000円を支払う。残りの方は、市営住宅に移転するので、一律6万円を1回限り協力費で支払うとの答弁。

道整備交付金事業は、伊集院地域だけに出ているが、ほかにはないか。またこの事業は、どのような事業計画になっているのかとの問いに、道整備事業は、管内で広域農道に絡む事業である。これは旧伊集院町が3本内示がきた。ほかには出ていない。この事業計画は、3本の路線で17年度から21年度まで5カ年で約10億円の事業であるとの答弁。

まちづくり交付金や、道整備事業は中止になっていくということであれば、全市的に考

えていかなければいけないと思うがとの問いに、今後は補助事業で一つの路線だけの補助事業というのは取れなくなる。今後はここからここにつないでいくという考え方をしているかないと、交付金事業にはのっていけないと思うとの答弁。

次に、都市計画では、湯之元地区の進捗率はどうか。また一部、反対者がいるようであるが、事業がおくれるのではないかとの問いに、16年度末の事業費累計で17億円、進捗率で17.16%、一部反対者がいてもその部分はおいてでも事業は進めているとの答弁。

市内に都市公園は何カ所あるか。伊集院中央公園の管理費はどれぐらいかとの問いに、都市公園は37カ所ある。中央公園の管理費は150万円ぐらいで、管理は、シルバーセンターがしているとの答弁。

以上のほか、質疑はありましたが、所管課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

#### ○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について、報告いたします。

9月14日、第3委員会室において、委員全員出席、また執行当局の担当者出席と、本案に対する説明を求め、委員会を開催いた

しました。

その説明の中で、主な事項について申し上げます。

なお審査は、1、教育総務課、2、学校教育課、3、社会教育課、4、市民スポーツ課の順で、課ごとに説明を求め、質疑答弁は1と2を一括、3と4を一括して審査を進めました。

ここでは、予算書の説明は一括して主なものだけ申し上げます。

まず、平成17年度補正予算に関する説明書、50ページから59ページでございます。歳出から申し上げます。

款10項1目1教育委員会費負担金、目2事務局費、減額の458万円、主なものは人件費の調整、そして需用費682万5,000円で、消耗品費、日置市社会科副読本関係、教職員住宅修繕料。

項2目1学校管理費248万2,000円、主なものは、学校医、歯科医、報酬改定による不足分、一般賃金、吉利小、鶴丸小、伊作田小等の補修修繕料、小学校コピー機リース料委託料。

目2教育振興費56万3,000円、主なものは5小学校図書購入費、ホワイトボードほかの消耗品費。

項3目1学校管理費294万4,000円、主なものは、学校医、歯科医、報酬改定による不足分、5中学校修繕料、伊集院中、中体連参加補助金。

目2教育振興費77万8,000円、主なものは、特殊寄附者による備品購入費、日吉中、中体連参加補助金。

項4目1幼稚園費2万6,000円、主なものは、人件費の調整、土橋幼稚園教諭産休に伴う代替賃金、日置小附属幼稚園3人分謝金の補正。

項5目1社会教育総務費、減額の1,069万4,000円、主なものは社会教

育の九州地区研修大会のための出会報酬、人件費の調整、各種協議会負担金及び補助金であります。

目2公民館費1,165万5,000円、主なものは、自治会会長会、研修会、出会手当、伊集院中央公民館外灯修繕料であります。そして、負担金補助及び交付金1,038万9,000円も含まれ、主なものは猪鹿倉と下神殿集会施設建設補助金のおおの400万円と500万円、そして吹上自治会長研修補助金。

目3図書館費116万6,000円、主なものは、消耗品費、吹上図書館開館までの光熱水費、東市来修繕料。

目4社会教育施設費37万3,000円、主なものは、伊集院文化会館ガス給湯器修繕工事ほか。

項6目1保健体育総務費、減額の1,248万9,000円、主なものは人件費の調整、伊集院地区の妙円寺詣り、駅伝競走、市民運動会の運営、謝金及び弁当代等の食糧費。

目2体育施設費5,231万6,000円、主なものは人件費の調整及び需用費360万1,000円で、伊集院総合運動公園、伊集院体育館管理運営修繕料ほか、管理運営費、そして工事請負費4,000万円も含まれ、この主なものは伊集院まちづくり交付金整備事業交付金決定による補正で、多目的広場、サッカー場、ネット工事ほか、そして東市来総合運動公園敷地土地購入と、同立ち木補償。

目3給食センター費、減額の19万7,000円、主なものは人件費の調整。

48ページ、目2住宅建設費委託料1,419万円のうち、教職員住宅委託料3万円が入っております。

次に、歳入でございます。主なものだけ申し上げます。

15ページ、目6教育費、国庫補助金、ま

ちづくり交付金、健康増進施設1,600万円。

19ページ、目2指定寄附金100万円。

21ページ、目4教育費、一般単独事業債総合運動公園1,780万円。

最後に、一般会計補正予算書の8ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」変更で、社会体育施設整備事業、一般単独事業、伊集院地域限度額「2億4,900万円」を、「2億6,680万円」へ減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、お目通し願います。

このような説明がなされました。

続いて、質疑に入り、質疑と答弁の主なものについて、報告いたします。

まず、1、教育総務課、学校教育課関係、委員より、説明資料31ページ、同じ中体連の大会に参加しているのに、159万7,000円と、47万3,000円と額が違うのはなぜかとの問いに対しまして、参加する人数が違うためであるが、交付要綱に従って、正確に支払うと答弁。

委員より、日置市内に教職員住宅は全部で何戸あるかとの質疑に対しまして、市立学校は全部で、27校あるが、校長、教頭住宅以外にも、指導主事の住宅もあるので、全部で63戸あるとの答弁。

委員より、学校医、薬剤師の謝金はどうなったかとの質疑に対しまして、平成17年度は旧4町で予算計上したが、合併後報酬審議会で、改定して統一したため、伊集院のみ差額を補正した。残り3町は後で補正する予定であるとの答弁。

委員より、日置市社会科副読本について、説明してほしいとの質疑に対しまして、小学3、4年生用として、1,200部作成予定で、3年間使えるが、現在のものは古いので、来年新しくする。議会へも二、三冊、渡せる

との答弁。

委員より、小中学校の消耗品費は、旧4町でどのように配分されているのか。割当があるのか。申請してもらうのかとの質疑に対し、教育委員会が、各地域の予算の配当を行い、教育委員会が学校ごとに規模などを考慮して案分して配分していると答弁。

委員より、説明書54ページ、幼稚園費の賃金58万3,000円の内容と育休と産休について、説明してほしいとの質疑に対しまして、土橋幼稚園教諭の産休に伴う代替賃金で、1日5,500円の106日分である。育休は、本人の要望で3年間、3回、3歳に達するまで申請できる。産休はお産前6週間は申請ベース、産後8週間は必ず与えるべきだが、共済は、補償、給与なしとの答弁。

委員より、幼稚園で免許を持った教諭が休んだ場合の対応はどうしているか。免許を持った補充員を考えるべきではないかとの質疑に対し、急なときは、園長でもある校長か、副園長でもある教頭が対処することが多いが、免許を持った他職員へ兼職辞令を出したこともある。他職員対応しかない状況だが、いい方向に対応できるよう、内部でなお一層よく検討していきたいと答弁。

委員より、説明書の31ページ、幼稚園謝金10万9,000円は、園長、副園長、養護教諭分の補正、日吉とあるがどういう意味か。また園長、副園長の役割は、どうなっているかとの質疑に対し、小学校の校長、教頭、養護教諭がおのおの幼稚園の業務を兼ねているので、おのおの年間5万円、4万4,000円、1万5,000円を支払っているが、日吉分のみ計上漏れがあったので、今回補正した。3名には各種行事の参加、指導、人事管理、お泊まり保育、遠足等、業務の一翼を担ってもらってよく面倒を見てもらっているとの答弁。

委員より、東市来幼稚園は、通園、退園の

送迎サービスがあるが、他地域は、やっていないのかとの質疑に対し、現在は、東市来のみマイクロバスで送迎しており、従来の4地域のやり方を継承して対応しているが、今後は、統一してもよいので、検討が必要であるとの答弁。

2番目、社会教育課、市民スポーツ課関係。

委員より、先般、伊集院中央公民館の自主事業として、小椋佳のコンサートがあったが、結果的に黒字であったか、赤字であったかとの質疑に対し、入場者700人ぐらいで、収入約280万円であったが、プロダクションへ約300万円支払ったので、約20万円の赤字であったとの答弁。

委員より、説明書の32ページ、社会教育総務費、補助金及び交付金20万円は、各4団体、各5万円となっている。今までのおおの町で出ていたが、合計幾らであったか。また、減額となっているようだが、旧4町においていくのかとの質疑に対し、現在も補助金はある。子供会等4団体が市の連絡協議会を立ち上げたので、今後のことを協議してもらうための運営補助金で、話し合いの費用を出すものである。来年はこれまでの補助金も含めるとの答弁。

委員より、説明書の34ページ、費用需用費17万6,000円を説明してほしいとの質疑に対し、弁当代は、今まではなかったが、今回は、一市民のボランティアとして、会の運営に当たる職員に出すことにした。今までは、職員も出勤として取り扱い、振りかえ休日もあったが、今回は、一市民の中の競技役員としての自主参加であり、あくまでもボランティア形式であり、振りかえ休日はないとの答弁。

委員より、伊集院地域では、今まで食糧費は減らすと言っていたが、記載あるのは伊集院の行事のみである。日置市の予算としてほか地域も適用するのかとの質疑に対し、職員

は一市民として参加し、ボランティア形式をとる。各地域の行事大会も市民対象のスタッフとしてのボランティアになるとの答弁。

委員より、各地域の行事については、どうかとの質疑に対し、各地域体育祭、梅マラソン、青松マラソン、妙円寺詣り、せっぺとべ、やぶさめ、かまもと祭り等については、最終的な結論は出てないが、基本的にはボランティア形式になるとの答弁。

委員より、関連して、市民運動会の弁当代は、伊集院のみかとの質疑に対し、ほか3地域は、体育協の予算で措置されているとの答弁。

委員より、職員は、昨年までは公務であったが、ことしはボランティアになるが、これは行政的なことか、個人の自主的意思かとの質疑に対し、職員組合との話し合いもしたが、職員はそのように受け入れたと答弁。

委員より、他市の運動会の職員はどうか。日置市では行政主導か、続くのかとの質疑に対し、郡山、松元は、行政はタッチせず、地域主導である。行く行くは市民の自主的参加が望ましく、地域主導で行けたらと考えている。住民たちでいかに運営できるか、検討してほしいと思うとの答弁。

委員より、今回はボランティア参加だったが、事故に遭った場合の災害補償と団体補償との比較はどうかとの質疑に対し、公務災害補償は1億円、一般団体は500万円であるが、まだどうするか結論は出ていない。公務災害の総合補償でいきたいと答弁。

委員より、説明書の36ページ、土地購入費386万3,000円とあるが、使用目的は何か。東市来総合運動公園に何かつくるのかとの質疑に対しまして、土地開発公社が買収して、登記済みだが、この用地が片ついたので、一般会計で買い戻すだけのことで、使用目的はないとの答弁。

以上で、質疑を終結し、討論に入りました



が、次のような反対討論がありました。

すなわち、公民館自主事業の場合、赤字が出ないようなしないといけない。

職員が運動会にボランティアで参加する場合、事故があったらどうするか、明確でない。

幼稚園教諭の補充予算を組むなど、労働者の働きやすい予算とすべきで、職員の労働条件を市はもっとよく考えてほしい。

以上より、今回の補正予算には、全面的には賛成できないとの反対討論でした。

採決の結果、議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係で、当委員会に属する案件は、3対2の多数決で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

9日の総括質疑でも言ったんですが、8ページにある太平洋戦全国空襲犠牲者慰霊協議会負担金のことは、全然、今、報告中で聞かなかったんですが、10万円、金はそんなに大きくないですけども、今まで私も議員を何年かやっておりますが、こんな負担金ちゅうのは初めて知りましたので、どういうことか。一点だけです。

○議長（宇田 栄君）

総務……、ちょっと待ってください。

○18番（坂口ルリ子さん）

今、総務だけでしょ。全部の総務……。

（「全部の質疑」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

委員長に対する質疑ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

言わなかったから言うといかんの。報告の中にはなかったん。審議されなかったかって

言う。

○総務企画常任副委員長（田丸武人君）

質疑がありました。東市来町だけでことし1回だけのことであるということでした。

○18番（坂口ルリ子さん）

太平洋戦争のこの負担金は、東市来町だけの分でなんですか。日置市全体じゃなくて。そう書いてありますかね、これに。書いてある。東市来町だけと。

どんなことに使う負担金なんでしょうね。私は東市来町の人に聞いて（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。

○総務企画常任副委員長（田丸武人君）

それ以上の審議はしませんでした。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

総務費でしょう。

○議長（宇田 栄君）

全部ですからね。

○18番（坂口ルリ子さん）

3件について。

19ページに県、これも総括質問のとき、9日、ちょっと言ったんですが、県営防災ダム事業負担金が、1億幾らで、市が負担するのが598万円ですか。永吉ダムのことだがとそのとき簡単に答弁がありましたが、その永吉ダムちゅうのは、完成してるのか、して……、私もそこに行っていないので、わかりませんが、その598万円ちゅうのは、そのダムのためにどんなことに使うのか、どんな審議があったか、お答えください。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

吹上のこの永吉ダムは、もう以前に建設されたものでありまして、今回、その事業費の内容、補正については、そういう質問はござ

いませんでした。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。——これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。まず、議案50号に対する反対討論の発言を許可します。自席で結構です。

○18番（坂口ルリ子さん）

今、教育文化の委員長の報告の中にもありましたが、その中で、反対討論をして、6人のうち、3対2、2人の反対で、そういうことが報告されましたが、そのことについて、ちょっと前語りをします。

第3次小泉内閣が発足し、自民圧勝、与党が3分の2を占めたということで、国民の信任を得た、何でも自分の思うとおりになる姿勢に怖さを感じます。

国民の信任を得たというのは、事実と違います。自公の票は、比例で51%、小選挙区で49%。自民圧勝のからくりは、民意をゆがめ、4割台の得票で、7割の議席が取れるという小選挙区制の弊害です。

そこで、教育予算とか、福祉予算が削られ、ことし10月からはまた介護保険も、食費や住宅費、ホテルコストというこんなものが、お年寄りから差し引かれようとしております。

こういうときに、私は、教育の分科会、分科の中で反対討論したことを申し上げます。

まず、職員の勤務です。5番議員が、一般質問でもしておりましたが、幼稚園の教諭の勤務。私も伊集院町議員を2期しながら、こんなことを知らないで、勉強不足だったと反省するわけですが、幼稚園の先生が、自由に遊休休暇が取れないような方向であったということです。

そのかわりに、校長がしたり、教頭が子供の守りをしたり、ときには校長夫人が当たっているというようなことも聞きました。

東市来町などは、いざ休みのときには、幼稚園免許を持った先生が、教育委員会に常駐していて、いつでも代替がきいたと。伊集院町はこんな制度がなかったわけです。ぜひそんなことを、日置市で、公立幼稚園の補充がいつでもきけるようにしてほしい。

それから職員の勤務に関するのですが、全体で620人という職員がいて、その中の30%近くが女性の職員です。女性の職員が、十分休養が取れる部屋があるだろうか。私も日教組で頑張っていて、婦人労働者がいる場合には、休憩室を保証せよと何か運動したことがあります。やはり、婦人労働者が働きやすい、女性の母体の保護のためにも心がけてほしいと思います。

それから、もう一つは、さっきも言いました文化会館の自主事業のことです。私は、自主事業、文化ですから、少しぐらい持ち出しがあってもまあしょうがないと思いますけれども、私は、ここに文化会館の14年度から17年度までの自主事業の赤字状態をもらってきました。

さき委員長はちょっと、小椋佳のコンサートはと言いましたが、20万円ぐらいの赤字と言いましたが、実際は、721人入りまして、委託料は370万円、赤字は164万円でございます。（発言する者あり）何かおかしいですか。

毎年、自主事業を3回やっています。14年度も244万円の赤字、15年度が175万円、16年度が286万円という赤字が出ております。

私は、どこで、だれが、何を、選定するのかわかりませんが、あまり赤字を出さないように。また東市来町にもこんな文化会館ができて、自主事業をするだろうと思いますけれども、財政困難なときに赤字が多い。

自主事業は、少し考え、それからまたそのほかに、やはりこの自主事業には、市職員も

議員も協力すべきではないかと思えます。

すごく入る人数が少ないときがあります。私もほとんど自主事業には協力をしてきたつもりです。そういうことで、やはりこの文化会館の自主事業も反省をすべきじゃないかと思えます。

もう一つ、あと1点です。

学力テストのことです。167万円という全学年学力テストをするように、ことしからなっているようです。

私は、昭和30年代に教員になったわけですが、学力テスト反対の闘争をやりました。学テ闘争、その次が、勤評、先生たちの勤務評定の闘争、何でこんなのをするかと、先輩の先生が言うには、戦争への一里塚だと。こんなことをそのときにずっと闘っていないと、戦争への一里塚に教育が持っていかれるんだということを聞いたのを耳に残っているわけですが、この学力テストというのは、学力が低いからじゃないんです。裏に何がうごめいているか。国の言うとおりに、はいはい、素直な子供を育て、そして、戦争をする国に、憲法を変えてしたときに、子供がそれに従わないと困るので、この間から、教科書選定などももめていましたが、侵略戦争を美化するような教科書がここでは採択されておりません。

全国で、採択率は0.4%、わずか5,000冊だったそうです。だけど、また、ことしはこれでもう4年経ったらまた、どんな教科書を採択せいと云ってくるか、不安です。

この学力テストが、昔へ帰る。年輩の方は、石川達三という作者がいますが、この人が「人間の壁」という小説を書いております。映画にもなりました。これを見たら本当に学力テストの裏にうごめく財界や、権力の怖さを感じます。

だから、この学力テストにもこんな予算が組まれても、文部科学省が決めても、反対運

動さえなくなったことが、すごく悲しいです。

昔は、学力テスト反対、勤評反対、いろいろなことがありましたけれども、今、日本教職員組合は、何をやって、どうなってるのか。本当に私たちは、教え子を再び戦場に送らないで、頑張ってきたことが悲しくなりますが、その1、2、3点について、反対をいたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論はございませんか。

○16番（池満 渉君）

反対の理由を、大変詳しく述べていただきました。おっしゃるとおりの部分もございしますが、実は、精神的には、あまりにも個人の尊重、個の尊重、そして平等主義といったようなものが、現在の勝手主義というような社会の現象を生んでいるような気がいたします。

公共の福祉を優先すると、団体としてみんなで、個人を少し抑えながらも、頑張っていくんだと、そんな社会をつくるという風土もいま一つまた取り返さなければ、ふるさと、この国がだめになっていくような気がしております。

この補正予算に関しましても、今回の補正は、平成17年度については、16年度から決めた、いわゆる持ち寄りの予算でやっていくということでありますし、また、各委員長の説明にもございましたが、国、あるいは関係のところからの事業費の確定、あるいは事業の確定といったようなところでの補正の内容でございます。

そして、台風14号の前の8月21日の早朝の豪雨、それによる災害復旧関係の予算がほぼ全体を占めておりまして、大変厳しい中ではございますけれども、最低限、やらなければならないというような内容でございますので、この補正予算に関しては、賛成といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第50号平成17年度日置市一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩とします。次の会議を11時30分といたします。

午前11時17分休憩

午前11時30分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第5 議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま、議題となりました議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当委員会は、全員出席のもと、去る9月

13日に開催し、執行部の出席を求め、審査いたしました。

本案は、歳入歳出それぞれ、8,385万3,000円を追加し、総額55億564万2,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、老人保健医療費拠出金の負担金3,232万3,000円、療養給付費交付金返納金3,995万4,000円は、退職者医療費の分であり、国庫支出金精算返納金1,096万8,000円は、一般者療養費の分である。

歳入においては、保険給付準備基金繰入金6,835万1,000円であり、基金の残額は、2億7,784万9,000円であるとの説明でありました。

一委員より、老人保健医療費拠出金負担金の分で、吹上支所の計上はないのかとの質疑に対し、吹上支所分は、事務手続上、9月補正に対応できず、12月補正計上の予定であるとの答弁でありましたが、委員より、係数上、一括計上すべきであり、今後、慎まれない。また基金積立金についても必要額の3分の1もない状況にあり、今後とも医療費適性化に向け、健康づくり等にさらなる努力をされたいとの意見がありました。

以上で、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第51号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第51号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

△日程第6 議案第52号平成17年度  
日置市特別養護老人ホーム  
事業特別会計補正予算（第  
1号）

**○議長（宇田 栄君）**

日程第6、議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

**○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）**

ただいま議題となりました議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

当委員会は、全員出席のもと、去る9月13日に開催し、執行部の出席を求め、審査いたしました。

本案は、歳入歳出それぞれ793万9,000円を減額し、総額3億1,110万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、人件費にかかわる総務費への一般管理費への一本化のための減額分であり、歳入については、施設介護サービス収入分の訂正がありまして、4月より管理栄養士から栄養士への人事異動による1年分

あり、その分が584万円と、本年10月より介護保険改正により、入園者の食事代と介護サービスの中の居住費が本人負担となり、本人負担を緩和するため、227万5,000円の減額分であるとの説明でありました。

一委員より、介護サービス収入の減額になるとサービス低下や、個人負担等はどうなるのかとの質疑に対し、今後、地区福祉施設協議会において、サービス面、個人負担等について、十分協議していくとの答弁。

一委員より、生活困窮者への対策はどの質疑に対し、生活保護受給者や、福祉年金受給者等は、負担免除、また減額の制度があるとの答弁でありました。

以上で、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第52号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員

長報告のとおり、可決されました。

---

△日程第7 議案第53号平成17年度  
日置市公共下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月の14日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された補正予算は、歳入歳出それぞれ129万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,332万5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を減額し、基金繰入金を増額しております。

歳出で、主なものは、下水道整備費の職員手当等や、共済費などの人件費の減額であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

基金の繰入金を16万円繰り入れるが、基金の総額と適正基金はどれぐらいを目標にしているかとの問いに、下水道事業においては、予算外の修繕費があった場合を考えると、1億円前後は必要と考えられる。基金の状況は、16年度末で、1億1,349万6,000円で、17年度の予定が、1,745万2,000円を取り崩す予定であ

り、残金が、9,600万円弱になるとの答弁。

以上で、質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第53号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第54号平成17年度  
日置市国民宿舎事業特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第54号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告

を求めます。

〔総務企画常任副委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任副委員長（田丸武人君）

委員長にかわり、副委員長がご報告申し上げます。

ただいま議題となっております議案第54号平成17年度国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）の総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9月13日に、委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

本案は、現行の予算額に、歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,448万円にしようとして提案されたものであります。

歳入では、款経営収入、項事業収入、目物品売り上げ収入の食事料を31万8,000円を増額し、歳出では、款経営費、項管理費、目総務管理費31万8,000円を増額するもので、職員手当41万7,000円を増額し、共済費を9万9,000円減額補正するものであります。

質疑に入り、夏休みシーズンの状況はどうであったかの質疑に対し、8月までの実績で、昨年と比較して594万円の増となっている。結婚式が8月までに2件あったためなども含まれますとの答弁でございました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第54号平成17年度国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任副委員長（田丸武人君）

委員長にかわり、副委員長がご報告申し上げます。

ただいま議題となっております議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の総務企画常任委員会における審

査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日、本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9月13日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

本案は、現行の予算額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,947万8,000円にしようと提案されたものであります。

歳入では、款事業収入、項営業収入、目利用収入、節食事料65万3,000円減額し、歳出では、款事業費営業費、項事業運営費、目事業運営費、節給料13万8,000円減額し、職員手当等7万7,000円増額、共済費59万2,000円を減額補正するものであります。

質疑に入り、夏休みシーズンまでの状況はどうであったかの質疑に対し、4月から8月まで昨年と比較して、730万円の減。選挙があれば、宴会など落ちると聞いているとの答弁でございました。

次に、老朽化している客離れの理由になっているかの問いに、吹上砂丘荘は、3年前にリニューアルを行った。老朽化の影響はあるかもしれないとの答弁。

次に、所管事務調査を行ったが、それを踏まえ2点質問する。1点目は、調理場の雨漏りがする。食中毒のおそれがある。2点目は、污水处理がうまく機能していない。水産関係において、マイナスイメージの風評被害も出てくるおそれがあるのでは。修繕対策についてどう考えているかの問いに、修繕を行っているが、部分部分で、全体改修はできない状況である。雨漏りは、ことしも修繕を行う。污水处理についてもことし年度の修繕を行っていくとの答弁。

ダメージを受ける前に、早急に処理した方

がよいのではないかと、対策と方針をはっきりさせた方がよいのではないかと問いに、指定管理者制度の適用がない場合は、その先を考えないといけない。運営協議会などをつくって、今後運営を協議しなければならないと思っているとの答弁。

宿舍の特別会計と、保養センターの特別会計の款項の名称が違うが、将来、統一すべきではないかの問いに、これまで違っていた。来年度の当初予算まで統一していきたいとの答弁でございました。

以上で、多くの質問がありましたけれども、質疑を終結し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号平成17年度の日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算



(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(宇田 栄君)

日程第10、議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長松尾公裕君登壇]

○産業建設常任委員長(松尾公裕君)

ただいま議題となっております議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月14日、委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正は、歳出の職員手当、共済費が減額され、予備費に追加増とするものであり、予算総額は歳入歳出変更なしであります。

以上、課長の説明で了承し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(宇田 栄君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(宇田 栄君)

日程第11、議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長松尾公裕君登壇]

○産業建設常任委員長(松尾公裕君)

ただいま議題となっております議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月14日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正は、人件費の減により33万7,000円を減額し、収益的収入、収益的支出をそれぞれ4億7,002万1,000円とするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

石綿管はみんなが敏感になっているが、今後の改修計画はとの問いに、厚生省の方から

も、アスベスト管の中を通っている飲料水については、健康被害はないと、WHOの世界保健機構が公表しておるとのことです。

しかし、安心・安全な建前から、できるだけ早く、配管がえを済ませたいと思っている。今年度は伊集院地区の200メートルを改修したいとの答弁。

以上で、質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第57号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12 認定第1号平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第2号平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第3号平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第4号平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第5号平成16年度東市来町水道事業会計決算認定について

△日程第17 認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第8号平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第10号平成16年

	度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について		出決算認定について
△日程第22	認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第32	認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第23	認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について	△日程第33	認定第22号平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第24	認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について	△日程第34	認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第25	認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第35	認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第26	認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第36	認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第27	認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第37	認定第26号平成16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第28	認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第38	認定第27号平成16年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
△日程第29	認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	△日程第39	認定第28号平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
△日程第30	認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について	△日程第40	認定第29号平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について
△日程第31	認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳	△日程第41	認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入

歳出決算認定について  
 △日程第42 認定第31号平成17年  
 度東市来町国民健康保険  
 事業特別会計歳入歳出決  
 算認定について  
 △日程第43 認定第32号平成17年  
 度東市来町老人保健医療  
 特別会計歳入歳出決算認  
 定について  
 △日程第44 認定第33号平成17年  
 度東市来町国民保養セン  
 ター及び老人休養ホーム  
 事業特別会計歳入歳出決  
 算認定について  
 △日程第45 認定第34号平成17年  
 度東市来町水道事業会計  
 決算認定について  
 △日程第46 認定第35号平成17年  
 度伊集院町一般会計歳入  
 歳出決算認定について  
 △日程第47 認定第36号平成17年  
 度伊集院町国民健康保険  
 特別会計歳入歳出決算認  
 定について  
 △日程第48 認定第37号平成17年  
 度伊集院町飲料水供給施  
 設特別会計歳入歳出決算  
 認定について  
 △日程第49 認定第38号平成17年  
 度伊集院町公共下水道事  
 業特別会計歳入歳出決算  
 認定について  
 △日程第50 認定第39号平成17年  
 度伊集院町住宅新築資金  
 等貸付事業特別会計歳入  
 歳出決算認定について  
 △日程第51 認定第40号平成17年  
 度伊集院町老人保健医療  
 特別会計歳入歳出決算認

定について  
 △日程第52 認定第41号平成17年  
 度伊集院町水道事業会計  
 決算認定について  
 △日程第53 認定第42号平成17年  
 度日吉町一般会計歳入歳  
 出決算認定について  
 △日程第54 認定第43号平成17年  
 度日吉町国民健康保険事  
 業特別会計歳入歳出決算  
 認定について  
 △日程第55 認定第44号平成17年  
 度日吉町老人保健医療特  
 別会計歳入歳出決算認定  
 について  
 △日程第56 認定第45号平成17年  
 度日吉町簡易水道事業特  
 別会計歳入歳出認定につ  
 いて  
 △日程第57 認定第46号平成17年  
 度日吉町住宅新築資金等  
 貸付事業特別会計歳入歳  
 出決算認定について  
 △日程第58 認定第47号平成17年  
 度日吉町特別養護老人  
 ホーム事業特別会計歳入  
 歳出決算認定について  
 △日程第59 認定第48号平成17年  
 度日吉町立国民健康保険  
 病院事業会計決算認定に  
 ついて  
 △日程第60 認定第49号平成17年  
 度吹上町一般会計歳入歳  
 出決算認定について  
 △日程第61 認定第50号平成17年  
 度吹上町国民健康保険特  
 別会計歳入歳出決算認定  
 について  
 △日程第62 認定第51号平成17年

度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第63 認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第64 認定第53号平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第65 認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第66 認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第67 認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第68 認定第57号平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、認定第1号から、日程第68、認定第57号までの57件を一括議題とし、これから総括質疑を行います。

まず、日程第12、認定第1号から、日程第16、認定第5号までの5件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第17、認定第6号から、日程第23、認定12号までの7件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第24、認定第13号から、日程第30、認定第19号までの7件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第31、認定第20号から、日程第38、認定第27号までの8件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第39、認定第28号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第40、認定第29号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第41、認定第30号から、日程第45、認定第34号までの5件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第46、認定第35号から、日程第52、認定第41号までの7件について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第53、認定第42号から、日程第59号、認定第48号までの7件について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第60、認定第49号から、日程第67、認定第56号までの8件について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第68、認定第57号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで、総括質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第57号までについては、14人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、14人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、鳩野哲盛君、西峯尚平君、地頭所貞視君、松尾公裕君、長野瑳や子さん、梶康博君、田丸武人君、西蘭典子さん、田畑純二君、漆島政人君、轟園秋男君、田代吉勝君、花木千鶴さん、出水賢太郎君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員は、指名のとおり、選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さん方は応接室のお集まりをいただきます。

午後1時04分休憩

午後1時08分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に地頭所貞視君、副委員長に田丸武人君が互選された旨、報告がありましたので、お知らせします。

△日程第69 議案第58号上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第69、議案第58号上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第58号は上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてであります。

上市来中学校屋内運動場建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

それではただいま議題となりました議案第58号上市来中学校屋内運動場の建設工事請負契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

この上市来中学校の屋内運動場は、昭和40年3月に建設をされておりまして、建築後40年を経過しておりますので、老朽化しており、今回建設するものでありまして、今回、計画いたしております屋内運動場は、鉄筋コンクリートづくりの建物面積931平米であります。

施設の内容等につきましては、バレーボー

ルコート2面、バスケットボールコート練習用2面、バトミントンコート2面、剣道4面というそういう施設を一応考えております。

これまで体育館が狭かったために、今度は非常に部活が盛んでありますので、大いに使用できるのではないかなとそういうことを考えておるところでございます。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○13番（田畑純二君）**

3点ほど、質問いたします。

入札に参加した14社の名前は、公表書の方に載っとるんですけども、この参考までに本社の所在地はそれぞれどこにあるか、知らせていただけたらと思います。

それと、工期が、176日間となっているんですけども、今の時点で、いつ着工して、いつごろ完成して、いつごろから使用可能になるのか。今の段階ではあくまでも予定だと思っておりますけど、その予定をお知らせください。

それから、今、問題になってますアスベストは当然、使われたい、どこにも使用する予定はないとは思いますが、その点、再確認。この3点、答弁願います。

**○教育次長（満尾利親君）**

まず、質問の1点目の入札に参加した業者の所在地なんですけども、これにつきましては、14社、入札に参加をいただいておりますが、これ、具体的にこの所在地を持っておりませんので、後ほどお届けをいたしたいと思っております。

それから、工期の件でございますけども、この議決後、3月の28日を一応、予定をいたしておるところでございます。

それからアスベストの件でございますけれども、今回、建設をいたします屋内運動場に

つきましては、アスベストは使用しておりません。

以上です。

**○13番（田畑純二君）**

この今、答弁いただいたんですけども、本社所在地については、後持ってまたお知らせください。

どういうところが、この東市来にやってるか、非常に重要だと思いますので、お願いします。

それから3月28日で、今、日にちが出たんですけど、この3月28日は、どういう日にちで、いつごろ完成予定で、いつごろから使用できるのか、その方をもう一回、明確に、予定ですけども、どういうふうに考えておられるか。今の3月28日という答弁だけでは、不十分ですので、そこら辺を確認してください。

**○教育次長（満尾利親君）**

工期的には3月28日でございますが、使用につきましては、検査をいたした後、早急に新年度から使用ができるような状況で、やりたいと思っておりますけども、そういう完成の検査の期間もありますので、いつから使用という具体的なことは申し上げられませんが、そのような方向で努力をしたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑はありますか。

**○22番（重水富夫君）**

今回、入札が行われたわけですが、この入札のことで、設計価格です。と、予定価格、これは当然、事前公表されたと思うんですが、その価格、それと、予定価格に対して、落札価格、率ですね。多分、80ちょっとパーセントだとは思いますが、予定が幾らだったのでしょうか。

この結果を見て、業者の方も、大分、勉強されたと思うんですが、非常に安く出てきたような気もいたします。

市長の考えを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

詳細の設計、それには担当課長に答弁させますけど、今回のいろんな事件の中におきまして、事前公表もいたしまして、今回のこの屋内の運動場の入札になったというふう感じておりまして、落札率につきましても、大変、妥当な額の中で、落札をしたというふうに思っております。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

予定価格が……、とりあえず予定価格が、2億1,997万5,000円でございます。（「もう1回言ってください」と呼ぶ者あり）2億1,997万5,000円でございます。

落札率が80.66%でございます。80.66でございます。（「設計価格は」と呼ぶ者あり）設計価格はわかりません。（発言する者あり）

設計価格については、後ほどお答えいたします。

**○22番（重水富夫君）**

今、80.66でしょうか、パーセントということで非常に市としては、約4,000万円ぐらいでしょうか、安くて契約ができるということで、財政上は、大変、ありがたいことだとは思いますが、あまりにも安すぎるというわけじゃないんですが、設計価格、予定価格と開きがあるということで、工事の中で、いろいろと不都合がありそうな気がします。

それについて、市長、もう一回、そこ辺を大事に踏まえながら、今後、どうされるか、一言ご答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

この入札に当たりましては、それぞれ明細書を、それぞれの業者の方から出させていたでいております。それに相当するです。

そういう中におきまして、その業者の方が、

この価格で仕事ができるという形で、落札したと思っております。

その中におきまして、今後、やはりこの検査、検査につきましては、私ども、職員の方におきまして、中間検査を含めまして、検査を何回もやって、適切に材料、いろんなものが使われているか、そういうことをやっていきたいというように思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○14番（西園典子さん）**

私は、解体に対しまして、お尋ねしたいと思います。

この契約書の中の6番、解体工事に要する費用など、別紙のとおりというふうに載っておりますけれど、別紙というのはどこに載っているのでしょうか。

金額が幾らであったのか。また、解体がどのような体制でなされたか。そのことをお尋ねします。

**○教育次長（満尾利親君）**

この契約書の解体工事に要する費用でございますけども、工事の着手に当たりましては、これまで解体された部分に、セメントだとか、あるいは木屑の残りとか、あるいは今回、新築する位置が少し、前の位置と違っておりますので、そこに舗装がしてあったとか、あるいはU字溝がありますので、そういった部分の資材の廃棄処分だとか、あるいは基礎を打つときに、セメントを流したときのそういう資材が残りますので、その資材の廃棄をするための費用でございまして、金額は13万6,500円という金額でございます。

なお、この別紙というのが載ってないということですが、別紙につきましては、後ほどまたお届けをしたいと思います。

**○14番（西園典子さん）**

附属的な工事というふうを受けとめたわけですが、この屋内体育館が前あったわけですが、



よね。その解体に関しては、どうだったのでしょうか。その金額がこれでは少ないんですよ。そこをお尋ねします。

○財政管財課長（福田秀一君）

屋内運動場の解体工事の件でございますが、本体の工事は、別途発注して、もう工事を終わっておりますが、1,680万円で落札をされております。

○14番（西菌典子さん）

先ほどから、アスベストの問題が上がっております。今度、つくる体育館には、もちろんアスベストは使わないということでございますけれど、今まで、ちょうどつくられたのが、昭和40年、ちょうどアスベストが公害的なそういう問題よりも、利便性が多い時期、利便性が言われていた時期の工事、つくられたものだという、建築されたものだというふうに私は解釈いたします。

そうしたときに、アスベストの、吹きつけアスベストに関しましては、工事、調べられたというお答えが前、あったと思います。

しかし、アスベストを含む建材というものがたくさん含まれて、多くその時代にあったわけですが、そういうのがどのようなふうな解体に、そういうことを考慮して、解体をなさったかどうかということをお尋ねいたします。

そしてそれが、そのために絶対大丈夫だったというふうなお答えがあればいいわけですが、その辺をどう思われるかをお尋ねします。よろしく申し上げます。

○教育次長（満尾利親君）

前の上市来中学校のその解体工事のアスベストの建材のことですけれども、私もは、吹きつけアスベストについては、なかったと思っておりますが、その建材のことについても、使用はされていなかったとそのように思っているわけでありまして、既にこの解体工事は終わって、処理をされておりますので、そう

いうふうにして私の方、思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○25番（谷口正行君）

まず伺っておきますが、今回、この後の伊集院ドームと、今回、大型の建築工事の請負契約が、2件出されたわけでありましたが、これに関して、これまで市当局として、何らの談合情報は聞こえてないのか。そういったことはなかったかというようなこと。

それと今回の業者、それぞれ過去の公共事業の受注に対して、不正なことがなされた業者は指名業者には入っていないかということ、これまず、伺いたいと思います。

○財政管財課長（福田秀一君）

談合情報は一切、聞いておりません。

それからそういう不正がまああったところは、指名委員会の中で、審議の中で、除外していきますので、今回のこの中には含まれておりません。

○25番（谷口正行君）

入っていないわけですね。

今回の入札でありますから、例のこの談合事件の後でもありますから、公明正大な入札がなされたのかなと思っております。

基本的に、このような公共事業に対しては、やはりその事業にかかわるすべての職員というものが、常に厳正公平な態度で対応しなければならないとこのように思っておりますが、しかしこれまでのことを振り返りますと、一部職員においては、公務員、公僕としての意識が欠けておられる方もいたのかなと、このように思います。

私は、今回のことです、伊集院だけのことでなく、幾らかは各地域においても、それなりの傾向があったのではないかと、思っております。

こういった公共事業は、本当、常にその行政と業者間とのトラブルが絶えないわけであ

りますが、その原因、これはもういつもその行政側とのなれ合い、癒着によって、起きていたということが、これはもう多いということでもあります。

そこで、確認をさしていただきたいと思えます。

上市来中体育館は、隣町の業者、後の伊集院ドームにしましては、大手の業者、飛島がありますが、これまでの本当、過去において、こういった入札、あれこれに対して、職員と業者間との疑いを持たれるような、なれ合いの癒着は起きてなかったかということを確認しておきます。

#### ○市長（宮路高光君）

今のご質問の中で、この業者との職員のなれ合いということでございますけど、今回、いろんな事件も起こりまして、そういう私は、今回のこの業者を含めました中で、職員のなれ合いはなかったというふうに思っております。

#### ○25番（谷口正行君）

市長、こういったうわさがございます。

日置市のある地域で、大型の公共事業を請け負った業者と、その町の職員が一緒にゴルフに行ったり、飲みに行ったり、あるいはまた福岡、そういった方面にスポーツ、あるいはそういった野球の観戦に行ったりしてるといようなうわさがございます。

単なるこのうわさではないかということですが、でもこの単なるうわさ、ほっといていいものか。

このようなことをこれまでほっといたから、今回のような事件に発展したと、私はこのように思っております。

このことも、事実とすれば、私は、大変なことで、何を考えているんだと思ったりもいたします。まさにこれは公務員としての感覚が麻痺していると。職員は、職員全体の不名誉となるようなことをしてはならないと。職

員はみずから襟を正して、住民の模範でなければならないと、こういうようなことが決まっております。

一般的なつき合いだったとしても、これは職員としての立場というものを考えれば、完全にこの常識を外れていると思っております。緊張感のない、全くこのあるまじき行為であると思っております。

これが事実とすれば、公務の遂行、あるいはほかの職員にも大きな影響を与えていると思っております。

私は、これが単なるうわさであればということ信じたいわけですが、昔からでも火の気のないところにうわさは立たないといようなことも言われております。

今後、このことは議会も特別委員会ができましたので、徹底して調査していかねばならないだろうといようなことも思っておりますが、でもこの日置市、今回、本当、こういったことでたたかれたわけですが、何かそこにはいまいち、いっだましがいっちょらんといふような気もいたします。

市長は、今回のことを教訓にこの地域のすみずみまで、職員の指導が徹底してなされたら、このように思っておりますけれども、二度と住民から批判を受け、まちの信用を失ってはならないといようなことを思っておりますが、市長は今回を含め、また今後の、これからの公共事業に対しても、絶対にこの不正はないものと、あるいはまた起こらないものという自信を持っておられるかを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

職員の指導に当たりまして、この際、再発防止という中におきまして、議会の方も特別委員会をつくられますし、私どもみずから職員におきます公務員としての倫理観、このことにつきましての指導を今から今後も、徹底してやっていきたいというふうに思っています。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

まず、3点お尋ねいたします。

今回は、建物だけだろうと思いますけども、今後、備品として、どのような備品が考えられるのか。それから台風及び安全性についてです。今後、地域の皆さん方の避難所という建物ということも考えられるんじゃないかなという気がいたします。

そこで、災害等に対しての避難所としての対応ができるのか。その辺の強度です、について、どのようなお考えで設計をされているのか。それと、もう1点、現在の生徒数と今後の同校の生徒の推移はどういうふうになるのか、まず3点お尋ねいたします。

○教育次長（満尾利親君）

まず1点目の備品のことでございますけれども、放送設備一式、それからバスケットだとか、あるいはバレーボールのコートの支柱、そういうものを備品として考えております。

それから、災害への避難場所になるような施設ということでございますが、私どものそういうことを考えて、災害とかそういう災害があった場合には、避難場所として使える施設というふうに思っております。

それから3番目のこの児童数の推移でございますが、現在、42名ですけども、大体、ここ三、四年は、40人前後で推移していくということ、私どもは思っております。

以上です。

○27番（佐藤彰矩君）

備品については、今回の中では入っていないという理解でいいですね。

それと、助成ですけども、台風とか大雨、高台にありますので、非常にあの辺については、86水害でも被害の出た地域でございますし、そういうものを考えて、十分、対応ができるような形にしてほしいという気もいたします。

それと、今工事の、工事の場合です。変更が多々出てくるんですけども、今回の場合、今後、変更というものは、出てこないということ、理解していいでしょうか。

それです、市長にお尋ねしますけども、今回、指名業者がこれだけの指名をされたわけですけども、指名業者への通知の方法はどのような形で通知されたのか。その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

担当課長の方にちょっと説明させます。

○財政管財課長（福田秀一君）

指名通知の方は、事業主管課の方から業者の方へ指名通知を郵送いたします。

○教育次長（満尾利親君）

この建設工事の変更のことでございますけれども、現在のところは、変更はないと思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

予定価格から落札価格がこう変更になりますと、ただ変更という形で後々工事が、変更が出てくる工事が多々今まで多かったですけども、一応、今のところということで、ないという理解していいですかね。

それから、指名業者への通知の方法ですけども、その指名に対する個々の事務所に、一応、通知されたということでいいですか。

今までは、伊集院町の場合は、廊下のところに一覧表で、業者が見たということで、印鑑を押すような形の、ああいう一覧表、だれが見ても、指名業者はわかるような方法で、通知をされていたんですけども、今回は、ああいう方法じゃなくて、どこが指名に入っているか、わからんという形で、一応そういう通知をされたということで、理解していいですか。

○財政管財課長（福田秀一君）

今、議員のおっしゃるのは、設計図書の見覧の件じゃなかろうかと思っておりますけれども、

閲覧の仕方もまあ変えました。今までは、あそこに名簿を備えておりました、閲覧が済んだところは、そこに記入していただいておりますけれども、その閲覧が終わったという書類も、一応、個々に閲覧申請書を送りまして、閲覧が終わったところはまたそれを個々に、役所の方に届けてもらうようにしております。

それと指名通知は、もう以前から、業者ごとに、各業者の方に、通知をいたしております。

**○27番（佐藤彰矩君）**

閲覧の方で、指名業者も資料は個々に送っても、閲覧のところで指名業者の一覧表がわかるわけですので、ああいうことになると、それぞれまた変なうわさも出ますので、閲覧から、通知から、個々でやっていただくような形で、一応今後は、気をつけて、談合防止というものを極力、気をつけていただくようにすべきだと思いますけども、そういうことで再度答弁を求めて終わります。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

閲覧の方法も、閲覧会場に、もう業者の一覧は置いておりませんので、そこを変えたということでございます。

以前は、あそこに一応、名簿一覧表を置いて、そこで閲覧をしたかどうかの確認をしておりましたけれども、今、それをもうそれぞれの業者の方に送っております。

だから、あの閲覧会場で、どの業者が指名に入っているというのは、わからないということでございます。

それから、先ほど田畑議員の質問の中、質疑の中でありました（「重水議員です、設計からです」と呼ぶ者あり）いや、まずあの本社の位置でございます。

1番の本田建設が市来町、それから3番の川崎産業が串木野市、それと4番の東建設と14番の重留建設が日置市、残りはすべて鹿

児島市でございます。

それから重水議員のご質問でございます設計額は、2億2,000万円ちょうどでございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○17番（梶 康博君）**

1点だけ、この配置図の関係で質疑をしたいと思います。

配置図から見ますと、校門を挟んでの校舎との建設ということになっているためであるのか、この雨天降天時のこの渡り廊下についての考え方はないのか、伺います。

**○教育次長（満尾利親君）**

この屋内体育館からこの教室等への渡り廊下の件でございますけれども、ここの入り口から入ってくる車等のことを考えまして、現在のところは、渡り廊下のことは考えておりません。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第58号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について、可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、議案第58号上市来中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結については、可決されました。

△日程第70 議案第59号まちづくり  
交付金事業（仮称）伊集  
院ドーム新築工事請負契  
約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第70、議案第59号まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドーム新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、まちづくり交付金事業伊集院ドーム新築工事請負契約の締結についてであります。まちづくり交付金事業伊集院ドーム新築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

議案第59号まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドームの新築工事請負契約の締結につきましたの補足の説明をいたします。

このまちづくり交付金事業の伊集院ドームの建設でございますが、伊集院町の、旧伊集院町が進めておりました総合運動公園内の、ちょうど陸上競技場の西側といいますか、そこにつくるものでございまして、鉄筋コンクリートづくりの1階でございます。

用途といたしましては、屋内運動場ということでございます。

建物の広さですけれども、縦が56.8メートル、横が63.7メートルの最高の高さが17.868メートルということでございます。

建築面積でございますけれども、3,680.92平方メートルと。工期につきましては、議会の議決後、平成18年の7月の28日を予定をいたしております。

なおこの年度別の事業費でございますけれども、平成17年度に3億4,000万円、平成18年度に3億3,000万円ということで、計6億7,000万円の2年の継続事業というものでございます。

それから施設の内容でございますけれども、競技場といたしましては、テニスコート3面、ゲートボール場4面とか、全天候性の50メートル走が3レーンできる予定です。

それから走り幅跳びが1レーン、30メートル。そのほかの野球、ソフトボール等の練習場、投球練習場等やフットサルコートが2面、さらに遠的の弓道の使用もできるというものでございます。

競技場のほかに、会議室が54平方メートル、管理人室が20平方メートルというものでございまして、そういう建物でございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

先ほど、上市来中学校の屋内運動場、建築工事の契約が今、議決をされました。予定価格が2億2,000万円、落札価格が1億7,745万円、落札率が80.66%ということでしたけれども、今回のこの伊集院ドームの件についてでございますが、この予定価格は幾らだったでしょうか。

それから落札率です。それに対しての率というのは、計算すりゃわかりますが、幾らで

しょうか。

そして、飛島建設が5億1,600万円、最高の安藤建設、浅沼組ですか、ここが5億2,800万円と、19社の中で、1,200万円の差しかございません。

もちろん、しっかりと積算をしていけばそういうことになるんだということになるかもしれませんが、どうもまさにお話し合いがあったんじゃないかと言えるような、感じもしないでもありませんが、そこら辺の事実、一社一社、それぞれに確認をしたらないという答えが、当然出てくると思いますが、そこ辺の事実はいかがだったでしょうか、お尋ねをいたします。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

予定価格が5億5,471万5,000円でございます。（「もう一回」と呼ぶ者あり）5億5,471万5,000円です。落札率が97.67%でございます。

それから業者から聞き取りをしたか、どうかということでございますが、業者の方から特に聞き取りはいたしておりません。

**○議長（宇田 栄君）**

いいですか、池満議員。

**○16番（池満 渉君）**

97.67%ということで、予定価格に率が近いからというか、割合が高いから、あるいは低いからということで、談合が確認されるかどうかは、これは私もわかりませんが、もちろん、しっかり、注視をしていきたいと思っております。

この建築、建物の内容ですが、かなり大規模な、いわゆる屋内運動場、運動するためには、雨が降ってもすべてができるというような感じがいたしますけれども、規模は全然違いますが、既にあの場所には、屋内のゲートボール場もございます。また、テニスもできるはずであります。そういった既存の施設との整合性と申しますか、これまでの施設の

利用方法などは、いかがお考えか質問いたします。

それから、これらの建築に関しての要望と申しますか、市民からの要望というのはどういったようなところから、まあ来たのか。しっかりと運動公園の整備の中で、位置づけをされていたんだろうと思いますが、こういったようなことの必要性が、住民の中から本当に、十分あったのかという気もいたしますけれども、現在の施設との整合性、あるいは近くにゆすいんもございますが、ゆすいんの利用促進、総合利用というようなことも図られるだろうという気もいたしますけれども、この規模からして、現在の施設との整合性などについて、市長の感想をお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

特に、今回のこの施設の規模でございますけど、特に、ゆすいんの利用というのが、合宿を主体的な利用でございます。その中におきまして、雨天時の大変、今まで苦慮したと。特に、合宿を10日間、冬場を含めた中で、雪、雨におきまして、こちらに来てもそれぞれの練習ができないというのが、大きな課題でもございまして、そのような要望もたくさん受けたまわっております。

特に、今回におきまして、特に私どもちゅうか、あそこの施設におきましては、特に陸上競技場をメインとしておりますけど、基本的にこの来られた合宿をする方々が、雨天時にせっかくここに来るけど、そういう施設がないと、今後のいろんなことにおきましても、二の足を踏むと、そういう声もお聞きしておりました。

また今、既存のございますテニスコート、またふれあいセンター、この機能と中身が重複する部分も若干はございます。

その中におきまして、特に今回の場合は、野球の合宿場を含めた陸上競技場を含めまし

たそういうものが主体的になってきますし、特に今、フットボールという、フットサルですか、フットサルという大変新しいニューススポーツが盛んでございますけど、こういうものもやっていきたいという一つの地域のご要望もございました。

そういうことを含めまして、うまく既存の施設と、今回できるものと整合性を図りながら、また特に利用者の皆様方にもおきまして、特に合宿等をした場合につきましては、地域住民の皆様方が、せっかくの施設を使えないとかいう声もございますので、そういうふれあいセンターを含めたそういう配置を、今回の中で地域の住民の皆様方も、また合宿を来てくださる方々も、利用ができるような配置で解消できるんじゃないかな、そのような気持ちを持っております。

#### ○16番（池満 渉君）

この一つ、お伺いをいたします。最後でございますが、財源内訳でございますが、この5億円、あるいは総経費、6億円ぐらいそれぞれなるんでしょうけれども、工事が、単年度でももちろん、終わらないわけではありますが、大変厳しい中で、一般質問でも私、言いましたけれども、厳しい中での運営ということの大変さはありますけれども、財源の内訳をお伺いをして終わります。

#### ○教育次長（満尾利親君）

財源の内訳でございますけれども、平成17年度におきましては、国庫補助金が1億7,900万円、それから起債を2億6,680万円、一般財源が8,920万円、合計で5億3,500万円ということでございます。

これは先ほど申しますように、17年度と18年度ということでございますので、17年度の3億4,000万円を支払いをして、残りの額につきましては、平成18年度で支払いをすると、そういうことでござい

ます。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

この入札に参加して指名参加者が19社ですけれども、この先ほどと同じように、この本社はどこにあるのか。参考までに、いろんなことを考えられますんで。

それと、今まで教育次長の方でも説明があったんですけど、累計のころの総評が6億7,000万円、駐車場とか土地の整備とか、いろいろ含めて、いわゆるこの仮称・伊集院ドームの新築工事に、伊集院ドームを作成するに当たっての総費用は6億7,000万円と考えていいのかどうか。

それと市長にお伺いしますけれども、この活用方法については、今、池満議員の方の質問に答えられたんですけど、それとも関連するんですけど、せっかくつくったこの伊集院ドームを、今度は今までは、伊集院町を主体だったと思うんですけども、日置市の非常に貴重な財産となっていくと。だから、日置市のみならず、鹿児島県、あるいは日本全国から、今、言われたように、そういう合宿なり、いろんな利用法をしていただきたい。していかんといかんと。

日置市をPRする意味でも非常に有意義なちゅうか、非常に貴重な財産になるんじゃないかというふうに思われます。

だから、全国に向けて、日置市を発信する一手段としても、非常にいいんじゃないかと思えますんで、そこら辺も全国民に向け、全鹿児島県に向けて、PR、そういう活用方法をどういうふうにしていかれるか、お聞かせください。

以上です。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、今まで使ってもらいました皆様方には、この施設の概況をきちっとPRしてい

たいと。

今回、今までの経過の中におきましても、やはり東京におきます大学とか、関西におきます大学、社会人、そういう方々が来ておりますし、またインターネットを使う中におきましても、この関連性といいますか、特に、今回、ここの場合は、雨天時の本当に練習といいますか、特に、冬場におきます気候の中におきます練習といいますか、いろいろと種目は多岐にわたってくるというふうに思っておりますので、特に、高校、大学、そういう県外を含めた、また県内もですけど、そういうところにパンフレット、いろんなものを持ちながら、こちらから発信をしていきたいというふうに感じております。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

19社につきましては、すべて県外の大手でございますけれども、正確な所在地につきましては、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

**○教育次長（満尾利親君）**

総事業費のことでございますけれども、6億7,000万円で、一応全部終わる予定でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○21番（松尾公裕君）**

先ほど、落札率のことで、97.67%ということで、非常に、このパーセントは高いなと思うところでありますが、先ほどの80%としますと、非常にこれは高いなというふうにもこう考えるところでありますが、設計価格です、設計価格は、予定価格は先ほど言われましたが、設計価格は幾らでしたか。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

設計価格は5億8,400万円でございませぬ。

**○21番（松尾公裕君）**

先ほどの設計価格、上市来のは、設計価格、

それから予定価格、もうほとんど差がなかったわけですが、今回、やや3,000万円ほどですか、差があるわけでありすけれども、この落札率の違いがその大きくあるわけでありすけれども、この違いが非常に大きいなと、先ほどの上市来と今回の場合とです。これについて市長はどのように考えていらっしゃるのか。

それからもう一つは、予定価格の決め方。これは、市長が単独、一人で決められるのか、いろんな方と相談して、調査をした上で決められるのか、そこを伺っておきます。

**○市長（宮路高光君）**

さっきの上市来の場合につきましては、設計額と予定価格は、ある程度、統一的なものでございます。

特に、今回のドームにつきまして、予定価格を立てるに当たりまして、大変大きな金額でございましたので、今回、設計額から、予定額の査定はさしていただきました。

今、それぞれの中におきまして、国庫補助金等を含めた中におきましては、設計額と予定価格、事前公表額というのは、そう変わらないということで、今、やっておりましたけど、今回、このような大きな物件でございましたので、設計額から予定価格を算定するに当たりまして、大変、ちょっと、私どもの方で厳しい査定をさしていただきました。

そういう中におきましても、落札率が97コンマになりましたけども、実質的には92、3、91ぐらいの形の設計額からすりゃ落札になっているというふうに思っております。

この決定につきましては、財政管財課長と私の方で、決定をしてるところでございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○27番（佐藤彰矩君）**

1点だけお尋ねいたします。



先ほどの上市来の中学校、また今回の工事におきまして、市外の業者が一応、落札ということで、非常に我々としまして、落胆しているような気もいたします。

今回のこの大きい仕事においては、大手の業者ということで、内々では、理解はするんですけども、そこで、恐らく下請け業者、また資材の購入、そういうものについては、ぜひ当市の中で、一応対応していただくような指導というものはあったのか、その辺についてのお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

まだ私も業者の方とも、1回も会っておりません。

そういう中におきまして、今後、基本的な考え方が、やはり地元の育成ということでございますので、あらゆる分野におきまして、それぞれの落札をした方々におきましては、地元をなるべく使うような指示はしていきたいと思っております。

**○27番（佐藤彰矩君）**

公共事業の経済波及というものは、地域においては、すごく大きい事業でございます。

ですので、今回、こうして両方あわせまして7億円ぐらいの事業費なんですよね。こういうようなものが、もし、当市に落札というものになりますと、非常に大きい経済波及効果が出る。一応、公共事業というものは、そういうような形で発注をするというのが、基本じゃないかなという気がいたします。

ですので、入札の段階で、今から今後、落札してからは、業者もいろいろ問題があろうかと思っておりますので、入札の条件として、前もって備品、下請け等においては、市内の業者というようなものも、一つの条件的なものも、今後の課題として考える必要もあるんじゃないかと思っておりますけども、その辺についての答弁を求めて終わります。

**○市長（宮路高光君）**

以前にそのようなものをしていいのかどうか、ちょっと、私も触れる部分がございますので、これは十分、検討させていただきたいというふうに考えております。

**○財政管財課長（福田秀一君）**

先ほどの田畑議員の、本社の所在地でございます。

上から順番に申し上げます。大林組が大阪市、清水建設が東京都、大成建設が東京都、竹中工務店が大阪市、鹿島建設が東京都、以下、戸田建設から11番の熊谷組まで東京都でございます。12番の浅沼組、次の奥村組が大阪でございます。三井住友建設から17番の佐藤工業まで東京でございます。残りの錢高組が大阪、飛鳥建設が東京でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について、可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（宇田 栄君）**

起立多数です。したがって、議案第59号まちづくり交付金事業（仮称）伊集院ドーム新築工事請負契約の締結については、可決されました。

---

△日程第71 議案第60号日置広域連合を解散するための協議について

△日程第72 議案第61号日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第71、議案第60号日置広域連合を解散するための協議について及び日程第72、議案第61号日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議についての2件を一括議題とします。

ここで議事の進み方についてお諮りします。議案第60号及び議案第61号は、関連がありますので、質疑・討論・採決は一括して行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第60号は日置広域連合を解散するための協議について、議案第61号は日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

まず、議案第60号は、平成17年10月11日の廃置分合により、日置広域連合を解散させることに伴い、日置広域連合の事務をそれぞれの組織する地方公共団体に引き継ぐため、地方自治法第291条の10第1項の規定により、協議したいので提案するものであります。

続きまして、議案第61号は、日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。日置広域連合を解散することに伴い、日置広域連合の財産処分について、地方自治法第291条の13において、準用する同法第289条の規定のより、協議したいので、提案するものであります。

内容につきましては、福祉課長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○福祉課長（馬場恵三郎君）**

ただいまの議案について、補足説明を申し上げます。

議案第60号につきましては、市来町と串木野市が合併するに伴う解散でございます。

次に、議案第61号の財産処分に関する協議について、説明を申し上げます。

10月11日に、市来、串木野の合併に伴い、日置広域連合が解散することになりますが、これに伴う財産の処分でございます。

日置広域連合の財産につきましては、備品と基金の2種類になりますが、まず、備品についてでございます。

備品につきましては、軽自動車、金庫、キャビネットなど、22種類ほどございまして、現在の残存価格で272万9,000円ほどとなります。

これを、均等割の50%、高齢者の人口割50%で計算をいたしまして、日置市の持ち分が230万円、市来町が42万9,000円と算定をいたしております。

均等割の50%につきましては、構成町が5町ということで、日置市が5分の4、市来町が5分の1になります。

なお、この備品につきましては、市来町には、金銭で精算し、現品につきましては、すべて日置市に帰属するをいたしております。

次の、基金でございますけれども、財政調整基金と介護給付費準備基金がございまして

れども、このうち財政調整基金は、1,215万973円となっております。これにつきましては、備品と同様に計算をいたしまして、日置市の持ち分が1,024万233円、市来町分が191万740円となっております。

次に、介護納付準備基金でございますけれども、これにつきましては、基金残高1億2,720万9,318円となっております。

平成15年度と平成16年度の保険料の収納比率を旧5町で算定いたしまして、日置市の持ち分が1億1,185万7,158円となり、市来町の持ち分が1,535万2,160円となります。

備品、基金あわせまして、日置市の持ち分1億2,439万7,391円、市来町分が1,769万1,900円となるものでございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

ここで念のためにお伺いするんですけども、議案第60号、今、説明があったように10月11日の廃置分合により、市来町が抜けることなんですけど、これ実際に、日置広域連合は解散されるのは、これ前日なのか、いつされるのか。そしてこのその事務をそれぞれの組織する地方公共団体に引き継ぐとありますが、いつの時点で引き継がれるのか、その2点を確認してください。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

10月11日の予定でございます。

○13番（田畑純二君）

10月11日、例えば、10月10日の何時とか、そういうあれじゃないんですか。10月11日、漠然としていつの時点でどうされるのか。正確なる答弁を求めます。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

10月の10日までは、そのまま広域連合が生きてくるということで、10月11日もって新たに引き継いでいくということになります。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。——これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号及び議案第61号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号及び議案第61号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号及び議案第61号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号及び議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について、可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、議案第60号日置広域連合の解散に関する協議について及び議案第61号日置広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議については、可決されました。

△日程第73 議案第62号日置市議会  
政務調査費の交付に関する  
条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第73、議案第62号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第62号は日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてであります。

日置市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として、議員に対して、政務調査費を交付することとし、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。この

採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第62号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時25分といたします。

午後2時12分休憩

午後2時27分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第74 議案第63号平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第74、議案第63号平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第63号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、9月5日から9月6日にかけての台風14号の災害による災害復旧にかかる補正及び学校施設などのアスベスト検体調査委託料を追加補正するもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,778万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ243億4,984万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでは、分担金で、災

害復旧事業及び治山事業に係る分担金  
514万2,000円を追加いたしました。

国庫支出金では、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金5,770万4,000円を追加いたしました。

県支出金では、林業費県補助金で、県単補助治山事業費県補助金1,589万円、農林水産施設災害復旧事業費県補助金1億714万9,000円を追加いたしました。

繰入金では、財源調整のために、財政調整基金繰入金7,129万5,000円を追加いたしました。

市債では、農林水産業債の自然災害防止事業債、災害復旧債の現年補助農地農業用施設災害復旧事業債現年補助、公共土木施設災害復旧事業債9,060万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものでは、農林水産業費で、農地費の賃金、委託料を災害復旧事業費の組み替え及び林業費で、県単補助、治山補助治山事業の追加により、2,384万5,000円を追加いたしました。

土木費では、住宅管理費で、台風14号による補修のための修繕料80万円を追加いたしました。

教育費では、小学校費及び社会教育のアスベスト検体調査委託料、保健体育費で、台風14号による補修のための修繕料、施設維持修繕料92万2,000円を追加いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費2億1,139万1,000円、公共土木施設災害復旧費1億606万5,000円、文教施設災害復旧費475万7,000円を追加いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○27番（佐藤彰矩君）**

新市になって、今回は一応災害の復旧費というのが、大方なんですけども、新市になって災害の復旧の対応について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

対応の一応、規模、金額、どのような基準で、一応、されるのか。

それと、今回、一応、国金の査定が全部済んだのか。それについての一応、ことだろうと思いますけども、その辺についてお尋ねいたします。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

1点目の災害の基準でございますが、補助災害の場合の農林水産災害の場合40万円が基準となります。

土木災害の場合は、60万円が基準。それ以上の災害が起こった場合は補助申請をするという段階です。

2件目はちょっと、聞き取れませんでした。が、何だったのでしょうか。

**○27番（佐藤彰矩君）**

査定が全部済んだのかという。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

査定については、10月に入ってから、県の査定を受けることになっております。

**○27番（佐藤彰矩君）**

国金の査定のまだ済んでない件数がどれぐらい残っているのか。恐らくまたこれが済み次第、再度予算が組まれるだろうと思います。

それと一応、災害の復旧の査定の基準ですけれども、40万円以上、農政がです。土木が60万円以上ということでございますけども、これ以下の小災害に対する対応ちゅうのは、どのようなお考えでしょうか。

**○産業建設部長（外園昭実君）**

今回は、補助申請をするための予算措置をしましたので、この予算措置をした分を来月、10月になって県の方へ補助申請をすると、すべてをするということになっております。

多少、まだ漏れがあるかとも思いますが、それについては、また次期の補正で対応したいと思っております。

それからこれ、補助以下の小災害について、農林水産の道路水路等については、単独で対応する分、土木災害も同じく市道の補助以下の小災害については、単独でも今回、補正を見てありますので、小災害については、単独で対応ということでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

○産業建設部長（外園昭実君）

農林、農地農業用施設災害の方が、予算額ベースでいきますと、道路水路で65件、農地で57件です。

それから公共土木災害の方で、補助の道路で17件、河川で14件という件数になっております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第63号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定

することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、議案第63号平成17年度日置市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第75 請願第1号福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第75、請願第1号福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書を議題とします。

本件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりまして請願第1号福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書についての、環境福祉常任委員会における審査の経過と結果について、報告申し上げます。

本請願は、去る7月22日の本会議において、環境福祉常任委員会に付託され、第1回目の委員会を8月22日、そして9月13日に委員全員出席のもと、開催し、担当課長の意見も求め、審査いたしました。

請願者は、特定非営利活動法人、日吉いこの会会長南三津江氏、特定非営利活動法人樹理事長花木広昭氏、紹介議員鳩野哲盛氏より、提出されたものであります。

請願の趣旨は、一つ、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法の指針通達により、陸運局の許可取得のための日置市へ運営協議会設置の切望、二つ、公平で自由な移動確保の課題の中で、非営利の移動送迎支援活動に、制限を加える措置は絶対に避けていただきたい等の請願をされたものであります。

審査の中において、日吉いこいの会は、平成13年度より活動を開始されており、会員数は47名であり、NPOボランティア有償運送活動としては、外出支援、通院介助等の移送サービスの実績があり、地域のニーズは広がりを見せているのではないかと。

平成16年3月、国の通達により、福祉有償運送は地域の実情に応じて、自治体が設置した運営協議会の審査を経て、陸運局の許可を受けることを義務づけられ、その申請が平成18年3月までの期限であり、時期を得ている問題であるのではないかと。

NPOボランティア有償運送の運賃は、タクシーのおおむね2分の1と示されているが、移送時の人数、距離等により、地域の専用業者等への影響が懸念される問題もあり、NPO活動の非営利の目的を確実に達せられたい等の意見がありました。

以上で、審議を終わり、討論に入り、討論はなく、採決の結果、請願1号につきましては、全員一致、採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これから請願第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択です。請願第1号は委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、請願第1号福祉有償運送許可申請に係る運営協議会設置に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第76 請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書

**○議長（宇田 栄君）**

日程第76、請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書を議題とします。

本件について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

**○教育文化常任委員長（田畑純二君）**

ただいま議題となりました請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書を、去る9月14日、第3委員会室において、議案第47号及び議案第48号に引き続き審査いたしました。

この請願書は、旧町時代にも毎年、上がってきてはいたましたが、この問題は、我が日置市にも深い関係があります。

請願の趣旨及び請願事項についても、まさにここに書いてあるとおりであり、憲法第26条第2項にも、義務教育は、これを無償とすると規定してあります。

また、本県の伊藤知事もこれに賛成していることや、紹介議員の坂口洋之委員にも、詳細に、この請願書の背景、説明を求めた結果、全員賛同の意向を示し、十分理解できるものであるとの結論に達しました。

したがって、当委員会としましては、意見書案で一字の抹消はしたものの、全会一致、採択すべきものと決定を見た次第であります。

以上、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから請願第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する請願書は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

△日程第77 陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第77、陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月14日、委員会を開催し、陳情書の内容を十分に審査し、

討論・採決をいたしました。

陳情の概要を申し上げます。

この陳情は、さつま日置農業協同組合代表理事、組合長松崎俊明氏、鹿児島県農民政治連盟の各支部長からの陳情であります。

陳情の内容は、18年産甘しょ価格並びに17年産甘しょ・でん粉価格の堅持であり、原料基準価格の現行、維持に努め、17年産甘しょ・でん粉買入れ基準価格については、現行価格を維持することなど、また生産振興対策の拡充、強化などの陳情であります。

審議を終了、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号甘しょ・でん粉政策・価格に関する陳情書は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

△日程第78 陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂



線の間の農道を市道に認定の陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第78、陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております陳情第4号伊集院町土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書の、産業建設委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、9月14日、委員会を開催し、陳情書の内容を十分に審査し、討論・採決をいたしました。

この陳情は、伊集院地域の下土橋自治会長高山武志氏よりの陳情であります。

陳情の理由は、高齢化が進み、道路作業は、大変な状態である。今後の道路維持管理面を考慮されて、市道認定に図っていただきたいとの趣旨であります。

委員会では、現地調査をして、計測したところ、一部で、市道認定の基準を満たしていないところがありました。

その後、慎重な審議をいたしました。審議を終了して、討論に付しましたところ、反対討論があり、採決の結果、陳情第4号伊集院土橋の市道大崩線と新山尾堂線の間の農道を市道に認定の陳情書は、不採択と決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから陳情第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

済みません、ちょっと飛ばしました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

委員長の報告は不採択です。まず陳情4号の原案に対する賛成ですよね。

○17番（梶 康博君）

ただいま伊集院町土橋の大崩線、新山尾堂線との間の800メートルについての産業建設常任委員会における委員会審査の結果は、お聞きいたしました。

不採択ということでありまして、本線につきましては、地域住民の通学路、また主要道路として、これまで住民の便宜を図ってきた線でありまして、基盤整備によって、下の方に農道が開通した関係もあると思っております。この沿線に民家もあり、住まっておられる方々もひょっとしたら、80歳を超えているんじゃないかというようなおばあさんが2戸ございます。

そういうようなことから、とてもこれまで、ことしの4月、市の方でも説明がありましたように、受益者負担ということを考えますと、非常にこう大変な路線でもありますし、今後、過疎は進む中、高齢化が進む中にありましては、今後こういった地域、条件等が出てくるんじゃないかと思っております。

住民の福祉に寄与するためにも、非常に幅員等が不足の点もあるということでありまして、そこらあたりを便宜を図っていただきまして、本案を採択していただくために、討論として終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。――原案に対して反対ですね。

○8番（田代吉勝君）

反対。

原案に対して反対いたします。

9月14日に、産業建設委員全員で、また執行部も現地に調査いたしましたところ、審議の結果、道路幅、3メートル60しかないところは何カ所かございまして、側溝などの改良点もありまして、認定に基準、認定基準に満たないということで、そのほかに、たくさんあいう道路が多いということで、皆さんが、認定すると後々、箇所が、道路がたくさん出るとということで、不採択を委員会でいたしましたので、反対討論とします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号、原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立少数でありますので、陳情第4号を採択することは、否決されました。

---

△日程第79 陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第79、陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任副委員長（田丸武人君）

委員長のかわり、副委員長に報告させていただきます。

ただいま議題になっております陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書の総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、去る9月9日の本会議において、総務企画委員会に付託され、9月13日に委員会を開催し、審査・討論・採決をいたしました。

本陳情は、下神殿1区自治会長松尾月男氏、下神殿2区自治会長桃北健氏、下神殿3区自治会長貴島修一氏、下神殿4区自治会長東功氏、以上4人から提出されたものであります。

陳情の趣旨の概要を申し上げます。

下神殿地区では、自治公民館及び消防車庫の老朽化が進み、下神殿地区住民291世帯の福利厚生安心安全な生活環境の充実を考え、地区住民の強い要望に基づき、改築を決定し、平成17年10月着工、平成18年2月の完成を予定しております。

しかしながら、自治公民館及び消防車庫の建設工事費は、総額2,500万円を超え、過疎、少子高齢化を迎えた地区住民の経済的な負担はかなり大きく、自治公民館建設には、日置市から補助金が交付されますが、消防車庫の建設補助金については、旧伊集院町においては、前例がないことから、日置市においても補助金交付の予定はないとの答えをいただいている。

消防車庫は、下神殿地区住民の生命財産を守る一番大事な施設で、市が補助金を交付することで、公共の福祉増進に寄与することを強く期待し、市議会におきましては、陳情内容をご理解いただき、早期実現に向けて、積極的に働きかけてくださるようとの趣旨であります。

審査には、総務企画部長、総務課長の出席を求めまして、陳情書の内容を確認し、執行部から旧伊集院町の状況を説明、質疑、意見

を求め、現地調査を実施いたしました。

課長の説明で、旧伊集院町は、中央分団の車庫は、町がつくった。しかし、各分団は、自治会で建設を行ってきた。他の旧町3町はそれぞれ、町で建設管理を行っている。

質疑に入りまして、東市来町と違った管理をしている。自主消防防災で管理しておるようだが、東市来町は4分団あり、2カ所の分遣所があり、6カ所の車庫ですべて町が建設しているが、伊集院町の状況をもう少し説明をしていただきたいとの問いに、部長から、伊集院町は6分団あり、分団の下に部があり、21台の積載車がある。各地区で、車庫をつくっておる。妙円寺は中央から分離したときに、自前でつくったポンプ車が配置されている。

次の、委員の質問で、非常時の運転はだれがやるのかとの問いに、消防団員が出動して行く。

委員の質問で、効率としては、体制はよいと思うが、合併協議会ではどのような話し合われているのかという質疑に対し、そのような協議はなされなかったということです。

次の委員からの質問で、当局は、どのような対応していく考えかとの問いに、団のあり方を検討しないといけないと考えている。

委員の質疑、公民館の中にどのような形で作られるか、具体的な金額についてはどうかということに、今のところよくわからないということでございました。

現地を確認をしましたところ、ただいま完成が終わろうとしておりました。

委員多数の意見が、ほかの旧町は、市が管理・維持していくのに、旧伊集院町だけが、負担、地区民が管理することは、どうかということで、大方の意見でございまして、今後、団のあり方も検討しなければということでもありますので、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第5号下神殿地区消防

車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書は、採択すべきものと決定をいたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号下神殿地区消防車庫建設工事費の補助金交付を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第80 意見書案第3号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第80、意見書案第3号意見書案第3号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者に説明を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております意見書案第3号義務教育費国庫負担金制度堅持に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第2号の願意が、

関係機関への意見提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、政府等へ意見書を提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、参議院議長、衆議院議長であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第3号義務教育費国庫負担金制度維持に関する意見書は可決されました。

---

△日程第81 意見書案第4号甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書

**○議長（宇田 栄君）**

日程第81、意見書案第4号甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者に説明を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

**○産業建設常任委員長（松尾公裕君）**

ただいま議題となっております意見書案第4号甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第3号の願意が、関係機関への意見書の提出でありますので、所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、本県の甘しょ及びでん粉生産の維持増大と、生産者の経営安定を図るためであり、地方自治法第99条の規定により、意見書を政府等へ提出するものであります。

送付先は、農林水産大臣、財務大臣、外務大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号甘しょ・でん粉政策・価格に関する意見書は可決されました。

---

△日程第82 意見書案第5号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第82、意見書案第5号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会運営委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております意見書案第5号道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

道路は交通の流れを円滑にし、活力ある地域社会の形成や、経済活動等、生活を支える最も基礎的な社会基盤であります。

本市におきましても、道路整備は、まだお

くれており、生活関連道路の整備を求める市民の声は切実なものがあります。

よって、このような観点から、道路整備の重要性を深く認識していただき、道路整備の促進及び道路財源の確保を図っていただくよう地方自治法第99条の規定により、政府等へ意見書を提出するものであります。

案分につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたします。

送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済政策担当大臣、規制改革産業再生担当大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書は可決されました。

△日程第83 決議第1号公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案

○議長（宇田 栄君）

日程第83、決議第1号公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案を議題とします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

○16番（池満 渉君）

ただいま議題となっております決議案第1号公共工事不正再発防止等調査特別委員会の設置に関する決議案について、趣旨説明を申し上げます。

新市発足と同時に発覚した旧伊集院町職員による汚職事件は、その後、公共工事をめぐる談合事件に発展をし、日置市の信用と、市民の誇りを大きく損なう結果となっております。

日置市議会といたしましても、市民の信用を回復し、信頼にこたえられるよう職員の汚職事件及び談合事件に至った経緯並びに再発防止策などの調査を行うため、特別委員会を設置しようと決議するものであります。

決議案につきましては、お手元に配付のとおりであります。朗読は省略いたします。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議第1号は、会議規則第

37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから決議第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから決議第1号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号公共工事不正再発防止等調査特別委員会設置に関する決議案は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました公共工事不正再発防止等調査特別委員会に職員の汚職事件及び談合事件に至った経緯及び再発防止策の調査に付託し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、公共工事不正再発防止等調査特別委員会に職員の汚職事件及び談合事件に至った経緯及び再発防止策の調査に付託し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。公共工事不正再発防止等調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、成田浩君、佐藤彰矩君、谷口正行君、重水富夫君、東孝志君、坂口ルリ子さん、池満渉君、中島昭君、大園貴文君、坂口洋之君、門松慶一君、

上園哲生君を指名することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、公共工事不正再発防止等調査特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長及び副委員長の互選を願います。委員の皆さんは応接室にお集まりください。

午後 3 時 09 分 休憩

---

午後 3 時 11 分 開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

公共工事不正再発防止等調査特別委員会では、委員長に池満渉君、副委員長に大園貴文君が互選された旨報告がありましたので、お知らせします。

---

△日程第 8 4 閉会中の継続調査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第 8 4、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長から、会議規則第 1 0 4 条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第 8 5 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第 8 5、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

この結果については、各常任委員長から議長に報告がありました。

お諮りします。所管事務調査の結果については、それぞれ市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会からの調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

○議長（宇田 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言が求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

平成 1 7 年第 3 回市議会定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

9 月 9 日から開会され、議会上程いたしました専決承認議案や、工事請負契約議案を初めとしました議案等 4 5 件につきまして、皆様から慎重なご審議と決定を賜り、まことにありがとうございました。

また、一般質問におきましても、1 8 名の皆様から極めて重要なまちづくりに対する政策提言や、的確なご助言を賜りましたことには、誠意をもって取り組んでまいる所存でございます。

皆様にはさらに、平成 1 6 年度、平成 1 7 年度 4 月分に係る旧 4 町分の決算認定議案 5 7 本につきまして、決算特別委員会でご審議をいただくこととなりますが、何とぞよろしく願いいたします。

これからの季節は、各地域におきまして、スポーツ行事や、文化イベントなど数多く開催されます。

くれぐれもご自愛の上、ご活躍を賜りますようお願い申し上げ、平成17年第3回日置市議会定例会に対する閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

**○議長（宇田 栄君）**

これで平成17年第3回日置市議会定例会を閉会いたします。

午後3時18分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 坂口 洋之

日置市議会議員 花木 千鶴